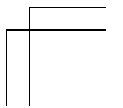
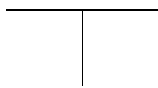
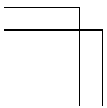
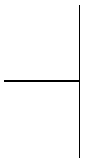
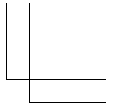
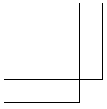


広島県立文書館資料集
4

村上家乗
慶応三年・明治元年

広島県立文書館



i 凡例

凡例

- 一 本書は、広島県立文書館資料集4として、広島大学文学部日本史研究室が所蔵する「家乗 後編巻廿四 慶応三年」と「家乗 後編巻廿五 慶応四年」を、「村上家乗 慶応三年・明治元年」として刊行するものである。
- 一 本文の表記法は、原文の形に沿うようにつとめたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。
- 1 原本には本文のほかにも頭書があり、本書ではその体裁をできるだけ尊重して組版を行なったが、都合上、頭書の位置を変更した部分もある。
- 2 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するようにつとめた。なお、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は改めなかった。また、井(ならびに)は小字で示した。
- 3 変体かなは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而(て)・江(え)・者(は)・茂(も)・与(と)と、而(のみ)は、小字で示した。また、合体字(方)より・一(コト)・ノ(シテ)はそのまま用いた。
- 4 漢字の反覆に「々」「ゃ」「ん」を用いているものは、「々」に統一した。「く」は原文のままとした。
- 5 原本の振りがなはそのまま残した。
- 6 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には(ママ)、推定できるものには()、なお疑問が残るものには(カ)、脱字があると判断される部分には(脱カ)、誤って重複したと判断され

- る箇所には(衍カ)などと、それぞれ傍注を付した。
- 7 原文の虫損などで読めない部分は とした。その場合(虫損)などと傍注を付した。
- 8 適宜、読点(、)および並列点(・)を付した。
- 9 平出・闕字は省略した。
- 10 著者自身が文字を抹消または訂正した部分は、抹消文字の左傍に「、」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。また、抹消した文字が不明な部分は~~／／~~とした。なお、著者が返り点や線を加えて誤記を訂正している場合は、訂正後だけを示し、とくに注記しなかった。
- 11 著者が転記した部分には転記確認したという趣旨の「スミ」と朱書した貼紙があるが、これは省略した。
- 12 内容上、補足説明を要する部分に*を付し、注として巻末にまとめた。
- 13 人権擁護の立場から、一部地名を で伏せた部分がある。
- 14 その他必要に応じて()で傍注を付した。
- 一 読者の便宜のため、巻末に村上家乗関係系図 および人名・寺社名索引を付した。
- 一 本書のうち、村上家乗 慶応三年」は平成十五年七月から広島県立文書館古文書解読同好会第二グループ、「村上家乗 慶応四年」は平成十七年一月から同好会第一グループのテキストに利用し、それぞれ解読を進めている。なお、両年分の解読にあたっては、河内昭一・奥宮博幸・角保ますみ・栗林弘子・嶋信輝・下寺和男・末田博信・高岡逸子・伊達和恵・西谷慶子・野上光子・八田哲彦・山崎博子・湯川昇一・和田敏子各氏(以上第二グループ会員)にお世話になった。
- 一 本書の解題・注は西村晃(主任研究員)が、組版は長沢洋(同上)が担当した。

人名・寺社名索引	(1)
村上乘関係系図	(17)
注	一八九
明治元年	一八七
正月	一八八
二月	一九八
三月	二〇〇
四月	二〇八
閏四月	二一五
五月	二三四
六月	二四〇
七月	二四七
八月	二五四
九月	二六三
十月	二七一
十一月	二八〇
十二月	二八六

解題

広島藩家老東城浅野家の家中村上家と、その三代にわたる日記「村上家乗」、そして「村上家乗 続編」(以降「家乗」とする。)の作者村上彦右衛門、その主家の東城浅野家については『村上家乗 慶応二年』(広島県立文書館資料集³)ですすでに記したので省略し、ここでは、本書の時期、慶応三年(一八六七)から同四年(明治元年、一八六八)にかけての政治的経過を「芸藩志」の記述を中心に概観するとともに、彦右衛門とその周囲の二年間の動向を記すことにする。

一 慶応三年・明治元年の政治・社会情勢

慶応二年(一八六六)の第二次長州征伐は幕府の敗戦で終わった。將軍徳川家茂の死去を契機に九月十九日に幕府より征長軍中止令が出され、征長軍は早々に広島から引き揚げたが、長州藩兵の全面退去は翌慶応三年二月六日(本書六頁)、その後は広島藩兵が長州藩境の守備につく。

慶応三年(一八六七)前半の国政の課題は、兵庫開港と長州処分問題であったが、一五代將軍となった徳川慶喜は、西洋軍制と近代的官僚制を採用して幕政改革をはかり、開港と長州寛大処分で勅許を得るなど国政でも主導権を握った。島津久光・松平慶永・山内豊信・伊達宗城の有志諸侯は国事に関する建白書を提出しても採用されないことに失望して次々と帰国し、その後は薩摩・長州を中心とする武力討幕論と土佐藩に代表され

る大政奉還論が交錯することになった。これに広島藩も加わるのである。

「芸藩志」によるとその経過は次の通りである。広島藩では幕府に大政奉還の建白を行うことを藩論に決め、上京諸侯と連携を取るため、五月二十八日に世子浅野茂勲、六月四日に年寄上席辻将曹が上京の途についた。茂勲はその直前に厳島神社に参詣し、弥山に登っていることからして、並々ならぬ決意がうかがえる（本書三三頁）。上京した茂勲と辻は、帰国した山内以外の諸侯やその薩摩藩士小松帯刀らと協議して概ね同意を得た。独自に大政奉還論を携えて上京してきた土佐藩士後藤象二郎も薩摩の西郷吉之助（隆盛）らと協議し、土佐藩の大政奉還論を骨子とする薩土盟約が締結された（その約一カ月前には土佐の乾退助らと西郷らとの間で討幕の密約が結ばれ、慶応二年には薩長の討幕同盟が締結されている）。辻・小松・後藤ら三藩の藩士は七月三日に会合し、大政奉還の建白を三藩連署で提出、不採用に備えて兵力を準備することを決議し、後藤は山内豊信の許可を得るため帰国した（なお『維新史』などの記述は、薩土盟約の大政奉還論に広島藩が加わったとする）。

しかし、後藤が兵を連れず上京したのは九月三日であった。もはや幕府や会津・桑名両藩の権威は回復し、その一方で上京諸侯はことごとく帰藩するような状況で、大政奉還の建白も採用の見込みがなくなり、薩摩藩は拳兵討幕を決意する。薩摩藩は長州藩と拳兵策を練る一方、広島藩とも出兵に関して協議した。京都の情勢を国許に知らせ、士気を鼓舞するため石井修理が帰国したのはこの時であった。村上彦右衛門は詳細を知るべくもないが「何分京都之時勢も弥増切迫、幕府之御所置兎角不穩趣之由也」と記している（本書五三頁）。

京都の情勢が広島に知らされると、藩士中の強壯者によって発機隊が結成された。発機隊は九月十五日、上京を命じられた応変隊が乗組んだ汽船万年丸で脱走上京をはかるが、大坂で茂勲に促されともに帰藩する。この脱走状況を追認した藩庁首脳に対して批判的な風聞があることを「家乗」は伝えている（本書五八頁）。

拳兵計画について報告を受けた広島藩は、植田乙次郎を長州藩に派遣し、九月十八日三藩拳兵同盟が締結

vii 解題

された(『維新史』では二十日とする)。しかしその一方で広島藩は大政奉還の建白を諦めたわけではなかった。建白を行った上で幕府にそれが容れられなければ兵力を用いるという方針を確認し、浅野茂勲は建白の緩急について辻に委任して九月二十一日にいったん帰国する。茂勲の帰国を待つて三藩同盟を検討した広島藩は挙兵延期を決断、再度植田を長州藩に派遣してこれを通告した。さらに薩摩藩軍艦の三田尻到着も遅れ、三藩挙兵計画は一時頓挫することになった。しかし長州藩の討幕の意志は固く、九月二十七日、在広の長州藩士広沢兵助(真臣)は浅野茂勲を説得し、再度出兵について同意させる。

一方京都では、広島藩と同時に大政奉還建白を行うことを約していた土佐藩後藤象二郎が、十月三日に単独で行動を起こした。驚いた広島藩の辻も三日遅れで建白書を提出する。このさらに二日後、京都で薩摩・長州・広島三藩士の会合が持たれ、再度挙兵討幕の同盟が締結されるが、広島藩の藩論変化は長州藩や倒幕派の公家からは理解されず、十月八日に薩長両藩に下された討幕の密勅から広島藩は除外された。將軍慶喜は十月十三日に二条城に諸藩の重臣を集めて大政奉還の上奏文の提出を決定、十五日に朝廷は上奏文を許可し、大政奉還が成立した。大政奉還を受けて朝廷は新たな公議政体を創設するため、十萬石(のち一萬石)以上の諸侯を召集し、広島藩世子浅野茂勲もこれに応じ十一月二十四日に実父式部(懋昭)と上京した(本書七二頁)。

日々刻々と政治情勢が変動した慶応三年十月から十一月にかけて、村上彦右衛門は長崎へ出張していたため、大政奉還や挙兵同盟に関して広島へはどのような情報が伝えられたのか残念ながら記されていない。彦右衛門が帰国したのは茂勲らが宇品を出発する二日前の十一月二十二日であった。「家乗」の十一月の末尾に、慶喜の大政奉還上奏に関する諸藩への諮問書、朝廷から広島藩主への上京命令書、広島藩家中の知行借上げを含む経費節減に関する広島藩の布達がまとめて記載されるだけである。

挙兵の準備を着々と進めていた討幕派は、慶喜が大政奉還建白を拒否すると予測していた。挙兵の口実を

失った討幕派はこれを打開するため王政復古のクーデターを計画する。十二月八日夜から翌日朝にかけて開かれた朝議では、毛利父子の官位復帰と入京の許可、岩倉具視とらみら勅勤の堂上公卿の蟄居赦免と還俗、大宰府の五卿の赦免などが決められた。朝議が終わって公家が退出した後、待機していた薩摩や広島藩兵ら五藩の軍勢によつて京都御所の諸門を固められ、摂政二条斉敬なりゆきや朝彦親王などの参内も禁止された。御所では王政復古の大号令が下された。摂関制度と幕府が廃され、総裁・議定・参与の三職の新人事が発表されて天皇による新政府の成立が宣言されたのである。広島藩からは浅野茂勲が議定に、辻将曹ら三名が参与に任命された。九日夜の小御所会議では徳川慶喜の処遇に関して議論が交わされ、茂勲が山内豊信を説得、慶喜の辞官納地が決した。これらの一報は十四日には広島に伝わり、彦右衛門は「何分不堪戦競時勢也」と感想を記している（本書八―頁）。

王政復古の後、慶喜は大軍を率いて京都二条城を出て大坂城へ移った。幕府兵が江戸から京都へ向かった隙を突いて薩摩藩が召募した浪土が江戸内外で横行してその治安を脅かし、十二月二十五日、庄内藩兵が江戸の薩摩藩邸を焼き討ちした。これに刺激された会津・桑名藩兵など約一万五千人が大坂から京都に向けて進軍し、慶応四年（一八六八）一月三日、薩摩・長州藩の軍勢五千人と鳥羽と伏見で衝突した。この緒戦で火力に勝る薩長軍が圧勝し、敗れた旧幕府軍は現職の老中稲葉正邦を藩主とする淀藩を頼って淀城へ退こうとした。しかし、淀藩は新政府と戦う意思がなく城門を固く閉じ、旧幕府軍の入城を拒んだ。また、四日には仁和寺宮嘉彰親王が錦旗を掲げ御所を出発、これにより薩長軍は官軍となり、そのもとは続々と兵力が集まり、旧幕府軍の劣勢は決定的になった。徳川慶喜は、七日に追討令が出ると、老中板倉勝静、会津藩主松平容保かたむね・桑名藩主松平定敬さだあきらと大坂を脱出して江戸へ帰り、鳥羽・伏見の戦いは終結した。

広島藩に対しては伏見への出兵が命じられ、岸九兵衛率いる部隊が向かった。しかし、茂勲から軽率に戦闘

ix 解題

に加わることはないよう釘を刺されていた岸は参戦の時機を誤り、戦闘に遅れをとるといふ失態を犯す。これをとりかえすべく南部健介率いる応変隊が八幡山で戦功をあげるが、広島藩兵はすでに新政府軍の主力とはいえなかった。

広島藩の汽船豊安丸が一月八日に帰国し、「上方筋大変」の一報が、親戚筋の桑原吉郎二を通して彦右衛門の元にも届いている（本書九二頁）。その後、彦右衛門は十三日にかけて鳥羽・伏見の戦いや福山藩の長州藩への降伏など、続々と伝わる戦争の動向を連日「家乗」に書き綴る。

一月十一日、広島藩は備中河辺川（高梁川）以西の備中・備後の旧幕領地を鎮撫没収するよう命じられ、朝廷から賜った錦旗二流が二十日に広島城に到着、二十三日に先遣隊として賀茂郡志和で結成された神機隊が、二十四日には隊長蒲生司書率いる軍勢が宇品港から出発し、二月十四日に凱旋する。

五月三日に江戸城が無血開城し、戊辰戦争の舞台が北陸・東北地方での北越戦争、会津戦争へと移っていくと、広島藩兵もこれらの戦地へと宇品港から出発する。戊辰戦争の動向は戦地からの報告や『太政官日誌』を通じて広島にも届いたようであるが、広島藩兵の活躍が少ないためか、戊辰戦争に関する「家乗」の記述は多いとはいえない。広島藩兵の動向に限り抜き出すと、九月三日の越後口と奥州広野駅での活躍と、東城浅野家のナポレオン砲の砲弾提供（本書一六四頁）、奥州相馬での高間省三の戦死と、会津若松城落城・広島藩兵一番乗りの誤報（本書一六七―一八頁）程度である。

九月二十二日に会津藩は降伏し、東北での戦争はほぼ終結した。彦右衛門は会津藩の降伏、歎訴状を『太政官日誌』から写し取ったのち、京都守護職以来勤皇の至誠を賞き、降伏開城によって士民を救った松平容保の決断を、「陽ニ大義を唱、陰ニ不可謂之姦曲」を行う薩摩・長州両藩と比べ、「実ニ大丈夫与可謂」、「君与云臣与云実為士者之鑑与謂へし」と称えている（本書一七九頁）。感情を挟まず、どちらかという事実を淡々と「家

x

乗」に書きつけることの多い彦右衛門としては大変珍しい筆致である。

四月十二日、新政府は諸藩に対して旧習因循を打破し、時世に適応した藩政改革を実施するよう促した。王政復古によって新政府の議定となった浅野茂勲は、三職七科制（一月十七日）では会計事務総督を、三職八局制（二月三日）では会計事務局輔に任じられ、京都に留まっていたが、閏四月二十一日に政体書が出されると三職制度が廃止され、茂勲も藩政改革を実行に移すため帰国する。茂勲が帰国すると、藩主茂長（ちのちのち）から藩政を委任され、改革を推進することとなった。五月十八日に改革の第一弾が発令され、年寄役・御用達所にかわり新たに政事堂が設置された。行政機構も大幅に改定され、副総督浅野飛驒のもとに制度・軍事・郡政（のち知郡局と改称）・会計の四局が置かれ、各局では督（参政兼）以下いくつかの掛や奉行が置かれた（本書一三七―三八頁）。七月二十一日の二度目の改革では、制度局が配されて政事堂に移され、各局の督のかわりに掌議が置かれて参政がこれを兼任した（本書一五―一三頁頭書）。このような藩庁の改革を受けて、十一月二十四日、東城浅野家でも、処事局と制用局の二局に統合された機構改革が発表されている（本書一八四頁）。

藩政を委任された茂勲は、賀茂郡志和盆地八条原に文武教育の練兵場を設置することを計画したほか、この年は精力的に領内を回って民情を視察した。なお、この視察は「遠乗」などと称してお忍びで行われたため、酩酊した東城浅野家中の数人が茂勲と気づかず、雑言を吐くという事件も起きている（本書一七六頁）。

開港した安政五年（一八五八）ころから物価は上昇に転じ、慶応末年には二度にわたる長州征伐など度重なる軍事徴発の影響もあり、物価は民衆の手が届かないところまで高騰した。たとえば「家乗」によれば、安政二年（一八五五）十一月は一石につき八二匁であった米価は、慶応二年（一八六六）二月はすでに一石当たり三三五匁に達しており、五月に五八五匁、十一月に六〇八匁、慶応三年（一八六七）二月に七〇五匁、五月に八一〇匁と止まるところを知らなかった。十二月には七〇五匁と少し落ち着くようにも見えたが、慶応四年（一八六八）に

xi 解題

入ると二月に七三〇匁の高値をつけた。また、広島藩は軍事費捻出のために慶応三年（一八六七）五月に米札（米切手）を発行し（本書二八一―三〇頁）、九月には米札と銀札の交換比率を米札一石につき銀札六〇〇目と公定した（本書五七頁）。札幌が開かれず正金銀と兌換できないことにも不信感が持たれ、銀札の価値は一気に低落、金一両につき銀札一八〇〜一九〇匁と藩の公定価額の半分以下となった（本書九九頁）。藩もこのような諸物価高騰、金銀不融通という事態に対処するため、慶応四年（一八六八）五月、銀札を公定価格の一両につき七二匁で正金に兌換することとした。ただし財政困難から兌換総額を広島は一〇〇両、尾道は五〇両、三次は二五両、一人につき一両までと制限した（本書三九一―四〇頁）。このため札幌には兌換希望者が殺到したという。この直後の六月一日には、値段が三分の一から五分の一にまで下がったものもあつたが、酒や醤油などは大幅な下落とはならず、米価も藩が九〇〇匁と定めているところからして、効果はあがらなかつたものと思われる（本書一四〇頁）。九月の米価はついに一貫二〇〇匁という未曾有の高額となっているのである（本書一六三頁）。

このような物価上昇に民衆は世直しを願望した。慶応二年（一八六六）五月に大坂や江戸などで打ちこわしが発生、全国でも百姓一揆や都市騒擾などが多発した。この世直しの潮流は慶応三年に入ると広島にも波及し、正月早々床に臥せていた彦右衛門の耳にも竹原下市の打ちこわし（本書八頁）や恵蘇郡の一揆の報が入る。この時には東城浅野家の知行地世羅郡小童村でも、「不風俗」の事件があつたらしいが、騒動には至らず沈静したようである（本書一一頁）。また、大政奉還から倒幕、戊辰戦争に至る政治的変動と時を同じくして、「ええじゃないか」の狂乱がまきおこつた。広島藩領内では尾道・竹原辺で、慶応三年十一月から翌年正月初めにかけて続いたことが記録に残るが、広島での騒動については伝聞ではあるが彦右衛門が「家乗」に書きとめている。堀川町あたりで胡子・大黒などの札が降つたというのである。彦右衛門はこれを「皆好事者之所為」とみなしている（本書八三頁）。藩への不信感から敵島弥山の三鬼坊を名乗り、告示を行うものが現れたり（本書一二六・一

三三頁)、慶応四年(一八六八)六月六日には、米の買占めによって不正の利益を得たという噂が立った草津町の商人の首が城下三丁目浜に何者かによって曝されるという事件も起きている(本書一四一頁)。

二 村上彦右衛門とその周辺の動向

村上彦右衛門は慶応三年(一八六七)正月で五十四才となった。慶応二年末からの体調不良が続き、三年元旦に出仕しても悪寒がやまず、早退してそのまま床についてしまつ。熱も出て呼吸にも障害が出たため医師の杉岡文碩に診てもらったが、その後感冒の気味があり、長期間の養生が必要となった。全快して出仕したのは二月十五日のことである。なお、その後も頭痛、腰痛、または脚気が原因の足痛、翌年六月には眼周に痛痒を覚えるなど、彦右衛門の健康は万全とはいえなかった。彦右衛門の妻お並は、積年の希望がかなって佐伯郡和田村の湯の山温泉に湯治に出かけることができたが、彦右衛門はこれ以上の長期療養はできず、慶応三年八月二十八日と翌年閏四月八日、それぞれ十日間にわたって城下近郊の己斐村石風呂へ湯治のため通っている。

この二年間、村上家の一類で最大の悲劇は、慶応四年二月六日、彦右衛門の実弟森岡万之進の死去である。万之進は従来から病氣勝ちで、慶応二年(一八六六)四月に多忙な吟味役を辞めて中小姓を勤めていたが、慶応三年十月に再発、一旦は平癒して勤めにも出たが、慶応四年二月六日に死去した。享年四十六歳(本書一〇二頁)。森岡家の跡は男子信槌がまだ七歳と幼いため、高木采助長男平太郎との婚姻が約束されていた娘のますに婿養子を取らせることとし、来助の次男時太郎が森岡家に入ることになった。このほか、異母妹梅の子保馬が慶応三年六月十八日に死去している。その一方で、梅には慶応四年一月二十二日に美祿が生まれている。

堀尾家から村上家に養子に迎えた敬次郎は、広島藩から洋学修行五〇名の一員に選ばれ、慶応二年十一月から江戸へ旅立った。敬次郎ら留学生は江戸で市川斎宮らに就いて英学を学んだ。敬次郎は留学生の中でも特に

xiii 解題

秀でた存在であつたらしく、彦右衛門は敬次郎や同行した留学生からの手紙で敬次郎の動向や成績を知り、その喜びを「家乗」に記している。たとえば、留学生のうち「一番才子」の称を受けたこと（本書三九頁）、文典輪講の試験で「甲中之甲」であつたこと（本書四七頁）など枚挙に暇がない。しかし、慶応三年（一八六七）末になると江戸の治安が悪化し、十二月二十二日にやむなく敬次郎ら留学生は帰国した。

広島洋学所は慶応三年から計画があつたが実現に至らず、国禁を破つて英国に密航していた村田（野村）文夫が慶応四年（一八六八）四月に帰国したことを契機に、村田・田口太郎・福永謙三らに扶持が与えられ、ようやく英学・仏学の教授が始まつた。敬次郎もすぐさま村田文夫の門をたたいている（本書一四三頁）。なお、彦右衛門に考えあつてこれまで厄介の扱いとしていた敬次郎を、正式に村上家の養嗣子としたのもこのころである（本書一六一頁）。同じ頃、家老三原浅野家では豊田郡東野村松浜に英学所を建設し、神戸在住の英国士官ジョンとジエームス・ブラックモール兄弟を招聘して英語教育と英式練兵教授を開始した。敬次郎は主家浅野河内の命により、東城浅野家の養嗣子浅野守之進らとこの洋学所に派遣されることになった（本書一六三頁）。しかしこの直後に広島藩でもこれまでの蘭式から英式練兵への変換が決まり、ブラックモール兄弟を広島へ招き、直接英式練兵と英学を教授させることになった。このため敬次郎らも広島に引き上げ、十月十一日に改めてブラックモール兄弟のもとへ入学している。

さて、江戸への留学生五〇名には、家老上田家の家中で、彦右衛門の親戚筋にあたる水谷八十郎（頁）と木野謙造も含まれていた。二人は敬次郎よりも遅れて慶応四年三月上旬に相次いで帰国した。しかしこの二人はこの後対照的な道を進むことになる。帰国直後、水谷八十郎は二十四歳の若さで上田家の用人見習いに任じられたが、役の重さに耐えかねて辞職、改めて外様馬回役を拝命したが、これも辞職して彦右衛門の反対を押し切って大坂の妻鹿友樵に遊学した。その後は広島藩の藩学授義、遷喬舎・白鳥学校教諭、広島師範学校教諭・

副校長、さらには同校校長を歴任して広島教育界の重鎮として活躍した。一方の謙造は上田家の児小姓となるが、六月二十六日に無断で出奔して大坂の妻鹿友樵の許へ向かった。木野家ではとりあえず学事修行のため千日間の暇を願ったが、許可なく出立したことが咎められ、知行召上げ、屋敷も取上げという厳酷な処分を受けることになる(本書一五八頁)。

彦右衛門は東城浅野家司という役職と時世柄、新式のライフル銃や大砲の導入に手を尽くした。後述する慶応二年(一八六六)十月の長崎行もその一環であるが、このほかに慶応四年(一八六八)三月、懇意にしていた広島藩士下瀬徳之助から広島藩集議所払下げの最新式エンフィールド銃購入の照会があると意欲的に購入を試み、手違いのために困難になってもなおも粘り、その購入に成功している

慶応四年二月二十四日、彦右衛門は「守之進様字業初守立筋」を勤めるよう命じられた(本書一〇九頁)。その後は守之進の素読の相手をしたほか、三月十三日には東城浅野家の教育機関である蒙養館で「小学内篇」の講釈も行っており、漢字の見識の高さがうかがえる。その一方で、軍事に限らず西洋の新しい事物に興味を示し、敬次郎が江戸から送ってきた横浜発行の邦字新聞「万国新聞紙」に目を通し、敬次郎の帰郷後、江戸留学の学友が訪ねてくるとそれに同席したりする。これらは西洋の新たな情報を得たいという欲求からではないだろうか。「守之進様字業初守立筋」を命じられたのも、家司役という役職もさることながら、家中のうちで伝統的な漢学に加え、開明的な洋学にも理解を示した人物として見込まれたと考えられる。その後守之進は三原東野村松浜に新設された英学所、さらには広島の洋学所で学ぶことになる。

彦右衛門が秒針つきの西洋時計を入手するのは慶応三年(一八六七)二月三十日のことである(一三三頁)。しかしその高価(金一〇両二分と銀一九匁余)であった西洋時計をわざわざ入手したのは、当初は時刻を知る目的ではなく、時計が「軍用必須之器」、軍事操練の時に秒針を用いて、一分間に踏み出す歩数を計るためであった。彦

xv 解題

右衛門は「家乗」に出仕時間と退出時刻を毎日書きとめるなど、時間を強く意識していたと思われるが、同年十月に長崎に赴き、時計師を尋ねて時計を修理した前後から、「家乗」の時刻の表記方に変化が見られるようになる。長崎の人びととの交流を通じて定時法について理解を深め、時計の使用法を知ったのではなからうか。これまで不定時法で記されていた「家乗」の時刻表記は、慶応三年（一八六七）十一月十一日から「朝八字過オルト招二心」という定時法表記が見られるようになる。帰国すると城で鳴らされる時太鼓で時刻を知ることができるため、またもとの不定時法表記に戻るが、太鼓が聞こえない石内村に出張すると再び定時法表記となっている。

彦右衛門は慶応三年十月十九日に突如長崎行を命じられる。目的は最新式のライフル銃購入であった。随行者は、龍野藩の出身で、洋学を学んだ経験があり、藩から五人扶持を得て水主町海軍所に出仕していた赤松精之介と、龍野藩士二名、そして薩芸交易にも関与していた西引御堂町の商人、中島屋吉兵衛である。広島藩は元治元年（一八六四）から豊田郡大崎下島御手洗港みたらいに会所を設け、薩摩藩と交易を行っていた（薩芸交易）が、慶応二年（一八六六）からは御手洗港だけでの商品授受という形態を脱して積極的に開港場である長崎へ進出し、広島藩の物産を長崎に送り、外国や九州地方の需要に応じようとする計画を立て、長崎豊後町に藩屋敷を構えていた。銃の購入は赤松や中島屋が手配してくれ、十一月八日に英商オールトと契約にこぎつけるまでになった。しかし、十一日に使者が来て国元で儉約令が出たことがわかり、手付金を支払うところまで来ていたオールトとの交渉はやむなく中止となった（本書六九七〇頁）。

長崎大浦居留地七番地にオールト商会を開くウィリアム・ジョン・オールトは、製茶所を開いて茶を輸出するほか、船舶・銃砲・反物などを諸藩に売込む英国貿易商であった。同じ英国貿易商トマス・ブレイク・グラバーが長州藩・薩摩藩との関係が深かったのに対して、オールトは広島藩との結びつきが深く、慶応二年に一二戸

のアームストロング大砲と豊安丸を、翌三年（一八六七）には蒸気船京都丸を広島藩に売却している。明治二年（一八六九）広島藩は村上敬次郎を含む四名の留学生を英国に送り出すが、これもオールドが周旋の勞をとった。彦右衛門は十一月九日に幕府の長崎製鉄所を見学し、蒸気を動力とする工場に目を驚かした。またそれに先立つ七日には英国軍艦、八日には米国のフレガット軍艦を見学する機会を得ている。彦右衛門は慶応元年（一八六五）に広島藩が購入した汽船震天丸を見学しているが、乗組員が八〇〇名という英国軍艦は「海城」の名に恥じない広大な規模であった。彦右衛門は「如斯之美見を不經して八外夷之不可侮を知に不足」という感想を「家乗」に記している（本書六八頁）。このような経験は、明治二年に敬次郎が英国に留学するにあたり、その背中を押すことに生かされたであろう。

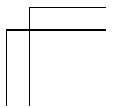
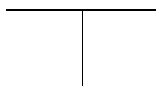
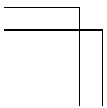
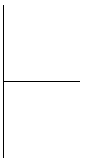
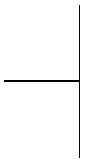
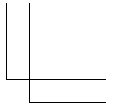
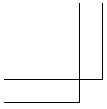
xvii 解題

参考文献

- 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九、九七年)
『日本史大事典』(平凡社、一九九二、九四年)
『芸藩通志』(一九一〇年)
『日本歴史地名大系』34岡山県、35広島県、36山口県、
41福岡県、42佐賀県、43長崎県(平凡社、一九八〇、二〇〇四年)
『角川日本地名大辞典』広島県(角川書店、一九八七年)
『広島城下町絵図集成』(広島市立中央図書館、一九九〇年)
『広島県史』(広島県、一九七二、八四年)
『広島市史』(広島市、一九三二、二四年)
『新修広島市史』(広島市、一九五八、五九年)
『図説広島市史』(広島市、一九八九年)
『五日市町誌』(五日市町誌編集委員会、一九七四、八三年)
『東城町史』(自然環境・原始・古代中世・近世通史編東城町、一九九九年)
『三原市史』四 資料編一(三原市、一九七〇年)
『岡山県史』近世Ⅳ・近代Ⅰ(岡山県、一九八九、一九八五年)
『井原市史』2 近現代通史編(井原市、二〇〇五年)
『長崎県史』(長崎文獻社、一九八八、八九年)
『長崎県史』(長崎文獻社、一九八八、八九年)
『長崎事典』(長崎文獻社、一九八八、八九年)
『広島県人名事典』(吉川弘文館、一九七六年)
『明治維新人名事典』(吉川弘文館、一九八一年)
『三百藩藩主人名事典』(新人物往来社、一九八六年)
『三百藩家臣人名事典』6(新人物往来社、一九八九年)
『国書人名辞典』(岩波書店、一九九三、九九年)
『新訂増補 海を越えた日本人名事典』(日外アソシエーツ、二〇〇五年)
江川義雄『広島県醫人傳』(一九八九年)
『平成新修旧華族家系大成』(吉川弘文館、一九九六年)
『寛政譜以降旗本家百科事典』(東洋書林、一九九七、九八年)
『広島県大百科事典』(中国新聞社、一九八二年)
『三百藩戊辰戦争事典』(新人物往来社、二〇〇〇年)
『洋学史事典』(雄松堂出版、一九八四年)
所 莊吉『図解古銃事典』(雄山閣、一九八七年)
『芸藩志』(文献出版、一九七七年)

- 『維新史』(吉川弘文館、一九八三年復刊)
『明治天皇紀』第一卷(吉川弘文館、一九六八年)
洪沢栄一『徳川慶喜公伝』(平凡社、一九七六～七七一年)
小鷹狩元凱『坤山公八十八年事蹟』(林保登、一九三三年)
勝海舟『海軍歴史』、『勝海舟全集』12・13、勁草書房、一九七二、七四年)
林保登『芸藩輯要』(芸備風土研究会、一九七〇年復刊)
高橋新一編『芸藩輯要索引』増訂版(一九九〇年)
『広島県神社誌』(広島県神社庁、一九九四年)
『広島市立古田小学校創立百二十周年記念誌』古田(一九九四年)
『幕末・明治期における長崎居留地外国人名簿』(長崎県立長崎図書館、二〇〇二～〇四年)
熊見曲水『芸藩時代年中行事』(『尚古』第一年第三号、第二年第八号、一九〇六～〇七年)
小川清介『老のくりごと』(『日本都市生活史料集成』四、学習研究社、一九七六年)
武田正視『木原適處と神機隊の人びと』(月刊ペン社、一九八六年)
- 薄田太郎・薄田純一郎『宮島歌舞伎年代記』(国書刊行会、一九七五年)
『館報入船山』一五号(呉市入船山記念館、二〇〇五年)
『幕末維新の芸藩と国老上田家展』(広島市文化振興事業団(広島城管理事務所)、一九八九年)
『公文録』(国立公文書館所蔵)
小鷹狩元凱『芸藩三十三年録』・『自慢白島年中行事』・『広島蒙求』・『弘洲雨屋虫干集』(『元凱十著』、一九三〇年)
杉山伸也『グラバー商会』(近代日本研究会編『幕末・維新の日本』、山川出版社、一九八一年)
橋本毅彦編『遅刻の誕生』近代日本における時間意識の形成』(三元社、二〇〇一年)
西村晃『幕末における広島藩と薩摩藩の交易について』(『広島市公文書館紀要』第九号、一九八六年)
寺田芳徳『日本英学発達史の基礎研究』上巻』(深水社、一九九八年)
『法令全書』第一卷(原書房、一九七四年)

村上家乘
慶心三年・明治元年



家乗
 統編卷之廿四
 慶心三年

(表紙)

人皇百廿三代

御諱睦仁*

慶心三年丁卯御踐祚、從

神武元年辛酉二千五百廿

七年

今上皇帝

慶心三年龍次丁卯

平天下二年

源慶喜公德川家康公十五代、從慶心丙寅

治国十年

源茂長公淺野長政公十三代、從安政戊午、御寿五十六

齊家二十年

紀道興公堀田高勝公十三代、從嘉永戊申、御寿五十三

村上家乗 慶応三年 4

兄弟
亥子之間

家乗統編卷之廿四

慶応三年丁卯 村上七世彦右衛門邦裕君緯謹記

正月 小

元日、丙辰、晴、微暄、慈君奉始何れも平安加寿、晝寅鼓後興、若水、神拜、廟
 拜、蓬萊、祝詞、大福、屠蘇、齒固、右粗恒規之如行之、尤兎角惡寒之気味有之候
 故、読書始・吉書始等者略之也、例早朝出仕、御目見仕、御機嫌好御超歳并御規式
 濟之恐悦申上候得共、前章之次第故致用心、不及出仕、其段御用人中江紙面を以
 案内、并御用達・御奥附江者昨夕之如紙面を以御機嫌御超歳之恐悦申出候也、昨年
 方復旧二相成候通、今朝御規式濟、干鯛一折二御惣容様江差上候二付、早曉御用部
 屋江為持差出、尤当年方者上之御振合二准、料二而差上候二付、銀札拾匁封銀二し
 て杉原紙幅紗包上江干鯛一折与認、水引者不掛、熨斗鮑毛不添、塗台据者昨年之通
 也、夕方、年頭之御礼程江者押而仕回致し罷出、予御礼之節、奏者御用人堀尾勝登
 御礼錢鳥目五拾匹差上上、当年者守之進様二毛御一緒二御礼被為請候得共、御礼錢
 者別段二八不差上、御のしも旦那様方被下計也、直二致席詰、暮前退出、御表・御
 奥共御次迄為伺御機嫌出、御宇衛様二者御目見被仰付也、席詰中方増悪寒強困る
 也、清人・万之進始一緒内少々祝詞入来、其外者皆々台所迄祝詞入来也、公辺も
 当年頭者時勢柄二付、御家老・御年寄・支配頭等之外身近干親類者格別、其外祝詞
 之勤合二不及旨被仰出候由二候得共、格別二御懇意二被出候御出入衆少々者宅江も

5 正月

祝詞来儀有之也

二日、丁巳、晴、暄、今日も悪寒不去、右脇側之疼不快候二付、終日用心罷在也、
祝客少々有之也

三日、戊午、晴、暄、今日も脇側益疼痛、呼吸動揺江障、悪寒も強候二付終日平臥、
一緒内其外共祝詞客来少々有之也、山中碩庵老今日物故之由、可惜事也、尤去秋
以来之長病二而有之し由、一円二不知、致驚歎也

四日、己未、晴、暄、今日も諸事同様二而困候也、夕杉岡文碩来診、何分為指熱
二も無之、両三日中二者快可有之旨申也、朝来者咳も有之候得共、是者却而宜旨申
聞、夜中咳も益甚、痛所も同様二而困候也、夕地震有之

五日、庚申、晴、暖、今朝者御吉例之通御馬御乗初、并当年方者諸役所出初二候得
共不快故不能出仕、其段御用人中江及案内、且御用達江も致案内也、夜前以来之様
子何分昨日文碩(申力)聞候様二も無之、且何与やらむ肺部へ障候様之事共二者無之哉与
相考候付、今朝又々文碩を呼、篤与診察を請候処、如何様一昨日迄之様子与者違、大
分熱も有之、全風邪之(虫損)感熱之少々被結候与相考候間、中々以両三日二快復与申訳
二者難參、寢与中句比迄も用心致不申候而八速之解熱二者至り申間敷之旨、尤格別
肺江係候事二も不被考旨申聞、薬転法致しくれる也、夕又文碩(碩)来診、何も今朝同様
何れ共格別之事二者有之間敷旨申聞也、夜雨少々滴
六日、辛酉、雨、夜来者少々快方也、夕文碩来診、熱少々者挫候由申也、夜雨、
風吹、寒、夜中左之通御移櫛出候也

村上家乗 慶応三年 6

〔七日、夜前被仰出之振二付、今朝門松を引、諸所輪飾を徹スル也〕

別紙之通従公儀被仰出候間、於爰元も今日方普請・鳴物共停止、火之元別而念入候様被仰出候――

正月六日

主上崩御二付、普請・鳴物共停止、日数之義者追而可相達、以上

十二月廿九日

七日、壬戌、晴、寒、〔今日者大二快方を覚也、西向寺江代参宗太申付、夕文碩来診、此間方追々見舞来訪有之候得共、別二扣させ置候故、都度々二者不記也〕

八日、癸亥、曇時々雨はらつく、暖也、〔益快方也、主上崩御二付何れも穩便二作法等宜念入可申与の旨殿様方御意之趣御達有之候由也、当度者御先例与者違ひ、何角大二御敬義厚千御所置共也〕

九日、甲子、晴、寒、〔夕文碩来、大二快由申也、折柄大島五兵衛御用向二而来、一緒二酒を饗也、今朝渡辺雅登見舞旁被来、御内命二而近日備後矢川村稻荷社江御代参被相勤候由二付、何角申承候也〕

十日、乙丑、晴又曇、余寒強、〔御用向二付五兵衛朝方来、於病床夕方迄何角申談、夕文碩来診〕

十一日、丙寅、晴、寒、〔今日初寅二付如例西福院弟子来、於毘沙門天法楽執行有之候由也、今日も五兵衛来、夕迄御用向申談〕

十二日、丁卯、晴、寒、〔昨日・昨日共続而御用向申談候処、其動し共歟今日者少々熱発、終日懶也、右二付五兵衛来候義者辞入、夕文碩来診、少々感冒之気味有之〕

7 正月

十五日

雨水

朝四時四分

十六日

〔^{申候}〕下女一人二而 試候

得共、何分吉人二而八

夕差間、不都合之廉毛有

之候二付、当季方八以前

之〔^{申候}〕人二復し〔^{申候}〕以来雇置候小人三次娘を〔^{申候}〕

事二申付也、先者下地之

分居据也

様被考候故、発汗致候様二与申聞也

十三日、戊辰、曇、朝雪飛、風烈、余寒厳也、〔^{申候}〕夜前発汗致候故歟今日者大二快也、尤咳者強、〔^{申候}〕夜辻妹為見舞来也、留而宿十四日、己巳、曇時々雪飛、風強、余寒甚、〔^{申候}〕今日毛快方也、〔^{申候}〕渡辺雅登、今朝矢川江出立之由也、〔^{申候}〕夕文碩来診、〔^{申候}〕家来楠宗太当季暇を願候故承届也、〔^{申候}〕極夕妹帰候也、〔^{申候}〕夜

秀ノ一を呼、按摩を命

十五日、庚午、晴、余寒依然、朝雪飛、〔^{申候}〕追々快方二而稍食味出ル也、〔^{申候}〕堀尾勝登被来、御用向也、〔^{申候}〕森岡故十兵衛明日卅三回忌相当二付、今夕慈君御出被成候様二此間万之

進申聞候得共、余寒毛強候二付御出不被成候也

十六日、辛未、晴、余寒依然、時々雪飛、〔^{申候}〕朝堀尾方内室今晚安産、女子出生之旨為知来也、早速見舞使遣入、〔^{申候}〕朝森岡法事二付西蓮寺江代参宗太遣入、妙慶院江毛代参申付也、〔^{申候}〕夕文碩来診、〔^{申候}〕夜家小堀尾へ見舞、歡旁二行也

十七日、壬申、晴、余寒、追々快方也

十八日、癸酉、晴、余寒、〔^{申候}〕今日者咳大二輕相成也、〔^{申候}〕森岡弟婦為見舞、〔^{申候}〕文碩来診、明日方水薬を患候間、四三滴宛湯へ点し服候様二与申也、〔^{申候}〕夕万之進來、〔^{申候}〕弟婦伴帰也十九日、甲戌、晴、余寒強、〔^{申候}〕今日者咳止、大二快方也、〔^{申候}〕御宇衛様、予不快御氣遣被

遊候由二而、御内々為御見舞平目魚一尾頂戴被仰付、老女千代浦方文二而為持来ル

御請文二而申出候也、〔^{申候}〕夜長武左衛門来話廿日、乙亥、晴、午後余寒纔甘む也、〔^{申候}〕文碩来診、熱毛大概解候由申也、〔^{申候}〕宗太今日下

村上家乗 慶応三年 8

宿、近江^{〔松平〕}守様御留守居何某殿江家来二被抱、江戸江近日參候由也、一昨年来相勤候付祝義遣入也、於江戸前將軍昭徳院様御遺物、殿様・少将様江御脇差一腰ツ、御拝領被遊候由也

廿一日、丙子、晴、夕曇、余寒緩、日々快方二候得共食事兎角不^{〔進〕}勸方也、敬次郎方本月六日出之書状達、無事二致加年候由也、若^{〔宗〕}党宗太代十軒屋村百姓吉右衛門倅吉藏与申を召抱、今日方来、下番庄次口入也、吹本吉藏与云也

廿二日、丁丑、曇、夕晴、西向寺江代參新吉^{〔福田〕}申付、文碩来診、弥熱毛大方除、脈毛宜二付最早髪を搔揚、髭を剃儿位之事者可然与申、御穩便中なから稽古場二於而之諸稽古事者不苦、尤鼓貝吹相^{〔虫損〕}者先用捨致候様被仰出候由、去儿十六日加茂郡竹原

辺小前者徒党致、富商・豪農等奸悪者之家を毀、大分致騒動候由、近頃者他領二而者諸所二百姓一揆様之事毛有之由、矢張夫等之伝遷与相聞る也、渡辺雅登今晚在中方被歸候由也

廿三日、戊寅、晴、暄、朝堀尾勝登被来、今度之渡辺矢川社へ被參候便二、予不快速二全快之祈念被憑具候由二而、御札守護・供物・神符持參被患、厚意之事也、願解二者身丈職千度拜致候様申事之由也、夕方金子元達見舞入来、折柄診を乞、何毛文碩同考、尤何れ二毛難侮症合故、充分二用心致候様二申聞也

廿四日、己卯、晴、暖、余寒大二退、午後暖二乘、久振庭中下試也、夕文碩来診、又些風氣二感候様二被考、脈少々力を持候間、致用心候様申、夕暖、良快、発汗いたし心持大佳也、敬次郎方臘末之書状達入、旧冬福沢塾二而開板之西洋事情并兼而

9 正月

頼置候歩兵練法差越也

廿五日、庚辰、曇、暖、〔暁有地震、少々強、〔渡辺雅登見舞旁被来、且御用談有之也、〔新帝御踐祚当月九日首尾克被遂行候由大坂方申来、同十日触穢被仰出候由也、〔宗太弥近日江戸へ参候由二而暇乞二来、〔小林土佐守近所へ序有之由二而見舞二来、折柄墨色を鑑、且枕加持致し呉儿、先達而以来家小方予当病平癒之祈祷頼候由也、〔堀尾老室・岩崎およし見舞入来、〔夜秀一按摩二来、夜前も来候也

廿六日、辛巳、晴、暄、〔朝文碩来診、惣体宜旨申也、〔宝国祥月、妙慶院江代参申付、〔木屋〔後室夕方為見舞被来、おまつも来、〔森島兵藏御穩便中ながら窃二妻を呼候由、夕方酒肴之初穂惠来、妻八井上庄蔵姪之由也、〔夜秀一来、按摩致さす

廿七日、壬午、晴、暄、〔西向寺江代参申付、〔朝〔五兵衛〔入来、御用談也、〔夕桑原吉郎二来、暫話

廿八日、癸未、風吹、寒、時々雪飛雨飛、〔弥快方二付髭を剃也、〔夕文碩来診、〔久野秀太郎方当月之集会不快二而差延候旨申来、痲病二而被困候由也、〔小林土佐守先夜来候節、予肺病之兆有之二付、庄封之祈祷を修し呉可申段申置候由二而、今日守護を送り呉也

廿九日、甲申、晴、風吹、寒、〔河瀬極人被訪、尊上二而逢、暫被話也

村上家乗 慶応三年 10

朔日

啓蟄

朝五時七分

同日

一 御褒美銀壹枚
二 御次詰

森 喜久二

常々馬術出精二付

一 御切米五斗
二 御増

山川久左衛門

唯今迄者御穩便中并御敬
日等二者被仰付事者御用
捨二相成居候之處、此以
後八差掛御役替并御賞等
者被仰付候事二御上之處
相成候二付、此御方之處
も右御同様二相成候由

二月 大

朔日、乙酉、晴、風吹寒、朝有水、惣体弥佳候付、蓐を徹、午後髪を理也、附足輕
春御貸米切手如例年相渡、米価益騰貴、世羅米石二付七百五匁之由也、御穩便二候
得共、今日御用始有之候由也、慈君夜堀尾へ安産之歡旁御出被成候也、夜雨飛
二日、丙戌、晴、風吹、午後暖、朝森仙太郎昨日倅喜久二御賞被仰付、吹調として
来也、大島五兵衛就御用向入来、去月廿三日、於京都板倉伊賀守様方御達有之候
旨二而、一統承知仕候様二与御移檄有之也

從御所被仰出候趣も有之候二付、長防討手暫時兵事見合相成候處、此度御国喪

二付一同解兵可致旨被仰出候間、可被得其意候 二月

三日、丁亥、晴、暖、尤風者冷、昨夕文碩来診、熱も弥解、惣体大二宜候段申聞候
二付、月代剃試度段月番御用人中江左之通紙面を以申出候處、早速二勝手二仕候様
紙面二而申来候付、夕方月代致又也

以手紙得御意候、然者私引籠、長髪逆上仕候付、月代剃候八、可然旨医師申聞
候付、剃試申度奉存候、此段御窺被下候様御頼申候、以上

二月三日

佐藤益之丞様

村上彦右衛門

堀尾嘉善被来、留而酒を出入、木野方使来、々ル七日瑞祥院一周忌法事致候由二
而、茶言袋惠来、尤予此節不快中故態与非時案内者不被致候由也、御穩便中二候得
共、差掛普請作事者今日方不及用捨旨、并二出稽古用捨之處、明日方不苦、尤鼓貝

11 二月

者兼而之通先用捨有之候様二与の義被仰出也
 四日、戊子、晴、暖、夕曇、寒、愈快方二付午後庭内散步を試、足下未良也、夕野
 口金兵衛・佐々木猶馬就御用向來、跡二而酒を饗入、夜半西方出火二而騒、寺町報
 専坊之寺中一軒焼失之由也
 五日、己丑、晴、暖、倍快然、惣体大概復常候得共、氣力聊不復所有之也、夕文碩
 來診、大佳二候得共、湯浴等者今暫用心致候様二申也、惠蘇郡・奴可郡辺諸所不人
 機二而、惠蘇一郡者大ニ騒動、西城郡府江出、何角訴訟筋申立、郡方御步行神川三
 太居宅を毀、其外豪農・富商等之家を壊坏大分之事二候処、追々居合二至候様子也、
 備中其外御隣領辺も諸処右類之事被行、全其伝遣与相聞也、此御方御知行所者小童
 村少々不風俗之様子も有之候処、聊之事二而鎮靜二至、其外者一同二居合宜敷由也
 六日、庚寅、晴又曇、風吹、寒、今日も益快方也、木野方非時之膳具贈來也、大
 島五兵衛就御用向來話、跡二而酒を饗也、夜雨飛風吹、寒
 七日、辛卯、晴、有風、朝甚寒、木野法事二付、朝興徳寺江代参(堀田)新吉遣入也、西向寺
 江も代参申付、昨夕文碩來診、此度一同解兵之義被仰出候付、西口出張之長州勢一
 同引取候様従山口表申來候趣二付、昨日不残引払候段無吃大御目付衆方申参候由也
 八日、壬辰、晴或曇、朝甚寒冷、後者暖、木原徳蔵來、柿・梅接穂致し呉る也
 九日、癸巳、晴、朝冷後暖、日々順快也、夜長武左衛門來話、森岡万之進兎角難
 渋、当方も不地飽米銀之世話も致遣候得共、何分内輪之取締不宜もの相見、い
 つ迄も世帯取直し之目途も無之、甚以先々不案之次第二付、予考之趣及内話、得と

考兵候様二与申置也

十日、甲午、晴、寒、今日者初午二候得共、御穩便中二付稻荷祭礼も無之、寂寥也
夕文碩来診、最早明日あたりは極暖氣二候八、軽く湯浴致試、障二も不相成候八、
 十三四五日頃方出勤致候而も可然与申聞也

十一日、乙未、晴、朝寒冷強、後者聊暖也、朝辻清人入来、於梅此間中者持病之脇
腹拘攣強、困候之処、昨日方者大二快由也、大島五兵衛来、又渡辺廉之助も来、皆
御用談也、奴可郡川西村小々不風之義有之、急二明日入村致居候由也、平川静一郎
兼而此間小童村江参、同所方直二川西へ参居候由也、午後顔・手足程湯洗いたす也

今日者又舌上へ少々苔を生、夕者些惡寒之意も有之様覺也、敬次郎方去月廿七日
出之書状達入、無事二逗留之由、近頃市川齋(宮殿)殿從大坂江戸へ被歸候付、同方之塾始
り候得者其方へ入塾之積二有之旨申越、此節之勢者英字方も仏字之方日増二盛二成
 候趣之由也

十二日、丙申、晴、余寒、風も冷、今日者舌苔も少々軽く成候哉二被覺、惣体者何
も宜也、只風寒を畏、終日衾炉を不離

十三日、丁酉、快晴、暄也、尤朝者冷強、有氷霜、夕文碩来診、最早明後日あたり方
八愈致出勤候而も可然、尤成丈用心、長詰等不致候様二与申聞也、夕万之進來、同
人も此間者少々持病差起、胸痛嘔吐も有之、困候由也

十四日、戊戌、晴或曇、寒、堀尾勝登被訪

十五日、己亥、晴、暄、夜来風強、暁方静也、弥快二付今日方致出勤、例刻方午下

13 二月

廿日、主水様小方御場所
之一件其後承候所、金左
衛門一応小方へ相越候得
共、いまた御武器類受取
杯云場合二而も無之、長
人も尚五十人許者残居候
由也

刻迄詰退、中津屋後家来宿、夜長武左衛門来、今日方出勤之歡也

十六日、庚子、晴、暁、例時出勤、未刻退、夕後調練見物二出、妙慶院江代参新吉
申付、夜岩崎およし快出之歡入来、夜暖也

十七日、辛丑、晴、夕曇、温暖甚、夕為伺御機嫌罷出、夕万之進快出之為歡来、酒
を饗、夕方雨降、好潤也、暖甚、夜武左衛門来話

十八日、壬寅、雨、午後歇、暖甚、例時出勤、夕未鼓退、植田兼山先生昨日物故之
由、久々之中風也

十九日、癸卯、雨、寒、午後霽、例時出勤、夕未鼓退、中津屋後家今日迎來、返ル
廿日、甲辰、晴或曇、大二返返也、桑原吉郎二・岩崎良之進入来、夕為伺御機嫌

出、并調練所江も出ル、西口御警衛新組頭衆辺之分御引揚二相友田・栗栖・浅
原・廿日市・立石等要所々々之御番所江土中言人、御步行中式人、御先手六人、小
人式人宛、来ル廿三日被差遣候筈之申上有之候由也、主水様小方御場所御手当之

大炮始、其外御武器類昨夏長人乱入之節不残押領致候趣二候処、此度長人同所引私
候二付而八夫々差戻候付、受取呉候様二与申来、清野金左衛門相越、何も取揃受取
候之由也、今朝久留杏蔵入来

廿一日、乙巳、曇、雨降、余殊二励、夜成雪也、例時出勤、夕未鼓後退、岩崎良之
進入来、先年縁付之守護同方へ貸置候二付、今朝取二遣候処頓与忘居、差寄難相分
旨挨拶申聞也、右者安政未年春用立候趣当家二書付有之也

廿二日、丙午、雨霽、余寒依然、例時出勤、夕未鼓退、西向寺江代参申付、堀尾

氏来ル廿四日後室一周忌之由ニ而茶被贈、非時案内者無之也、調練之方、今夕新庄大芝江出稽古有之候由也

廿三日、丁未、晴、余寒聊緩、御用向ニ付大島五兵衛午前方来、終日申談、夕野口金兵衛・佐々木猶馬も御用向ニ付来、極夕相濟、折柄酒を饗、岩崎良之進も其節呼候而一緒二饗スル也、右四人共先頃病中格別配意ニ預候ニ付、旁右之通也

廿四日、戊申、晴、余寒稍舒、朝万之進來、例時出勤、夕未鼓退、今朝堀尾法事ニ付本照寺江代参吉蔵遣又、岩崎良之進來、早縁付之守護見へ候由ニ而戻し厚申聞也、夜寒し

廿五日、己酉、晴、余寒紓、宅ニ而御用向相務候付不致出勤、平川静一郎、昨日奴可郡方歸候由ニ而来、川西村人氣も其後者平穩、其外諸村共鎮靜相成候由也、夜武左衛門来話、森岡之義ニ付申承候義有之也、夕雨、温暖

廿六日、庚戌、曇、暖、朝為伺御機嫌罷出、夕調練為見物出候也、從今日鳴物不及停止旨被仰出也、岩崎お芳縁付守護之謝ニ来也、敬次郎方十二日江戸発之状達ス、無事勉強致候由也、今朝野口金兵衛・佐々木猶馬を呼、製蠟場御縮合筋之義ニ付種々及議論、兩人共大二致奮発、一段尽力可致由申也、午後迄申談退、午後調練江出ル

廿七日、辛亥、晴又曇、暖、西向寺江代参申付、例時出勤、夕未鼓後退、今日者少々頭痛致、身内も所々疼痛を覚候ニ付、夜中発汗いたす、少々氣候ニ中候歟与存也、長束吉之進安産歎使之謝ニ来也

15 三月

廿八日、堀尾へ、妹縁付
二付左之通贈也

酒 一樽
西洋布 一反

廿九日、大行天皇御葬送、
去月廿七日夜泉山二而被
為濟、^{*}大樹公・会津侯・所
^{代殿}司桑名侯等御供奉被成、
誠二希代之事之由、御陵
号左之通二候由
後月輪東山陵

朔日

清明

昼八時四分

廿八日、壬子、曇、暖、例時出勤、夕未鼓後退、今日も頭痛依然、尤惚体者少々快
覺也

廿九日、癸丑、雨、暖、頭痛罷、惚体快、午後為伺御機嫌罷出、^{*}右近様今日從三
原御着船被成候由也、堀尾妹今晚岡島平之進方江引越、直二婚姻相整候由也、^{為知}案内
而已二而招請之案内者無之也、夜大二暖也

卅日、甲寅、雨、寒、黎明比有地震、強且長し、例時出勤、夕未鼓後退、洋製^{*}世
紺度付之時規一箇を求、高価物二者候得共、当時軍用必須之器、且勤仕之身前大ニ
有益之物故捐資而求之、アングルト云分二而上品ニ入候時規也

時規^{世紺度付}
アングル一箇

価金十両式分卜銀拾九匁三分四厘也

三月 小

朔日、乙卯、雨、寒、朝堀尾江、一昨夜妹岡島へ引越婚姻相整候歡、且年頭祝詞怠、
不快中何角之挨拶、安産歡旁二行也、尤今夕膝直二而岡島^{平之進}家内其外被招候由二而、
予二も参候様案内有之候得共、病後いまた酒食共透与復常不致候二付辞し置也、慈
君・家小内二而も宜来呉候様二与挨拶有之也、直二出勤、夕未鼓退、予病中見舞二
預候方格直勤不致分、今日不残使を以謝礼申遣又也、前章之趣二付、慈君夜中堀尾
へ御出被成、此度御城表二而御國中惚体之士圖被仰付、御出来二付、御並様方今日
為伺御機嫌御登城之折柄御願、御拝見被遊候之由也

村上家乗 慶応三年 16

二日

京師熊谷直彦画、双鶴

小松之掛軸一幅

右岡島平之進、江此度婚娶之祝二贈之也

此間長州方御使者有之、長々押而借地之御挨拶有之、左之通御進物有之候由

炮薬二千斤

右二付而愈小方之戌兵者無残引払候之由、尤豊・石之屯戌者今以其儘二相成居候由、又々士民一統方之歎願書右御使者之仁持參、当御藩方御用捨之義御頼有之候由也

七日

海棠満開

八日

山桜満開

二日、丙辰、雨、寒、例時出勤、夕未鼓退

三日、丁巳、雨終日淋々、寒冷也、辰鼓麻上下着出仕、御登城前於御居間祝詞

申上、尤守之進様二も御一緒二御目見有之也、夫方御奥江罷出、御宇衛様江御祝詞

申上、御目見仕、御手付のし被下之、其後近年之如御難拜見被仰付、御供之御酒被

下之也、巳鼓後退、夕万之進來、祝酒を饗、慈君夕方御奥江御上り被成、御留被

遊候而、夜中御酒御戴、御下り被成也

四日、戊午、晴、寒冷強、甚不順氣也、例時出勤、夕未鼓前退、岡島平之進此間之

謝、大島五兵衛嫁引取置候歎之謝入来之由也

五日、己未、晴、寒冷、例時出勤、夕未半刻退、今日春勘定之御銀見分致入、口々金

銀併悉金二して凡壹万二千金許之高、昨年不意之御物入二付而八余程之御出室、且

御借入金等も大分有之候得共、御趣法口々之御貸付金等者除置、現金右之通二有之

候者、全御世帯御融通付候方之義、心中窃二恐悦を唱る也、夜長武左衛門来話

六日、庚申、晴、天氣稍和、例時出勤、夕未鼓後退

七日、辛酉、晴、和暖、午後御用人両家并大島五兵衛・矢野犀右衛門・森仙太郎

不快中何角之謝旁二行、岩崎良之進も同断、岡島平之進江も妻縁之歎旁二行也、為

伺御機嫌罷出、風呂を立、病後始而入浴又ル也、沢崎雄三郎母来

八日、壬戌、晴、暖、例時出勤、夕未鼓退、調練へ出ル、御多門内昨日不参方角

へ使を以挨拶申遣又也、慈君夜辻江御出、御泊被成也

九日、癸亥、夜来風吹、又寒、終日雲出、至夕大二寒し、例時出勤、夕未鼓退、守

17 三月

十三日、去月初於京師大
行天皇御謚号宣下相濟、
可奉称孝明天皇旨被仰出
候由也

十四日夕、吉田兼次郎殿
来儀、謁入

之進様今日祇園迄御遠馬被遊候、馬数御召共十匹參候由也、海蔵寺一昨秋江湖之節
雲州僧白道を逗留為致候咎、郡方閉門被申付候由也

十日、甲子、快晴、暖、午後為伺御機嫌罷出、夫方神田社江詣、歸途辻・藤川江祝詞
何角之返礼旁二行也、吉本恒之丞江も病中度々親切二見舞二預候故行、辻二而酒出
夕方帰宅、野外春色已老たり

十一日、乙丑、晴、暄、例時出勤、夕未鼓退、家小夜光明院金毘羅江參、辻江寄歸也
十二日、丙寅、晴、暖、例時出勤、夕八時退、今日も此御方練兵大芝二而演習有之
也、海蔵寺閉門昨夕御免二相成候由也、森仙太郎此間參候挨拶被来候由也

十三日、丁卯、晴、暖、夕曇、例時出勤、夕未鼓後退、此節天氣二而西郊東野遊人
殊二夥候由也

十四日、戊辰、雨、暖、朝御両家様時候為伺御機嫌罷出、夫方深町真喜太・久野秀
太郎・崎田恪衛・久留杏蔵・久野淑人・山村静登・河瀬極人・中川慎太郎・坪内久米
之助を訪、御両家様江者年頭御祝詞不快二而不罷出候二付出候也、其外も祝詞入来
之謝、不快中見舞二預候謝等兼參候也、今夕方遠藤佐兵衛殿・植田乙次郎殿御招二
而被出候二付、申鼓前方出仕、及挨拶、御居間二而御饗応之節御取持被仰付、夜亥鼓
前退、高橋太右衛門・今井小左衛門も被召而罷出也

十五日、己巳、晴、寒、例時出勤、夕未鼓退、当年左義長無之二付、今日御城内乘
馬有之、上御馬も出候由二付、退出後星野武平次方物見を借見物二行、武平次慰三
与申而酒を出、及迷惑也

村上家乗 慶応三年 18

十六日 穀雨
 夜四時三歩
 同日早晨
 すわへ 油あけ
 御皿 香茸 独活 簾 蓮根
 けむ 白みそ
 御飯 御汁 小椎茸 青み
 御坪 御香の物 さらひ 卸生姜
 御平 竹筍 飛龍頭 路 椎たけ 三ツ葉 木の芽

十六日、庚子、晴、朝寒后暖、先考御祥月二付、早晨祭祀如恒規行之、妙慶院参詣不能、代参新吉申付、例時出勤、夕八時退、退出後隊列調練江出
 十七日、辛未、晴、夕曇、暖、夜雨、朝西日寺并白神社江詣、木野・水谷・丹羽江何角之謝、祝詞之挨拶旁二行、木野・丹羽二而酒出、島本広右衛門殿・杉岡文磧江も挨拶二参、未鼓帰宅、文磧其以来久々脚氣足痛二而行歩不任心、困居候由也、右近様夕八時御供揃二而御養子様御願下、御引越等之為御歡御出被成、為御送迎罷出、夜中御奥へ召、御取持被仰付、亥鼓後退也、今夕万之進來
 十八日、壬申、晴又曇、寒暖晴雨難定、例時出勤、夕未鼓後退、岩崎良之進此間参候謝入来之由
 十九日、癸酉、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、大島五兵衛此間倅松太郎妻婚姻歡使遣候謝入来之由
 廿日、甲戌、曉雷鳴、風甚、暴雨一霎時二して止、全急白雨之様子也、朝海蔵寺江拜参、午時帰宅、今日八和尚不快之由二而不調、午後為伺御機嫌罷出、夫方調練見物二御裏へ出、今日者石内村小筒組百人許出、殊外賑敷候也、渡辺雅登室夜前安産女子出生之由、使を以見舞怡申遣也
 廿一日、乙亥、快晴、暖也、例時出勤、夕未鼓退、家小早中飯二而藤森社江予病氣之節祈願致候願解二参詣致、申鼓前帰儿、駕籠二而参也、夜武左衛門来也
 廿二日、丙子、曇、午後雨、暖、朝西向寺江代参新吉申付、例時出勤、未鼓後退、家小夜木野へ参宿

19 三月

御菓子
焼饅頭
ふきよせ
巻せん餅

以上

同日夕

御茶

豉豆飯

廿二日夕、妣廟御祥月二

付

御茶

榎葉飯

献之、祭祀者十六日二相

濟也

廿三日、丁丑、雨歇、終日曇、俄暖、夕為伺御機嫌罷出、渡辺へ安産之歎二行、堀尾へ去月詮寿院一周忌之節茶被贈候謝二行、今日者御方々様六丁目御屋敷へ御出被遊候由也、家小夜從木野歸る也

廿四日、戊寅、晴、暖、例時出勤、夕未鼓退、夕後調練見合二出、西向寺江代参申付、小島左源太一昨夕養子引受、娘へ婚姻整候由、使を以歎申遣入也、養子実家者高宮郡玖村円照寺也、其後夕方留主中右同人倅を伴、吹聴頼旁二人來之由也

廿五日、己卯、晴、寒、例時出勤、夕八時前退、馬当春來兎角後足を痛候処、兩三日益甚候二付、馬医勘兵衛を呼、見合呉儿、森仙太郎も來、申值、針を致、血を取呉候也、全湿氣之事与申也、長束吉之進家内來候由也

廿六日、庚辰、曇、寒、朝之内雨零、朝炮術御場所へ稽古見物二出、夫方為伺御機嫌罷出、今夕旦那様、右近様江御挨拶事二付御出被遊、折柄守之進様も被相招候而御出被成、御饗応被進候由也

廿七日、辛巳、晴、暖、朝西向寺江代参申付也、例時出勤之筈二候処、御沙汰之趣も有之、早朝出勤、午鼓前退、今日者心変隊操練之業無屹為御見分、此御方様・主水様并守之進様日通寺方天津村辺江心変隊御出被成候二付、予も雅登・益之丞伴、舟二而見物二参、初日通寺前河原二而平場備之稽古有之、夫方天津村二而山稽古有之也、人数者凡五六百人、何れも驅走等甲斐々々敷二者感心致し候得共、法令等二於而八格別嚴密之規則有之様二も不相見、可觀事者無之二似たり、始終対向二而稽古也、夕七半時比帰宅、浅野孫大夫殿二而於邦殿今昼後死去被致候由、守之進様御妹七歳

村上家乗 慶応三年 20

〔廿八日、白島焼失之火元
山香平司兵衛殿者下瀬橋
象殿三男也、其日者家内
共遊山二被出、留番言人
残居五右衛門風呂方火出
候之由也

也、右二付夜二入伺事有之、出勤いたす、表向之披露者明日之由也

〔廿八日、壬午、晴、暖甚、〔例時出勤、九半時頃白島東中町出火二付一応退、装束改、
例之場所へ出張致又也、余程風も有之、頗大火二成、八半時比鎮火二及、中町東側南
角方上へ三軒目、山香平司兵衛殿屋敷火元二而、上者川成堤限、南側不残焼失之由
也、如例伺御機嫌退、未火装を不脱内、又西之方出火二而、火之見打板之相凶聞候二
付又出張、夕七半時頃鎮火二付退、
穢多村余程焼失之由也、〔慈君辻二御出
被成候付早速新吉を遣入、御抱内者何も別条無之候得共、東之町者軒別荷物を仕回
立退之覚悟致し候之由也、一緒内其外共夫々近火見舞使遣入也

〔廿九日、癸未、雨、暖、〔慈君夜中辻方御還り被成、〔夕長武左衛門来話、〔夜岩崎良
之進母入来、来月三日二故常介七回忌法事取越候由、其節下女無心申度旨申聞也

四月 大

朔日、甲申、雨、暖甚、〔例時出勤、夕未鼓稍過退、〔夕堀尾へ話二参候様噂有之、参
有酒饗、大島五兵衛会、当春未祝盃も不済、先達而被招候節も不参、彼是を以之噂也
二日、乙酉、晴、暖、〔例時出勤、夕未鼓退、〔去月未歸り候御早道便二者敬次郎其
外方も書状不來候得共、田口太郎方平川静一郎江書状差越、何れも無事之由也、太
郎方者敬次郎義殊之外賞誉申越候也、〔旧冬一橋家御相続被成候徳川民部大輔様、正
月下旬比弥西洋江御航海被為在、十年御留学之筈二而、御側方廿人許被召連候之旨
泉屋市郎右衛門方申越也、〔大坂江も異人多人数逗留、何れ共当年者兵庫開港相成候

21 四月

三日
立夏
朝四時

様子二相聞候由也、岩崎方非時之饌贈越也、今日者右近様御下屋敷二而月次御集
会御引受被成、御乘馬事有之、守之進様二毛御出被成候由也

三日、丙戌、晴、暖、朝岩崎法事二付明信院へ新吉代参二遣、実応祥月二付、妙慶
院江毛為詣也、朝為伺御機嫌罷出、夕調練見合二出ル、敬次郎方

去月十五日発之書状達入、山炮演式并横浜開板之万国新聞紙二本差越、且八十郎・水谷
謙造者其後萩原栄吉与申方へ入塾之由申来也

四日、丁亥、晴、暖和、例時出勤、夕未下刻退、慈君・家小夕方堀尾へ被招行、岡

島平之進夫帰・長束清次郎等会、饗心有之候由也、長武左衛門来、明日西辺道遥之
序毛有之候八、立寄候様二与申、粗諾し置也

五日、戊子、晴、暖和、例時出勤、夕申鼓前退、夕蔵田庫之進へ昨年来無沙汰二付
訪、乍卒与酒鮓を被饗、夫方長武左衛門江寄、到来物有之由二而饗入、渡辺雅登毛被

行、森仙太郎会、亥鼓後帰宅、万之進来候由

六日、己丑、朝曇後晴、例時出勤、夕未鼓後退、守之進様今朝上田主水様へ御乘馬二御
出被遊候由也、長武左衛門来、扁額之書を頼、認遣入也

七日、庚寅、晴、涼冷、佐藤娘一昨夜三好岩之丞へ引越、婚儀相調由二付、為歡参、
夫方為伺御機嫌御館江出、直二西向寺江参、益之丞帰川上大芝二而鉄炮組・小筒組操練有

之二付為見物参、尻掛渡辺雅登誘引二而冲村弥三方へ腰を掛休息致候处、軽干酒肴
を出入、同人者元渡辺家来二而被召抱候者也、入夜帰宅

八日、辛卯、晴或曇、時々雨飛、不順二寒、例時出勤、夕未半刻退、小回り武作此

村上家乗 慶応三年 22

〔九日、御遠馬之節、此御

方之御馬数左之通

一御馬 六匹

一御手当馬 三匹

但大炮之馬也

一御用人手馬 二匹

一自分稽古馬 二匹

但森仙太郎

一御家中馬 五匹

一同手馬 四匹

松宮李之助殿

寺西志津登殿

浅野此母殿

保田格(寛)之助殿

合廿二匹

〔十一日、御用召

一御切米吉石御増

野原八右衛門

年来出精相勤候二付

間三日程庭内松梅等之手入二来呉、昨日迄二濟候由也

九日、壬辰、晴、寒、復着綿衣、〔例時出勤、夕未鼓前退、〔近江守(松平)様昨日御出府被成、

三之御丸御表御旅館二御立用被進候由也、〔今日右近様・主水様被仰合、祇園迄御遠

馬被成候由二而、守之進様を御誘被成御出被遊、馬数御惣容様并御供馬、御家中之

衆御誘共都合五十匹余之由、此御方二毛御家中御出入衆四人御誘、其外者皆御家来

騎乘、都合御上共廿二騎也、守之進様処者兼而内記様御物見方御覽被為在度御内移

有之、(先方)夫小姓町通八丁馬場を東江御召切、又御折返し二而巷丁目御門通り、横町へ

御通り被成、西寺町徳応寺二而御互様御待合せ之御都合之由也

十日、癸巳、曇、寒、〔今日者高謙院様御一周忌二而、於海蔵寺御法事御執行有之二

付、午飯後致拝参、出掛御館へ為窺御機嫌出儿、海蔵寺二而酒を被出、夕申鼓後帰宅

草津町新地二而牛馬市免許二成、芝居有之、既今日乘込之由二而、途中見物二参候

人絡繹たり、〔朝万之進來、々十三日皆々参候様二申也、〔佐藤益之丞此間歡二参候

返礼来儀之由也、〔内記様方御拝領被遊候由二而、紅魚一切御奥方御頒賜被仰付也

十一日、甲午、雨、午後歇、寒、〔例時出勤、夕申鼓前退

十二日、乙未、朝曇後晴、寒、〔例時出勤、夕未鼓後退、〔夕長束吉之進を呼、少々

之有余金預々方之義内々相囑候処、速二諾スル也、跡二而有合之酒を饗、暫話又也、

〔夜長武左衛門来

十三日、丙申、晴、寒、大二不順気也、尤麦作坏二者大二宜敷由也、〔朝例時出勤、夕

未鼓退、〔慈君午後妙慶院へ御参詣、夫方森岡へ御出被成也、尤駕籠二而御出被成也、

23 四月

一 大砲頭兼帶御免
 御先手銃隊頭兼帶
 八木鉄之丞
 大島松太郎
 二 御先手銃隊頭兼帶御免
 大砲頭兼帶
 野口金兵衛
 佐々木猶馬
 一 御步行組本格
 佐々木是平
 但土屋改姓
 十三日、御船屋敷内焼失
 左之通
 山川久左衛門
 宇佐美栄之進
 御船頭水主之者六人
 外二御茶屋御建前不残

予も退出後少々年頭無沙汰残之勤を致、夫方森岡へ参候積二而、既将出之時出火与申騷立候故、直二装を改出ル、然処此御方御船屋内方出火之趣二付、早速御用人佐藤益之丞騎馬二而被駆付、水主多門之内平野百蔵内職之吹革場方出火、西詰山川久左衛門御多門方東詰御茶屋迄焼失、其外御多門・御蔵等者別条無之、尤浅野万之丞殿下屋敷内多門三軒類焼之由也、右之通先北寄御多門限二而相濟候者恐悦也、右二付日没頃迄相詰、御表・御奥御次迄出、御機嫌を伺退也、御船屋敷内焼失近火之方格見舞遣入、森島米蔵毛類焼也、慈君夜中森岡方御帰被成、予者前段之通故遂二不能行、御抱内方出火二付被恐入、御差扣被遊候段被仰出、御門扉細マリ候二付、予表門毛扉を細開二致置也、今朝堀尾嘉善何角之謝入来、折柄長束清次郎方へ一昨年祝義饗之意二而案内毛有之候得共差問、断二及候処、其後折毛無之二付延引二相成候二付、此節他行之序毛有之候八、参呉候様二との義噂有之、忝之旨申置也
 十四日、丁酉、晴、尤霞深、日色黄也、寒、巳鼓後為伺御機嫌罷出、御用向有之、午鼓後退、夕方暖気甚
 十五日、戊戌、晴、暖、例時出勤、夕申鼓前退、極夕大御目付山田勇三郎殿被出、御差扣二候得共、不被及其義思召之旨御年寄衆方申上有之候由、奉安悦也、依之早速門扉全開二致又也、尤右二付而恐悦出仕等二者不及例也、夕渡辺廉之助此間東城方帰候付、留守見舞使遣し候謝旁入来、夜中迄話入、菓子を恵、由良辰太郎方竹笋三根恵、予出勤二而家小留置候得共、是迄為指知音毛無之二付、返却方之義、折柄長武左衛門御用向二而来候付、同人江頼置也

村上家乗 慶応三年 24

十六日、從江戸去月廿六日
日発之書状達、敬次郎無事之由也

十八日

小満

夜四時二分

廿一日早晨

酔わへ

油あけ

御皿

菰弱

香たけ

大根

三ツ葉

けむ

すめ

御汁

小椎茸

結干瓢

めうか小口

御飯

御香の物

ねりみそ

慈姑

銀杏

御坪

岩たけ

十六日、己亥、晴、暖、例時出勤、夕未鼓退、夕素読所席書二付為見分出席、晡時前濟、夜中佐藤江御用向会被引受候二付参、折柄酒肴を被饗

十七日、庚子、晴、薄暑を覚、朝一井嘉内、岡本主馬殿、青野保太郎殿、下瀬篤之助殿、堀田右膳殿、堀田助六殿辺江年頭祝詞無沙汰二付、時候見舞旁二参、保太郎殿、殿二者先達而退隠之歎も申也、妙慶院へも参、菅復元精老をも訪、同方内室者元六

丁目御館二勤居候たつ二而、此方江者不絶音物も到来致候へ共、其以来一円無沙汰二付積る挨拶旁内室を訪也、達而被留、酒被出、元精老二者始而謁又也、午時帰宅、辻清人入来、当年九月亡母之年回二付、来ル廿日江取越法事致候二付案内有之、十九日夕予二来呉候様二与申候由也、夕為窺御機嫌罷出、且操練見物二出ル也

十八日、辛丑、晴、薄暑、例時出勤、夕八時過退、今朝も辻清人入来、慈君二明日御出被成候様二与申候由也、慈君夜中辻江御出被成也

十九日、壬寅、晴、薄暑、朝日通寺役僧来、謁を乞候二付、通して謁又、先達応変隊為御見物御出二付御挨拶御贈物之御礼被申上、且境内之蓴菜被差上度旨申聞、且予江も菓子一箱被惠也、藤之森社江予病気快全之御礼且御内用向も有之、辰鼓後方参詣、土佐守江謁、午鼓帰宅、直二出勤、夕八時退、夕調練見合二出ル、桑原吉郎二入来、酒を饗、夜迄話、辻へ今夕被招候得共、慈君御出も被成候故、予者不行断二及也、三之御丸稻荷社初午之御神事来ル廿二日・廿三日二被仰付候旨、尤当年も諸人拜参者不相成段被仰出候由也

廿日、癸卯、晴、薄暑、朝辻法事二付、誓願寺江代参新吉遣又也、万之進來、夕

25 四月

御菓子	竹の子
燒饅頭	飛龍頭
卷せん餅	ふき
吹よせ	椎茸
以上	三ツ葉
	袖の花
	御平
	皿繪
	吸物
	蛤
	廿五日夕
	小付飯
	酒肴
	八寸 葛煮
	鉢 さわら
	鉢 差身
	鉢 紅魚浜焼
	以上

久野秀太郎不快中見舞之謝入来
廿一日、甲辰、曇、夕より雨降、好潤也、涼、大融^{*}廟御祥月、早晨祭祀如恒規勤之也、例時出勤、夕申鼓前退、家小夜来腹瀉二而困、臥、杉岡文磧へ菓を乞也、岡島平之進來ル廿三日夕閑暇二候八、話二来呉候様二与申、些心組事も有之、弥之義難申、從是可及様子旨申置也
廿二日、乙巳、晴、涼、西向寺江代參新吉申付、例時出勤、夕八時退、夕方大野木昇殿・木原慎一郎殿江祝詞来儀之挨拶、時候見舞旁二行、夫方森岡万之進を訪、酒を出、黄昏前歸、尤万之進者留守也
廿三日、丙午、晴、午時為伺御機嫌出仕、辻清人入来、此節等多生候二付明夕咄二来候様申、諾し置也、岡島平之進へ今夕參候義昨日申遣置候処、明夕与申遣候様二氣取候由二而、弥之処同人尋二来、其段相咄、大二手違二成候故今夕者止也
廿四日、丁未、曇、涼、朝者寒、例時出勤、夕未鼓後退、夕申鼓前方原十郎二殿江早々祝詞来儀之挨拶旁二行、夫方辻へ行、三宅鶴翁会、有饗、入夜歸、行途東中ノ町焼場を一見す、凡三丁許之焼失也
廿五日、戊申、雨、涼、例時出勤、夕未下刻退、朝佐藤益之丞此間小鮮^(屋脱力)を贈候謝、且今夕噂致し置候処、指問之旨二而断旁入来也、夕方御用人并御用部内不殘、御勤定奉行・吟味役を会、酒肴を饗し致献酬也、右者旧冬御養子様御引越二付而八段々頂戴物も致、其披キ、且当年方八正月五ヶ日之出初も以前江復候二付、同日御役所引取せ、右之面々會、質素二して献酬可致与兼而相含候処、不快二而其義も延置候

廿七日早晨御献立去ル
 廿一日之通也、別二記さ
 す
 同日夕
 御茶
 黒豆飯

二付、彼是相含右之催致ス也、御役所内モ常々者甚疎遠ニ候故、此後者一ヶ年壹度固之為正月五ヶ日ニ献酬いたし候含也

廿六日、己酉、雨將罷不罷、終日霏々、午前為伺御機嫌罷出、朝大島五兵衛来、夜慈君從辻御帰被成也、おたけ来

廿七日、庚戌、晴、薄暑、信楽^{*}廟御祥月、早晨祭祀如規行之、常称廟モ御一所ニ祭祀仕也、早朝西向寺江參詣、例時出勤、夕未鼓退、今夕久野秀太郎集会ニ付申鼓

前方參、河瀬極人・崎田恪衛会、岡田重次郎取持ニ出ル、尤行掛河瀬極人江過日御役歎御差留之歎ニ參也、久野ニ而八如例有饗、入夜帰宅也、少将様・内記様^(浅野)・式部

様・近江^(松平)守様、今日豊安丸御艦ニ而敵島江御内々御渡海被遊候由也、右御艦者昨年御買入ニ相成候両車之蒸氣艦之由、是迄洋音ニ而ジャツパン与唱居候分也

廿八日、辛亥、晴、薄暑、例時出勤、夕未鼓後退、夕方桑原吉郎ニを訪、昨年以來一円無沙汰いたし候ニ付、何角之謝旁也、酒を出、及昏暮帰宅

廿九日、壬子、晴又曇、朝涼後薄暑、午前為伺御機嫌罷出、午後大島松太郎を呼、英字を問、夕方御用人堀江太左衛門殿方紙面ニ而呼ニ来、早速參、来ル朔日、御三家様を御城江被為召候由ニ付而之御用向也、帰掛同方門前ニ而植田乙次郎殿江逢候

处、些被話度義有之ニ付同方へ參候様ニ与被申、直ニ同道ニ而同方江參、是又御用向也、夕七半時過帰、直ニ御館江出、入夜酉鼓後退也

卅日、癸丑、晴又曇、例時出勤、夕未鼓退、明朝日涼台院様式百回御忌御取越御

法事被仰付候处、御寺詰御不參ニ付、予へ御名代被仰付候段、於席堀尾勝登方被達、

27 五月

朔日夕
 三ツ組盃
 大吸物 はむ骨切
しゐたけ
小かぶ
 石焼かまほこ
 厚やき玉子
 挟肴 焼いか
れんこん
くわい
 井 うを
きつり
大こん
 大盆 貝わりな
八寸 つみ入
 鉢 鯛さし身
ちさ
 吸物 魚
まくり
めうか
 鉢 花すし
 茶
 菓子

御請申述候也

五月 小

朔日、甲寅、雨、涼、海蔵寺江御寺詣、黎明後出宅罷越、御法事中相詰、御名代御焼香并御墓所御代拜共相勤、自分拜も跡二而仕、御斎頂戴、午鼓相済、同半時頃掛直二御館江出、御目見仕、御直二申上、直二相詰、未鼓退、旦那樣今午後御登城被遊、御両家様御同様、若殿様御前へ被為召、御餅菓子・御酒肴御認御頂戴被遊候由也、極夕方御軍方御歩行組佐々木郡次群カ、製銃御場所掛同高池内和左衛門・高橋太郎・木原秀三郎、物書組野津信右衛門等を招、酒鮓を饗、緩々及談話、右面々者何れも昨年来大炮製造之義御頼二付而格別二心配いたし呉候もの也、大島五兵衛・平川静一郎・岩崎瀬平取持二出入、入用八素方御仕向也、御奥方今日御城方御取戻り被遊候御料理之具御取分頂戴被仰付也

二日、乙卯、晴、薄暑、例時出勤、夕八時退、朝堀田右膳殿被来、謁、朝万之進來、夕亦来、酒を饗、敬次郎方去月十二日之書状達入、不相更無事、英書も単語篇・訓蒙文典相済、此節フルムステート云窮理書を讀候由申来也

三日、丙辰、雨、寒、朝末雨内乗馬致入、旧冬以来始而騎乗を試候也、馬も長々足を痛候処、漸此節快全二相成也、夕為伺御機嫌罷出、夫方調練・算木演習見合二出、夜長武左衛門来、森岡世帯向之義二付彼是心配いたし呉、当家方取替米金趣法方之義等申談也

三日(四日方)
立(世種方)
夏(豊九時九分方)
朝四時

七日夕

御茶

豉豆飯

右献于常称廟

八日

一書役

山本田之助

九日

入梅

十日、長束清次郎方故市

郎右衛門三回忌法事之由

二付、朝妙風寺へ代参申

付也

十三日、去月廿一日於江

府御褒美頂戴之書生如左

四日、丁巳、晴、涼、例時出勤、夕未鼓退、おたけ今夕辻江帰ル也、今朝清人毛入
来之由也

五日、戊午、晴、朝涼、葛衣不愜体、辰鼓後麻上下着仕、御登城前於御居間御祝詞
申上、守之進様(浅野)二毛御列坐被成御坐也、森岡万之進祝詞二来、酒を饗、堀尾勝登・

大島五兵衛来、困暮、渡辺廉之助も来、長束吉之進も同断、夕酒を饗、下石満蔵御
供二而明日出船、三原江帰候由二而暇乞二来、此方方も使を以暇乞申遣又也、楠宗

太方田中実五郎へ書状差越、於江戸御旗本松平筑前守殿江被抱、奥詰小姓組被申付
候旨申越候由也

六日、己未、晴、涼、例時出勤、夕未鼓退、小夕悪寒之気味有之、腰痛二而困
七日、庚申、晴又曇、薄暑、腰痛二而終日平臥、杉岡文磧来、折柄乞診、少々気

候二障、指而熱毛無之旨二而薬を惠、同人毛漸此節歩行毛最易成候得共、未透与全
快二無之旨申也、今朝西向寺江代参申付、夕菅復元精老被訪、過日同方二而饗二
逢候二付、折柄有合之酒を出入也

八日、辛酉、曇、薄暑、腰痛不快候二付、今日者出勤不致候也、御用人中江以手紙
及案内、杉岡文磧方博物新篇与云書を借覧、英国医人合信著述二而珍書也

九日、壬戌、曇、薄暑、腰痛快二付、今日者出勤致又也、例時夕八時退、左之通
御移檄出ル

銀札八通用金銀之品位二随ひ自ツト高下有之候処、近来追々諸物価高直、一統
難渋二及候段不便之至二候、并年々御収納米之内御売払、銀札御引替之御手当

29 五月

一金二兩ツ、
 鷹皮紙代
土中 山田清記*
 村上敬次郎
 一同壹兩貳歩ツ、
土中之意 市川猪三郎*
右近様之内 板原市之祐
同 藤井静雄
 一同二兩一歩
御船頭之子弟 中島小弥太
同前 曾根直之進
土中 三宅八太郎*
奥 鉄太郎*
御普請方之倅 正戸豹之介*
 右一兩宛之分者勉強一通
 之御賞、二兩宛之分者上
 等并勉強兩様二就而之御

相成候得共、元來食不足之御国柄、米穀を他邦へ売放シ、近来新古打替歩合等有之金銀二換、是を以御国民一統之身代与相成候而八往々目度不立、不安之義二も可有之、米者人命之係ル所、是より貴きもの八無之二付、成丈ヶ他邦へ不出様御売払可相成、御米当秋より御貯置、是を御引替之御手当として米切手・升合等之取合を自由相成候様御出来、追々銀札と御引替被下候付、諸品右切手を以売買差支無之様取扱可申、正米二八当秋御年貢御收納之上御引替可被下、夫迄之処必用之飯米丈ヶ八御引替可被下候得共、其余者秋收納後引替可申出、金銀錢二而商事いたし候義者是迄之通二候事
 一右切手を以銀札御引替之儀者、近日方追々御引替二相成候付、混雜不致様可申出、其儘銀札二而取扱便利之者は迄之通相心得可申事
 但、御引替八其節々之米相場を以御引替被下候事
 一米切手八壹合・貳合・壹升・貳升・壹斗・貳斗二御定、其余八此先之様子二寄御調相成候義も可有之、切替等も好次第相調候事
 但、金銀錢二而米切手引替八不相調候事
 一右之通相成候、付而者於札場銀札を以金銀兩替八可被差止筈二候へとも、差懸ル処必用之分八其筋へ願出候へ者御引替可被下、尤近来大坂表金銀不融通、御国下シ金買付等六ヶ敷二付、是迄之如ク二八御引替難被下、必用之分八願出之様子二寄御取捨御替可被下候得共、成丈ヶ他邦之仕人物等必用之外者仕間敷、必用之品与いへとも多分御国産之諸品を以交易二取計候様可仕候事

村上家乗 慶応三年 30

賞之由也

十三日夕

酒肴

井鉢 きつり

大根

葛煮

ふき

笋

玉ふ

あか糸ぬ

しみたけ

鯛魚

差身

大盆

八寸

平鉢

鯛魚

差身

鉢 鯛めん

鉢 花鮓

外二到来物二而取合肴二

種跡方出入

若殿様御上京御延引之

所、御所勞追々御快被為

在候付、来儿廿七日頃御

出船可被遊旨被仰出候由

也

五月

別紙之通郡中町新開へ相触候間、為心得相分せ候事^(知)

右之趣――

五月八日

左之通も被仰出也

御領内通用之為精鉄四文銭御鑄造之儀公辺御願立之処、御聞濟相成候付、不遠

御鑄造通用可被仰出候事

但、模形者公儀通用銭之通りニして、裏浪之内へ御国銭之印附候筈ニ候事

右之趣――

五月九日

十一日、癸亥、雨、涼、夕為伺御機嫌罷出、夫方調練見合ニ出儿、朝万之進來

十一日、甲子、晴、薄暑、例時出勤、夕未鼓退、退後御乘馬江出儿、浅野助九郎

殿・遠藤佐兵衛殿・植田乙次郎殿被出也

十二日、乙丑、曇、薄暑、例時出勤、夕未鼓後退、兼而申遣置候二付、夜中辻妹子

供を連泊掛二来、星野姪も一緒二来、森岡弟婦も申置候得共雨降出候故歎不来、夕

方雨二成、夜大雨

十三日、丙寅、終日曇天、時々雨如霧、例時出勤、夕未鼓退、予当春病気快起之祝

意も有之、且一緒内暫遠々敷、彼是之意味相含、今夕左之通招候而軽丰酒肴を饗也

堀尾家内不残

辻同不残

森岡同不残

岩崎同不残

岡島平之進夫婦

星野婦姑

森 仙太郎

武内保之進

長束清次郎

桑原吉郎二

31 五月

十四日、
庭前之枇杷熟候二付、如
例年内々御奥へ御慰二差
上候也
枇杷 十七房

右之内辻清人・おたけ不来、森岡方者万之進計来、星野老室不来、替二幸次郎来、其
外皆来、尤岩崎方も良之進妻者不来、三宅内外妻者見合を頼来、吉本後室も申置候
得共不来、敬次郎方去月廿八日之書状達入、同廿二日、御住居御物見二於而留学之
諸生不残赤飯頂戴被仰付、敬次郎等も同様二頂戴、其節左之通御達有之候由

今日於御物見赤飯被下候義者真之講字所限り被下候義故、三家之家来等其主人
〈方於御国元御請等無之様可被申通候 四月廿一日

右同日御目付伴十郎兵衛殿所二而勤字之為御褒美鴈皮紙代之唱二而金式兩敬次郎頂
戴被仰付、是又前同断之御趣意二而、御請者十郎兵衛殿江申出候而已二而相濟候由
申越、誠二以不堪感戴、難有次第也、尤此御褒美者不残二而者無之、格別之勉強并課
業之階級超等之仁、敬次郎共二十人限之由也

十四日、丁卯、終日曇天、蒸暑、朝為窺御機嫌罷出、守之進様今日川下江御遊船
被遊候由也、昨日之残肴も有之、夕方長束吉之進・沢崎雄三郎方皆々招候而酒肴を
饗、三宅内外も折柄招、万之進も昨日之謝二来、一所二饗、辻妹今晚帰ル、星野姪
先夜来掛途中二而細編之単物風呂敷包儘致紛失候由二付、家小有合之細編単物を一
ツ妹江託し贈る也

十五日、戊辰、霽後曇、暑、有蒸氣、例時出勤、夕未鼓前退、此間招候面々昨今追
々挨拶二来也、森岡信槌来、暫遊帰ル、御家来中夏御貸米来月十五日定日之処、当
年者今日相渡る也、予も附足輕御貸米切手渡る、米価諸郡米二而壹石二付八百拾匁
之由、珍敷高価也、御奥方昨日御獵之蛤蜊御頒賜被仰付也

廿日

夏至

朝五時二分

一廿三日

一那波列翁砲四門

但車台・彈藥箱共

代金六百円二而御出来也

右者仏蘭西新製旋糸砲二而、彈量四斤、口径我二寸七步弱、野戰・山戰共至而輕便成要器也、彈者椎形二而自發・着発兩様二有之也

十六日、己巳、晴又曇、夕方雨、例時出勤、夕未鼓退、夕調(練脱力)見合二出ル、堀尾嘉善方明夕閑暇二候ハ、長束清次郎へ参吳ましく哉之旨相談被申越、兼約之延伸故可参旨及返答也、妙慶院へ代参吉蔵申付、出勤中嘉善此間之謝与して被参候由也、夜雨大ニ降、慈君御頭へ腫物出、御疼被成候二付、今朝金子元達を呼、診を乞、少々氣候之御中二而熱有之ニ付腫物も疼候二而、腫物者何も為指事二者無之、全頭痛与相見候由申、藥を恵心也

十七日、庚午、朝雨、午後歇、夜又雨、暑シ、朝為伺御機嫌出、昨記之趣二付、夕申鼓方長束清次郎江行、堀尾嘉善夫婦・大島五兵衛・森仙太郎・岡島平之進等会し有饗、入夜帰、行掛西向寺墳墓江卒与拝入

十八日、辛未、雨、暑し、例時出勤、夕未鼓退、到來物も、夕大島五兵衛を呼、酒を饗、折柄高木来助回村方帰、歡使之謝二来、長武左衛門・佐々木平太も来候付共二饗入

十九日、壬申、曇、涼、例時出勤、夕未鼓前退、当月晦日義純十三回忌、八月十日実山同断二付、晦日へ取越一緒二法事致執行候含二付、今日墓所磨二家来兩人遣又也、今朝金子元達来診、慈君御腫物兎角御痛被成候二付、篤与見合吳候得共、何も替候事者無之、今少臆二成候得者痛も止可申与申、蒸薬を投る也、五兵衛昨日之謝二来候由

廿日、癸酉、雨、午後歇、涼甚、朝為伺御機嫌出、万之進來、御宇衛様今日海蔵寺江御参詣被遊候由也

33 五月

廿七日、妙慶院備
 一回向料 銀五兩
 一靈貝米 精一升
 一塔婆料 銀六匁
 右実山分
 一回向料 銀貳兩
 一靈貝米 精一升
 一塔婆料 銀三匁
 右義純分
 同日夕、集会
 大吸物 卷いし
 厚はゆはか
 わさひ 露
 小皿 たい
 きつり
 めうか子
 酢漬
 平鉢 卷すし
 ゆり根 厚やき玉子
 はむ骨切
 ひしき
 以上

廿一日、甲戌、晴、涼、例時出勤、夕未鼓退、朝辻清人入来、慈君御腫物毛昨日
 方者腫も能出候故、御疼も大ニ御輕ニ被成候由、夕元達来診、御熱も大ニ宜敷申也、
 酒を饗、若殿様、明廿二日草津方御乘艦ニ而敵島江御社參被遊、明後廿三日弥山へ
 御登山、同日直御帰城可被遊旨被仰出候由也、夜有頭痛、早臥
 廿二日、乙亥、晴、向暑、例時出勤、夕未鼓退、西向寺へ代參^(堀田)新吉申付
 廿三日、丙子、曇、午後雨、涼、去冬以来船入村鑄造御場所江御頼ニ相成居候那
 波列翁大炮出来ニ相成、今日受取挽回り候ニ付、御馬場へ出、致見分、誠ニ結構之
 御道具出来、何れも恐悦を唱る也、為伺御機嫌罷出、丹羽正藏方昨日之手紙ニ而
 同人御用人見習其儘御勘定奉行頭取被仰付、御役料御増被下候旨為知来也、夜渡辺
 御用集会ニ付行、酒出、子鼓前歸ル、^(益之丞)佐藤・^(勝登)堀尾・大島五兵衛会、若殿様夕方從敵
 島被為入候由也
 廿四日、丁丑、雨、暑し、例時出勤、夕未鼓退、金子元達来診、慈君又々外江類
 腫出来、御疼被成候へ共、最早為指事者無之旨申也、今朝西向寺江代參申付、家
 来新吉母病氣不勝由ニ而下宿を願、承届遣入也、今日者御城表御並様方始惣出仕
 二而、若殿様江御目見有之候由也
 廿五日、戊寅、雨、涼、例時出勤、夕未鼓前退、朝元達来診、慈君御腫物^(ママ)ニ御快
 方也
 廿六日、己卯、雨、涼、後歇、夜桑原吉郎二来、俊太昨夜從越後新瀉^(湯力)歸、直ニ御上
 京御供被仰付候由也

外二 枇杷
梅漬

去ル十三日

德永源太郎弟

富三郎殿

右栗田新太郎乱心致自滅候処、格別之思召を以御切米御扶持方被下、名跡相續被仰付

白島中ノ町先達而之焼跡屋敷地不残若干ツ、之御用地二相成、下地之屋敷地面余程狭く相成、右之御用地者定府帰之面々屋敷二共相成候由也

御艦便二左之通江戸江

贈

一封紙

五帖

一半紙

壹束

一小半紙

貳束

廿七日、庚辰、曇、暑、例時出勤、夕未鼓後退、西向寺江代参申付、妙慶院江も昨日夏岳君御祥月之処、家来差問候二付今朝為参也、同寺江法事之備物為持遣入也、夕方例集会二付久野秀太郎・河瀬極人被来、堀尾勝登并大島五兵衛会、酒肴出、夜迄寛話也、昨日御奥方天満宮之御供物頂戴被仰付也

廿八日、辛巳、曇、冷氣、例時出勤、夕未鼓退、若殿様今日九半時御供揃二而夕七時比御発駕、水主町大雁木方御乗船、御座船者豊安丸、宇品島二居、明曉御発艦二而御上京被遊、中御一泊二而明後朔日二者御着坂之由、蒸気船之快実二奇也、御供船者万年丸・震天丸之両御艦参候由也、旦那様為御目見水主町江御出被遊也、藤川又三郎・栄吉・辻源之進御発駕拜見二来、飯を饗、両靈速夜二付妙慶院弟子摘玄方来、内仏回向済而茶漬を出、酒者不出、森岡万之進來、折柄茶漬、跡二而酒を饗入廿九日、壬午、曇、冷氣、夕方為伺御機嫌罷出、今朝妙慶院江参、法事中詰、致焼香、尤平服二而参候也

六月 小

朔日、癸未、雨、寒、今日方御役早出勤二成候二付辰鼓出勤、午後退

二日、甲申、曇、薄暑、辰鼓出勤、午鼓退、明後四日江戸江万年丸御艦参候由二付、敬次郎へ書状并紙其外少々見舞之品物等送り遣度、雨紙包二して桑原江為持遣し、差送方相頼也、程二寄同方俊太も参可申哉之様子二候得共、御艦従大坂未還候故、弥之義不相分候由也、敬次郎方去月七日出之書状早道之外幸便を以届来、兼而

35 六月

一小筆 十管
 一紺足袋 一足
 一鰯 廿隻
 一鷺毛脛 少
 一葛 一斤
 一白砂糖 少
 右便水谷八十郎・木野謙
 造江も鷺毛脛少、贈る
 也

四日、若殿様御機嫌好、
 去ル二日御着坂被遊候旨
 申来候段、御年寄衆方被
 申上候由也

同日、大柿藤太殿方願之
 通隠居、倅唯次郎江家督
 結構被仰付候由為知来也

之市川齋宮殿方之塾始り、同六日皆々入塾致安心候由也、所者本郷湯島天神裏門前
 之由也、塾頭者兼而申越候処二て者広浜唯一与申仁之由也

三日、乙酉、快晴、薄暑、早朝妙慶院江參、夫方丹羽庄蔵江先日為知之歎二行、木
 野・水谷江見舞、木野二而酒出、午前掛御館江為伺御機嫌出ル、夕桑原吉郎二を
 訪、自然今夕俊太一応帰、弥江戸へ參候義二候得者、直二逢而敬次郎江之伝言可致
 存候得共、夜中迄御艦未還候故、空敷帰、尤酒出、入夜迄話入、辻将曹殿今日出
 船、小越二而於宇品御艦之還を被待合、直二被乗組候手筈之由也、桑原吉郎二去月
 末御步行格被仰付候由、尤勤向等者唯今迄之通、御船一同之事之由也、畢竟近来御
 軍艦方江御取遣之御船頭者都而御步行組打込二而、御步行格二御取遣二相成候二依
 而右様之事二相成候趣也

四日、丙戌、快晴、向暑之意あり、早朝出勤、午鼓退、夜浅野出雲殿家来増原栄
 次郎与申者逢度由二而来、勤向を尋候処、側方之由申候二付、表次之間へ通候而御
 用部屋江申遣、長武左衛門二逢対為致也、出雲殿先達以来大病之処、先程方急二様
 子变候趣二而、守之進様江御知世之義申来候由也

五日、丁亥、曇、有蒸気、辰鼓出勤、午鼓退、部屋之内少々取繕事有之、大工吉
 岡甚助夕方来、直シ呉る也、夕方桑原俊太来、昨夕從大坂万年丸御艦二而帰、明後
 七日乗船二而復江戸へ行候由、酒を出、敬次郎へ逢候而何角篤と見聞罷帰くれ候様
 頼置也、震天丸御艦者昨朝帰、辻将曹殿昨夕出帆有之候由也
 六日、戊子、雨、涼、早朝出勤、午鼓退

村上家乗 慶応三年 36

七日

小暑

曉九時六分

七日、己丑、晴、向暑、朝堀田伊三郎殿御館へ被出、予二被逢由二付出仕、及応対、夫方守之進様之御素読を拝聴仕、相濟退、夕調練江出、今朝西向寺へ代参新吉申付、杉岡文碩入来之由、夜雨

八日、庚寅、雨、涼、早朝出勤、午鼓退、夕未鼓頃、御中老格浅野出雲殿死去之旨御知せ有之、守之進様実御父方之御叔父、御定式御半減、来ル十七日迄御忌掛二付麻上下着出仕、於御次御附之御用達石井寿兵衛迄御機嫌を伺心也、申鼓退、殿様実御弟、若殿様実御伯父、御定式半減、来ル十七日迄御忌中二被為在候旨御年寄衆方申上有之候由也、但雲州殿者故右京様弟御男、先年浅野権大夫殿江被、同方方浅野主計殿養子二被參候也、近来内記様・式部様者御上江御復被成候得共、雲州殿計其義無之被果、不仕合之人也、当度之病氣毛右等之積鬱之所釀之由也

九日、辛卯、雨或晴、夕又曇、蒸気甚、早朝出勤、午鼓退、小林大右衛門へ馬乘大、小修覆之義頼置也

十日、壬辰、曇、朝雨、午後晴、薄暑、午鼓前為伺御機嫌罷出也、夕從内記様守之進様御拜領之御くわし御奥方御取わけ頂戴被仰付也、葛饅頭・羊羹・青草餅也、今朝来下之方二当、時々大砲之響あり、防州岩国江三謀臣之余党打入、夜前以来及騷動候由之風聞有之、虚実者未審也

十一日、癸巳、晴、向暑、早朝出勤、午鼓退、昨日已来之南方砲声者防州由宇・都豆边二而隊中之兵大砲之技演習有之たる二而、戦争等二而八無之候由也、夕岩崎潜龍突然来、請囲幕、亥鼓頃迄争心也

37 六月

十一日、御奥江御内々差
出品左之通
一羽二重餅 一重
但廿四、
一腰高饅頭 一重
但廿入
御重者貝尽之分借用仕
也
十六日、岩崎良之進妻安
産、男子出生之旨知せ来
使を以歡見舞申遣又也
十八日、御用召
御先手頭兼帶勤中知行格
御用達同格
御役料銀三枚
佐藤喜代見
御目付同格銃隊頭兼帶
御役料銀百目
藤川甚吉郎
御先手銃隊頭兼帶
御役料銀六拾目
山崎隼太

十二日、甲午、晴又曇、涼、早朝出勤、午鼓退、守之進様御忌中為伺御機嫌羽二重
餅・腰高饅頭二重箱内々差上る也、重箱者御台所二而貝尽之御重箱借用致又也、夕
甚助来、此間之残を致し呉る也、夜雨大二降
十三日、乙未、夜来豪雨、早朝出勤、午鼓後退、昨夕敬次郎方去月十二日附之書
状達入、無事之旨、市川塾何角都合好、皆々安堵致し候由也、夜潜龍困暴二采
十四日、丙申、昨日来時々雨洪降、今朝方者時霽時降、蒸気あり、夕慈君守之進様
御機嫌伺として御奥江御上り、金照寺煎餅壹重御内々御上被成也
十五日、丁酉、晴、向暑俄強、早朝出勤、午鼓退、夕調練江出ル
十六日、戊戌、朝雨後晴、暑、朝妙慶院へ新吉代参申付、早朝出勤、午鼓退、長束
清次郎来、当年者宮島祭礼御供船出、殊外賑敷趣二付、来ル十八日二何れも戻り船
見物二同方へ参候様二与申聞候由、僕理三郎此間以来不快二而下宿養生之義願出
承届也、御供船出船賑敷趣二而、夕方南方鼓笛之音喧闐たり
十七日、己亥、時々雨、暑、午時為伺御機嫌罷出、夫方堀尾へ兼約二付困暴二行、夕
方祭礼之神酒出、渡辺廉之助・高木来助・森喜久二会、夕雷鳴
十八日、庚子、時々雨降、涼、慈君未明方長束清次郎方へ御出、家小も参ル也、入
夜御還、戻船至而賑敷候由也、夕方辻清人方保馬昨日以来少々過食停滞之姿二而
困、早速松本元郁診を乞、薬を服、為指事二毛無之、既二今日者清人も外子供を連、
戻船見物二参候程之事二有之候处、午時頃方急二容子変、閉塞二相成、兎角難開、氣
遣候旨申来、高橋桃源老・高橋文良老等迎二遣候得共、皆差問候趣二付、当家方杉岡

十九日

土用人

廿日、辻保馬法名

專保童子

廿一日

一 御歩行目付兼役共
御免差扣

由良辰太郎

右思召有之候二付

廿二日

一 御切米五斗御増
御歩行目付御先供頭取
大砲頭添役兼帯
御役料並之通

宇佐美栄之進

廿三日、敬次郎方本月一日
日出之書状達、無事之旨

申来

文碩へ申遣、同人見舞呉儿、早速辻江も新吉を見舞二遣入、既二脈毛絶候様子申帰、夜亥鼓前事切二相成候旨為知来、尚又新吉を遣入、達者明日二致候由也、清人第五子、当年四歳、誠二案外之急症、残念之事也

十九日、辛丑、雨時歇時降、有雷鳴、夕霽、土用人也、辻児今朝死去之達致候二付予も今日遠慮之達御用人江紙面二而申出、朝佐藤益之丞悔之返礼、長束清次郎昨日何れも参候謝入来、藤川甚吉郎昨日結構被仰付候吹調入来、慈君今朝辻江御出被成、駕籠也、夕方、遠慮中御構無御坐、勝手二出勤仕候様思召之旨、佐藤益之丞方紙面二而申来、御請申出、乃為伺御機嫌出候也、夜九時、辻葬式、吉蔵を辻江遣し、夫方誓願寺江為参也

廿日、壬寅、曇、熱、朝門前二而致乗馬也、為伺御機嫌罷出、日没後辻江悔見舞旁二行也、保馬容体篤と承候処、全急驚風二而緊敷播擲二而少間之甘三毛無之閉塞成二、疲勞加、遂黄昏頃脈絶二及、杉岡文碩も見回呉候得共、最早間二合不申候由也廿一日、癸卯、朝後晴、稍覺炎蒸、早朝出勤、午鼓後退、夕方御奥方、内記様方御拝領之由二而紅魚切身御分賜被仰付也

廿二日、甲辰、晴、炎蒸甚、早朝出勤、午鼓退、西向寺江代参申付、大島五兵衛辻子供病死之吊入来之由也、極夕方研究会、御用人三人并大島五兵衛来、跡二而酒出廿三日、乙巳、晴、炎暑、朝御乘馬江出、夫方為伺御機嫌出、岩崎良之進へ此間安産之歡旁行、達而留、昨日七夜之残酒出入、裏之御軍用役所二而何れも大砲之玉拵出精緻候様子二付、午後心太を遣し勞を慰也

39 六月

〔廿六日、梅梢院様旧臘以来御不例之処、御内実者去ル廿三日午刻過御事切二被為成候之由也、当时者三之御丸二而少将様御一緒二被成御坐候也〕

(この箇所の頭書は長いので、次頁に独立して掲出)

廿四日、丙午、晴、炎熱、朝辻法事二付、誓願寺江代参吉蔵遣候処、今朝者差問、午後法事有之由也、昨朝者清人入来、昨夕予二も参候様案内も有之候得共、炎暑之砌且御用多二も有之候二付旁辞、不参候也、早朝出勤、午鼓退、家小夜木野へ見舞旁参、嫂氏当月初方瘧疾二而久々被困、此節少々宜相成候由也、老女千代浦方口上文二而、先日守之進様御忌中御機嫌伺与して軽品差上候御挨拶申来、且御重之内二而御茶の子拝領仕、慈君江も同様御拝領被成也

廿五日、丁未、晴、炎熱、早朝出勤、午時退、名倉求馬暑気問安入来之由、家小夜辻江悔二行、慈君一緒二御歸り被成也

廿六日、戊申、曇、熱甚、先達而御出来之那波列翁大炮搏試有之、見分与して朝方船二而参、江波丁打場也、藤田敬次郎殿・宮浦松五郎参、尤松五郎工夫二而製造之筒も一併二搏試致、為見分御勘定奉行西本清助殿・津村龜次郎殿、御軍鑑奉行添役飯田旗之助殿、御武具奉行高間多須衛殿、吟味役山本寛兵衛殿、其外高橋太一郎・根津信右衛門杯被参、此御方之分打込之見分被致也、夕方帰ル、尤渡辺雅登・堀尾勝登も船二而被参、共二川口辺少々逍遥して帰也、石井寿兵衛・森岡万之進入来、酒を饗也

廿七日、己酉、曇、朝雨降、後晴、炎威日二加也、西向寺江代参申付、早朝出勤、午時退

廿八日、庚戌、晴、炎熱如燬、早朝出勤、午鼓退、敬次郎義於江戸殊之外評判宜敷、一同参候内二而一番才子之称を受居、何れも吹聴致候段、主水様(上田)之方福永友

五郎方小野秀平江申越候趣、山村二而咄有之候由、勝登被申聞也
 廿九日、辛亥、朝曇、雨はらつく、後晴、炎威烈、午時為伺御機嫌罷出、丹羽正
 蔵・山村静登・崎田恪衛・岡本主馬殿等暑氣問安入来、辻清人入来、銀子之無心也、
 諾し置

(六月末尾の頭書)

去ル十四日、祇園祭礼之節、山田清次郎殿息猪太郎殿、三宅蔵太郎殿息良之助殿・
 多田小先生唯登殿同道二而被参候之処、佐久間織衛殿養家之弟静馬殿、良之助殿江
 婦人之事二付遺恨有之、途中横川辺二於而醉狂二托し被切掛候処、良之助殿二刀を
 被奪、又脇差を被拔候を多田之小先生奪、色々と申論、終二前之三人一緒二佐久間
 氏江連行、織衛へ応対、始終之次第を述、両刀を渡、織衛殿二も大ニ被驚、静馬殿を
 異見被致、漸酔臥之場二至候二付、三人之衆も辞して被帰候処、静馬殿突然と起上、
 跡を追而被驅出、織衛殿之刀を以良之助殿を志して切掛んと被致候得共、夜中之義
 故、睨与毛難弁、良之助殿者程能逃候処、猪太郎殿者不案内二而途を被失、杉垣へ
 行当り被仆候を飛掛り、脇側を刀二而深く被突、猪太郎殿者夫成二起上りも得不被
 致、刀二手を被掛候儘二而無程落命、誠二不慮之次第、静馬殿を其処二而人違二心
 付、甚残念被狩、直一其夜切腹之覚悟被致候処、傍方彼是与被支候人有之、其晩者切
 腹被留候処、終二十六日二切腹被致候由、山田清次郎殿者金子徳之助殿弟二而余程
 之高年、只吉人之孫を承祖二被致、不遠隠居之舎二被有之候処右之次第、誠二愁歎
 老耄之体二被相成候由、近頃之珍事也

41 七月

七月 小

朔日、壬子、晴、炎熱、夕雷鳴、雨一過、夜些涼、早朝出勤、午後退、久野秀太郎・長束清次郎問安入来、梅梢院様御病氣之処追々御不出来、御容体不被成御勝候之旨御年寄衆方被申上候由也

二日、癸丑、晴、朝涼後熱強、早朝出勤、午時退、御役料米代半分相渡、米価大ニ下落、世羅米石二付五百八拾替之由也、梅梢院様御病氣之処、御養生御叶不被成、今二日辰中刻御卒去被成候、依之今日より来ル六日迄鳴物停止、諸事穩便二仕、火之元別而念入候様、但、仕掛之普請作事者今明日中可有捨之旨、尚又鳴物停止者六日迄二候へ共、少将様二者来ル八月廿二日迄御忌中二被成候間、其段相心得可申之旨被仰出也

三日、甲寅、朝曇後晴、炎熱強、朝河瀬喜和馬不快を訪、先月初方風与右手癢痺、少々言語江も支候気味有之、尤為指事二も無之候処、去ル晦日夜方一段暮り、右手変して左手不遂之気味、足も不愜、言語難弁、全中風症之趣二而氣遣候由也、山村江も見舞旁二寄、妙慶院へ参、木野・水谷を訪、木野後室者追々順快之由、同方二而酒出ル、帰宅掛御館へ御機嫌伺として出ル、今朝少将様江為伺御機嫌御並様方御登城被遊、三之御丸へも御出仕被為在、殿様江者御使者を以御機嫌伺被成候由也
 四日、乙卯、晴、有霧、涼、後晴、炎熱日ニ加也、早朝例時出勤、午時退、菅復元濟老方見舞も有之、栄螺十七貝被患也、佐藤喜代見此間歡二参候謝入来之由、三宅益登問安入来之由也、明日東城へ送り便有之二付、宮崎へ先頃息女備中畑木村縁類

九日
立秋
朝四時四分

へ引越、婚姻相整候歎申遣、小半紙式束・肴料一封贈之也
 五日、丙辰、晴、熱甚、梅梢院様今朝六時御出棺与申事二而、五半時頃御出棺、国
 泰寺江被為入、直二御葬送有之由、御供建至而輕干御事之由、御見送御広式重役味
 木彦兵衛殿騎馬二而御供被致、殿様・少将様之御代香者步行二而被参候由也、早朝
 出勤、午時退、辻おたけ来ル
 六日、丁巳、晴、炎熱如燬、早朝例時出勤、午時退、夕万之進來、酒を饗、同方お
 ます山崎右内方嫁二昨年所望之移有之、及断置候得共、近頃尚又彼是を以度々所望、
 最早如何二も断二も難及二付、存旨無之候得者其意二任候内答二も及可申哉之旨申
 来、如何様昨夕高木来助方も下地其相談も承居候二付、此余小子二於而も何之存旨
 者無之、兎角申值次第二致候様二与及答置也
 七日、戊午、晴、炎威厳酷、夕遠雷、平旦麻上下着出仕、如例御方々様江御祝詞
 申上、尤守之進様二者内記様江御出被成候付、御附之御用達石井寿兵衛迄於御次申
 上也、午後堀尾勝登・仙太郎・来助来、困暮
 八日、己未、朝曇後晴、炎威倍酷、夕遠雷、早朝右近様・主水様江暑氣為伺御機嫌
 罷出、久野秀太郎・崎田恪衛・深町真喜太を訪、帰宅、直二出仕、午刻退、暑氣問
 安入来彼是有之也
 九日、庚申、晴、酷熱難堪、早朝出勤、午鼓退、辻清人入来、兼而約束之金子致立
 用也、坪内久米之助倅音助病氣之処、養生不叶、致死去候段、樋口志津磨より昨日
 之日付二而為知来也

43 七月

十一日夜、一緒内其外知音之墓所へ燈籠を呈候為家来を遣入也

十日、辛酉、晴、酷熱愈進、早朝長安寺^方始、中島伝福寺迄一緒其外之寺江参詣、当年家来何れも新参者故、盆前点燈之墓所を示し置也、歸掛御館江為伺御機嫌出、已鼓後歸宅、先月廿七日若殿様御参内被遊候処、左之通伝奏日野大納言様^方被仰渡、并御拝領物も被遊、且翌廿八日天氣為御伺御参内被遊、被拜龍顔候旨為心得被仰出也、被仰渡之御書付写

応召登京、觀感不斜候、国事多端之御時節候間、暫滞在有之、致尽力可奉安宸襟之旨御沙汰候事

昨朝万之進來、当盆仕回難渋二付、五円借用之義家小へ申置候由、今朝尚又様子聞二来候由、兼而当春来長武左衛門周旋二而取締方精々相約置候義二有之処、右様之次第故、態与一円二取替候義不相成旨家小へ申含置、及返答也、夕雷鳴稍烈、雨一過、速二霽

十一日、壬戌、晴、炎熱実如燬、早朝出勤、午時退、使を以坪内久米之助小兒之死を吊也、夕雷鳴稍強

十二日、癸亥、晴、酷熱最難堪、早朝出勤、午鼓退、家小兎角頭悪敷、平常因候付、和田村温泉へ入治致度積年之望二候得共、其義も得不為致候処、近日田中実五郎義願候而致入治候様子二付、好折柄之義故罷越可然与相許候二付、今日於席御用人佐藤益之丞江左之通申出置也

私家内義佐伯郡和田村水内温泉江為入治差遣、暫之間逗留入治為仕度御坐候間、御序之節可然様被仰上置可被下頼入存候

右益之丞承知也、跡二而来ル十五日二差遣候筈之旨也咄し置也

十三日、甲子、朝曇後晴、蒸熱厳酷、黎明方海蔵寺江拝参、帰掛西向寺・妙慶院江も参詣致、両寺江一封宛如例呈又也、今日者此間以来脚氣之気味差起、足痛致候候(衍力)二付駕籠二而参ル、草津村御番所二而乗打之不審申聞候二付、帰掛家来を以、前時者無案内二乗打致候段御不審有之候へ共、素方下乗之心得二者無之候故其儘罷通候間、御様子も御坐候八、大御目付衆被仰達可被下旨為申入候而其儘罷通候也、其前参佐藤益之丞も馬二而被通候処、段々八ヶ間敷申聞、何様下馬之心得二者無之旨二而被通候由、此義二付而八当春以来大御目付湯川静次郎殿江堀尾勝登方駆引二相成居、此間一応返答者有之候得共、些紛八敷廉有之、此節再応駆引中也、何そ彼方手違、気取違二而も有之義被考也、夕為窺御機嫌罷出、昨夕桑原俊太来、去ル二日江戸出艦、十日暁宇品へ着艦之由、江戸二而敬次郎其外江も逢、何角委敷見聞致し帰兵候而大二致安心、敬次郎至極壯健二而勉強致居、中々一統之評判宜敷相聞候由也、酒を出し暫話入、敬次郎より書状并二少々之品贈越也

十四日、乙丑、晴、炎熱且有蒸気、朝為伺御機嫌罷出、夜点燈家来遣入、夕雷鳴、雨如将来而終不来、夜熱蒸強

十五日、丙寅、朝曇後晴、朝為伺御機嫌罷出、大島五兵衛朝方困慕二来、堀尾勝登・高木来助・森喜久二等も午前方来、夕酒を饗、家小兼而之通今朝暁七時比方出立、極忍二而水内温泉へ参ル、田中実五郎家来代二頼、下女まさ並二両掛持者人付遣入、尤両掛持者途中計也、慈君夜中辻江御出、御宿し被成也、夕雷鳴、至夜電

45 七月

廿一日

一靈泉 一陶

但凡吉升

一笹粽 五十本

右御奥へ差上

光強、雨少し降、夜半雷鳴、雨降、好湿也

十六日、丁卯、曇、蒸熱甚、早朝出勤、午鼓前退、妙慶院江代參^(堀田)新吉申付、家来三人共并下女まさ当季も相勤度旨願出候付承届、下女なか者暇を乞候二付是承届、暇遣し、今日下宿いたす也、午後堀尾勝登・森仙太郎父子・廉^(渡辺)之助・来助杯困慕二来也、夕雷鳴少々有之、夜中些涼

十七日、戊辰、晴、秋暑烈然、朝為伺御機嫌罷出、今日者洋流砲術之面々江波江小銃遠距離之点放二出張之由也、夜武^(長)左衛門来話、夕西北少々雷鳴、快雨一曇、早枯忽蘇、夜大二涼を覺也

十八日、己巳、晴、朝涼、後秋暑烈、早朝出勤、午時退、御^{*}兩方様今日水主町江水練為御見物御出被為在候之由也、夕佐々木猶馬入来、暫話、小字彙正統二冊貸也、来ル廿二日・廿三日梅梢院様御法事二付、御穩便之御移檄出ル也、夜涼

十九日、庚午、快晴、朝涼、後秋熱如燬、早朝出勤、午鼓後退、夕森岡万之進來、酒を饗、暫話、此間中居敷江腫物いたし困候由也

廿日、辛未、曇又晴、朝涼、後炎威強、夜家小従水内帰、兼而八明日帰候筈二而、今日方利三郎を迎二遣候処、此節余り雜人多混雜致し、最早好程二入治も致候付、急二昨夕方出、夜前白砂村十文字江泊、今日海蔵寺二而暫休憩致歸候由也、夜稍有蒸氣廿一日、壬申、晴、秋炎猛、早朝出勤、午時退、家小従水内取歸候靈泉并笹粽少内々御奥江差上ル也、前段之品一緒内其外江も少々宛致配分也

廿二日、癸酉、晴、秋炎殊酷、朝早出勤、午時退、西向寺江代參申付、午後北方

廿三日、於三原右近様之御奥様御安産、御女子様御誕生被成候由也

雷鳴、夕調練江出

廿三日、甲戌、晴、秋暑酷烈、兼而大島松太郎を以約し置候義毛有之候二付、早朝方宮浦松五郎江大炮製造之器械見物二行、松五郎二者初而緩々致對話候処、何様大器量之人物与見へ、国家之為二者不顧身尽力致し候気象言辞二溢れ候得共、当所二而も不被容を歎、不遠内暇を乞、西洋へ渡、今一層修業致候志之旨申、其言有理、堪感、種々珍敷要器・凶書与見せる砲器、製造之器械亦妙、大ニ有所發明也、五兵衛・松太郎も行、序二写真を致し可申与て段々心配致しくれ候得共、薬汁敗腐致候由二而終不成、午鼓後帰宅、左官伊蔵来、書齋之内上塗致し呉る也、夜武左衛門来廿四日、乙亥、晴、酷熱最甚、早朝出勤、午後退、菅復元濟老御館へ初而被出候付出而及挨拶、宅江も礼二被来候由也、左之通従公義之御移櫓出ル

官名相名乗候ものゝ内山城守者以来相憚候様可被致候、尤当時名乗候分者改名可被致候

右之趣万石以上・以下之面々江可被相触候 三月

西向寺江代参申付、今朝堀尾嘉善被来候由也、御領守地蔵尊之御法楽御供物如例御領賜被仰付也

廿五日、丙子、晴、酷熱日加厳、早朝出勤、午鼓稍過退、從三原御到来之西瓜半円御奥方御領賜被仰付也、辻清人此間方不快之由、見舞使遣入、慈君も御機嫌好御逗留被成候由也、夕森岡万之進信槌を連来

廿六日、丁丑、晴、尤朝者曇、秋炎厳酷、朝為伺御機嫌罷出、夕杉岡文磧^頭入来、予

廿五日

処暑

今曉九時六分

去ル廿一日於東城

一 御召羽織 一
御肴料 金五百疋

宮崎藤九郎

右御役向出精相勤候二付

被下之

47 八月

〔廿八日、予遠慮中御構無
之二付、勝手次第出勤仕
候之様思召之旨、堀尾勝
登方紙面を以申来也〕

此節兎角右方足を疼、困候付診を乞、全湿気之事二有之旨申、薬を患也、酒を出入、
〔今日江波二於而那波列翁之再放試有之也、〕〔晝雨一過〕

廿七日、戊寅、曇、蒸熱甚、〔早朝出勤、午時退、〕〔西向寺代参申付〕

廿八日、己卯、晴又曇、蒸熱、尤風者有之也、〔早朝出勤、午鼓退、〕〔藤川每登殿方
未女病氣之処追々差重り、太切之場合二及候段紙面二而為知来、早速見舞使遣候処、
午刻後事切二相成候由申帰候也、右二付夕方又悔并葬式見送旁使遣候処、葬式者今
夜子刻後二付、見送等断之由二而帰候也、〕〔今朝辻清人入来之由也、〕〔夜些涼〕

廿九日、庚辰、晴、秋炎酷、〔朝為伺御機嫌罷出也、〕〔家小夜淡島社江詣也、〕〔吉田鉄
翁先生昨日物故之由、甲州流軍法之老先生二候得共、時勢二心变化する事を不知、只
古流二拘泥して当時之用を不作して及老耄被果、可憐生也、歳者八十有余也〕

八月 大

朔日、辛巳、晴時々雲出、残炎嚴酷、晝雨一過、〔早朝麻上下着為御祝詞罷出、御
方々様江如例御祝詞申上、〕〔大島五兵衛・森喜久二困暮、〕〔菅復元濟老為祝詞被来、〕
〔午後堀尾江行、困暮、夕酒出ル、〕〔夜蒸暑〕

二日、壬午、晴或曇、残炎難堪、蒸氣亦強、〔早朝出勤、午後退、〕〔万之進來候由也
三日、癸未、曇、折々微雨過、蒸熱甚、〕〔朝為伺御機嫌出ル、〕〔夜慈君辻方御還り被
成也、〕〔桑原吉郎二入来、〕〔從江戸去月十五日出之書状達、敬次郎其外共無事之由、同
月四日階級之吟味文典輪講二而、敬次郎甲中之甲二就候由申越也、〕〔市川齋宮殿方過〕

四日 一百十日
 六日 御切米七斗御増
 二 御步行列加
 吉本春悦
 九日早晨
 すわへ
 油あけ
 こんにやく
 御皿 ふき
 香たけ
 大こむ
 けむ
 すめ
 苞豆ふ
 御汁 粒しめ竹
 めうか子
 御飯
 御香の物
 くつ煮
 冬瓜
 御坪 玉ふ
 香とう

日書状遣候返書来也

四日、甲乙、曇、曉来風烈、雨亦時々一過、炎威聊醒、早朝出勤、午後退、終日風

騒々、亦不至暴

五日、丙酉、晴、炎威大減、早朝例時出勤、午後退、夕杉岡文碩来診、夜大二涼

六日、丙戌、晴、涼、早朝出勤、午後退、夕調練見物二出ル

七日、丁亥、晴、秋炎復盛、朝辻清人入来、位牌之文字を被頼、書して進る也、西

向寺へ代参福田新吉申付、夕御機嫌伺罷出、久振二乗馬致又也、夜蒸気甚

八日、戊子、晴、秋炎嚴酷、早朝出勤、午後退、辻専保童子四十九日、昨夕内仏

へ軽干備物致又也、今朝藤川甚吉郎此間悔使遣候謝入来之由也、夜蒸熱甚、夜半

快雨、蘇早枯

九日、己丑、曇、夕晴、蒸熱最酷、秋来第一也、早朝出勤、午後退、慈眼廟御祥月

早晨祭祀如恒規執行之、慈光廟も如例配祀

十日、庚寅、晴、残炎纒醒、朝為伺御機嫌出ル、河瀬極人去ル朔日方快出之由二而

残暑見舞何角之謝旁二人来、未全快与不見候得共、案外速二快也、今日実山十二回忌、法事八五月廿九日二済也

寺へ代参遣又

十一日、辛卯、晴、些涼、早朝出勤、夕午鼓後退

十二日、壬辰、晴、涼、早朝出勤、午後退、辻清人入来之由也、夕杉岡文碩来診、

慈君此間方兎角御腹瀉之気味有之二付診を乞、少々御熱氣有之由申、薬を患也

十三日、癸巳、晴、秋暑復猛、早朝出勤、午後退、河瀬氏例会二付、夕申鼓後方

49 八月

觀世麩
 椎たけ
 牛房
 御平
 山のいも
 白芋茎
 実さん椒
 御くわし
 焼まん頭
 まぎせんへい
 棗
 以上
 夕
 御茶
 眞豆飯
 十一日
 白露
 昼九時四分
 十七日
 一御役御免差扣
 奥田政次郎
 御武具奉行并御側
 足輕指揮兼役也
 右思召有之候二付

参ル、久野秀太郎・丹羽正蔵・勝矢幸之助会、有饗、入夜帰、夜蒸、今夕坪内久米之助を訪
 十四日、甲午、晴、秋暑烈、蒸気強、朝為伺御機嫌出ル、今日者御集会二付、主水^(上巳)
 様御出、御乗馬被成候由也、夜月清光
 十五日、乙未、曇時々雨、西三点而止、蒸熱甚、夕晴、早朝出勤、午後退、夕坪内
 伯母氏不快を訪、夫方吉田兼次郎殿を吊、妙慶院江参、丹羽正蔵を訪、木野へ見舞、
 入夜帰、丹羽・木野二而酒出ル、坪内伯母君者少々宜方之由也、夜月色尤佳也、從
 江戸書状達、敬次郎無事之由也
 十六日、丙申、曇、蒸熱最酷、雨如将降而不降、早朝出勤、午時退、東城町北村
 源兵衛裏土蔵、去ル十三日晝焼失、類焼者無之候由也、敬次郎方昨日之便二、下地
 之塾頭広浜唯一退塾後、塾中不競二有之候処、此度黒田孫四郎与云好塾頭入塾二成、
 大二塾中隆盛二向候趣申越也、夜半雨一過
 十七日、丁酉、曇、蒸気依然、朝新小路二而乗馬、其後為伺御機嫌出仕、夕奥田
 政次郎御用^宅達而申達
 十八日、戊戌、曇、辰鼓成雨、残炎頓醒、朝例時出勤、午鼓後退、山崎右内今日当
 番引取掛、小姓町二而竹腰左助殿門前二僵居候処、谷本島之助通掛見当り、早速申
 歸り、何れも心配いたし駕籠二而宅へ送り遣し候由、其後之様子者未聞、いかゞ之
 病氣二哉
 十九日、己亥、曇或晴、秋炎頓醒、早朝出勤、午時退、明廿日昭徳院様御一周忌

十八日

二 御側足輕
指揮兼帯

御用達

永井仲之助

右者奥田政次郎兼役之跡
役也

廿日夜

酒穀

井 洗ひ鱈
めうか子

葛に

大盆

八寸

冬瓜
くつし
牛房
あらいも
しゐ茸

鉢

平目
いりて

吸物

魚まくり
角くわんぜふ
しゐ竹

鉢

香とう
青み

鉢

押鮓

以上

御法事於正清院御執行被仰付候付、御穩便触出ル、并明後廿一日梅梢院様御四十九日御法事有之候二付、心得之為御知せ之御書付出ル也

廿日、庚子、曇、夕雨、涼、夕為伺御機嫌罷出、且調練見合二出ル、山村静登・丹羽正蔵・深町真喜太当春以来之含毛有之、今夕咄二被来候様此間方駈合置候付、皆々極夕方被来、折柄堀尾嘉善も噂致し被来、輕キ酒肴を饗、緩々被話、今日正清院御法事、御名代主水様御蒙被成候処、急二御煩二付、此御方様御寺詰御名代御勤被成候由也

廿一日、辛丑、曇時々雨霏々、冷氣、早朝出勤、午後退、夜長武左衛門来話

廿二日、壬辰、雨、冷氣、辰鼓地震、稍強、西向寺代参申付、今日方早出勤止候付、例時出勤、夕未鼓退、夕坪内伯母氏病氣を訪、丹羽正蔵・山田多喜登参居、被留饗心有之也、入夜帰ル

廿三日、癸午、晴、涼、朝堀田伊三郎殿来儀、謁入、夕池田加賀守入来、酒を出又廿四日、甲未、快晴、涼、秋氣正爽、能称廟御祥月二付早晨祭祀如恒規相勤、早朝西向寺江参詣、山村静登此間之謝旁被来、タル廿六日夕同方江話二参候様被申、諾し置也、例時出勤、未鼓後退、杉岡文碩来診、近日方石風呂入治之義相談致、至極可然与申聞也、夕乘馬、長武左衛門来、同人も兼而石風呂江入治致度旨申居候付、来ル廿八日方可参段約し置也

廿五日、乙申、曇、少々有蒸氣、御船屋敷内焼失之御多門御普請出来二付、早朝為見分参、渡辺雅登も被参、御勘定奉行代渡辺廉之助・吟味役小島左源太・御作事奉

51 八月

〔廿四日、右近様方先達而御歡罷出候為御挨拶御使被成下、御請如例御用人中江紙面を以申出ル

〔廿六日

秋分

夜五時九分

〔廿七日、御奥へ左之通差出ス

一八王子柿木鍊(練)

四十五顆

〔去ル十四日早朝、於京都御目付原市之進殿旅亭へ侍兩人入込、及殺害、首級を風呂敷二包、閻老板倉侯之御旅館迄持參致候処、御門へ不入候二付、御門外二而自殺二及候場

行星野幸次郎等立会致見分、殊之外手堅く立派二調候也、巳鼓歸、直出勤、未鼓後退、今日於席月番御用人佐藤益之丞江、私義痛所二而難義仕候付、来ル廿八日方二回り程佐伯郡己斐村石風呂入治仕度、尤日々一応致出勤、差掛ル御用向無之候得者直引取罷越申度奉存候、此段宜御伺可被下頼入存候旨申出、承知二而無程被相伺候処、勝手次第罷越候様被仰出候之旨同人方被達、御受申述ル也

〔廿六日、丙酉、雨、涼、藤川甚吉郎入来、夕為伺御機嫌出ル、極夕方山村江參、堀尾勝登父子・岡島平之進会、清野金左衛門・岡佐五郎も取持旁会、佐五郎者久振二遇、洋物類至而博識、且細工も精巧之仁二而咄甚面白也、段々饗有之、夕辻清人入来

〔廿七日、丁戌、曇、有蒸氣、朝長武左衛門来、石風呂持參之品見合せ呉る也、例時出勤、未鼓退、渡辺雅登、保田村御趣法御用二付、明廿八日微行二而出立被相越候由二而、御用向申談並二暇乞旁二被来、此方方八任挨拶暇乞二不參、使を以申遣入也、庭前之八王子柿此節洪氣無之候二付、御奥江御内々差上ル也

〔廿八日、戊亥、雨朝之内罷、午後復降、蒸、兼而之通今日方石風呂入治致候二付、例時出勤、四半時比退、直己斐村江參、長武左衛門も行、暮頃帰宅、此節者いまた入治至而寡也

〔廿九日、己子、雨終日不罷、涼、朝為伺御機嫌出、四半時比方己斐村入治、黄昏前帰宅、万之進來、夜迄話又

〔卅日、庚丑、曉来風雨、雷亦鳴、風次第二暴、蒸氣強、天氣合二付入治休、例時

村上家乗 慶応三年 52

へ原殿家来兩人駆付、前
 兩人之首を取、主人之首
 を取返し、携去候由、尤
 外二吉人之同類者先達而
 御門内へ入、偽名を名乗
 拜謁を乞、外兩人之来を
 待居候之処、右之次第二
 付待合之場所二而自滅致
 し候由也、市之進殿并梅
 沢孫太郎殿兩人者当時幕
 府第一之謀臣之由、梅沢
 をも狙候処、程能被遁候
 由也

出勤、未鼓退、已鼓後風益烈、諸所屋を破二至ル、雨亦時々添、申鼓前方追々柔也、
 夕方坪内久米之助方伯母君夜前以来些不出来之趣為知来、早速見舞使遣入、何分
 追々重キ容体之旨申返ル、其後夜亥刻後樋口志津磨^(静馬)方死去之知せ来、今晚九時葬式
 取計候与の旨も口上二而申来候二付、早速悔二吉蔵^(吹本)を遣し、直二妙慶院江も代参二
 遣、葬二会せしむル也、左之通從公儀被仰出之御移書写し、御添書共出ル也
 別紙之通從公儀被仰出候、右二付此後旅行之輩御所印鑑持参二不及、并婦人
 も御関所手判二不及候、此段可被相触候、以上 八月廿八日

從公儀被仰出写

関所通し方之儀、前々方御規定之趣も有之候所、今度御変革被仰出候条、来ル
 八月朔日方別紙之通可相心得、尤是迄御留守居二而取扱候廉も、已来関所掛り
 御目付取扱候筈二候 七月

条々

- 一 婦人通し方之義別段改無之、惣而男子同様之振合を以相通し、小女も振袖・
 留袖可為勝手事
 - 一 剃髪・惣髪・かふる等総而別段之改無之事
 - 一 首・死骸・乱心・手負・囚人等、手形無之共、差添之者方証書差出通行可致事
 - 一 諸役人急御用之節、上下共夜中も通行不苦事
 - 一 是迄印鑑引合通行之分、以来不及其儀候事
- 右之通可相心得候

53 九月

〔三日〕坪内伯母君戒名
貞照院

〔五日〕夜中御年寄石井修理殿從京都急御用二而被歸候之由、何分京都之時勢も弥増切迫、幕府之御所置兎角不穩趣之由也

〔七日〕野之口中（口説方）云八、京都二而諸大夫之隱居、国学高名、當時專諸藩江被召、国書之講釈致候由也、名乗者隆正（口説方）与云て歌人二毛有之由也

同日、被仰付
一御勘定所詰

三津井滝次郎
御歩行目付方
二御歩行目付
御先供頭取兼帯
石田直太郎

九月 小

朔日、辛亥、快晴、暑し、例時出勤、四半時退、直二石風呂江行、黄昏前歸、敬次郎方去月十二日付之書状達、無事之由也、長束清次郎入治見舞入来之由

二日、壬子、朝曇、冷氣、後晴、暖、例時出勤、四半時過退、夫方石風呂江行、日没後歸宅、石井寿兵衛入治見舞入来之由

三日、癸丑、晴或曇、朝坪内久米之助を吊、山村江此間之謝二行、歸掛為伺御機嫌罷出、午前方石風呂江行、今日者馬二而行、昨日方浅野孫大夫殿も被行、其外入治大分人増也、夕歸掛長武左衛門方江寄、大島五兵衛夫婦も参居、饗二違、入夜歸

四日、甲寅、雨、例時出勤、午前退、直二石風呂へ入治、暮前歸宅、辻清人・堀尾勝登入治為見舞入来之由、敬次郎へ六日便二遣又書状認置也

五日、乙卯、曇、暑、例時出勤、巳下刻退、直二石風呂江行、日没後歸、坪内久米之助方、明六日貞照院殿当座法事於妙慶院執行致候由二而、今日九時非時之案内有之、入治中二付断而不参、夜中山村江行、内密談二及義有之也、跡二而酒出ル、亥子鼓前歸、三宅内外入治見舞入来之由

六日、丙辰、曇、午後雨、暖、例時出勤、午鼓前退、直二石風呂へ行、暮過歸宅、山村靜登・堀尾嘉善・渡辺吉太郎・岩崎良之進入治見舞入来之由

七日、丁巳、雨、暖、休日二付巳鼓前方石風呂江参、入夜歸宅、上野吉次郎同所へ見舞二来、幸宅方見舞之品も差越候二付留而饗入、浅野孫大夫殿二毛此間方入治被致候二付休息所へ見舞二行、暫話入、此方へも使被差越也、外夷覬覦之折柄深キ

村上家乗 慶応三年 54

一 御先手銃隊頭
添役飯役

土屋秀太郎

二 歎二付御用部屋詰并
加役共御免

山中市之進

一 格式以前之通
御用部屋詰

大野木保次郎

八日夜 慈君御奥へ召
御上り被成也

丹羽正蔵方弟友輔義神
田郡治病中養子二差遣候
之旨為知来候也、尤昨日
之手紙也

十二日

寒露

今晚七時

此節当所江象井二虎を
連来、此間方妙慶院境二

御趣意二付、京儒者野之口中御請待、從今日二・七・五・十之日於字問所国書講積
被仰付候付、御家中一同子弟之輩迄も聴講有之候様二与被仰出、御並様方二も御出
席被遊候由、国書者^(古)故事記講積有之由也

八日、戊午、曇、冷氣、例時出勤、午鼓退、夫方石風呂へ行、入夜帰宅、今日迄二而
十日入治二付、最早明日方者不参善二武左衛門共申合、其段亭主万年屋平助へ申聞
置也

九日、己未、曇後晴、冷氣也、朝為御祝詞出仕、如例御表・御奥共御目見被仰付、尤
^(浅野)守之進様へ八内記様江御出二付、御附御用達石井寿兵衛迄御祝詞申上也、^(浅野)午後堀尾
勝登・大島五兵衛困棊二入来、夕酒を饗、長武左衛門も来、岩崎良之進母子も来、饗
又、森岡万之進者朝之内来、祝酒を饗又也、午後御用向有之、召候而御奥江出ル

十日、庚申、曇、冷氣、午前方召候而出、未鼓前退、夕訓練為見合出ル也

十一日、辛酉、晴、冷氣也、例時出勤、夕未鼓後退、久野秀太郎入来、近日三原へ
被参候由二而暫被話、酒を出入、極夕方木野・水谷を訪、来ル十四日招度旨を申置
也、木野二而酒出、入夜帰宅、丹羽正蔵へ為知之歡二参候心組二而出候得共、晚刻二
成候付不能参也、帰途月清

十二日、壬戌、晴、冷氣、例時出勤、未鼓後退、夕訓練見合二出ル、夜武左衛門
来話

十三日、癸亥、晴或曇、冷氣、例時出勤、夕未鼓後退、夜水谷伯母氏・丹羽おし
け・木野娘三人共泊掛二被来

55 九月

於而諸人二見物、看版二
 者衰鹿を出し有之候由、
 見物人日々群集致候之由
 也

十四日夕
 酒肴
 海鼠
 井 小たゝみ
 生か
 葛煮
 魚
 にんしん
 牛房
 あらいも
 松茸
 柚
 大盆 八寸
 鮎
 平鉢
 さし身
 白髪大根
 ミしまのり
 鉢 かけい
 そうめん
 吸物 あら
 花鮓
 鉢
 以上

十四日、甲子、晴、暖也、午後為伺御機嫌罷出、堀尾へ入治中見舞之謝、渡辺江
 雅登留守中之見舞二付、夕調練見合二出ル、藤川毎登殿夫婦も夕兼而噂致置候
 付栄吉を連御出、木野從嫂も夕方被来、折柄佐藤益之丞も当夏御役所内を会し候節
 不被来候故噂致し被来、水谷・木野共二酒鮓を饗、三宅内外家内を見合二頼む也、
 皆々緩々被給、入夜戌鼓後被開也、今日二葉山御祭礼、主水様御社詰被成候由也
 十五日、乙丑、晴、寒、例時出勤、夕未鼓後退、今日二葉山此御方様御社詰被遊、
 主水様二者殿様御名代御勤被成候由也
 十六日、丙寅、晴、寒、夕曇、例時出勤、夕申鼓退、妙慶院へ新吉代参申付、下
 瀬篤之助殿此間從京都被帰候旨二而被来候由也、江戸詰秋交代之面々明十七日出
 船被仰出、御艦出候趣二付、敬次郎江之届物昨日桑原江頼遣候処、若殿様御迎之義
 從京師申来、急二御艦出候付而暫延引二相成候由也
 十七日、丁卯、微雨、温、今日於江波那波列翁之筒車台鉄具直し之搏試有之二付、
 巳鼓後方見分二参、佐藤二も被行、夕七時帰宅、雨天故油衣騎馬二而参也、今朝辻
 清人入来、十九日例祭二付、何れも参候様二与申聞候由也
 十八日、戊辰、雨、夕霽、冷、例時出勤、夕未鼓後退、夕野口金兵衛を呼、東城
 表之御用向承之、跡二而酒飯を饗ス、慈君夕方辻江御出二被成、少々風邪之気味
 二而頭痛も聊有之候二付夜中早臥、吉田兼次郎殿忌明返礼来儀
 十九日、己巳、晴、暖、風邪之気味未除候二付、今日者出勤不致候也、大島五兵
 衛御用向二付入来、終日平臥

村上家乗 慶応三年 56

御平	御坪	御飯	御汁	御皿	廿二日早晨
へち袖	おろし生か	御飯	豆ふさい	香たけ	酔わへ
松たけ	ちりめん麩	御飯	粒椎茸	人しん	大こむ
	のつへあ	御飯	青身	油あけ	朧弱
	牛房	御飯	白みそ	朧弱	
	人しん	御飯		朧弱	
	こんにやく	御飯		朧弱	
	焼豆腐	御飯		朧弱	
	里いも	御飯		朧弱	
	しめし茸	御飯		朧弱	
	ちりめん麩	御飯		朧弱	
	おろし生か	御飯		朧弱	

廿日、庚午、晴、暖、風邪快二付辱者徹候得共、用心致し髪者不理、午前方三原波多野四郎来、此度洋学為修業江戸江参候様被仰付、去ル十五日夜出府、十七日之御艦便二而参候積之処、発艦御延引二相成、其儘逗留罷在候由、久振二而暫及緩話、外二字都宮常松・沖進兩人も同行之由、酒飯を饗、四郎当年廿三歳之由、漢学者近来余程出精致候之由二而大二見替る也、尚重而来候様申置也、從江戸去月廿四日之書状達入、敬次郎其外共無事之由也、御奥方大髭山出之松茸十九本拝領被仰付也、告于廟、去ル十四日若殿様御願之通御帰国御暇被為蒙仰候間、同十七日御発駕被遊、大坂方御艦二而御帰国被遊候旨申上有之候由也

廿一日、辛未、曇、暖、風邪氣いまた透与も不快候へ共、今日方致出勤也、例時未鼓後退、若殿様兼而今日昼汐二御帰城被遊候御様子二而、御三家様始諸土中為御迎登城有之候処、今晚汐二水主町御屋敷迄被為人、同所江御一宿二而、明廿二日朝五時御迎二而被為人候旨尚又被仰出候由也

廿二日、壬申、晴、冷氣、普照廟御祥月忌二付早晨祭祀如恒規務之、普觀廟も奉配祀也、例時出勤、夕八時過退、西向寺江代参申付、波多野四郎方来ル廿五日出船之御内達を蒙候趣申越、明晚此方へ来候様二申遣也

廿三日、癸酉、晴、暖、朝為伺御機嫌罷出、今日者朝方煤掃致又也、極夕桑原俊太入来、先日崎陽方帰、尚又此間大坂迄為御迎参、廿一日朝帰候処、又廿五日二御艦出候付江戸江参候旨申也、夜波多野四郎来、俊太一諸二饗入、慈君も四郎来候付為御迎駕籠を遣、夜御帰り被成也、御番頭二川主税殿今日御年寄役見習被仰付、直二

57 九月

御菓子

燒まん頭

御所柿

蜜柑

以上

廿二日夕

御茶

新豆飯

廿四日、昨日於明星院御

家祈禱被為濟、御供物頂

戴被仰付也

廿七日

霜降

明六時三分

去ル廿三日

御年寄役見習

二川主税殿

御番頭方

右御用番諸印形無之、其
外者本役同様被仰付候由
也

上京、来ル廿五日出船被仰出候由也

廿四日、甲戌、晴又曇、暖、例時出勤、午時退、今日者守之進様御乗切二而古江御

山莊江御出被成候二付、予毛御供二罷越、午鼓後方御出、草津町まで御乗切二而、夫

方御山莊江御出、御茸狩被成、夕日没前被為入、御騎乗殊之外御達者二被為在奉感

也、御山莊二而烏柿頂戴仕候也、帰候而御次迄御機嫌伺、御請旁出ル、御供騎馬左

之通、予共二十二人也

村上彦右衛門 堀尾勝登

名倉求馬 三宅益登

佐藤喜代見 岡島平之進

武内保之進 室角峰登

山崎隼太

渡辺吉太郎

岩崎良之進

森 喜久二

西向寺江代參申付、朝波多野四郎へ暇乞使遣又

廿五日、乙亥、晴、暖、例時出勤、夕未鼓退、夕岩崎潜龍来、其後福山領辺周遊、

此間歸候由也

廿六日、丙子、晴又曇、暖、御奥方天満宮之御備御下り餅・柿御分賜被仰付也、午

後為伺御機嫌出仕、夕調練江出ル

廿七日、丁丑、晴、冷氣、例時出勤、夕申鼓後退、今日御勘定所御銀見分有之二付、

如斯及遅刻也、左之通郡中・町新開江御達し有之候由二而、心得之為御移檄出ル也

米札通用方兼々被仰出候趣毛有之、差懸ル処銀札与取交時之米相場を以取扱候

事二相成居候処、取扱振不便利之趣相聞候間、以後米札壹石者銀札六百目定相

場江被居置候付、無差支可致通用、正米与引替方者正米時之相場二心し過不足

差引取扱可申候、(義方)其外之米者兼而被仰出候通可相心得候

辻おたけ・源之進泊掛二来儿、妹者此間以来眼痛不快候二付不来候之由也

廿八日、戊寅、晴、冷氣、祭礼二付如例諸役所廃休也、朝為伺御機嫌罷出也、午
後乘馬、夜潜龍困棊二来、家小・おたけ・源之進、夜中白神社江參、妙慶院へも參、
同寺二先頃以来象・虎・駱駝之為見物有之、見物致候由、何分象者異獸与相聞候也
廿九日、己卯、晴、暖、午前為伺御機嫌罷出、辻清人吉弥を連朝方来、祭礼之酒
飯を饗、夕おたけ・源之進共一緒二歸儿、長武左衛門・潜龍来、困棊、極夕御用向
二而召、御輿江出儿、旦那様今日者御用向二而御登城被遊、主水様(上由)二も御同様、何
分京師も幕府之御所置兎角不穩、弥以時勢切迫、何時変事出来も難量与申場合二而、
当御藩方も此節又々御人数御登せ二相成、有事節者朝廷御守衛之内御手当与奉恐察
也、先達而若殿様御迎御艦御差立之節、御家中諸士・御步行組辺有志之面々子弟江
掛五十人許脱走之姿二而、矢庭二右御艦江乗組登坂有之候処、如何之義歟若殿様其
儘御連還被遊、直二尾長国前寺二屯集、今以自宅江引取者無之由、其趣意者難分候
得共、有志中申値限之義二も無之、政府辺方内諭有之候而事起り候趣二相聞、何角
与謀計有之たる事与者被察候得共、其実一時之失策之様二風聞相聞る也

十月 大

朔日、庚辰、晴、寒冷、例時出勤、夕申鼓後退、夕丹羽正蔵入来、先日之挨拶且
明夕何れも同方へ參候様二与之噂有之也、夜家小木野へ參、宿、兼而明後日慈君も

59 十月

御被成候筈之約束也、丹羽二毛右之様子聞候而之噂也

二日、辛巳、晴、朝寒、後暖、例時出勤、夕未鼓退、退出時久野秀太郎入来、昨記之趣二付、極夕方丹羽へ行、慈君午時方妙慶院へ御參被成、并二木野へ御出、夫方丹羽へ御出被成、家小毛參ル、坪内久米之助・樋口静磨^(馬)会、饗有之也、木野・水谷江も先日之謝二行、慈君者今晚木野へ御泊被成也、丹羽正蔵明日四時御用召之奉書到來之旨也、夜戌鼓後帰宅

三日、壬午、晴、暖、朝乘馬、夕調練見合与して出ル、御機嫌^(同脱カ)二毛出ル、留守中森岡弟入来之由、河瀬極人方病氣二付御役歎出候処、今日御組頭同格被仰付、且丹羽正蔵屋敷江屋鋪替被仰付候旨為知来也、夜慈君從木野御帰被成、家小毛歸ル、木野二而饗有之候由也、夜半雨降

四日、癸未、雨振^(降)、暖、御年寄石井修理殿御内用二付御入来有之候故、辰鼓出仕、夕申鼓前退、丹羽正蔵方昨日之紙面二而、知行高御増被下、御用人本役被仰付、河瀬極人御長屋へ屋敷替被仰付候旨為知来也

五日、甲申、曇、暖甚、例時出勤、夕八時退、夕調練江見合二出ル、夕雨振^(降)、雷鳴、今日御城表惣出仕二而、左之通若殿様御直筆を以被仰出候趣御達シ有之候由、尤御並様方二者御登城者不被為在候也

若殿様御直筆写

先般依召為御名代上京候処、皇運御危難之場合、深く被惱宸襟候而、厚キ御沙汰も被為在候上八、弥以全国之力を竭し、飽迄不奉守護皇基而八藩屏之職掌不

相立、奉对御歴代様而茂申上(合脱)も無之義二付、一卜先令帰国、思召をも相伺、政
 体令改革、重而上京之心得二候処、何敷從來嫩弱之弊風一洗不致而八非常之節
 忽不都合与昼夜令痛心候、素より我等不肖より之儀(八脱)二候得共、前段之次第深く
 勘弁いたし、家中共へも厚申談、素志貫徹候様頼存候

九月廿七日

年寄共へ

此度若殿様御前江被為召、別紙之通御直筆を以被仰付候士氣興起之儀者、連々
 御苦慮御引立被遊候得共、思召通貫徹不致、怠惰之風習難去、更ニ御安心之場
 二難至、何とも奉恐入候事共二候、即今之形勢何時いか様之義二可立至毛難計
 御筆之御趣意体認、上御職掌御心易く被為尽候様、銘々分を相守、忠勤可有之
 候 十月 是者御年寄衆之御添書也

〔夜御用向二付而、御用人両家并大島五兵衛を会及申談、跡深更迄及閑話也〕

八日

開衾炉

〔左之通聴講二来候也〕

御先手頭

三宅益登

御先手銃隊頭

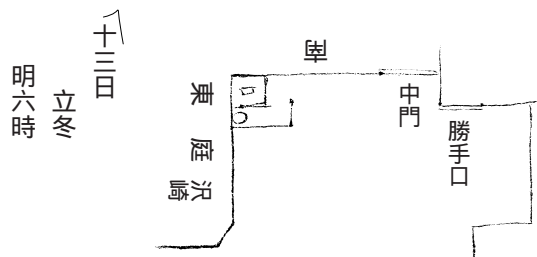
岩崎良之進

大島松太郎

今晩御奥江被為召候思召之処、致他行候二付其義不被為有旨二而、御肴之内少々御
 取分頂戴被仰付、老女方為持參謹戴仕、御受返書二申出候也、〔夜雨〕
 七日、丙戌、晴又曇、時雨、寒冷加、〔午時為伺御機嫌罷出、西向寺江代參申付、

六日、乙酉、晴、暖、夕曇、〔朝河瀬極人江此間知せ之歡二行、山村江過日入治中
 見舞之礼、坪内江当座法事二被招候礼二行也、〔例時出勤、夕未鼓退、〕今夕者兼而
 方久野秀太郎方集会之約束二有之候処、河瀬極人転役二付集会者止、談話二来候様
 二与今朝久野方申来候付、夕方參、久留杏蔵江も夏以来無沙汰二付行、久野二而八
 極人会、有饗、入夜帰ル、〔今日從近江守様御肴御拝領被遊、御披手被為在候二付、

61 十月



同添役
高木平太郎
上野吉次郎
辻清人改名
辻 織之丞
十二日、下不浄所建候場
所左之通

夕長束吉之進入
八日、丁亥、晴或曇、寒冷、例時出勤、午後退、於宅近日方散兵術為教授石内村江入込候面々を会、步操新式散兵戦法之条を講入ル也、辻清人從今日織之丞与改名致し候旨為知有之也
九日、戊子、晴、寒、例時出勤、夕八時退、調練見合二出ル、今日者御両方様二毛御覽被遊也
十日、己丑、晴、暄、昨夕以来少々風邪氣二付用心致、御機嫌伺二毛不出、夕岡島平之進新式書質問二來
十一日、庚寅、晴、暄、例時出勤、夕未鼓退、夕出後調練見合二出ル、夕堀尾へ研究会二付行、跡二而酒出ル
十二日、辛卯、晴、暄、有小春之景、例時出勤、夕未鼓後退、渡辺雅登昨日從保田村被帰、使を以歡申遣入也、夜長武左衛門來話、胡祭之節御家中家來、町方二於而理不尽二祝義乞請、不風俗之義無之様二与の義二付御移檄出ル、自然不埒之義有之類者直被召捕候筈二有之旨也、兼而星野幸次郎へ頼置候表門内東南角江下不浄所を建候義、今日職人差越為調呉る也
十三日、壬辰、晴、寒、又時雨之氣味有之、例時出勤、夕未鼓退、夕後調練江出ル
十四日、癸巳、時々曇、雨飛、寒冷加、午後為伺御機嫌出、夫方下瀨篤之助殿を訪大柿藤大殿江過日退隱之為知有之候挨拶、菅復元清老江度々來儀之謝二行、妙慶院江參、丹羽正藏江歡二行、木野江過日何れも參候謝二行、同方二而酒出、夕方帰ル

十九日、赤松精之介者播州龍野領之出生、洋学生二而元小林六郎与申者也、
 當時当御藩二而五口糧被下、海軍局へ出候得共、
 此度者龍野藩江御立用二而、同藩之御用向二付近日崎陽江罷越候由也、予
 毛嘗而一面識也

丹羽二者来儿十六日二御多門江引移候由也、夜岡島平之進質問二来也
 十五日、甲午、晴、寒冷、例時出勤、夕未鼓後退、其後訓練江出、從敬次郎堀尾
 江書状差越入、無事之様子也、八月会読之席順五等之甲第一二成候様子窃二申越也、
 夜御用談二付御用人中三人、大島五兵衛を会入
 十六日、乙未、晴或曇、暖、妙慶院へ新吉代参申付、例時出勤、夕未鼓後退、去
 儿十四日森仙太郎入来、今夕同方へ困某二参候様二与申聞、其意者當時岡島平之進
 方へ敬次郎姉参、回縁二相成候二付而之様子与相察、厚申聞候趣毛有之候故極夕方
 参、堀尾嘉善・同勝登・山村静登・伊藤徳之助会、有饗、岡島平之進・伊藤乙三郎毛
 出儿、某事者無之
 十七日、丙申、快晴、小春之氣候也、兼而約し置候二付、巳鼓後方山村江行、同方
 表二而岡佐五郎大砲鉄丸鑄造を致見物、鞆二而鉄を溶候者当地二而八外二者得不致
 候由、模範与製方鑄立迄至而簡古二して手際成儿事也、申鼓後濟、夫方酒鮓を被饗、
 午飯毛被饗、彼是世話二成也、帰り丹羽江昨日御多門替引遷候歡二行、同方二而毛
 達而被留、酒出儿、夜二人迄話帰儿、今朝出掛為伺御機嫌出儿也
 十八日、丁酉、晴、暖、例時出勤、夕八時退、今日主水様為御集會御出被成、鉄
 炮組・小筒組之訓練御覽被成候二付見合旁出儿、散兵之業殊之外能出来也、大柿藤
 太殿死去之旨、小河直之進殿方為知来也、夜御用人中并大島五兵衛会、御用向申
 談、夜半後又五兵衛来
 十九日、戊戌、雨時々降、寒、例時出勤、夕申鼓後退、御内用向有之候二付、極

63 十月

微行二而長崎表江罷越候様被仰付旨於席佐藤益之丞被達、尤家来者不召列、代二足輕吉人御貸被下候旨毛被達、右者本多庫人殿通り赤松精之介へ炮器御買入之義御頼二相成候付、右へ同伴二而真木小右衛門之姓名二而参候様二与の事也、夜中佐藤へ本多庫人殿被来、予二被達度由二付参而謁入、時勢之義二付段々内密話事有之也、有饗、深更歸ル

廿日、己亥、晴、暖也、朝大島五兵衛・松太郎父子共来、崎陽行之義二付何角心付等申聞呉る也、兼而足輕吉人供二御貸被下候筈之所、岡島平之進内願二依而予へ附属二而被遣候旨被仰出候二付、当時勢変姓名二而参候事故供者不列、旅中者師弟之振合二而参候様二与被仰出也、右二付平之進為頼来、何角申談入、夕長束吉之進を呼、留守中之義何角相頼也

廿一日、庚子、晴、例時出勤、夕未鼓後退、夜西鼓前方赤松精之介方江行、有饗、今夕同方江紅魚一尾・酒三升頼旁二贈る也、今夕大島五兵衛・渡辺廉之助等来、見合呉ル、森岡弟婦来ル、万之進又不工合二而得不来候由也、赤松二而本多英太郎殿・村上豊三郎殿・岡佐五郎杯会入、本川水汲場脇方乗船、平之進毛同様、船者大杉屋忠右衛門船十反帆、船子三人乗也、兼而精之介初龍野藩士等毛今晚乗組、直二夜汐二出船之筈二有之処、龍藩之方少々故障出来二而、今晚之乗組二難相成、予等毛明朝出替くれ候様二与談示有之候得共、予等者其儘前之通二而今晚者此処二泊也、夜半雨はあつく

廿二日、辛丑、晴、午時頃、左之通乗組有之

赤松精之介 座光寺 糺龍藩御側御
用人之由 田中源之助同上手
附役人

中島屋 吉兵衛西引御堂町人
龍藩御用達之由 座光寺家来兩人若党・小者
言人ツ

午後出船 長門島江波也迄到、西風強二付港内江泊、同所二而、龍藩御用聞之由、問屋五郎兵衛与云者方方夜中座光寺を迎二来、被參、余も達而被誘伴し參、少々粗末之酒肴を饗入、夜半後順風二成候二付出帆

廿三日、壬寅、晴、暁来順風二而舟走駛、荒木瀬戸二而日出ル、四半時前防州上之関江出着、無程同所出帆、室積澳二而日没、防州洋之眺望誠絶景也、終宵順風駿奔廿四日、癸卯、晴、暖、本山澳二而日出、洋望益絶奇、今日も順風快奔、尤時々有強弱、夕八時頃下関江着船、同所入口二有番所、人数を改む、各姓名を記し船方方差出相濟也、下関町繁華之趣也、尤他藩人之探索嚴重之由二付揚陸者不致、此辺諸所二先年英夷来襲之節之古跡・炮痕等有之也、夕方雨氣を催、風悪敷二付今晚爰二宿又

廿五日、甲辰、晴、暖、逆風二付舟不出、夕少々風和候二付、八半時過方間切帆二而出帆、波甚荒、舟動揺殊甚、内裡江者一里許之渡なれ共、黒崎江渡候積之処、風波荒く同所迄難至、小倉へ着船久、同所者昨年来長州二押領致居候二付、川口番所二長藩士相詰、印鑑等無之候而八容易二川口江入事を不許、依而精之介藩士江応接之上、本陣江之駆合等有之上、一泊を許、尤他藩二而八猥二不許候由也、座光寺・精之介・源之助等者揚陸して被宿

廿六日、乙巳、些寒、朝小倉城下江揚陸、同所町二而朝認致、本陣方関門通行之

65 十月

廿八日
小雪

切手出入、人馬等者不出候二付荷物者船二而黒崎江回入、認致候宿者帯屋孫兵衛与云也、小倉城戦争之焼跡一覽、少々門櫓等焼残たるも有之、屋敷町者大概焼、外圍之煉屏而已残り、実二哀なる体、涕涙を催二堪たり、黒崎江夕八半時着入、其間二関門一ヶ所、番所一ヶ所所有之、当所者福岡領也、宿芝屋彦七、無程船も着岸、荷物無滞達入、夜半方風雨

廿七日、丙午、朝雨罷、早天黒崎出立、座光寺者福岡江御使者被勤候由二付、跡二被残、源之助も同断、黒崎町外れ又雨降出し、其内二風雨二成、精之介・吉兵衛共雨衣之用意無之、暫路傍之茅屋江入見合候得共、風雨益甚二付、宿駕籠之雨具を急二心配いたし、木屋之瀬迄行、同所二而本陣石橋甚之助方へ宿、夕方雨罷也、兼而八内野泊之先触出し置候得共、右之通故休泊割替之追触出又也

廿八日、丁未、朝曇後晴、寒、黎明木屋之瀬出立、夕八ツ七歩頃内野江着、宿者本陣長崎屋猪三郎也、昼所者飯塚也、途中東方二豊前彦山見ゆ、高山也、九里隔候由也、今日者薩藩人多人数下り有之也

廿九日、戊申、時雨、風強、寒し、暁七半時過内野出立、冷水峠二而夜明、田代二而昼認いたし、日没後神崎へ着、宿脇本陣羽根宇右衛門、今日佐賀領入口二番所有之、無案内二而乗打致候由、人足を大ニ叱る、挨拶して其儘通る也、田代者対州領二而御陣屋有之、立派也、播磨守様之御前様此所二御住居也、茶屋并二人足二至迄芸藩人を殊之外丁寧二いたす也

卅日、己酉、時雨、殊寒、暁七半時過神崎出立、黄昏柄崎着、宿者若松屋市之助、

当所八竹尾共云、温泉有之、繁華也、夜温泉へ入浴、今日者佐賀之城下を通、出口・入口共二番所有之、往来之旅人を察入、昼所者小田也

十一月 小

朔日、庚戌、時々雨降、風烈敷寒し、曉起復温泉江入浴、七半時柄崎出立、夜六半時過大村江着、宿本陣極屋源三郎、今日者山路多し、昼所者彼杵也、此処方時津江船便なる由二候得共、風波荒候故止、二瀬与云立場二楠之大木あり、嬉野駅二者温泉あり、熱湯之由也

二日、辛亥、時々風雨、寒、曉七半時過大村出立、夜六半時過長崎着、宿者万屋町秋塚屋茂三郎、本藩御用達也、今日昼者永昌也、諫早与云所二大村侯之番所有之、宿駕籠之儘通ル、日見峠二幕府之御番所有之、当時島侯御受之由、姓名書付出し駕籠を下而通ル、嶮山也、其前二日之見峠与云あり、是亦高山也、絶頂霰飛、寒風烈、崎陽江入而者誠二暖也、日見峠を越而氣候頓二異也

三日、壬子、時雨、風烈、寒、精之介朝本藩御屋敷江届二被出、予等者同人江托別二不出也、右御屋敷与云者近来出来、全諸品交易之御趣法所二而、片方者店二而宮嶋屋鹿助与云、名代之由、所者豊後町、士分二而石津蔵六殿、御歩行組小谷久之助・国枝与助、物書役桜井広右衛門抔居候由也、夕精之介二伴、江戸町方出島蘭館辺一覽、仏商ピンヤトル店江入、シヤールレ与云夷人二遇、仏商社・清商社等も諸所二有之、結構之異、大二目を驚入也、御用達島谷武兵衛二途二遭、夜同人為

67 十一月

見舞旅宿江来、折柄酒を饗也、夜吉兵衛二達而被勾引、丸山娼楼辺一覽二行、子鼓前帰ル

四日、癸丑、晴、寒後暖、朝精之介異人館江注文之小銃探索二行呉ル、又御屋敷江も出ル、其節平之進附遣ス、予可出筈なれ共、不快之振ニして右之通也、吉兵衛夕洋館江行、筒之義致応接呉ル也

五日、甲寅、晴、朝有霜、寒、朝平之進伴、本下夕町二而山田屋清七を訪、菓子料貳百匹送ル、清七者近頃無屹我御屋敷之御用向相勤居町人也、精之介今朝も異人館江行、銃之義彼是心配致し呉也、夕同人并吉兵衛・平之進伴大浦辺江遊、此辺都而西洋館也、未普請半なるも多有之、何様追々盛二成候様子也、清人商館余程有之、尤名二負唐人屋敷者門法厳ニして入を不許、港者至而大港二而巾十町、長苅里許有之由、天然港二而絶景也、碇泊之夷船其外諸藩之蒸気船等彼是四五十艘も有之、其外和船も多く有之、何分夷船之高大者実驚目也、精之介憩意之異人酒店江入、シヤンペン酒を饗ス、浜手二而英人之音楽之稽古を見ル、奇也、夜雨降、雷鳴

六日、乙卯、時々雨、雷鳴も有之、暖也、当辺者全体暖地二而、嚴冬与云共余リ衾炉者不開候由、今日者ソソテイ日曜与唱、洋館者都而休息日之由、午前仏人ピンヤトルシヤール来、精之介極憩意之由、酒肴を饗、全体之言語者不通候得共、和語少々者通ス、精之介者洋語を解候故談話も出来候様子也、夕平之進伴、西浜町方平戸町辺迄歩行ス、夜吉兵衛座敷江到来物有之由二而被招、長崎料理与云を饗ス也、本藩川蒸気艦今日着港、吟味役得能市之允殿、御步行組得能音次郎・田中助左衛門

乗組之由、右者近頃御買入二而京都丸与唱候由、玄海洋二而颶風二逢、殆危候由也
 七日、丙辰、時々雨、寒、朝亦松二被誘、御藩之京都丸江乘一覽、夫方英軍艦俚
 尼船江乘一覽を得、船長凡七十間、大炮八十三門、左右江三段二備、宏壮実二鷲目、
 海城之名不虛、如斯之実見を不経して八外夷之不可侮を知に不足与被思、乗組人数
 士官^方水夫迄凡八百人之由也、夕又江戸町辺迄買物二行、田中源之助今晚着二而
 饗二預、座光寺者旅困二不堪、今一宿有之候由也
 八日、丁巳、時々雨飛、暖、午前座光寺着有之、午時方精之介誘引二而、平之進・
 座光寺・田中等同道、大浦辺歩行、同所方小船二駕、亜国之フレガツト軍艦江乘込一
 覽ス、大炮廿一門一段二備有之、英之俚尼船二者不及候得共、砲者余程大ニして、艦
 之宏壮も不多讓、何角鷲目之至也、尤乗組人数者三百人余之由、船將懇待、シヤンペ
 ン酒を饗スル也、夫方異人館諸所見物、中島屋吉兵衛今日英商^{*}オールト商社ニ於而
 左之通愈取約呉候由、此義元来精之介担当之義二候得共、同人音己之異人方二而難
 約二付、右吉兵衛へ托し呉、同人取約呉候由也

* スペンセル 七発込馬上炮 吉挺二付代金卅八両ツ、
 * スター 元込 同 代金廿六両式分ツ、
 * シルトエンピール ライフル 同 代金拾三両ツ、
 右弾薬廿発・胴蘭^乱・小道具不残附属、尤エンピール二者弾薬・胴蘭^乱者不属約
 定也

〔夜座光寺座敷二而饗二預ル也〕

69 十一月

九日、戊午、晴又時々曇、雨はらつく、暖気也、朝巳鼓後方精之介同伴、平之進・
 糺殿・源之助一緒二伊奈沙之八ブリーキ幕府製鉄所也見物二行、結構之広大、実驚目
 之至、製鉄之諸製造皆蒸気之仕掛二而、人力を費事不多して巧妙精二至、且ガラス
 硝子製造之場所も都而奇妙、言二難述、諸事大ニ發明之益を得る也、右伊奈沙者十丁
 許之渡り也、帰船便二英之商船へ乗組一覽又、甚立派也、未新造与見ゆる、船長凡
 三十間、其外紀州・薩州・加賀・肥後等之蒸気船皆長大也、薩者軍艦も有之、是又大
 艦也、今日帰途朝鮮漂流人二風与伴し、一亭二過而談話二及、梧月与号候由、扇面
 へ書を乞、夜座光寺并精之介・源之助・吉兵衛等丸山娼楼へ遊二行、達而被勾引候
 得共辞而不行

十日、己未、晴、時雨之氣止、暖也、朝精之助へ、炮器注文オールト江条約書并手
 付金七百両、無相違相渡又也、朝江戸町辺歩行、午半刻方オールト商社江行、精
 之介・吉兵衛伴、エンヒール并スナイトル等之銃を見合入、オールト応接、原田儀一
 郎会入、夫方龍野藩御買入之蒸気船へ乗一覽、座光寺・田中も同様也、船中二而オ
 ルト酒肴を饗入、種々皆奇也、帰途ヒコ商社へ寄、スペンセル・スター等之銃を見
 合候積之処、ヒコ留守二而空帰ル、ヒコ与云八元播州辺之本朝人二而、異国へ漂流、
 遂二洋人二相成候者之由也

十一日、庚申、晴時々曇、暖也、朝広島方飛脚与して鉄炮組原田熊槌小人理助来、
 御用人中方紙面到来、御世帯益御逼迫二付当年物成忝損御借、明年方半知被仰出候
 由、案外之義二付炮器注文等之義相止、速二帰広之義申来候得共、最早昨記之通二

村上家乗 慶応三年 70

十一日

大雪

夜四時二分

而手付金迄相渡候二付致方も無之、先其儘二為置也、兼約二而座光寺同道、朝八字過方オールト招二応、同人居宅へ行、平之進・精之介・源之助・吉兵衛も同參候、オールト夫婦外二老人館外迄出迎、居間二而饗入、パン・魚砂糖煮・洋魚酸・雞(鶏カ)・豚・漬物・豚肉角 煮・牛胆・米飯小鳥・茶太白・シヤンペン酒・菓子・ジャボン等皆々奇品也、夜同宿之面々を饗、暫世話二成候謝意を述、石崎騏一郎をも招、騏一郎留、連銃槍使用法を質問ス

十二日、辛酉、晴、暖、朝石津蔵六殿・得能市允殿を御屋敷二訪、不遇、小谷久之助二遇、島谷武兵衛(中搦) 途二逢、座光寺其外蒸氣運転試験二被行、予も被誘候得共辞入、午後石崎騏一郎を招、銃槍使用法を平之進二為学也、跡二而酒・菓子を、

御藩人參製御用間福永屋千兵衛来、遇、宅者銅座之由

十三日、壬戌、晴、暖、朝新大工町二而時計師金子利吉を訪、時規之直を申付ル、夫方諏訪明神江詣入、華表之額、鎮西大社与有之、頗大社也、尤此頃普請中也、午後平之進を御屋敷江遣し、御艦帰便乗組之事を談せしむ、先十七日之出帆二極り、便艦随分相調候趣、尤薩藩御用人伊地知莊之丞附屬上下共二七人程之乗組之由也、石津蔵六殿・国枝与助・小谷久之助方紙面二而、今夕玉川亭二而寛々咄し度旨申来、夜又迎之人来候付參ル、右三人与外二物書組桜井広右衛門・御船頭高木隆平も会入、咄之趣意者、予此度当地江来候義何ぞ探索二来候二共者無之哉与嫌疑之意与被察、有饗、芸妓出、甚不審之趣向也、不堪慨歎

十四日、癸亥、暁方雨、雷毛鳴、夜明而風雨、朝御屋敷江出、皆々悶二而桜井広右

71 十一月

衛門応対、夜前話中、炮器条約一件帰着之上取極メ及駈合候義モ可有之与一通り二
 答置也、〔得能市允殿旅亭を訪、御用向中二付田中助左衛門応対、京都丸御艦便船相
 調候二付、何角之義尋合且厚頼置也、来ル十六日夜乗船、十七日暁出船之筈之由也
 十五日、甲子、晴、寒冷、〔午後島谷武兵衛昨日訪候謝入来
 十六日、乙丑、晴、冷、〔今暁南火失火、丸山医師宅之由、〔朝越智某精之介を訪来、
 始而遇、〔右近様御家中長尾十右衛門実子廃息、医業修行与して当地逗留之由、〔平之
 進朝之内得能へ行、弥十八日之出帆二極り候由、〔夕大浦・出島辺遊行ス
 十七日、丙寅、晴、寒、〔朝平之進、石崎騏一郎へ此間中之謝二行、金貳百匹贈之
〔午後御屋敷江出、久之助へ逢、石津・石崎・得能并山田屋清七へ暇乞二行、〔夕酒盃
 を催、諸子江留別之盃を進、〔暮頃御艦江乗ル、予・平之進計、精之介・吉兵衛者留
 ル也、〔夜半頃得能市允・田中助左衛門乗艦、就寢後二付不及挨拶
 十八日、丁卯、晴、風寒、〔朝伊地知莊之丞・樺山平左衛門乗艦、酒宴有之、予・平
 之進共被招出ル、妓女五人両子を送り艦中江来、〔御艦付御船頭高木隆平・児玉政之
 進・野坂為之進也、薩藩御用達鬼塚惣介与云者も艦〔中撰、〔朝十字頃崎港発艦、稍港口
 を離候頃器械損し出来、跡返りして碇泊ス、器械者ベープガラス拆候由也、〔夜九字
 復発艦
 十九日、戊辰、晴、〔朝九字平戸田助港へ着、平戸城前ヲ過、城沈海也、崎港方平戸
 迄三十三里、名二負九十九島者未明二過候故不能見、〔今日者石炭買入之取約有之由
 二而終日此港二碇泊、〔夕曇、雨落

廿四日、左之通御奥江差
出

洋菓 一壇
硝子 二枚
写真 二枚
唐筆 十管
石礮三ツ入 一箱

廿日、己巳、暖、黎明比田助出帆、柔風波静、艦至而穩也、玄界灘淼渺無際、对州一点如薄墨天際二見ゆる、無滞航海、夜十二字八点長州下関通航、直二防州洋江出帆、田助方下関迄五十五里、夜雨降、又晴

廿一日、庚午、曇、十字後雨、防州洋二而日出、順風也、夜二字後広陵海宇品島江着帆、直二上陸可致与存候得共、瀉(瀉)二汐無之二付不能其義、其儘臥

廿二日、辛未、時雨、崎陽以来海路至而暖氣二有之候処、当地江帰大二覺寒冷也、朝理助を歸し、長束清次郎へ紙面を以御舟借用之義駈合遣し、十二字比小越舟迎二来、直二乗船、夕一字三点比無滞帰宅、櫓下迄家来兩人迎二来也、御用人中江紙面を以帰宅之案内二及置、無程出仕、入夜退、兼々被仰込二相成居候(浅野)守之進様御目

見之義、明廿三日御登城之義被仰出候由、若殿様来ル廿四日御上京、式部様二毛御同道被成候筈之旨被仰出候由、留守中御減石被仰出候二付、御大变革之義始其外条件共月尾へ別記二致又也、夜堀尾勝登・岩崎およし入来

廿三日、壬申、晴、朝有霜、寒冷強、昨記之趣二付、朝五時麻上下着出仕、守之進様御目見無御滞被為濟被為入候、於御居間御歡申上、干鯛三枚料二而銀拾五匁差上候、塗八寸台也、御用向相濟暮前退、夜御用人三人・大島五兵衛を会、御用向申談廿四日、癸酉、晴、有霜、寒、例時出勤、夕日没比退、若殿様今晩八時御供揃二而御上京、水主町方御乗船、御両方様御見立二水主町江御出被遊也、今度大御变革二付、予屋敷表之三間御解崩し二相成、今日方取掛ル也、辻織之丞入来、(森岡)万之進者先頃方不快之由二而不来、御方々様へ崎陽方取歸候品、頭書之通御内々差上候也

73 十一月

廿七日
冬至

廿五日、甲戌、晴、有霜、寒、御用向有之、午鼓前出勤、及暮退、〔長吉之進・桑
（東脱カ）

廿六日、乙亥、晴、寒冷、休日也、今日方休日之御機嫌伺御省略二寄相止也、朝

丹羽正藏・岡島平之進入来、夕久野秀太郎入来、酒出入、夜辻妹来

廿七日、丙子、晴、寒冷、例年之通慈君より御奥江煮込御差出被成也、宅二而御

用有之、巳鼓後出勤、及暮退、夜冬至之祝

廿八日、丁丑、晴、寒冷強、朝素読所出席、午前出勤、及暮退、御奥方御内々紅

魚吉尾拜領仕、夜岡島平之進を招饗、辻妹歸ル、送り遣ス

廿九日、戊寅、晴又曇、寒、休日、朝召二而出、夜亦召而出ル、朝平之進銃槍技

演習二来、夜家小森岡へ万之進見舞二参ル、兎角困リ候由也

予留守中御内輪并公辺方被仰出候之廉々左二記之

十月廿八日、御登城被遊候処、若殿様於御前、近年不時御入費御差湊、御国御維持
も無御心元二付、不被為得止知行、物成減少被仰付候段御意被為在、其後左之通御直
筆之写、大御目付衆を以御年寄方被差上候之由

近年天下之時勢二付而者、先達而書面を以申聞候次第二而、武備充実可致之処、
不時入費差湊、勝手向取続兼候方、国民撫育も難出来事二可至、猶此上京師表
之用途も有之処、只今之成行二而者往々如何と案痛いたし、外致方も無之二付、
深く気毒之至二八候得共、不得止家中知行半知、切米等も右二准し減少申付候、

村上家乗 慶応三年 74

尤当年より右様相減候而八其覚悟も無之、忽乎可及困窮二付、当年之処者先ッ知行三ッ物成、切米等も右二准し渡り方減少申付、来辰年方前文之通減少申付候、為国家家中之者共一同之助力二預り取続度、我等心底を察、猶忠勤を可尽偏二相頼候、此段何レへも申聞候事(七ハ可申聞カ)

十月廿六日

年寄共へ

右二付御年寄衆之添書者略之、尤左之要文程記之

但、昨年銃手召抱之御趣意を以知行一ッ成残米被仰出、右者故障筋も有之、差向難被相行二付、尚追而被仰出候義も可有之候得共、昨年残米者来年方年割を以御戻し可被下候、全体一時二御戻し可被下候得共、砲器御買入御取欠二相成候付、如何二も難被任御心底二付、其段者可被奉恐察候

御家中江之御移檄

先達而御直筆を以被仰出候通、御政事向御改革筋之義追々被仰出之趣も可有之候得共、一時(火急ニ方)御手難被為届義も有之候処、此場合武事專御(力カ)被為入、御平常之義八從來之御仕成御打外シ御手輕二被遊、聊御国力御補被遊度思召二被成御坐、御兩殿様とも竹之丸御屋敷江御住居被遊、日々御城江被成御坐、御政事向可被遊旨被仰出候、猶追々被仰出候義も可有之二付、其心得可有之候事但書以下略之

十月廿八日

去ル十三日二条御城江御家来御呼出二而、板倉伊賀守様方御渡シ之御封書別紙

75 十一月

写之趣御願立相成候処、同十五日公方様御参内被為成、勅許被仰出候旨伝奏日野大納言様江御留守居御呼出二而、別紙写之通御渡相成候付、為心得相達候、右二付別紙之通尚又被仰出候間、一統弥以厚可被相心得候事

十月廿八日

我皇国時運之沿革を觀るに、昔王綱紐を解て相家權を執り、保平之乱政權武門二移てより、我祖家^(宗カ)二至り更ニ寵眷を蒙、二百余年子孫相受、我其職を奉すと雖も、政刑当を失ふ不少、今日之形勢ニ至候も畢竟薄徳之所致、不堪慙懼候、況当今外国之交際日ニ盛なるより、愈朝權一途^(出不申カ)二不候而者綱紀難立候間、從來之旧習を改め、政權を朝廷ニ歸し、広く天下之公議を尽し、聖断を仰キ、同心協力、共ニ皇国を保護せは、必海外万国与可並立、我国家ニ所尽不過之候、乍去猶見込之義も有之候ハ、聊忌諱を不憚可申間候

右板倉伊賀守様御渡之封書写

祖宗以来御委任厚御依頼被為在候得共、方今宇内之形勢を考察し、建白之旨趣尤ニ被思召候間被聴食候、尚天下与共ニ同心尽力を致し、皇国を維持、可奉安宸襟御沙汰候事

大事件外^(異カ)一条者尽衆議、其外諸大名伺被仰出等朝廷於兩役取扱、自余之義者召之諸侯上京之上御決定可有之、夫迄之処、徳川支配市中取締等者先是迄之通二而、追而可及御沙汰候事

別紙之通被仰出候付而者、被為在御用候間、早々上京可有之旨御沙汰候事

村上家乗 慶応三年 76

十月

右日野大納言様御渡御書付写

近年天下人心不穩、即今不可言之擾乱ニ可立至時勢ニ押移、於幕府深く御案旁被為成、此度御願立之重事勅許被為在、就而者御兩殿様之内御上京可被遊旨被仰出、猶厚御演達モ有之候間、追々御上京御尽力モ可被遊候得共、兼而变革之際人心動揺ニモ至易、何等之異状ニ可立至モ難計、弥以御職掌被為尽、被奉安宸襟度思召候間、兼而御直筆を以被仰出候御趣意厚相心得、一統氣弛無之様一入勉勵可有之旨被仰出候

十月

御内輪

十一月六日方御客受引御勝手通り止、表御玄關并ニ御内証玄關通りニ相成、諸事嘉永六年之振之事

武芸方・御番方別而被仰出、壮年之輩者大概武芸方ニ而、平常無御番、武芸定日へ出候義御奉公ニ相成候事、右ニ付稽古場世話役三人被仰付、諸稽(古脱カ)之定日改被仰出候事

右夫々本文者略之

当九月方上様御事公方様与奉称、御簾中様御事御台様与可奉称旨、江戸方申来候段被申上候由

此方様ニ而左之通御直筆を以被仰出候由、但当月五日

此度半知被仰出候ニ付而八不得止事、家来共仕向筋モ減少、人減等モ可申付候、

77 十一月

誠二無是非義とは乍申、下地難洪之上右様之次第二者者弥以迷惑可致与不堪痛苦、依之我等身前之義を始諸事旧格を引外シ、専ら質素を採用、聊二而も入費を減却致候外無之候付、切磋之上追々申付事件多端可有之候間、何れも此趣意篤と相心得、勸弁尽シ、質朴廉恥之風儀を相守、銘々勝手取続、斯る時節武辺之筋無油断勉励致し、我等職分之本意相立候様心懸、実意二忠勤有之候八、大慶可致、猶心付之義無遠慮申出候様、いつれ厚可申聞候、以上

〔御抱屋敷近火之節、火防御役人駆付有之候場合、受引方之義御取捨略之〕

〔御奥向御着服別紙之通二候間、御家来中妻子之服も自今上着者都而木綿、下着茂紬已下、帯も上品二無之品八有来候得者不苦候得共、随分麁品相用、襟袖等も当分之内者絹已下者不苦候得共、是又麁品可被用候、男子分八都而綿服勿論之義二付、羽織惣裏坏者屹用捨可有之、帯も絹類用捨、尤（覆輪）ふくりん八格別二候、足輕已下之妻子者都而布木綿之外着用不相成候、近頃足輕已下紋付羽織又者渡り之品用候者も有之由、甚心得違二候、自今極麁物多分縞之類着用可致候事

右之趣不洩様云々

〔御宇衛様御召物

冬分

一年頭・五節句を始、御客来・御他行之節共絹紬之類
一御平常木綿

但御帯・御下召等者御上召二御准シ

一都而御衿・御袖之類絹以下

夏分

一越後晒已下

老女并女中

一都而綿服

但下着襟・袖口・紬・ちよふ以下

一帶上品二無之分

中居

一都而綿服

一帯紬之類以下

半下

一都而綿服

一帯木綿

以上

右之外向々御作略方二付被仰出数件有之候得共、事繁故略之

十一月廿二日、大御目付衆方来儿心得書付

*毛利大膳様此度格別二御双方御親睦被遊候付、以来御両敬二御取扱可被^(遊方)旨被

仰出候事

79 十二月

十二月 大

朔日、庚辰、朝曇後晴、暖、早朝御用向二付御年寄菅勘解由殿・御勘定奉行西本清助殿江行、謁入、午鼓前出勤、申鼓後退、夜中本多庫人殿江崎陽行一件挨拶并赤松精之介伝語談話之為二行、部屋江被通、衾炉二而深更迄閑話、酒毛乾比目魚一肴二而被出、誠二質実忠厚之人也、留守中堀尾老室入来之由也

二日、辛巳、曇、寒、例時出勤、夕日没後退、主水様^上為御歡御出被成、御玄關江御出迎仕儿、夜中御立座之節者佐藤益之丞御奥江御取持二被出、直二御送二毛被出候付、予者不出相濟也、米原岩之助母病氣太切之旨并死去之知せ差越、為悔見舞使遣又也

三日、壬午、曇、寒、丹羽正藏方内室安産之旨口上二而為知来也、岡島平之進入来、旅行勘定之義申談也

四日、癸未、曇、不寒、朝例時出勤、夕日没前退、長束清次郎へ悔使遣入

五日、甲申、晴、朝繁霜、寒冷加、例時出勤、夕申鼓後退、万之進快出之由二而夕方来、酒を饗、嘔吐未透与不治候由也、仙太郎^森、当家之馬を見せ馬二外へ連参候也

六日、乙酉、曇、朝繁霜、寒冷強、例時出勤、夕申鼓後退、今日老女菊方、来儿八日夕慈君御奥へ召候二付御上り被成候様二との義申聞、御請申述、帰宅之上慈君江申上儿也、夜雨降、寒

七日、丙戌、曇、寒冷強、夜来悪寒之気味有之、朝之内致用心、午後者快方也、西

八日、左之通拝領

一生鯛 一折

料金貳百足

一御酒肴

料二而銀五(兩方)

当^レ家之馬森仙太郎世話
二而御用人今村文之助殿
方江讓與、今日為牽遣入、
馬代左之通也

金拾五兩

右之通二候得共、此節御
定金価二而八正金之取引
六ヶ敷、内実者壹両二付
百廿五匁位二毛取引候
由之处、表向者矢張兩七
拾式匁相場銀札取引故、
正味八両貳分式朱余二当
也

九日、御奥方御到来之三
原大根二根頂戴被仰付也

向寺江代参新吉申付、^(堀田)丹羽江見舞使遣入、^(浅野)敬次郎方去月十五日日出之書状達入、無
事之由也、伊勢御師三村棍助大夫方如例年御被太麻・来曆贈越又也

八日、丁巳、晴、向寒稍覺深冷、今般守之進様御目見首尾能被仰上候二付、今日

四半時揃御両方様江御歡之御帖附候二付、例時麻上下着出勤、夕申鼓退、御帖始
候前御次江出、御両方様江恐悦申上、御用達吉本恒之丞謁、此度者御目見者不被仰

付、続而同人方今日者守之進様御目見被為濟候御内祝被遊候二付、為御祝義生鯛一
折被下之候旨執達、謹而頂戴御請申述、尤鯛者料二而金子貳百匹也、又同人方今日

者吸物・御酒可被下处、当御場合之義二付御酒肴料被下候間、頂戴仕候様申聞、是
又御請申述候也、今日者惣而之处も同様御酒肴料被下也、^(老)女喜久方今日者御内祝

被遊并御年忌之御含二而今晚被為召候間、罷出候様二との義申聞、御請申述、^(夜)
御奥江罷出、御側二而御酒頂戴、慈君も兼而之通御上り被成、御用人中井大島五兵

衛出ル、亥鼓後退、家小夜中丹羽江見回歡旁二行也、森仙太郎方今朝馬之義申聞、
頭書二記入通也

九日、戊午、朝微雪、向寒之意強、例時出勤、夕申鼓退、家小夜堀尾江内室悔二
行也

十日、己未、朝有微雪、寒意滋加、森仙太郎方兼而之馬今村之方江参、居合宜敷旨
二而馬代札銀二して壹貫八拾匁為持差越、尤右之内中次料金百足代拾八匁石田岡右

衛門へ遣入也、夕大島五兵衛・矢野犀右衛門を呼、御用向申談、今夕者此間頂戴之
御酒肴を開候二付、跡二而共二饗入ル也

81 十二月

十二日
小寒
朝五時三歩

十一日、庚申^(寅) 晴、寒冷強、例時出勤、夕申鼓前退
 十二日、辛酉^(卯) 晴又曇、寒冷益強、例時出勤、夕申鼓退、夜雨降、温
 十三日、壬戌^(辰) 雨霏々、終日不霽、例時出勤、夕申鼓退、夜高木来助を呼、先達
 而堀尾勝登方咄有之、森岡ますを右近様内湯浅^(浅野)海蔵^(借)妻二遣し申間敷哉与深町真喜太
 方尋合有之義二付、同人考を承ル也、夜雷鳴甚、雨亦暴降
 十四日、癸亥^(巳) 雨降、温、朝山村靜登入来、午鼓迄寛話、酒を饗、万之進不絶嘔
 吐有之、相困、此節も亦引籠居候由二付、未鼓後方杉岡文碩を訪、同人考を聞、只今
 矢庭二氣遣候様二者無之候得共、何れ長引候内二者反胃症二相移可申、左候而八治
 療六々敷候間、只今之内実張与養生致候義肝要之由申也、夫方妙慶院へ參、得能市
 允殿江過日之謝二行、森岡へ見舞、万之進何も先達而中二替候義者無之候得共、每
 夜必昼食を嘔吐し候由、何分羸瘦強く、夫故出勤得不致旨申、食禁之義厚戒置也、酒
 を出し薄暮帰ル、極夕方朦氣甚深、城内不分咫尺程也、去ル八日、若殿様御參内被
 遊候様伝奏方方御達有之、御參内被遊、其儘御居残、翌九日於御所議職^(定脱力)被為蒙仰候
 旨申来候由御年寄衆方被申上候由、右者尾州公・薩州侯・越前侯・土州侯・此御方
 様共御五方御同様御參内二候得共、外侯之被仰蒙事者一巴不相分、長州も諸事元之
 通御寛大之御所置被仰出、先年脱走^{*}之五卿方も御帰洛、復位・復職被仰出、大樹公者
 度々御參内之義被仰出候得共、二条御城江御引籠二而御參内不被成、会津侯・桑名
 侯坏も皆御城内へ御入込二而堅固二御警衛有之由也、委敷事情者不相分候得共、何
 分不堪戰競時勢也

十五日、甲子^(午)、雨歇、午後晴、暖、尤時々風吹甚、宅^(二)而御用向有之、夕方出勤、申鼓後退、敬次郎方去月廿七日之書状達又、平川静一郎・渡辺吉太郎・長久米之介等同十九日江戸着、不遠内同所出船、帰^(リ)可申旨申越也
 十六日、乙丑^(未)、晴、寒威大二進也、朝平^(岡島)之進來、崎陽行之勘定約方申談、例時出勤、夕申下刻比退、妙慶院江新吉代參申付、去^(ル)九日從朝廷長防左之通被仰出候由也

今度大樹奉歸政權、朝政一新之折柄、弥以天下之人心居合不相附^(二)於て八追々復古之典儀難被行、深被惱宸襟候、且來春御元服并立太后追々御大礼被為行、且又先帝御一周^(登脱力)二相成候二付、猶更人心一和專要^(二)被思召候間、先年來防長之事件彼是混雜有之候得共、寛大之御所置被為在、大膳父子^(毛利)・末家等被免入洛、官位如元被復候旨被仰出候事

十七日、丙寅^(申)、晴、寒威強、朝有凍氷、朝西向寺江參、久野秀太郎・崎田恪衛江寒氣問安二行、右近様江者当御場合表御門御切^(二)付、年頭・暑寒等^(二)為窺御機嫌罷出候義先達而御断有之^(二)付不罷出、久野二而八二女同姓淑人方へ縁組、去^(ル)十五日引越婚儀整候由^(二)而酒を被出及寛話、午前帰^(ル)、午後又主水様^(上田)へ寒氣為窺御機嫌罷出、山村・丹羽・坪内を訪、夫方河瀬極人江過日屋敷替之歡旁行、被留酒出^(ル)、水谷・木野江も留守中之挨拶旁二行、木野二而も酒出、入夜帰^(ル)
 十八日、丁卯^(酉)、晴、朝有雪有氷、寒威強、例時出勤、夕申鼓後退、当御場合柄之義二付、当暮渡御役料半方差上、來年方者附足輕吉人・槍持料共差上度之旨内願申

出、御聞届二相成段雅登^(渡辺)方被達、御用人之方毛右二准、附足輕言人被差上、尤堀尾勝登者足輕者老人之御附故御役料半方被差上也、^(屋脱方)「昨日方御用部御勘定所解取二取掛ル也、先頃以來伊勢辺方始リ、諸所へ神々諸仏之御札・神体・仏体抔降り、京撰辺専甚敷、右二付而八世直り躍り流行二而、殊之外賑敷由相聞候処、此間方当所二而も堀川^{*}辺諸所へ胡子・大黒抔降候由、皆好事者之所為与見ゆる也、夜堀尾へ内証悔并留守中之謝旁二行、酒出、緩話し歸ル

十九日、戊辰^(戌)、晴、寒威強、朝平之進旅行勘定帖調持来ル、例時出勤、申半刻後退、今日方御台所解取二相成、下台所之方板本二相成也、吉本恒之丞米式俵来春迄無心之義申来候由、辻織之丞入来之由也

廿日、己巳^(亥)、曇、寒氣冽、午後雪降、今日方諸役所休無之候付、例時出勤、申鼓余程過退、旅行之勘定帖・過銀共今日矢野犀右衛門江差出也、今日暮御仕向切手附足輕之分共渡ル、当年者如形御場合二候得共、格別之御繰合せを以御扶助六步渡、三石以下八步渡御仕向被下旨此間被仰出也、世羅米俵石二付七百五匁替之由、尤金^{*}価此節内密取引百廿五匁位之由也、若殿様議定職被為蒙仰候御歎今朝惣出仕、回勤毛有之候由也

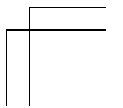
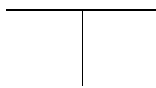
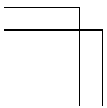
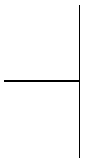
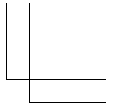
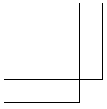
廿一日、庚午^(子)、晴、寒威稍緩、如例年今日製餅^(森島)、兵藏夫婦^(高木)来助、同人毛跡二而製候由、例時出勤、夕申鼓後退、万之進今日方快出二付来候由也、今日御役料渡ル也、兼而之通半方之割合二而受取之

廿二日、辛未^(丑)、晴、寒氣聊寛、平川^{*}静一郎從尾道書状を以、敬次郎始其外之者共

夜前四日市泊二而、今夕歸着可致之旨申越候由、大島五兵衛方已鼓前為知吳候二付、
 海田市迄為迎家来兩人遣入、朝万之進來、兼而之ます縁談之義、何分高木来助方
 江下地薄約束之趣も有之、同方難変換候付、堀尾方移合之湯浅海蔵方者不得止及断
 可申旨申聞也、例時出勤、夕申鼓後退、西向寺江代参申付、夕七半時頃敬次郎
 海陸無滞歸着、久振致对面候処、大二肥満、背も案外二長し、惣体堅固二而大二致
 安心也、去儿朔日黒龍丸御艦二而江戸出帆、六日夜兵庫江着、九日二大坂江陸路を
 行、十一日同所方一六船便江乗船、十三日同所出帆、備前領方風二而舟難抄取二
 付、十八日同州下津井方揚陸致し歸候由、三宅八太郎・平川市太郎共々無恙、渡辺
 吉太郎・長久米之介も一緒二歸候由也、敬次郎歸着候段御用人中江及案内也、堀
 尾勝登父子・岡島平之進夫婦・岩崎良之進父子歎二入来、取合祝酒を饗、沢崎雄三
 郎・岡田七五三榎も来、共二饗又也
 廿三日、壬申(寅)、曇、寒威緩、夕雨、例時出勤、夕申鼓後退、敬次郎妙慶院・西向
 寺江参、山村・丹羽・深町江行也、今日者到来酒肴も有之、且毘沙門祭二も有之旁
 夕方大島五兵衛・長束吉之進を招饗、万之進も歎二来、長武左衛門も同断、共二饗又
 ル也、今朝江清人入来、酒を饗
 廿四日、癸酉(卯)、晴、寒威緩、例時出勤、夕申下刻退、朝久野秀太郎・丹羽正蔵入
 来、正蔵江者酒を饗候由也、夕藤川甚吉郎入来、酒を饗、敬次郎今日木野・水谷
 江参、桑原吉郎二江も此間俊太御扶持方被下候由為知越候付、歎二行候様申付、長
 束清次郎へも行候由、敬次郎夕方堀尾へ被招行、昨夕者岡島へ被招行、夫々微饗有

85 十二月

之候由也
廿五日、甲戌^(辰)、晴、寒威不敵、朝山村静登入来、酒を饗ふ、例時出勤、夕申下刻退
(以下記述なし)



人皇百廿三代
 御諱睦仁
 明治元年戊辰御即位、從
 神武元年辛酉
 二千五百廿八年

今上皇帝御宇二年
 慶心四年龍次戊辰 九月改元明治
 治国十一年
 源茂長公 浅野長政公十三代、從安政戊午、御寿五十七
 齊家廿一年
 紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申、御寿五十四

家乘
 統編卷之廿五
 慶心四年
 明治改元 九月八日

(表紙)

村上家乘 明治元年 88

兄弟

巳午之間

家乘統編卷之廿五

慶応四年戊辰

村上七世彦右衛門邦裕君綽謹記

正月 小

元日、庚戌、晴、甚寒、慈君奉始何れも平安加寿、曉寅鼓後興、若水、神拜、廟拜、蓬萊、祝詞、大福、屠蘇、齒固、右如恒規行之、読書始・吉書始も同断、早朝麻上下着出仕、於御居間御両殿様御目見、御機嫌克御重歳并御規式済之恐悦申上、夫方御奥江出、御宇衛様御目見、御祝詞申上、御蓬萊被下之、当年方者又々御省略二付而干鯛差上候義止也、五半時比退、午前^{上巳}方主水様江為御祝詞罷出、夫方左之通回礼^{浅野}右近様二者旧冬以来御省略二付而表御門切二相成、都御勤事二罷出候義御断二付、久野秀太郎江参候節、用人迄御祝詞申述、御機嫌を伺ふ也、主水様之方御用人中者三原表江書状を以御祝詞被申上候申値之由二候得共、元来彼方様御省略之御趣意を以罷出義御断之事故、此御方之処者不及其義方二申値候之故右之通也

妙慶院

西向寺

久野秀太郎

崎田恪衛

久留杏蔵

久野淑人

深町真喜太

山村静登

丹羽正蔵

坪内久米之助

中川慎太郎

四日
黄粉餅
海苔燎り而
右献于廟

右之内久野・山村・丹羽・坪内二而祝盃出ル、供列者御時合二付、若党・小者・槍持限二而出ル、御家中も当年者都而供列減少之様子也、年頭御礼被為請候二付夕八時後出仕、如例於御書院御両殿御一緒二御礼被為請、奏者御用人堀尾勝登御礼錢差上、

89 正月

〔五日夜〕
御手付のし

御茶

御菓子

卷せん餅

香橙

羊羹

和泉川酒

御口取

石焼蒲鉾

並御酒

塩紅魚焼而

練鱈

酢牡蠣

以上

御次用者数ノ子・かき・煮
豆也、且左之通出入

黒豆飯

尤御上ニモ初穂を少々被
召上也

御熨斗御手親被下之、夫方諸士・御徒士御礼之間致席詰、黄昏前退出、〔当年も殿様

御不例ニ而御礼不被為請、御帖附二付、御城者今日一日之登城之由、御家中礼勤之

義も昨年之振ニ兼而被仰出也、依而外向之来客者至而稀也、御家来中之礼勤も昨年

之通、親類之外都而台所ニ申置也、〔敬次郎、堀尾・岡島・岩崎其外師家向両家程

へ麻上下ニ而祝詞ニ遣又也、〔京師之事情、旧冬一旦者誠に騒々敷由之処、大樹公旧

臘十二日御下坂ニ相成、翌十三日ニ会津侯・桑名侯も同断二付、夫方大二人気居合

ニ至候由、大樹公將軍職御辞退も弥御許容ニ相成、其外撰閑・伝奏等之御役被差止、

諸事大ニ御变革ニ相成候之由也

二日、辛亥、曇後晴、〔丹羽正藏・山村静登以下祝客彼是有之、致祝盃、御本手衆も

少々来儀有之也

三日、壬子、朝曇、寒威強、後晴、暖、〔朝海蔵寺江拜参、帰掛藤田敬次郎殿江祝詞

二行、海蔵寺ニ而者和尚被留、祝酒を被出也、〔今日も少々祝客有之也

四日、癸丑、晴、午後暖、〔午後渡辺・佐藤・堀尾・大島五兵衛・矢野犀右衛門・森

仙太郎・岡島平之進等へ祝詞并年内何角挨拶事之怠彼是兼而行、素方平服也、堀尾

ニ而祝盃出、佐藤ニ而も客来中ニ而達而被留、卒与致盃也、〔佐藤益之丞・堀尾勝登

其外祝客少々有之、渡辺雅登者昨日入来也

五日、甲寅、晴、朝敵寒、後暖、〔午時平服ニ而左之通相勤黄昏前帰宅、水谷・木野

ニ而祝盃致又也

一井嘉内 浅野助九郎殿 岡本主馬殿 青野保太郎殿

村上家乗 明治元年 90

木原慎一郎殿 白神社 水谷氏 木野氏
 島本広右衛門殿

〔黄昏前致歸宅候処、今日初更二付、今晚御方々様毘沙門天江御参詣被遊候旨御奥附方申来候由二而仕構等致居候二付、彼是見合候而直二路地門外迄御出迎申上候処、御三方様共被成御坐、毘沙門へ御拜被遊、夫方表之間解取之場所御覽可被遊との御事二而被為入候二付、奉恐入候義二者御坐候得共、勝手座敷御腰被為掛間敷哉与申上候処、直二座敷江被為成候二付、不取敢到来有合せ之菓子、和泉川酒、庭前之九年母杯さし上、慈君・家小も御目通へ召、未御夜食不被為済候由二付、申上候而御夜食構を当家へ為回、御夜永被召上、其内二真之取合せ二而御酒を指上、御次二而御供之女中江も酒を出、御緩々被成御坐、亥鼓頃御立座被遊、御酒被召上候節、敬次郎も御側江被為召、罷出也、〔御立座後御奥江出、老女喜久迄厚御請申上候也〕
 六日、乙卯、曇、夕雨、寒、〔今日方御役所始り候二付例時平服二而出勤、夕八時退、当月者諸御用向御米銀共渡辺引受、予者武芸方引受也〕
 七日、丙辰、晴又時雨、寒威強、〔今日方諸稽古始り候二付、早朝方剣槍之場所江出席、巳半刻方御役所へ出勤、午後復調練場江出場、申鼓放場、帰宅、〔西向寺江敬次郎為参、夫方八丁馬場辺・白鳥辺迄回礼いたす也〕〕
 八日、丁巳、晴、朝寒氣強、後暄、〔今朝江波丁小屋二於而那波列翁放初有之候付、為見合黎明方参、巳鼓後相済候処、天氣晴暄二付、渡辺雅登・大島五兵衛伴、丸子山方港辺迄致道遥、一亭二而行厨を開帰ル、帰途桑原吉郎二江祝詞旁二行、同方二

而酒出、申鼓前歸宅、今日八敬次郎も伴也、吉郎二話二而承候処、今朝豊安丸御艦
 從兵庫歸候処、上方筋大変起、去ル三日夕、伏見并鳥羽^(鳥)二而薩州・土州・長州御人
 数与關東方、会津・桑名・大垣等之勢与戦争始り、朝廷方勝利二而、東軍追々大坂
 之方江退、淀城も既焼払二可成場合、稻葉侯御降参二而朝廷方江属、官軍益旗色宜
 敷、兵庫辺二而も關東之軍艦方薩之蒸気船江及砲発候得共、薩船者速二遁避致、本藩
 御艦も豊安丸・万年丸・平安丸^{京都丸之}由三艘同所二居候得共、事変難計二付、五日夜窃
 二同所を遁帰、俊太^(桑原)者万年御艦二而尾道江寄候由二而未帰、何分坂城二而内府公謀^(徳川)
 反之姿二相見候得共、実情者不相分、尤原始者於江戸去月廿三日西之丸炎上、其節薩
 人窃二天璋院様を^(家定)家慶公之御後室、近衛殿之御姫君二而、実者薩州之御女也奪取、品川より
 蒸気船江奉乘連歸候趣二付、夫等之嫌疑方して事起候哉二相聞、尤右天璋院様を奪
 候者事不成候得共、夫二依而西之丸^(二)之炎上も全薩藩之所為二可有之与の嫌疑二依而
 之事共申区々之風聞二候得共、何分会桑之人数炮器を携、伏見二而薩人警衛之前を
 押而入京可致様子二付而戦争者始り候由也、帰宅後堀尾勝登入来、夫方御館江出ル、
 右上方筋大変一条二付而之御用向也

九日、戊午、曇、寒気^(別カ)、例時出勤、未鼓退、夜前御年寄衆方伏見辺異状之探索書
 類被差上候由、御用達所御步行組山本百吉郎、京師去ル四日未明出立二而昨日罷帰
 委細申出候処二而者、伏見戦争同日四ツ時比迄有之候もの相見、炮声聞江、煙気も
 夥敷見へ候由、長人尾道迄歸候者之話二而八、御室仁和寺宮征討大將軍被蒙仰、錦
 之御旗を賜、鳥羽筋へ御出張被為在、大坂江者為御問罪勅使^(隆調)四条殿御下向之趣、且

十一日
立春
夜五時三分

尾越両侯江者御退兵之義御説得被成、其義二不被応候得者、不被得止為朝敵之御所置を以御征伐被仰付候との旨被仰出候との事二候由也

十日、己未、曇、寒氣強、節分也、早朝桑原藤之丞入来、夜前俊太致歸着候処、御奥小姓花房吉之丞殿去ル四日夕京都出立、丹波路通り被帰、兵庫方同船二而歸り候二付、京師之事情委敷承候由二而為知呉る、凡何も昨記之通也、何分薩土長共戦争手際好、坂兵者始終敗走、既二淀城も稲葉侯降参二而朝命を被奉、紀州公・彦根侯も反正之趣二相聞、大坂薩州蔵屋敷者自焼して退散、当御藩二者伏見稻荷街道之御警衛御蒙二付、兼而尾道出張之御番頭片岡大記殿御人数共陸路上京之義、若殿様方被仰下、直二出立之筈之由也、跡尾道江者差寄三原方御人数被差出候由也、朝辰二刻劍槍場へ出席、已半刻御用所出勤、午刻後復調練場へ出、申鼓放場帰宅、其後御用向二而復出勤、急二御登城被遊也、敬次郎江戸帰着後、同行世話二成候三宅八太郎・平川市太郎兩人いまた染々と逢挨拶も不述候付、今極夕右兩人を呼、酒鮓を饗、万謝を述、其節大島五兵衛・矢野犀右衛門・岡島平之進も折柄二付呼饗也、右者年始祝盃之意を合候也、暮過御下城被遊、御奥江召候二付罷出、御用向相濟候後、節分之御祝ひ御相伴二而御酒頂戴被仰付也、亥鼓後退、左之通明日出立、尾道御人数江被差加、陸路上京被仰付候由也

御番頭五人組 御先手者頭二人組共 新組頭五人組共
大筒奉行五人組 其外附属之面々

十一日、庚申、曇、寒、休日二候得共時勢二付出勤、例時方夕申鼓後迄詰也、上方

93 正月

之様子追々相聞候得共、何分東軍始終不利、官軍勝利之様子二聞る也

十二日、辛酉、曇、余寒強、夜前以来風邪之気味二而頭痛、悪寒有之候二付、今日出勤不致、御用人中江如例紙面を以案内二及ふ也、近畿異変二付若殿様江為窺御機嫌御三家様方御使札被差立、此方様方者村井虎次郎御使二被仰付、明朝出立之筈也、

夜雨降

十三日、壬戌、雨歇猶曇、風邪未快二付、今日も出勤不致也、三之御丸二而少将様先頃以来御不例被成御座候処、御急二御不出来、御内実者とふ歟夜前奉恐入候御容体二被為移候趣風聞有之由也、寺川文之丞殿去ル九日京都出立二而昨日被帰、上方先其後者居合、尤去ル六日八幡二於而御藩心変隊阪兵与戦、坂兵敗走、此方大二勝利を得候由、坂城も内府公者五日之夜何れ江歟御退二而城内空虚、坂地二者敵兵一人も無之、道路も最早一円故障無之由也、今日者御吉例之御具足御鏡開二候得共、出勤不致候二付、御用達へ紙面を以恐悦申上候也、其後御切餅頂戴被仰付候旨二而御用達方坊主を以為持来、平臥中二付、敬次郎を名代与して坊主二心対為致、御用達迄御請之義為申述也、夕方敬次郎を水谷・木野へ遣し、此節之形勢二付江戸表之様子如何候哉見舞申遣又也、此節之様子二付尾道辺迄為外聞富永源五郎・松尾角左衛門被遣、同所旧冬以来滞在之長州寄兵隊去ル十日福山へ押寄、及炮発候得共、先方一円取合無之、心接之上速二降参、勤王之兵差出候筈二相約、戦争二不至して済寄候由、君侯者去冬御卒去、御幼年二付御世子無之、当時御無主之由也

十四日、癸亥、晴、余寒緩、今日者例年御門外二而御爆竹有之候得共、此節之形勢

村上家乗 明治元年 94

十五日

二御先手銃隊之頭兼帶御免
大砲頭兼帶

岩崎良之進

但筆列・御役料只今

迄之通

二大砲頭兼帶御免
吟味役添役兼帶

佐々木猶馬

但格式以前之通、御

役料銀五拾匁

右自今製蠟場御用向專
力入相勤候之様被仰出二御切米七斗御増
御小姓組並御取立

上野吉次郎

但勤向唯今迄之通、

自今御先手銃頭之勤

向兼相勤候様被仰付

殊二乍内々少将様御様子も有之、旁を以御廃止二相成候由也、風邪未快候故、杉岡文碩を呼、診を乞、少々熱有之由申、薬を患む也、同人話二而八、少将様去ル元日以來少々御不例二八被成御坐候得共、為差御容体二も不被為在候処、五ヶ日あたり方俄二御食不被召上、全御心経疫之御症与被為成、一日又一日与御疲勞被為暮、終二去ル十二日夜中奉恐入候御容子二被為移候趣二内々承候由、御執匕者始高橋桃源老、九日方中西元積老積老之由也、慈君夕方御奥江御祝詞旁二御上り被成、御酒御頂キ被成也十五日、甲子、晴、余寒強、今日者風邪大二快方也、大島五兵衛入来、旧冬以來之振合二付、当季方家来言人、下女言人減候事二相決、僕利三郎暇を乞候二付同人暇遣し、若党兩人二致、下女なか暇遣又筈二申付也、夜慈君江御出被成也、岩崎およし祝詞入来、今日少々被仰付事有之也

十六日、乙丑、晴、余寒強、明慶院江新吉代堀田參申付、風邪愈快二付午後褥を徹、夕月代剃結髪いたす也、夜半西之方出火之趣二而騒、己斐村石風呂焼失之由也

十七日、丙寅、晴、余寒冽、嚴凝、今日方快出、辰鼓式歩方剣槍場江出席、又御軍用役所へも出、午鼓方御館出勤、夕又調練場へ出、申鼓退、杉岡文碩来診、今少し余熱有之候得共、最早用心さへ致候得者出勤候而も不苦旨申也

十八日、丁卯、晴、余寒強、朝素読所会読江出席、午後出勤、申後退、少将様其以來御居合御同篇被成御坐候所、夜前以來御疲勞強、追々御陽脱被遊御氣遣之御様子二被成御坐候旨御年寄衆方申上有之候由也、京撰辺其以來先居合、尤備前藩士於神戸異人を及刃傷、異人式百人余備藩陣所へ押寄、大二騒動二及候由也

95 正月

十九日、戊辰、晴、余寒紆、今日覺道院様三十三回御忌於国泰寺御法事有之、旦那様・守之進様御寺詰被遊、尤守之進様者御続二付而御寺詰被仰出候御様子也、朝方御軍用役所・御武具役所・御館へ出、申鼓退、木野・水谷江見舞使遣入、長武左衛門来話、敬次郎夕方岡島へ被招候由、参候也

廿日、己巳、朝雪飛、寒、後晴、午時出勤、申時退、御軍用役所へ毛卒与出、此度御征討被為蒙仰候二付、從朝廷御頂戴之錦御旗到着、今日御入城、御目付石川直之進殿附添被帰候由、就右而者左之通御年寄衆方被仰上有之候由也

去儿十一日於宮中辻將曹江岩倉前中将様より別紙 印御書付写之通御達、錦御旗二流下賜、同十二日依御達若殿様九時御供揃二而御衣冠二而御参朝被遊候处、龍顔被為拜、別紙 印御書付写之通真之御太刀御拝領、御次二而御酒饌御頂戴被遊候旨石川直之進を以被仰下候云々

印御書付写二通

御官名江

征討被仰付候付、御紋御旗二流下賜候事

正月

前同

徳川慶喜反逆妄拏有之候上者、備中国河辺川以西備後国福山初、是迄幕領惣而征伐没収可有之被仰出候、宜軍威ヲ敵ニシ速ニ可奏追討之功之旨御沙汰候事

正月十一日

追而兩國中幕領之義者勿論、幕吏卒之領地ニ至リ惣而取調、言上可有之、且人
民鎮撫偏ニ可服王化様可致所置候事

印御書付写一通

前同

其藩事積年抱勤王之志、勲勞不少候処、心召登京、朝議之旨速ニ奉行、彼是周
旋、遂ニ使王道復前、殊ニ去三日逆賊突然北上之砌、於伏見表防禦、其後連
戦、処々ニ追撃、軍威之盛ナル、實前古不愧也、而テ遂ニ巨魁(徳川)慶喜落胆、捨浪華
城遁去之趣達宸聴、天感不斜候、愈以励兵勢、屠其巢穴、可耀皇軍稜威於内外
候、依之御劍一振即今恩賞迄ニ下賜候旨御沙汰ニ候事

右当御藩之戦功者、去ル六日会桑勢八幡江抛、薩長勢与戦鬪之砌、御藩勢心変隊山
手を越、後方攻下し候ニ付会桑勢惣敗軍ニ成、段々分取モ有之、其節之隊長者南部
健助殿、頗手柄之由也、安井多賀祐方申来候処ニ而八、徳川内府公方左之通越前勢
へ指出置、摂海方蒸気船四艘ニ而東退之由也

此度上京先供途中、偶然之行違より近畿騒然ニ及候段不得已之場合ニ而、素方奉
対天朝他心等無之段者兼而御諒知有之通ニ而、併聊たりとも奉惱宸襟之段深恐入
候義ニ付、浪華城者尾張大納言(慶勝)・松平大蔵大輔(慶永)ニ相托し、謹而東退仕ル

正月

慶喜

廿一日、庚午、晴又曇、寒、巳鼓方御軍用役所并御館出勤、申鼓退出、旦那樣今
日為伺御機嫌御登城被遊、折柄御拝領之御旗御拝見被遊、赤地之錦金ニ而菊之御紋

97 正月

命候由
於美祿
廿四日、辻小兒名左之通

織付有之、流し旗御竿之長さ三間有之候由也、少将様御義今日者御逝去之御弘被為在候兼而之御振合之処、右御征討之御蒙被為在候二付、其方之御所置御取急二相成、御弘之方者御延引二相成候由内々承也、東城方備中辺之様子相聞、松山江者備前御家老伊木長門殿為惣司同国惣社迄出張、御人数追々押寄、同国岡田・庭瀬・新見・蒔田方も夫々御出勢有之、松山方者御家老之内吉人、其外彼是備前岡山へ度々往返有之、只管二降参之駆引有之候得共、君侯伊賀守殿内府公江御随従二付、叛逆之罪不輕趣を以容易二受引二不相成、何れ滅亡二可至歟之様子二有之由也

廿二日、辛未、晴又曇、余寒強、辰鼓過方劍槍稽古場へ出、又調練場へ出、午後少時御館江出仕、河瀬極人入来、留而酒を饗又、西向寺江代参申付、夜中辻方妹安産、女子出生之旨為知来也、尤此方方見舞二家来遣し候序二申歸候也

廿三日、壬申、晴、午時方玉製所へ、夫方御館へ出勤、申鼓退、上方江御人数出、志和村心変隊三百人許今日乗船之由、引纏之衆人名者未聞、敬次郎辻江歡・見舞旁二遣又

廿四日、癸酉、晴、余寒強、製彈所方御館江出、申鼓後退、朝堀尾勝登被来、森岡へ見舞使遣又、敬次郎長束清次郎方へ参、堀尾方も被行、饗二逢候由也、御年寄蒲生司書殿備後御領分外并備中河辺川以西為鎮撫今日被発、錦御旗参、者頭・大砲頭・郡回等彼是被参、御旗警衛子弟組五六十人参候由、委敷義者未承

廿五日、甲戌、晴、風寒、早朝方劍槍并調練江出、午後暫時出勤、復調練へ出、申後帰宅、藤川甚吉郎入来、酒を饗、家小夜辻江見舞、母子共愈無滞肥立候由也、少

将様御容体御差重二付、明朝御登城被遊候様二との義、御年寄衆方申上有之候由也
 廿六日、乙亥、晴、御両殿様今朝御登城被遊候処、少将様今朝辰ノ中刻御逝去被遊
 候趣菅勘解由殿方被申上、御下城掛三之御丸江御出、御遺骸御拜被遊候由也、当度
 者御葬地日通寺二被仰出候由、右之趣二付諸事穩便二仕、火之元念入御番又者無拋
 用事之外他出不仕、月代剃候義用捨、家来他へ出候共途中別而慎候様二との御移檄
 出候也、米搗半挽候義も一同用捨いたす也、朝方出勤、未鼓後退
 廿七日、丙子、雨、例時出勤、夕方退、御家中之面々未々迄下髭剃候義来月二日方
 不及用捨、陪臣月代剃候義明後廿九日方不及用捨旨被仰出候得共、御家来中者未々
 迄類髭剃候義来月朔日方不及用捨、足輕以下月代剃候義右同日方不及用捨、御歩行
 組者来月三日月代剃候義不及用捨被仰出也
 廿八日、丁丑、晴、御歩行組以下月代剃之義昨記之扣者誤り二而、御歩行列加り已
 上類髭剃候義来月朔日方不及用捨、足輕以下類髭・月代剃候義明廿九日方不及用捨
 与被仰出也、例時出勤、夕方退
 廿九日、戊寅、雨、午後出勤、夕方退、諸稽古事来月二日方不及用捨、但炮術火入
 稽古者御葬式相濟候迄者用捨之旨被仰出也

二月 大

朔日、己卯、晴、暖、風邪不快候二付出勤不致、終日平臥、得出勤不致候段、御
 用人中江紙面を以案内申出ル、当月者御用向御米銀、予月番也、附足輕春御貸米

99 二月

切手渡ル、米価世羅米石二付七百三拾匁之由、此節金価者内取引壹兩二付百八拾九拾匁位之由、何分札場二於而一切引替無之二付、右之通之由也、夕杉岡文碩来診、少々熱有之由申也、野口金兵衛入来、御用向申談

二日、庚辰、晴、風吹寒、今日方御家来中一統類髭剃候義不及用捨、尤足輕以下者去ル廿九日方月代剃ル也、大島五兵衛来、御用談也、木野方恒助来、タル七日瑞祥院殿三回忌之処、此節之義故一緒内案内等者不致候得共、寺僧を招、内仏回向頼候義者苦力ル間敷哉否相談申来、此方二而其通二而可然存候得共、其内丹羽之方へ相談有之候様二与申返又也、敬次郎此間中方心下痞候由二而食事少二付、今日杉岡江遣し診を乞しむ、少々不旋江疣虫毛添候旨申、薬を患候由也

三日、辛巳、曇、寒、今日者熱氣者去候得共、悪風之気味未除二付其儘平臥、夕文碩来診、熱者最早無之候得共、明日も気候寒候八、出勤致用心候様二与申也、酒を饗、山村静登方紙面二而、内室安座、男子出生有之趣為知来、見舞使遣入、森岡万之進昨日者又々胸痛二而、差込強く嘔吐有之、困候由文碩申候二付、見舞使遣入、今日者居合宜方之由也、少将様御葬地、当度者日通寺江御治定二相成、明後五日御入寺、翌六日御葬式被為在候善之由也、当度者御葬式之節、此御方様御位牌御持并殿様御名代御焼香被為仰蒙候由也、右日通江御歛之義八御遺言等二者不被為在、当御時勢柄諸事御手輕二相濟候御趣意を以右之通之由、内々承之也

四日、壬午、曇、余寒強、今日者大二快候得共、悪風之気味未除二付出勤不致、午後髪を理、頬髭を剃也、山村江為見舞敬次郎遣入、無滞肥立候由也、夕方雨、夜者

村上家乗 明治元年 100

〔五日〕

御尊骸御供左之通之由

御年寄

菅 勘解由殿

御用人

甲^{*} 権大夫殿

御側御用人

野村清記殿

御側御用達

浅野秀之丞殿

御目付

町野源八郎殿

殿様御名代

御年寄

石井修理殿

若殿様御名代

同

仙石志摩殿

雲与成也、〔森岡方万之進大二居合宜由伝言申越也〕

五日、癸未、雨、余寒強、四山心雪、〔今日者惡風も止候得共休日、殊二余り氣候惡敷故致用心、仕勤不致候也、〕少将様御尊骸今四時前三之御丸方御門前御通棺二而、表小姓町、白島口御門、松原裏通、本中ノ丁、一本木、御厩丁、同所渡舟場、牛田土手通り日通寺江御入寺被為在、御供列者御旅行之通、御供方惣綿服麻上下、御棺舁計色掛之由也、〔御兩殿様者今晝方御先へ日通寺江御出被成、御棺拜八於同寺被遊、諸士中も同様之由、畢竟三之御丸御手狭二付右之通之由也、〕夜亥鼓森岡方万之進今夕以来不相勝趣申越、予者未引籠中二付、早速一応之様子聞二家来遣し、尤高木来助参候付、同人江委細伝言、且何角氣を付呉候様頼置候処、大二居合宜、杉岡文碩江も逢、何れ者功者之医師を招、相談二而も致呉候様相頼候処、猶明朝之模様二寄如何様共可致趣申候由、夜半後家来帰、来助も帰候由二付、先致安心也

六日、甲申、晴又曇、夕雨少々降、不寒、〔万之進此間以来之様子全近年持病之様成事与者申条、此間文碩申候所二而も、右之差込募候而者些被案候様二申、何分下地疲れ居候故何とも氣遣二付、今朝来助を呼、六丁目薬師坊二而快全之祈禱を頼呉候様二申囑也、〕惡寒未透与者無之候得共、今日方者出勤之積二付、朝森岡江見舞、万之進容体見受候処、先達而比迄之様子与者案外二見落し、余程羸瘦強、今朝以来胸痛強、時々少間者有之候得共、大二難儀之体也、委細之様子承候処、去月廿九日当番二而、去儿朔日朝泊越二而帰り、何も相替義無之、惣体快方二有之、昼食者雜煮三ツも喰候処、夕方便所へ行、戻り掛方腹痛差込之氣味二相成、其後大小用共不通、

101 二月

六日、夜中家小森岡へ参
 也
 万之進法謚
 淨誓院重願得生居士

小腹強脹、二日者終日困り、文碩二者早速見合せもらい候処、其後追々居合候得共、
 兎角大便不通、時々嘔吐之気味も有之、難義致し候由、昨日以来尚又差込有之、弥増
 小腹虚脹、昨日者金子元達二も診しもらい、灌腸等も度々致しもらい候得とも通気
 難立、尤夜前方今朝へ掛誠二少々ツ、両度大便通候由、乍去何分些氣遣之様子二見
 へ候二付、何れ者外医師を迎、診を乞可然与来助とも申値、先喜連良成老・西山元齋
 之内可然与粗治定致し、文碩呼二遣し候得共、彼是出勤時二過候故、予者来助へ頼
 置歸り、直二出勤致ス也、少将様御法号左之通被為在候旨、昨日御年寄衆方被申上
 候由也

温徳院殿前羽林次将寛供日順大居士

歸宅直二出勤、無程万之進不出来之様子為知来候二付、差向御用も無之候二付頼置
 候而歸宅、直二見舞可申与存候内、高木来助来、承候得者、其後文碩来診、夜前之容
 子与者案外見落し、脈上も不直旨申、早速前之両医呼二遣し、来助も歸掛候処、途中
 江容体変候趣申来候故、直二返り見合候得共、最早脈絶二而案外至極致し、全急二衝
 心之様子二有之旨申聞、誠二不絶悲歎事共也、右二付跡之処、信槌当年七歳二而跡
 目二者難願出二付、星野幸次郎をも呼、養子之示談二及ひ、幸来助二男時太郎当年
 十七才二成、相心之事二付、此者所望二及、万之進二女ます兼而来助倅平太郎妻二
 粗内約も済居候得共、是を破談二いたし、渠江婿養子二致し候八、可然与申値、相
 極、弟婦へ相談之義をは幸次郎へ託、予も直二森岡へ参、何角見合せ差図遣入、奥田
 政次郎・山中十兵衛何角世話也、養子之処弟婦同意、且万之進存生中、信槌未誕内

二者、兼而時太郎を養子ニ囉度*与申居候由、尤ます江婿養子之処も弟婦ひたすら之望之趣ニ付旁夫ニ決、来助相談之事、其外願向之事迄万端幸次郎へ囑し、同人周旋致し呉、速ニ諸事相約候ニ付、病中婿養子之願書出し、直ニ死去之届致し、時太郎義服忌受候様達し有之、夫々皆幸次郎ニ驅引也、夜ニ入時太郎入家、一心式之盃事相濟、明日者日柄不宜候故、直ニ今晚之葬式ニ取計、五ツ時過出棺、細工町西蓮寺江葬、敬次郎義行列之跡ニ隨ヒ同寺江遣し、葬ニ会、焼香為致也、何も相濟迄見合せ、亥鼓比元望々然与して歸ル、哀哉

万之進、名邦靖、字子共、先考第二子、予同母弟也、以文政六年癸未十一月誕、及十一歳而森岡十兵衛請養為嗣子、考允之、十三歳之春十兵衛急病而死、乃入家勤喪、因嗣祿為御中小姓、後為御次詰、御側詰、御目付、又転為吟味役、既而癸疾、且癒且癸、不至全愈、慶応丙寅春遂辞吟味役、復為御中小姓、今茲実四十六歳矣、哀哉、弟性温順真卒、常為人所愛、才亦等人、然家計不優、疾病亦多為之所妨、終不能伸平素之志、少於予九歳先而逝焉、其意実可閔、嗚呼哀哉

右万之進病死ニ付、予弟定式半減之忌服受候段、今夕手紙を以御用人中迄申出候処、早速御構無ニ付、勝手ニ出勤仕候様被仰出候旨、堀尾勝登方方紙面ニ而申来也
 七日、乙酉、晴、寒、木野法事ニ付、朝興徳寺江敬次郎代参ニ遣入、今朝来又悪寒之気味有ニ付、出勤致用捨引籠、其段御用人中江及案内、森岡江見舞使遣入、先何れも疲勞カ旁旁も無之由、慈君夜從從辻御歸り被成也、為悔入来彼是有之也
 八日、丙戌、晴、暖、今日者休日ニ候得共、悪寒去り候ニ付午後出勤、御表・御興

兵追放被仰出との義、井小浜・大垣・鳥羽・宮津・延岡御不審之次第有之、入京被止候との義 一通

一 小浜・大垣被止入京候処、謝罪之道追々相立、北陸・東山二道鎮撫使之先鋒被仰付、成功之後、別段思召可被為在との義 一通

一 外国之義、此度朝議之上和親条約被為取結候二付、上下一致、大二兵備を充実シ、国威ヲ海外ニ光耀せしむる之叡旨を奉戴し、天下列藩士民ニ至迄心力を尽、勉勵可有との義 一通

一 右之通五畿七道大小之輩末々迄無漏脱可相触与の義 一通 但正月之月附也

十三日、辛卯、晴、寒、例時出勤、夕八半時退、左之通御移達有之也

先月十七日於京都、若殿様會計事務御惣督被為蒙仰候得とも、重大之御事件二付御辞退被遊候処、同廿四日右御惣督更ニ被為蒙仰候、云々

二月十三日

若殿様先般於京都軍事参謀被為蒙仰候得共、重大之御事件二付御辞退被遊、其節議定職之義も御辞退被仰立候処、議定職之義御辞退之趣一応被聞食候得とも、尚又先月九日更ニ被為蒙仰、参謀之分八未何与も御沙汰無之旨從京都申来候、云々 二月十三日

十四日、壬辰、晴、余寒緩、堀尾嘉善被来、夜大島五兵衛来、蒲生司書殿備後・備中辺鎮撫相濟今日被戻、錦御旗も帰候由也

十五日、癸巳、晴、寒、例時出勤、夕八半時退、温徳院様御法事御結日也、御兩

105 二月

方様共御寺詰被遊也、〔從朝廷被仰出候御書付写十三通并御添書三通御移達有之、事
長故略之、摘要如左

一 松平之苗字、向後各本姓二可復之事

但右二付此御方様二者向後淺野二御復可被遊旨被仰出候事

一 先月廿五日、若殿様江從朝廷自今襪^{*}御免被成候之段被仰出候

一 辻将曹可為徵土旨被仰出、内国事務掛被仰付候事

一 芸州・薩州・長州市中取締御蒙之事

一 宮門警衛之面々、旗・幕・挑燈等菊御紋相用候事

一 朝敵を除之外、一切大赦被仰出候事

一 元町奉行組与力・同心、京橋定番組与力・同鉄炮方、自今薩長勢^(卷)三藩へ附属、軍
役相勤候様被仰付候事

役相勤候様被仰付候事

一 累日交戦之向江酒・鯛被下、当座之軍劣を被慰候之事

一 苞苴・私謁・囑託等之義堅御制止之義被仰出候事

一 三職分課之御書付之事

一 一時參朝被止并屹度御糾明可有之、又嚴重二可被仰付類之諸堂上方、大政御一

新折柄、今般御元服大礼被為行芳格別を以御寛宥之御沙汰被仰出候事、但御輕

重種々之御差別有之候得共略之

一 大政代^(官服)下馬之御定之事

〔御家中・侍中明後十七日方月代剃之義被仰出也、〔夜前宮浦松五郎義、畳屋町二於

而醉狂二而主水様御家来鉄炮組石井正之助与申者をヒストール二而撃、玉頭腦へ入
 終及絶命候由、然ル処右正之助傍輩始主水様御家来甚憤、松五郎宅へ押寄来ル与申
 風聞二而、松五郎義門弟并職方之者を呼聚、アツク大炮・小銃を設、戒嚴致、近所町家者
 各荷物仕回立退与申様之事二而、夜前方今日大二混雜二及候所、夕方町方へ被呼
 出、速二出、直二被留候由也、右者主水様方御年寄衆へ早速御達二相成候由也此一条者十六日之記二入可申善也、誤而今日二記又

十六日、甲午、曇、余寒、今日方忌明也、妙慶院へ代参申付、例時出勤、夕八半
 時退、高木采助入来、森岡之方世帯向相続方之義二付彼是申承、約ル処此処二而正
 米三石壹斗年賦二而取替、是迄年々貸溜り、去年五月壹高二結遣候米金残者悉皆此
 方へ引受、如何様とも可致答二申談、来助殊之外忝狩也

十七日、乙未、夕方雨、夕守之進様御部屋罷出(浅野)

十八日、丙申、晴、先達而吊慰二預候方格へ敬次郎并新吉を返礼二遣又也、例時
 出勤、夕申鼓前退、江戸在留之洋学生悉昨日帰着有之候由、当度者上道中者陸二而
 従大坂船二有之候由、尤水谷八十郎・木野謙造兩人者大坂方別れ、いまた帰着無之
 由、江府先平穩二而慶喜公者東叡山二御謹慎実正二有之由也

十九日、丁酉、晴、朝渡辺・堀尾へ忌明返礼二行、例時出勤、申鼓退、木野・水
 谷へ見舞返礼旁二行、左之通御移檄有之也

此以後御家中之輩、惣髮成之義者御免し被下候間、不及願、可為勝手次第候、尤
 其段八一応申出可被置候、并二幼年二而前髪不取、直二惣髮成之輩も其段一応

107 二月

(甲力)
出可被置候

但坊主組惣髮成相整否之儀八追而可相達候

敬次郎山田養吉江戸帰着見舞二行

廿日、戊戌、雨、長武左衛門・岩崎潜龍来、夕藤川・辻江返礼旁二行、両家二而酒出ル、先頃已采之形勢二付、陣服着之儀先其儀二不及、尤近頃之世態二心シ平日着類も甲斐々々致、武役之外二而も銘々勝手次第筒袖羽織取交着用不苦、尤分限不相応華美之義八不相用候様二との義被仰出也

廿一日、己亥、晴、暖、例出、申前退、堀尾之方来ル廿四日本種院三回忌、并当八月隨心院七回忌取越一緒二法事有之候得共、当時之義二付非時案内者不被致之旨、尤敬次郎者前夕参候様二との旨紙面二而為知有之、茶被惠也

廿二日、庚子、雨、寒、朝西向寺江代参申付、例時出勤、申鼓前退、左之通御移檄有之

別紙之通從朝廷被仰出御書面之趣も有之、急速御人数御差向相成候義も可有之
二付、銘々其覚悟可有之旨被仰出候間、夫々可被相達候

二月廿一日

今度慶喜以下賊徒等江戸城へ遁レ、益暴逆を恣ニシ、四海鼎沸、万民塗炭に墮むとする二忍ひ給わす、叡断を以御親征被仰出候、就而者御人撰を以被置大総督候間、其旨相心得、畿内七道大小藩各軍旅用意可有之、不日軍議御決定可被仰出、旨趣可有之候間、御沙汰次第奉命馳集るへく候、宜諸軍戮力一同勉勵可

尽忠戦旨被仰出候事

二月三日

御親征行幸可為当月下旬被仰出候事

二月九日

追而日限更御沙汰候事

尚又從朝廷被仰出之写六通御添書共御移達有之也

一大藩三員、中藩二員、小藩一員ツ、貢士、大政官江可差出との義 一通

一宮門警衛之諸藩、旗・幕・挑燈菊御紋御免之義、且追討之諸藩一隊一流ツ、菊

御紋御旗被下候間、家々二而可相調との義御沙汰者御取消二相成、追討出兵之

面々者朝廷より御旗相渡候との義 志通

一大藩四十万石以上、中藩十万石以上、小藩一万石以上、三等御區別之義 一通

一各藩徴土之者八朝臣与相心得、旧藩二關係混合無之御趣意との義 一通

一毎月廿九日、先帝御忌日参候貢献被差止候義、并服忌之義追々御改定可被仰出

候得共、先是迄之通との義、松平称号被止、本氏可称之との義 合一通

一山陽道取調之儀、当藩并備前藩へ被仰付候処、左之藩江改被仰付候との義 一通

播磨 脇坂龍野 森赤穂* 美作 三浦勝山 備中 関新見

蒔田浅尾 備後 阿部福山

一御添書 一通

廿三日、辛丑、晴、高木来助入来、森岡墓石塔之義相談有之、寸法凡治定、入用者

109 二月

凡手許方合力可致旨申置也、桑原藤之丞入来、酒を饗、敬次郎夕方堀尾非時二被呼參ル、例時出勤、申鼓前退

廿四日、壬寅、曇、例時出勤、夕申鼓前退、(虫損)勤中御側江罷出ル、折柄自令守之進(浅野)様御学事并御守立筋之義専二相勤候様被仰付候間、委細者御用人より承り候様二との義御沙汰被為在、奉畏、本意之義奉存候、不及ながら尽力可仕与奉存候旨御請申上退、於御次御用達へも右被仰付候趣相咄、守之進様之御請宜申上被吳候様二与申述、於御用所御用人江何角申承候也、廉々左之通

一 此御場合、守之進様御学業初御守立筋之(義力)相勤候事

一 御家政者勿論是迄之通二候事

一 御米銀之御根元是迄之通相心得候事

一 外向紙面到来開封者是迄之通、返書者一通り之事柄者御用人披見二而遣し候事

一 外向へ前名二而出し候紙面一通り之義者右同断、書類扣一日二忝度ツ、為披見相回し候事

一 支配下之義者御用人月番二而引受、願書宛者は迄之通り

一 東城来紙者月番開封之事

一 御用所へ出勤是迄之通、尤出勤并引取之時刻合者都合次第之事

一 素読所講积会読之節、専出席之事

廿五日、癸卯、曇、不寒、守之進様石内村江訓練山稽古為御見物御出被遊候二付、為御供罷越、暁方御微行二而至而御手輕二御出被遊、入夜被為入、水谷八十郎從江

戸歸着之旨為知有之、木野謙造者大坂江留り居候由也

廿六日、甲辰、晴、暄暖、敬次郎洋学友市川猪三郎殿・岡村豊吉殿被訪来、予も卒
与謁ス、夕久野秀太郎入来、当年始而也、有合酒を饗ス、夜家小木野へ行

廿七日、乙巳、晴夕曇、例時出勤、守之進様御素読江罷出、八半時過退、殿様御忌
明二候得とも、御百ヶ日迄者前々之通、其心得可有之候事との義御移達有之也

廿八日、丙午、雨、暖、朝素読所へ出、会読(中擧)、守之進様御素読も同所二而差上
候也、午後出勤、未後退

廿九日、丁未、晴、寒、朝御部屋へ出、夕堀尾勝登被来、関東御征伐之官軍最早
尾州宮(迄方)御進発二相成候旨相聞ル也

晦日、戊申、雨、寒、朝素読所へ出、御素読申上、午後出勤、未後退、二川主税殿
於京都御年寄本役被仰付候由也

三月 大

朔日、己酉、晴、風吹寒シ、素読所江出、守之進様御素読申上、午前御館出勤、未
鼓後退

二日、庚戌、晴、朝冷強、後暄、朝方出、石本九郎殿江年頭来儀之謝、山田養吉先達
而從江戸歸着二付見舞、且敬次郎留字中不容易世話二相成候謝二行、又伴十郎兵衛
殿江同断、下瀬篤之助殿江年頭無沙汰二付見舞二行、妙慶院江參、水谷江歸着歡、木
野へ見舞、河瀬極人江年頭無沙汰之挨拶二行、森岡へ寄歸ル、水谷二而酒出、緩々話

III 三月

ス、左之通御年寄衆方被申上候由也

若殿様兼而會計事務御惣督被為蒙仰候処、(去カ)月廿日大政官於みて會計事務局(補)被為蒙仰候段岩倉右兵衛督様被仰渡候旨、且今般為御親征大坂行幸供奉御先鋒(陳)被為蒙仰候

三日、辛亥、雨降、寒、御時合中二付時日之御祝詞無之、御館詰も皆平服也、朝守之進様御部屋江出ル、左之通被仰出也

若殿様兼而會計事務惣督被為蒙仰候処、先月廿日太政官代おひて會計事務局(補)被仰出候段、岩倉右兵衛督様被仰渡候との旨

若殿様先月廿日於京都今般為御親征大坂行幸供奉御先陣被為蒙仰候との旨
左之通者從朝廷被仰也

今度御一新之折柄、外国之御交際も近々(進カ)被為在候義二付而八、差向為融通洋銀壹枚二付金三歩之当りを以て無差支交遣ひ可致旨被仰出候間、銘々無疑念(通)可致候との旨

外国御応接之義上代之時勢与違、当今之時態不被為已処(得脱カ)方於幕府相定被置候条約を以御和親御取結二相成、百官諸侯之公議二依、今古之得失卜万国交際之宜ヲ折衷セラレ、今般外国公使入京參朝被仰付との旨

但此御書付者亂纏之御長文故略之、只其要旨を摘而記之、委細者本書二付而可見之

四日、壬子、晴、寒、素読所二而守之進様御教授二罷出、夫方出勤、夕未鼓後退

五日、癸丑、晴又曇、夕風吹、余寒強、朝素読所江出、午後復詩会二付、守之進様御出席被遊、罷出、申鼓歸ル、(慶喜)徳川内府公正月十日江戸御歸府之處、天璋院様・和宮様、於上方之御次第柄、召勅を被為蒙ながら御参内不被成而已ならず、御暇之御伺も無之、矢庭之御歸府被成候段武臣之礼式二無之、且徳川家御相統初而之御歸府二前以之御沙汰も無之、見苦敷御歸府被成候段殊之外御立腹二而、内府公二者浜御屋敷江固御謹慎被為在、天璋院様・和宮様方者兩人之女使御差立二而御謝罪之御歎願被為在候由也、又内府公者御退隱御願二而、(徳川茂承)紀伊大納言様江徳川家御相統之義御歎願二相成候との風説も有之也

六日、甲寅、曇又晴、朝屋上有雪、寒冷甚強、朝素読所江出、夫方出勤、未下刻退
七日、乙卯、晴、朝有霜、寒冷甚、例時出勤、夕未下刻退、朝丹羽正藏入来、御家来中惣髮成之義兼而被仰出之趣も有之候処、坊主者惣髮・茶筌髮勝手次第、惣髮者一
刀方迄も不苦旨尚又被仰出、御本手之方も右之通二相成候由也、守之進様江御素読御教授、明日方者素読所二而八是迄之通三宅内外御授申上、予者午後御部屋江罷出候而御授申上候様二被仰出、一日兩度之御稽古二相成也、右二付夕方内外を呼、御教授方之義申含め置也

八日、丙辰、晴、朝有霜、寒冷強、朝素読所会読二付出席、午後守之進様御部屋江出ル

九日、丁巳、曇、夕寒冷纒緩、例時出勤、夕申鼓退、尤午後守之進様江罷出、今日近江守様御出府被成、水主町御屋敷二御旅館被遊候由、備後福山阿部主計(正方)頭様御病

113 三月

京都芝山様方例年之通為
 御年玉左之通被下之、御
 受者老女迄申置也
 一西洋布風呂敷 一枚
 一扇子 五本

十二日

清明

夜五時二分

中御養子二御内約被為濟候由内々承之也
 十日、戊巳^午雨、少暖、例時出勤、未下刻退、今日方者出仕中守之進様御部屋へ罷出
 候者不記之、朝下瀬篤之助殿来儀、集議所御扱スペンセル銃買申問敷哉之旨被申、
 様子二寄囉度旨申置也
 十一日、己未、曇、暖、夕晴、朝方大島五兵衛を呼、御用向取計、午後御部屋江罷
 出、木野謙造今日從大坂帰候旨為知来、敬次郎を歡二遣又、深町江毛寄帰候由也
 十二日、庚申、晴、暖、朝之内五兵衛来、御用向申談、例時方出勤、夕調練見合二
 出、申鼓前帰宅、去月二日仏蘭西人泉州堺湊内江入、深淺測量致居候処、土州之警
 衛兵差留之候方議論二成、土藩方矢庭二放銃、十人即死、七人手負有之、仏人纔三人
 許無難二遁去、夫方早速逗損之ニニストル方外国事務御惣督江申出、兼而御取結之
 条约面有之義故、速ニ朝廷方右乱暴人罪割腹之義土州江被仰出、此御方並ニ肥後侯
 江引受御蒙二相成、同十日堺妙国寺二於而土藩士廿人割腹、仏士官視届二来、殊之
 外嚴重之事二而、拾言人迄手際二割腹致候処、十二人目二至而仏人方割腹見合之義
 歎出、夫方助命之義を朝廷江歎願二及、歎出通り被仰出、異人モ日本人割腹之手際
 二者殊之外感心、其余を見二不忍し而右様歎出候歎之風聞有之由、当御藩方者御先
 手者頭大橋繁太郎殿・生田英之進殿二小队を卒被參、其外附屬御牧弥三郎殿・渡部
 競殿杯被參候由也
 十三日、辛酉、晴、暖、彼岸桜満開、桃半開也、朝素読所講釈江出席、小学内篇末
 之一章予講之也、相濟出勤、夕八時半時退、山村静登入来、夕山村・丹羽江行、丹

十五日
温徳院様御四十九日二付、
今日於日通寺御法事御執
行有之候由也

十六日早晨

すわへ

御皿
にんしん
あふらあけ
大こむ
こん弱
こつたけ

白みそ

御汁
粒椎茸
苞豆ふ
青み

御飯

御香物

薄くつ

御坪
わらひ
さわく
おろし生か

羽二而酒出、寛話し帰ル、夜木野謙造入来、酒を出、深更迄話入、浪花を去ル六日
出船二而帰候由也

十四日、壬戌、晴、暄、朝方午時迄五兵衛来、御用向取計、午後調練見物二出、夫
方御部屋江出、申鼓後退、極夕方木野江帰着歡二行、丹羽正蔵参り被居、酒出、入
夜帰ル、家小夜中妙慶院・興徳寺・西向寺・西蓮寺等江参ル也、左之通去月廿八日
被仰出候処、猶又急二御延引被仰出候由也

御親征之儀先達而当月下旬被仰出候処御延引、更来月五日被為遊御出輩、戦地
御巡覽、大坂江行幸、西本願寺一応行在二相成、海軍御点検之上命を四方二降
下せられ、速二追討之功被為聞食、万民塗炭之苦を御救済之叡慮二被為在候条、
一同厚奉体受、邦内一致之力を以鞅掌いたし可安宸襟候、未二至迄茂御仁恤之
御趣意を奉戴之、聊心得違無之様御沙汰候事 二月

但行在中東本願寺掛所大政官代二被用候事

右薩藩一己之見を申立二相成、其儘御採用、右様之被仰出二相成候処、外藩不居合、
第一長州別而御留申上候二付御延引被仰出、依之薩侯外藩江預談無之して如斯大事
件申立候不行届を以、御自分与して御謹慎被仰込候由也

十五日、癸亥、晴、暄、朝之内五兵衛来、又野口金兵衛来、午後出勤、未鼓後退
十六日、甲子、晴、暄、先考御祥月二付、早晨祭祀如恒規相勤、妙慶院江朝之内
敬次郎参詣申付、朝五兵衛御用向取調与して来、例時出勤、未鼓後退、夕妙慶院
江参詣、帰掛西蓮寺浄誓院墓へ参、西向寺へも参ル、守之進様今日南御門外江被

115 三月

飛龍頭 牛房
 御平 椎茸 竹ノ子
 青み 青み
 きのめ
 御菓子
 まん頭
 まきせんへゐ
 ふきよせ
 以上
 夕御茶
 豉豆飯
 右今朝先妣廟も如例奉配祀也
 廿二日、大芝二於而操練
 一大炮 半砲場
 但那波列翁四挺
 一銃隊 四小隊
 但人員
 一自在砲 二挺
 一散兵 一聯隊
 但人員

為召御出被遊候由也、今夕桑原吉郎二卒与入来、小姓町二程能解家有之、買取候而普請相始候積之旨申聞候由也
 十七日、乙丑、晴、暖、朝之内五兵衛来、午前江波江大砲稽古見合二出、先達而岡島平之進需二応、那波列翁砲照尺度量極遣し候処、今日六拾匁装薬九丁之星幕悉多分之越落無之候也、今日者鉄砲組・小筒組共參、於干瀉練兵運動有之、守之進様二毛御出、御覽被為在也、夕七半時過歸宅、但行掛赤松精之介留守江旧冬之挨拶見舞旁二行、精之介義今月末迄二者一心歸り候筈之由也、夜曇、温
 十八日、丙丑、雨、温、朝素読所会読二付出席、午後相濟出勤、夕申鼓前退
 十九日、丁寅、朝晴後雨、夕又晴、朝之内五兵衛来、例時出勤、未鼓後退
 廿日、戊卯、晴又曇、少寒、朝方午過迄五兵衛来、午後未後迄守之進様御稽古二出ル、三宅八太郎頼二付、夕方敬次郎算術稽古致候序を以、今夕方算術稽古致し遣又也
 廿一日、己辰、晴、少暖也、巳鼓後出勤、未鼓前退、今日者講武所方廿日市辺江出稽古有之、三十小隊程參候由也、今午時備後福山阿部主計頭様御使者森島伊丹登城、近江守様を御本家江御引取、主計頭様江御養子之御内約被仰進、可被任御所望旨御返答、御使者菅助解由殿を以被仰入候由也、守之進様今日近江守様被為召、水主町御屋敷江御出被遊、内記様・式部様二毛御出被成、御緩々被成御坐候由也、夕長武左衛門来
 廿二日、庚巳、曇時々微雨、寒、先妣廟御祥月也、祭祀者去ル十六日二相濟、朝西

向寺江参詣、西蓮寺江七参、淨誓院墓所石塔立派相調、坐石二段者予方具之也、高木来助入来、明後日森岡四十九日二候得共、当節之義故寺計招キ可申与存候旨申聞、至極同意之段申置、且石塔代銀之義を申、式百九十五匁之由、其内式百匁予方出銀可致与申談、直二相渡入也、例時出勤、未鼓前退、今日於大芝此御方炮隊・銃隊・散兵隊聯結之大操練有之、守之進様御見物二御出被遊也、敬次郎も見物二行、好出来候由也、御宇衛様今日藤之森社江御参詣被遊候由也

廿三日、辛未、朝雨後晴、暖、朝素読所講尺二付出席、午後守之進様へ罷出、先般於京都若殿様真之御太刀御拝領、御酒饌御頂戴并錦之御幡御拝領之御歡、今日惣出仕二而御帖附回勤も有之候由也、森岡四十九日逮夜二付、内仏へ菓子料聊備儿也廿四日、壬申、晴、少寒、朝森岡法事へ敬次郎為参也、例時出勤、夕未鼓後退、姫君様御事、泰栄院様与御改被遊候、右二付是迄御住居附之面々、泰栄院様附与相唱候との旨被仰出也、尚又左之通御移檄有之也

* 英国人此節御領海へ罷越、応接之儀申立候趣も有之候処、近頃於朝廷外国人御取扱之振合有之義二付、申立之趣御勿切難相成、於当所御役々之輩心接之義御聞濟二相成候間、逗留中者所々致往来候義可有之、言語不通之者共二候得者、渠二対し決而粗暴之振舞有之間敷、異条之有之時者不容易御国難二落合候義二付、心得違之義無之様、召仕之末々迄屹度相示し可被置候、云々

廿五日、癸酉、曇、暖、午前出勤、未下刻退、昨記之英人之義内々承候処、初御手洗へ来、御年寄石井修理殿被参、応接有之処、即答難被致義有之、不被得爰元へ被連

117 三月

廿八日

一 御切米八石
御步行組

万之進跡目

森岡時太郎

右万之進御切米八九石

也

穀雨

今曉七時九歩

衾炉を塞

歸、舶者草津沖二碇泊致居、其実者炮器類御買入之代銀段々滞、其催促二来候事之由、何分甚外国へ御恥辱之至也、(浅野)浅野嘉吉殿弟峯槌殿義、思召被為在、上江御引上、式部様与御同居被成候様被仰出、殿唱二仕候様二との旨被仰出也

廿六日、甲戌、朝曇後晴、暖氣甚、始脱綿衣、朝森岡時太郎忌明二付何角之返礼二来、夫方近所返礼之勤を為濟又来、卒与酒を出、午飯を為給也、午後守之進様御部屋江罷出、敬次郎今日午後異船見物二草津へ参儿也、泰栄院様此許江御引越可被遊旨被仰出、此元二而八三之御丸二御住居被遊候筈之旨、御年寄衆方被申上候由也、夕杉岡文碩入来、予此間中下痢割乞候二付、近所へ参候由二而見舞二来候也

廿七日、乙亥、雨、温暖甚、後雨罷、夕方復降、午前出勤、夕未下刻退、西向寺江新吉代参申付、森岡時太郎明日四時御用召、尤同方方為知者無之、夜中星野貞之助夫婦連二而来儿、姪忌明二付而何角之礼也、酒を出入

廿八日、丙子、雨、暖也、守之進様今曉七時御供揃二而石内村江御微行二而御泊掛御出被遊、予御供二罷越候筈之雨天二付御延引被仰出、尤一応其支度二而御館江者罷出也、朝素読所講釈会読江出席、午後濟、直二出勤、未ノ下刻退、森岡時太郎今日万之進跡目結構二被仰付候由二而吹聴二来、敬次郎歎二遣又也、時太郎祿者品好被仰付候得共、万之進一昨年来之病氣無之、其儘吟味役相勤居候得者、跡者御小姓組二可被仰付之处、御步行組二被仰付候者遺念之事也

廿九日、丁丑、晴、暖甚、夕八太郎算稽古二来
晦日、戊寅、晴、夜来些寒、例時出勤、夕申鼓前退、御銀見分有之也、守之進様八

村上家乗 明治元年 118

朔日夜、御供

御用達

三宅益登

御見小姓

山崎隼太

御伽

井口雅槌

御歩行組

高木平太郎

佐久間藤吉郎

足輕

吉人

御手回り 吉人

両員持 吉人

南御門外江召、御出被成候付御素読無之、堀尾嘉善入来之由、下瀬徳之助殿来儀之由、明日出船、登坂被致候由二而暇乞、且先達而スヘンセル之売物有之ニ付取置申問敷哉与被申、其後考二而愈買入度ニ付差越被呉候様ニ与申遣候処、先方手違有之、最早外へ沽却ニ成候由被申越、夫ニ付少々押合ニ及、元来頼ケ間敷被申候ニ付、代銀之心配をも致し候上取ニ遣し候義故、手違与而巳被申候而八今更甚致迷惑候間、何分外之銃ニ而も宜周旋し被呉候様ニ与申遣置候義ニ付而之挨拶旁被参、尤右スヘンセル間違之段者甚気毒被存、彼是心配も被呉候得共、急々登坂ニ相成候故、同勤石津角馬殿へ厚囑し被置候之間必相調可申、見合候而紙面を以て催促試候様ニ与被申置候由也

四月 小

朔日、己卯、晴、暖、例時出勤、夕八半時退、宮崎藤九郎御用向ニ付微行ニ而出府被仰付、今夕到着被致、尤当度八当家之表へ逗留被致也、着有之、早速見舞、久振ニ逢也、守之進様今晚方石内村江御泊掛御出ニ付、暮頃方御供へ罷出、右者先達而之御出之振ニ而極御微行也、夜四ツ時過御宿へ御着、御宿者庄屋同格秀吉方也

二日、庚辰、曇後晴、薄暑之意あり、午迄調練場へ御供、午後水晶山へ御供仕、御探蕨被遊、今朝三宅正伯来訪、紅魚を携来恵、固辞スレ共達而差置帰候ニ付受而、守之進様江御慰ニ差上ル也、御泊掛初而之御出ニ付、御宿方酒を少々献し候由ニ而、夜中御側ニ而頂戴被仰付也、御持参之御菓子頂戴被仰付也

119 四月

二日方者左之通り石内村
詰合之教授方打込二而相
濟也

御用達

佐藤喜代見

御児小姓

八木鉄之丞

山崎隼太

御用部屋詰

大島松太郎

御祐筆勤向見習

長 久米之助

足輕 吉人

御手回り 吉人

御上り物等之義迄毛一切
右之内二而相濟也

八日、夜前御方々様不意
二佐藤へ被為成候之由、
御用人之毛江被為成候者
爰元二而者始而也

三日、辛巳、曇又晴、夕又曇、暖甚、朝御素読之御教授申上、夫方山へ御出被遊、
渡辺雅登交代二被来候付、午飯後御暇を願、夫方製蠟場へ行、帳面等見合、夕七時
同所出立、宝仙寺山通、山田村方榎谷を越、夜六半時前帰宅、御奥江罷出、御伝言
之趣老女を申上退也、丹羽正蔵室入来、酒を出入

四日、壬午、雨、温、例時出勤、夕未鼓前退、退出後宮崎藤九郎被来、御用向承、
大島五兵衛も会、跡二而酒を出入、從朝廷被仰出之写数通御移達有之、王政御一
新二付宸翰を以被仰出、夫二付公卿・諸侯於朝廷御連署御誓戒被為在候旨二而夫々
写、并去月廿一日御出輦二而浪華へ行幸、海軍整備天覽之義二付彼是被仰出之写等
也、猶追而可補記、東山道戦争始り、会津者既二敗走之由相聞也

五日、癸未、曇後晴、寒、御宇衛様今日海蔵寺へ御参詣被遊候由也、守之進様夜
中從石内村被為入候由也

六日、甲申、雨、寒、復着綿衣、例時出勤、夕八半時退

七日、乙酉、雨、寒、例時出勤、夕八時退、西向寺へ敬次郎為参、同人今日方復
木原江稽古二行、洋学之義海軍所之方も差寄埒不明、外二可便之師も無之故也、尤
先日田口太郎江戸江行候二付、何れ不遠して好師を連歸り、洋学館御開筈二可相成
御振合之由也

八日、丙戌、晴、寒、朝山本_村静登先達而安産歡二参并肴贈候謝入来、々ル十四日例
集会被引受度之旨咄し有之、午後守之進様御素読二罷出、夕方下瀬徳之助殿留守
を訪、久野秀太郎を訪、尤少々御用向も有之、酒を被出、暮前帰宅、宮崎藤九郎今

十三日

立夏

昼八時三分

十三日

御用人役

御役料並之通
附足輕

堀尾勝登

御側詰同格

御武具奉行

山崎右内

御出頭同格

御役料金三両

矢野犀右衛門

右御役向厚力入出精相勤

候付、格別を以右之通被

仰付

一御切米五斗御増

木村伊太郎

右御役向出精相勤候付

日宇品辺へ上之蒸気船拜見ニ被行候由也、今日森岡おたつ忌明後何角之返礼ニ来、酒鮓を饗入、信槌・おつちも来ル

九日、丁亥、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、木野謙造入来、酒を出入、緩々被咄也、宮崎藤九郎今日御奥通御免、御宇衛様御目見被仰付候由、吹聴被申聞也

十日、戊子、晴、夕曇、少暖、例時出勤、夕八時過退、夫方調練江出、夜前滝戸幸

蔵殿方紙面ニ而、先達而下瀬徳之助殿江頼置候スヘンセル銃、郡御役所方之渡り切

手言通来ル、石津角馬殿江者昨日尋合之紙面遣し置候処、是又今日返書来、実者御

役所之処追々御払切ニ相成六ヶ敷候得共、下瀬氏方度々頼談モ有之、格別ニ被練合

配当方被申談候との旨申来候也、宮崎今晚御奥江被召候而被出候由也

十一日、己丑、雨、暖、午後守之進様御素読江罷出、夕宮崎江酒鮓を饗、緩々話

尤折柄ニ付御用人三人モ招、何れモ被来、大島五兵衛取持ニ招、同人家内モ兼約ニ

而来ル

十二日、庚寅、晴又曇、風寒、例時出勤、九半時頃退、今日於洞春寺河原此御方

御人数惣調練有之ニ付退出直ニ見物ニ行、今日者兼而噂有之、御番頭野村帯刀殿・

浅野助九郎殿・浅野造酒殿見物ニ被参、何分近頃夫々頭并組共大二熟練ニ至、散兵

術最見事ニ出来、心中実ニ愉快至極也、御本手ニ而八却而此方之如キ業八中々不出

来趣ニ相聞、今日八講武所教授方辺モ頭方内諭有之、皆々見物ニ見へ候趣、近来応

変隊大流行ニ而、西洋流本式之分者兎角不はつみ之気色ニ有之候処、先達而此御方

大芝ニ於而之調練以来又々大分はつみ付、講武所ニ而散兵術頻ニ稽古有之様子也、

121 四月

足輕以下も少々御賞し有之也

同日拝領

一短スヘンセル 一挺

但馬上銃也

彈丸 二百五十二

但早盒雷管仕附也

同、郡御役所二而渡ル分

一長スヘンセル 一挺

但歩兵銃剣付也

附屬之品

背負革 一ツ

胸乱 一ツ

但負革・帶革漆

三ツ股 一ツ

洗掃具 一ツ

劍袋 一ツ

彈丸 三百五十

右代金四拾五兩

銀二ノ 三貫式百四拾匁

歸途藏田庫之進を訪、旧冬以来御供二而上京留守之由、酒出ル、^{〔言脱少〕}歸宅後堀尾勝登方紙面二而、明日出仕之節御前江被為召候趣御沙汰二付、為心得被申聞候申来、奉得其意候之旨及返書、又同方方明日四ツ時御用召蒙候与の旨為知来、使を以見舞申遣ス也

十三日、辛卯、晴、寒、^{〔言脱少〕}今日者素読所講釈二候得共、昨記之趣二付例時致出勤也、其後渡辺雅登方今日者御居間江召、拝領物有之旨為心得被申聞、其後御用達永井仲之助御前江召候間、御次江回り候様申聞、回候而御前江召、脇差者帶儘出、仲之助御取合せ二出、左之通御意被遊

其方儀当役成已来多年家政向手厚申談、殊更近頃之形勢二至候而者不一方致尽力候段令満足候、就而者賞誉筋之心付も候得共、莫大之御減石且無抛費用毛相^{〔高力〕}崇候折柄難任所存、聊其験まで二在合之小銃一挺、肴一種遣之、猶遂永勤候様可致候

右御意拝聴仕、存掛も無御坐御懇之御意を奉蒙、殊二結構之要器・御肴拝領、誠二本意至極難有仕合奉存候、乍併御意二応候程之勤向も得不仕候処、斯御懇命奉蒙候段却奉恐入候段御請申上、進而御品物頂戴、御肴料者持下、元之席二而仲之助へ向猶御受申述、小銃者重キ御品二付宜相頼候旨申述、御次江下り、猶仲之助へ尚御請之挨拶二及、御用所二於而御用人中江及吹聴、御請も申述ル、拝領之御品左之通

七発銃 一挺 箱入
但洋名スヘンセル、彈丸二百五十添

御肴

一種 金子千疋

但銀三倍増二而被下也

夫方御次江出、守之進様江之御請御用達迄申上、御奥江出、御宇衛様江之御請老女迄申上、夕八時過退出掛御用人筆上渡辺雅登宅計江御請二參、帰宅之上告于廟、慈君始何れも江披露吹聴二及ふ也、右格別之親類程江知せ遣入、余者折を以咄し候積也、今日者外二も被仰付事有之、堀尾勝登御用人本役被仰付吹聴二被来、敬次郎歡二遣入、其外頭書之通也、夕方真之家内限打寄、神酒を酌祝す、其節大島五兵衛・堀尾嘉善・長武左衛門・長束吉之進・沢崎雄三郎等歡二来、祝酒を饗、岩崎およしも来、午後桑原俊太近日崎陽へ参候由二而来、其節敬次郎江戸二而之学友曾根直之進伴来、酒を饗候由也、去ル十日之記二有之長スヘンセル銃、渡り切手へ代銀并受取書相添、小姓町集議所江受取二出、速二受取帰ル、筒并附属之品共何も殊之外宜候也、今日者如何之良日二や、高金之名器二挺一度二家二入候者不思議之至也

十四日、壬辰、晴、朝寒後暖、朝渡辺江行、謁を乞、昨日拝領物之御趣意之忝、不堪感戴之意を厚申述、尚御序二宜御礼被申上呉候様相頼也、堀尾へ歡二行、夫方西向寺・妙慶院江参詣、御靈々江御吹聴申上、石津角馬殿へ行、謁して昨日スヘンセル銃受取候配意之謝を述ル也、午後御素読二罷出、夕山村之方集会二付参、久野秀太郎・中川新太郎(慎)会、勝矢幸之助出ル、入夜帰毛、今夕旦那様寺西匠作殿・浅野助九郎殿・野村帯刀殿・浅野孫大夫殿を御誘、御途中御乗切二而六丁目御館江御出被遊候由也

123 四月

十五日、癸巳、晴、薄暑、例時出勤、夕未鼓後退、木野謙造歎二入来、辻妹毛昨日方来、今夕帰候二付一緒二酒鮓を饗、藤川甚吉郎・岡島平之進毛夕方来、酒を饗入、夕宮崎江被招有饗、慈君・家小・敬次郎毛同断、大島五兵衛父子毛参ル也、泰栄院様御国江被為人候筈二而御迎被差立候处、尚暫江戸表二御滞在被遊候旨被仰出候二付、御迎之面々并江戸定府之御家中不残御呼戻二相成候之由也、夕お梅辻帰ル、家来を付遣入也

十六日、甲午、晴、薄暑、朝宮崎江御用談有之、午後出勤、守之進様今日者南御門外江御出被遊候由、御素読不被為在、妙慶院江代参申付、峯榎殿御義御二男様二被遊候段朝廷江御届被為濟候旨御移檄出ル也

十七日、乙未、曇、微雨、午後江波江大炮稽古見合二行、宮崎藤九郎毛被行也、今日者諸方之自立隊申合二而西山江出稽古有之、御城内方運動二而出、殿様御透覽被為在候由、夕方己斐・古江辺諸山嶺合江散布稽古有之様子二而、炮声夥敷聞ル也、宮崎藤九郎御用向相濟、明日被引取筈二付、夕暇乞二見候、此方二毛行、輕半有合之品を贈ル也

十八日、丙申、朝曇後晴、薄暑、宮崎早朝出立、卒与一肴二而酒を饗、式台二而見立ル也、素読所会読二付出席、夫方出勤、夕八半時退、夕岩崎良之進歎二来、到来物毛有之候二付酒を饗、此間中石内村江教授二参居候由也

十九日、丁酉、曇後晴、薄暑、例時出勤、夕八時過退、夕方東町出火二付例之場所へ出張、野田七郎右衛門殿屋敷火元二而、外屋敷二軒類焼之由、大分風毛有之候得

廿一日、諸品御礼有之、森岡時太郎繼目御礼も相濟也

此度江戸定府之戻り、小田原洋二而颯風二遇、御艦殊外荒く、荷物者和船二積込回り候処、其船者覆没致、荷物皆流候由、筑前侯之御船も破船、余程之人損し有之候由也

廿七日早農

酔わへ
油あけ
香たけ
菟にやく
木くらけ
大こむ
すめ
御汁 小椎茸
結かん瓢
茗荷小口

共速二鎮火二及也、辻・藤川江見舞使遣入、江戸定府之方格蒸気御艦二而昨日着船有之、皆々当分之居所二殊之外被困候由、此御方六丁目御館も若年寄福永助左衛門殿達而借用を被願、御広式向之方御立用、今日直二被移候由也

廿日、戊戌、晴或曇、薄暑、始而着単衣、午後御素読二出ル

廿一日、己亥、雨、蒸気、例時出勤、夕八半時退、夜御用向二而召、御奥江出、帰宅後御用人中并大島五兵衛会、深更迄申談事有之也

廿二日、庚子、晴、寒、早朝御用向二付出勤、一応退、又午前方出勤、夕八半時退、

近江守様阿部主計頭様へ御養子御内約相濟、朝廷江御伺二相成候処、御差止二相成候由内々承之、勿論下地御聞繕有之たる上之御相談与相聞候得共、今更右之次第何

共恐入たる次第也、堀尾勝登歡之返礼に被来也、今朝西向寺へ代参申付

廿三日、辛丑、晴、朝甚寒、後暖、午後御素読二出、夕下瀬徳之助殿留守江スヘン

セル配意之謝二行、蠟燭壹斤贈、徳之助殿江之書状託し置也、夫方神田社江参、神酒を出及寘話、帰宅及日没

廿四日、壬寅、晴、暖、例時出勤、未鼓退、夕矢野犀右衛門へ過日之歡二行、渡辺・

佐藤・堀尾へ歡之返礼二行、岡島平之進方へ兼約二而極夕方被招行、渡辺・堀尾会入、森仙太郎父子・伊藤徳之助父子も同坐、敬次郎も被招有饗也、今朝西向寺江代

参申付、森岡時太郎此間歡使遣入謝二来

廿五日、癸卯、曇、寒、又雨気也、例時出勤、夕八時過退、敬次郎森岡へ歡二参、

夕八太郎算術二来

125 閏四月

御飯
御香油
御坪 やき豆ふ木のめみそ
御平 飛龍頭 箸 椎茸 わらひ 三ツ葉 柚の花
御菓子 焼まん頭 巻煎餅 吹よせ
以上
同日夕
御茶
鞆豆飯
廿九日
小満
明六時一分

廿六日、甲辰、雨、寒、午後御素読二出ル、從朝廷被仰出之御書付五通并大政官日誌御移檄出ル、不能記、追而可補、御番頭野村帯刀殿来ル廿八日出船、豊安丸御艦二而江戸江被遣候旨被仰出候由、重而泰栄様御迎被差立候歟之風聞也、左候八、御年寄代共二被遣候事なるへし、御年寄仙石志摩殿も大坂并京都江御用向二而被遣候由也

廿七日、乙巳、曇、夕雨、温、例時出勤、夕八半時退、信楽廟御祥月、今早晨祭祀如恒規相務、常称廟も御同様奉祭祀也、仍而今朝西向寺江参詣いたす也、夕八太郎稽古二来、夜岩崎およし入来

廿八日、丙午、晴、暖、例時出勤、夕八半時退、尤朝之内者素読・会読二出席致ス也、森岡弟婦来、信槌・お幸も来、夕方帰ル、酒鮓を饗入、時太郎迎二来、家小夜木野へ行宿

廿九日、丁未、晴、暖、辻清人入来、^(織之丞)いまた先日拝領物の祝酒を不出候付、有合之肴を以酒を饗、此節竹筍生候付来月二日何れも参候様二与申聞也

閏四月 小

朔日、戊申、晴、薄暑、例時出勤、夕八時過退、家小夜徒木野帰ル、今日菅復元濟老被来候之由也

二日、己酉、晴、薄暑、慈君今朝西蓮寺・西向寺江御参り被成、夫方直二辻江御出被成也、夕申鼓後方辻江行、敬次郎も行、家小者辞入、有饗、佐藤益之丞被行、入

村上家乗 明治元年 126

温徳院様御遺物御拝領左
之通

一御掛物 一幅

夏明遠函

楼閣

伊川院筆

右旦那様へ

一御刀掛 一

霞二鶴金銀

金時絵地黒漆

右守之進様へ

夜歸ル

三日、庚戌、曉来曇、雲行疾、有風、午後雨降、風亦甚、薄暑、朝素読所講釈江出席、夫方出勤、夕八半時前退、星野姪夜前方泊掛二采ル也、夕方堀尾へ何れも被招行、さよも家小連行、有饗、大島五兵衛夫婦共行也、今夕御奥方竹箒七根拝領仕候也、老女迄御請返書二而申出ル

四日、辛亥、晴、薄暑、例時出勤、夕八半時比退也、星野幸次郎夫婦夕方姪を迎旁二来、酒鮮を饗、時太郎も折柄留而饗入、夜中皆々歸

五日、壬子、晴、薄暑、午後御素読二罷出、其節堀江太左衛門殿被出、謁入、温徳院様御遺物御両方様へ無屹御拝領被遊候義二付被出候也、今朝丹羽正蔵為歎入来、有合之酒を饗、右近様今日御出府被成候由也

六日、癸丑、曇又晴、例時出勤、夕未鼓後退、於席渡辺雅登江私義痛所二而難仕候付、己斐邨石風呂江日数十四日程之間日々通、入治仕度御坐候間、宜御伺被下候様二との義申述、無程同人方被相伺候処、勝手次第仕候様被仰出候之旨被申聞、御請申出ル、近江守様御義阿部主計頭様江御養子御内約被為濟候処、御故障之義も被為在、御取消二相成候段被申上有之候之由也、藤川之方江今夕咄二參候様申来、辞而不行、敬次郎名代二遣入、久野秀太郎夫婦・嫁、添田伊作夫婦、桃井保衛、平野伝右衛門夫婦、由良都賀夫、星野幸次郎、水谷伯母氏等会、全竹筍振回二寄せ一緒内出会之趣也二而饗応有之候由也、此間中、鳥屋町瀬野屋何某与云麩商売いたし候町家へ敵島弥山之三鬼坊降臨有之、其家倅之眼二計り見二、色々之事を伺候二付、一々明

127 閏四月

白二告示有之、第一當時下方之人氣甚惡、兎角上を疑、狡黠之所為而已專二して、上之御不都合を備候義多有之候得共、上不被為立候而八下も共二潰れ候訳故、銘々差向之身勝手を止、只々上之御武運御長久を祈候義を肝要と致し、常々何二不寄我所信之神仏を祈念致候様二与之教諭二而、仰向之人甚多く輻湊致シ、御家中方も参り候人多候由之処、昨日弥山へ御歸りと申事二而御供二被召列と申、巖島へ渡海之人夥敷、貳百人之余有之、其諸失費者又夫々摺待主有之、自弁二不及して相濟候由、怪異成奇談也

七日、甲寅、快晴、薄暑、例時出勤、未鼓退、西向寺へ代参申付、夕調練見物二出ル、於京師若殿様去月中旬方御不例、御惣身所々御疼痛強、余程御難儀被遊候処、英医(ママ)与申者へ御療養御頼二而御速二御快方二被為在候由也

八日、乙卯、晴、薄暑、夕曇、黄昏成雨、今日方入治致候二付出勤不致、巳鼓後方己斐村石風呂江行、夕七半比帰宅、此節入治廿五六人有之、藤川毎登殿も今日方一緒二被参度様子二有之候処差問有之、明日方御越之由也、三原下石満蔵御供二而出府之由二而来候由也

九日、丙辰、雨降、午後霽、涼、夕時雨之気味有、未鼓後方石風呂へ行、日入頃帰宅、今日方者毎登殿并甚吉郎も一緒二入治也

十日、丁巳、晴、薄暑、未鼓後方己斐村江行、日没前帰宅、今日御歩行組以上一隊、鉄炮組両隊早朝方長運動致し大野村滝迄参候由、夜戌鼓二歸り来ル、何れも達者、感心之至也、時太郎も参、船上銃を貸又也

十一日、戊午、雨、寒、夕歇、未鼓後方己斐村入治、上野吉次郎見舞二来儿、夕日没後帰宅

十二日、己未、曇、午後晴、寒、所謂麦寒也、復着袷衣、未鼓後卒与御館江出、午前石風呂へ行、七半時比退、近江守様南御門外御屋(敷脱方)江御逗留、今日御引移被成候旨申上有之候由也、若殿様御勤役中二者被為在候得共、即今御新政之折柄一応御帰国、殿様御相談被遊度御義も被成御座、且先頃已来御病氣中二も被為在、尤追々御快方二者被成御坐候得共、御養生旁御暇之義朝廷江御願被遊候処、御願之通一応御暇被仰出、尤御日限之義者追而被仰出候筈之旨從京都申来候旨心得之御移達有之也、左之通も猶又御移達有之也

古来方被建置候御政道も、時勢沿革二随ひ是迄二も段々御改革有之候処、近年之形勢二就而八弥以御一洗被遊度思召より、既二昨年者御直筆を以御懇篤之被仰出も有之、種々御苦慮之折柄、方今於朝廷も大政御一新之旨者諸藩何れも体認遵奉可致との義別紙被仰出候通二付、此度断然非常之思召を以從來之御家格も事柄二寄一切御廃却、改而御政体御建替二相成候付、(追方)近々被仰出候義も可有之候得共、何分莫太之御物入引統被為在、平常御取統キ之程も難計、加之師旅外出倉卒之際御入費之廉一ト方ならず、只様与御疲弊二立至り候御場合故、国家御維持富強之御基本相立候様二との義即今之御急務二候間、先ツ冗官贅員方都而無用不急之繁務雜費ヲ始メ万端御省略、更ニ簡易之御仕法ヲ被為建、全ク御創業之御趣意を以御更張被遊候思召二付、此旨一同篤と相心得、銘々暮し向

八勿論諸事旧例古格二不泥、弊風汚習ヲ相雪キ、上八奉対天朝御一新之御趣意
 二被為倣候思召二不背、重大之御職務飽迄被為尽候様奉備、下八君上祖先二向
 ひ尸素之醜辱ヲ不貽、振起勉励只管銘々之職任を担当省修可仕、且又斯ル世態、
 海外之万国迄モ御通信之時二付、形勢時情ヲ洞察通觀致し、若シ心付之廉モ候
 八、貴賤之無差別、聊不憚忌諱、其筋々江反覆議論二及ひ、衆評公論之上、当
 然之義者素リ御採用、速二可被相行、決而面從包蔵致し退而後言誹謗ケ間敷義
 毛頭有之間敷、質朴奮直之風化被相行候様御沙汰候事 閏四月十二日

但別紙從朝廷之被仰出者大政官日誌第十、四月十二日御布告之写也、依而略之
 十三日、庚申、快晴、涼、今日就吉辰守之進様御袖留被遊候二付、巳鼓麻上下着出
 仕、表・御奥共御次迄罷、御両方様・御宇衛様へ恐悦申上、其節老女喜久方今夕被為
 召候間罷出候様二与申聞、御請之義頼置也、午鼓前方入治、夕七半時頃退、極夕方
 御奥江罷出、今日御内祝且当年者いまた年始之御酒モ不被下与の御趣意二而御酒被
 下也、御用人中并大島五兵衛モ出ル、夜亥鼓前下ル、此間水主町海軍所二而隊列火
 入之稽古有之候処、列中誤而契杖を不収、其儘放火いたし候者有之、其契杖迸出し
 而不幸与垣外二小兒を背負遊居候女子へ中、頭腦を貫、背上之兒之頭側を貫穿、兩
 人一度二仆れ、全串貫之体二有之、誠二不慮之事二候由、尤即死二者不至候由也
 十四日、辛酉、晴、夕曇、薄曇、巳鼓後御奥へ昨宵之御請二出、直二己斐村へ行、黄
 昏前歸ル、今日者敬次郎見舞二来、夕数盃を傾け歸る也、夜前亥鼓前本川塚本町二
 而異変之義有之、応変隊中体之者、士分与見へ若党を列居候人を切掛、大分之出血モ

十五日

芒種

暮六時三分

同日

入梅

〔昨記塚本町之一件被傷候士者鷹匠町二而今田幾之助殿与申御馬回り二而年齡者六十、平日醉狂家之由、疵を為負候者者新庄村住居、応変隊中之者之由也

有之候得共、夫切双方離散二成、姓名等も不相分候由、元来右士分体之者、隊中体之者一時之誤失を咎、先方段々相詫候得共不聞入、乘勝而怒罵いたし候方却而右様手負二至、這々其場を逃れ候様子二有之、甚見苦敷事之由風聞有之也

十五日、壬戌、夜来雨、蒸、午後晴、〔今日者入治之方休候付例時方御館江出、未鼓後退

十六日、癸亥、晴、薄暑、〔巳鼓後妙慶院へ参、夫方己斐村江行、黄昏前歸ル、堀尾勝登同所へ見舞二被来、鮮を被患、村酒を需而饗、上野吉次郎も見舞二来、〔此

間被仰出候振二、追々冗官賢員之御沙汰有之趣二而、昨日八御使番悉御免二而、右御役名相止、御奥詰眞之御要用丈御残、余者悉御免与申様、其外段々御役御免之類

有之由、未委細之義者不相聞、〔去ル朔日若殿様御病氣為御見舞御菓子一箱、御所方御使、〔を以御拝領被遊候之由也、〔左之通御移檄出ル

一 飼葉飼草已前之通直買勝手次第、尤御普請方受之堤苅草者同所へ取集二相成候間、入用之面々者同所承合候様二との義 一通

一 劍槍之業稽古之義、是迄諸流有之候得共、自今槍術者島末源太、劍術者細六郎江一同取立被仰付候之間、新二入門之子弟者右兩人江入門有之へく、就諸流共

改流勝手次第第二候得共、是迄熟練之業者其儘諸流稽古致し候而も不苦との御趣意 一通

一 三之御丸稻荷社初午御神事来ル廿二日・廿三日二被仰付、尤当年も諸人挿参不相成との義 一通

131 閏四月

廿一日早晨
すわへ
あふらあけ
大こん
こんやく
御皿
木耳
こつ草

一諸願・諸案内自今都而大御目付通差出、又者裁許達等有之事二相成義 一通
森岡明^今日百ヶ日二付、筭路少許靈供二用候様二与申送ル也

十七日、甲子、曇、夕雨降、有風、巳鼓後入治、極夕帰宅、下石満蔵出府中見舞敬次郎遣入也、赤松精之介昨夜帰省致し候由手紙二而為知越、冰糖一箱を恵也、今晚御方々様御内々渡辺江被為成候由也、若殿様御帰国御日限者兼而尚從朝廷被仰出筭之処、御日限之義者御都合次第二被遊候様去ル十一日於京都被仰出、依之^{追方}大坂御出船、御帰国被遊候筭之旨、并当度者万端御略し被遊、御帰城御当日、於御途中御目見等者不被仰付との旨被仰出候との義也、并左之通被仰出也

御役々目付槍并指物は迄御定之趣八候得共、兵勢变换二依而向後被差止又候、尤目印為持候御役々目印者其儘是迄之通相用候様被仰出候間、其旨可被相心得候 後四月十七日

十八日、乙丑、雨、午後歇、巳鼓後石風呂へ入治、尤行掛赤松精之助を訪、謁崎陽之事情少々承之、今日二而十日入治相濟候二付今日限二休也、点燈後帰宅、藤川父子も今日迄日々同様入治也、今夕者酒肴を被饗、久留俊蔵見舞二来ル也
十九日、丙寅、霽復曇、涼、例時出勤、夕未鼓後退、夕於素読所席書御覽二付罷出ル、帰掛大島五兵衛此間松太郎後妻を迎候を賀入、然ル処幸到来物有之由二而達而留、酒を饗入、森仙太郎も参ル也
廿日、丁卯、雨、涼、午後御素読二罷出、若殿様去ル十八日大坂御出船二而今日御帰城被遊、尤当度者御供建等も極御手輕二而、直二竹之御丸江被為入、依之御並様

村上家乗 明治元年 132

すめ 粒椎たけ
 御汁 苞とうふ
 青み
 御飯
 御香物
 くつ煮
 玉ふ
 御坪 いわたけ
 竹子
 飛龍頭
 椎茸
 御平 牛房
 竹子
 ふき
 青み
 葉さん椒
 御菓子
 焼饅頭
 枇わ
 卷せんへい
 以上
 夕
 御茶
 煎豆飯

方始御家中都登城等も無之候由、御船者御迎御間二不逢、英国船御借入二而被為人候との事二候得共、其実を恐察致し候、此砌之事体故暴徒之類粗も難量、態与右様御格外之御所置被為在候御事共や被存也、何分御叡明之評判者世上二喧候由、恐悦之至也、右之通記し候得共、今日者終二御帰城不被為在、今晚歟明朝歟愈之御様子不相分候由也

廿一日、戊辰、晴、涼、潤廟御祥月如恒規、早晨祭祀相濟也、休廟も配祀如例、例時出勤、夕未鼓後退、去ル六日之記二有之三鬼坊降臨之奇事、六丁目辺二も同様之義有之候処、此節証拠顯れ、全古狸之所為二而当春以来所々二神仏之像符札之類を為降候も皆其所為二有之、元來撰州一ノ谷辺二年古く住候狸之由、六丁目二而竹内何某与申御仲小姓醉狂二乗、手強く詰問被致、及徹宵候方実を吐候二至候由風聞也、慈君今日辻方御帰り被成、如例駕籠を御迎二遣入也

廿二日、己巳、雨、寒、朝西向寺江新吉代參二遣入、例時出勤、未鼓後退、若殿様今午後御帰城被為在城、御供之御年寄二川主税殿、若党兩人二槍・草履取歩行立二而被帰候由也

廿三日、庚午、曇時々微雨、朝素読所江出席、予講釈致入、午後御素読二罷出、明日石内村二大田植有之二付、御宇衛様・守之進様為御見物今晚方極御忍、至而御手輕之事二而御出被遊候由、上御馬半之余此度御減し二相成、馬術師家者飯田六郎殿計二成、井口氏者師役御免、其外御馬加役之衆、飯田・佐々木・調子、御歩行組二而上月辰之丞・山下喜三太・藤岡八蔵程御残し二而、余者悉皆御免被仰出候由

133 閏四月

廿四日、^(淺野)近江守様今日吉
田江御還駕被成候由也

廿六日

鱈 吸物蛤

めし

四寸

昆布
魚切身

夕

石焼かまぼこ
ひしき

鉢盛

れんこん
焼いか

枇わ

八寸 葛煮

鉢

章魚
さし身

吸物蛤

鉢花鮓

以上

御奥江左之通御内々差

上

枇杷 一器

也、赤松精之介へ先達而土産到来之謝意を含、紅魚一尾贈之也

廿四日、辛未、晴或曇、例時出勤、夕未鼓前退、敬次郎・岡島平之進同伴石内村江田植見物二行、入夜帰ル

廿五日、壬申、雨、蒸気あり、例時出勤、午半刻退、未鼓方赤松精之介兼而申越候趣も有之、渡辺雅登・大島五兵衛共二訪之、緩々時勢之議論二及、色々慷慨之話承之也、酒肴を饗、入夜帰、越前藩品川一郎与申仁書生之由、酌を致入也、御宇衛様・守

之進様今晚從石内村方被為人候由、夜森岡家内皆々来り宿、兼而明日招候二付而也廿六日、癸酉、雨、蒸暑、午後守之進御素読二罷出、森岡時太郎引越二而、忌明後

未た改而之祝盃等も不致、今日招候而一心之盃致入、尤午飯之節手付熨斗限二而右之通也、夕又酒鮓を饗、其節折柄左之通噂致し共二饗入ル也、

堀尾家内不残 藤川每登殿 森岡家内不残 岡島平之進室 高木来助 同平太郎 辻織之丞 同おたけ

右之内織之丞痛所二而不来、外者皆被来也、三宅内外室を見合二頼む也、庭前之枇把熟候付如例年御奥江差上候也

廿七日、甲戌、雨、朝藤田敬次郎殿来儀、宮浦松五郎救命周旋之義二付内談有之、愚意申答置也、例時出勤、夕未鼓退、申鼓比方久野秀太郎へ集会二付行、丹羽正蔵

被行、崎田恪衛会、岡田重次郎出ル、夜戌鼓比帰ル、今朝西向寺江新吉代^(堀田)参申付、昨日御奥江枇把差出候御移二鮎焼一連頂戴仕候也

廿八日、乙亥、雨、有蒸気、朝素読所会読江出席、夫方出勤、夕未鼓後退

朔日、御登城之節、御年寄菅勘解由殿方、峯槌様御義、龜井隱岐守様御養子二御内々約被為濟候段被申上候由也

二日 夏至

昼九時四分

六日

一 御蔵奉行兼帯御免

野口金兵衛

二 御作事奉行兼帯

右同人

一 御作事奉行御免

星野幸次郎

廿九日、丙子、暁来風暴、雨亦甚、朝大島五兵衛来、午時迄御用向相勤、中川慎太郎就御用向入来、謁、夫二付卒与御館江出ル、典膳様御病氣近頃追々御平快二付猶又御嫡子二御復し被成度御様子也、赤松精之介明日出船、三原迄参、夫方撰州神戸江参候由、為暇乞入来、此方方も使を以挨拶申遣又也、辻織之丞入来之由

五月 大

朔日、丁丑、雨霏々、涼、朝之内五兵衛来、御用向申談、午鼓前出勤、未下刻退、当月者御米銀予引受之也、今日若殿様御帰国之御歡御帖附候由也

二日、戊寅、晴、涼、未鼓頃方山村・丹羽・木野へ過日御褒美拝領歎之返礼二行、水谷八十郎湿瘡を訪、酒出、木野二而も酒出、及暮帰

三日、己卯、曇又晴、朝五兵衛来、御用向申談候二付素読所江者不出、午前出勤、未鼓後退

四日、庚辰、雨降、涼、朝五兵衛来、午前出勤、未鼓後退

五日、辛巳、雨降甚、午後罷、朝為端午御祝詞麻上下着罷出、御表・御奥共御方々様御目見被仰付、巳鼓前退、菅復元済老来儀、森岡時太郎来、午後守之進様御部屋

江為御伽罷出、夕森仙太郎・岩崎潜龍困暴二来、酒を出、岩崎良之進も其節来、今夕堀尾へ御方々様無屹被為成候由、敬次郎見合二参也

六日、壬午、雨霖々、朝五兵衛来、巳鼓出勤、未鼓後退、敬次郎夕方堀尾江被招行昨日之残肴之由也

135 五月

八日

元次郎様直二水主町御屋敷へ御引取被成、当分殿唱二被成置候趣二御年寄衆方八申上有之由也、式部様御屋敷へ八一応御移被成候趣也

七日、癸未、午後晴、向曇之意あり、朝之内五兵衛来、巳鼓出勤、夕未鼓前退、常称廟御祥月二付、朝敬次郎西向寺江為参也、(浅野)飛騨様昨日三原御出船、今日当所御着元次郎様二者此間御出府被成候由也、(浅野)夜雨

八日、甲申、曇、朝之内雨降、朝素読所会読江出席、午後守之進様御素読二罷出、午前有地震、今日右近様御屋敷江御年寄菅助解由殿為上使被参、元次郎様御義殿様思召之趣も被為在、上江御引上被成候旨被申上、直二上方御迎之御供方被参、吉町目筋式部様御屋敷江御移被成候由也

九日、乙酉、晴、向曇、午前出勤、夕未鼓後退、朝木野謙造入来、酒を出、元次郎殿御義阿部主計頭様御養子御内約、森島伊丹を以被仰進、為御返答菅助解由殿を被遣候旨申上有之候由也

十日、丙戌、曇、朝大島五兵衛来、例時出勤、夕申鼓前退、又御用向有之、召而出、(今)朝御年寄二川主税殿御用向二付被出候由、会津一巨大二勢強、賊徒諸方へ打出、野州宇都宮城をも奪、又北陸を經中山道迄も打出候处、信州松代二而真田家之為二大二打負、引取候所を越後高田之勢力を合、(今)賊徒大敗軍二成、会津江引取、宇都宮も官軍之勢加り終二取返し、賊徒敗走二及、会津江引籠、板倉伊賀父子彦根之軍江降伏、(今)州結城之城二於而被切、新撰組近藤勇も官軍へ降伏二而被切、京都三条河原へ被梟、其外五百人計も降伏有之、討死・手負者数不知、官軍方二も大分苦戦二而討死・手負多キ由也、尤右二而江戸者一応鎮静之趣也、(降)今晩方守之進様石内江御出被成候付、為御供罷越、九時過御宿へ御着被成、御途中雨少々振也

十七日、御移檄二出候処
 二而八、元次郎様式部様
 御二男二被成云々有之
 也十八日

小暑

朝五時

同日、上之御役替左之通

一副総督

浅野飛驒様

御側御用人同格

顧問
* 宮田権三郎殿

一大監察

* 黒田弥五左衛門殿

* 松村乙次郎殿

御側御祐筆

* 木谷弥太郎殿

高橋太右衛門殿
但御小姓組二御取立

十一日、丁亥、終日雨蕭々、午後笹里之製菓所御覽二御出被遊、夫方八幡社前二而
 小筒組之稽古御見物被為在、御供仕儿、製菓所者当春取掛り二而此節出来、搗舂三
 柄、固舂二柄、水車仕掛二而殊之外善調、製菓一昼二而四貫目上り也、悉皆杉本儀兵
 衛一作也

十二日、戊子、夜中来雨、大二降、今曉二至村中川水大二増、処々堤防を修候様子也、
 午前方雨罷、午後西榜示谷方小深川・上下河内江御回り、郡橋通り御入被成、御供
 二罷越、今日者右之乳側内痛を覺、動揺二障少々困也、河内川沿途水上り候場所多
 く、度々掲涉いたす也、〔広島者出水吉丈四尺之余二至、出張も有之候由也

十三日、己子、曇、涼、昨記之通二而夜来悪寒之之気味も少々有之候付、今朝三宅
 正伯拝診二出候序診を乞、少々微熱有之由申、薬を患む、午後鍛冶計谷方大塚之辺
 迄御出被遊、予者御断申上御供不仕、御慰二餡餅少し差上儿、御供之面々江も御人
 少日々続而心配之慰勞旁酒一陶を贈る也、〔広島二而一昨十一日峯榭様御義亀井隠岐
 守様江御養子御内約被為済、御使者者湯舎人と申仁見へ、此御方方者菅勸解由殿御
 返答二被參候由也、〔同前昨日殿様方御直筆を以、左之通御年寄江被仰出候由也

我等未老年与申二者無之候得共、近年兎角多病二而国政向暇々行届兼、時勢弥
 増切迫二も押移り、第一參朝も難致、恐縮罷在候間、致仕療養も致度所存候得
 共、朝廷御一新御混雜之御場奉恐察、申出兼候処、国政改革筋厚御沙汰之趣も
 有之、急務之事二候間、政事向万端〔浅野〕紀伊守江委任いたし候、尤同人末手馴事二
 も候間、内記・式部江政事向補助被致候様申進候間、何れも其段相心得、以後万

137 五月

- 制度局
 参政
 一 督 石井修理殿
 一 祭祀兼勤 宮田権三郎殿
 一 大御目付格 大御目付格
 一 制度掛 石川直之進殿
 一 御歩行頭次席 刑法掛
 一 制度掛 * 奥田久兵衛殿
 一 御蔵奉行次席 津田完助殿
 一 制度掛 * 津田完助殿
 参政 軍事局
 一 督 * 原 新五兵衛殿
 一 御歩行頭次席 軍事掛
 一 軍事掛 * 岡田喜太郎殿
 一 兼勤 * 黒田益之丞殿

端紀伊守江相伺、不都合無之様厚心付可申事

年寄共へ

十四日、庚寅、晴、涼、午後川端辺・雨池辺御御歩行、(行方)夫方訓練場へ御出、御供仕
 儿、夜前以来八脇側内之痛大二治る也、夜薄陰

十五日、辛卯、曉雷鳴、雨降、今日者何方江も御出事無之、若殿様昨日殿島へ御
 社参被遊候由也、夕七時過石内村御立二而被為人候二付御供仕り、入夜六半時比
 御機嫌克御帰館被遊、御次之口迄御供仕り、直二帰宅、午後雨罷、夜復振(降)

十六日、己辰、時々雨降、涼、例時出勤、夕未鼓後退、妙慶院へ代参申付

十七日、壬辰癸巳、曇、朝御用向有之、渡辺雅登・大島五兵衛入来、夕御用向二付卒与
 御館江出儿、元次郎殿御義阿部主計頭様江御養子之義、去儿九日朝廷江御双方御差
 出被成候処、翌十日御願之通被仰出候段京都方申来、依之自今阿部元次郎様与奉唱
 候様被仰出候旨、并御同方様御義来儿十九日御出船、福山表江御引越被成候筈之旨
 御年寄衆方被申上候由也

十八日、甲午、曇、午後雨、甚鬱陶也、朝素読所会読江出席、直二出勤、夕未鼓
 退、飛驒様先日以来御出府二而度々御登城も被成候由之処、今日御用召二而御登
 城被成候処、若殿様於御前御政事副総督被蒙仰候由、其外段々新御役名被仰出、転
 役・黜陟有之、第一御年寄役御廃止二而、菅勘解由殿・二川主税殿御寄合二被成候
 由也、右近様方先達而御出府中為伺御機嫌罷出候御挨拶御使被下、御請御用人中
 江手紙二而申出儿也

十九日、乙未、雨且罷且降、朝岡島平之進新式之質問二来、例時出勤、夕未鼓後退、

郡政局

一 参政

* 桜井与四郎殿

二 町御奉行上席

* 石井惣兵衛殿
* 武井群司殿

會計局

一 参政

二 町御奉行格
御勘定奉行

御米銀掛
伴 十郎兵衛殿

二 御蔵奉行次席
御勘定奉行添役

御米銀掛
黒田益之丞殿

一 御勘定所吟味役

* 小鷹狩介之丞殿
* 船越寿右衛門殿

但此兩人御小姓組御取立

右之余、新規二不拘分并

〔御奥方御到来之由二而紅魚片身御分賜被仰付也

廿日、丙申、晴、向暑、〔下石満蔵明日御供二而三原へ歸候由二而暇乞二来、從是も使を以暇乞申遣又也、〔午後守之進様へ罷在、夫方素読所江出ル

廿一日、丁酉、晴復曇、夕雨、〔例時出勤、夕未鼓退

廿二日、戊戌、朝風雨、夕罷曇晴、〔例時出勤、夕未鼓退、〔退出後右近様江飛驒様結構被為蒙仰候恐悦与して罷出、久野秀太郎を訪、深町鴻作真喜太改名江此間御目付歸役之

歡二行、山村静登江少々頼事有之、行、同方二而酒出寛話、入夜歸、深町二而毛酒出ル也、〔今日西向寺江者敬次郎為参也

廿三日、己亥、曇、有風、蒸、〔朝素読所講釈へ出席、歸り堀尾へ先達而以來之挨拶二行也、〔今日者守之進様御痛所被為在、御素読御延引也、〔敬次郎夕方深町江歡二

行、酒出候由、〔夜中御移檄、加賀中納言様之御前様去ル三日御卒去、泰栄院様御姉寿操院様御叔母二付七日之間諸事穩便、尤普請・作事者今日用捨之旨被仰出也

廿四日、庚子、曇、暑し、〔例時出勤、夕未半刻退、守之進様御痛所御快、今日方御素読被為在也

廿五日、辛丑、快晴、向暑強、〔例時出勤、夕未鼓後退、〔此間中日々之雨天追々作毛等江中り、一同秋成を案思居候趣二候処、今日之快晴者衆民定而欣抔可致与被思也

廿六日、壬寅、快晴、向暑強、〔夕未半刻比方守之進様御素読二罷出、〔去ル廿日於京都若殿様議定職并會計事務督補共御免被成候旨、勘解由小路右中弁宰相様方被仰達

候之由、心得之御移檄出候也

139 五月

御役御免等之類者略之
右之通二而、御總督方御
側御祐筆迄并参政掛り之
面々者政事堂江出席之由
政事堂与唱候者新御居間
之由、若殿様・御両方様
日々御臨坐、点燈後迄モ
御詰被遊候由、御総督与
云者則御三方様之事与被
相伺也

晦日

土用

朝四時六分

廿七日、癸卯、快晴、夕曇、向暑強、今日方御役所早出勤二付、辰鼓出勤、午鼓前退、
西向寺江代参申付、森岡松寿院明日七回忌二候得共、当时之義二付非時之案内モ
不致候由二而、昨日茶を贈来候付、今日内仏へ輕キ備物為持遣又也、夕御素読二罷
出

廿八日、甲辰、朝曇後晴、暑し、朝素読所会読へ出席、相済出勤、午鼓退、夕御素
読江罷出、夕佐藤益之丞御用談有之、被来

廿九日、乙巳、朝曇後晴、復曇、蒸気あり

晦日、丙午、朝曇後晴、暑し、朝之内宅二而御用向相勤、巳鼓方出勤、午鼓退、夕
又御素読二出儿、井嘉内方昨日御小姓組御取立、御側御祐筆被仰付候段、夜前為
知差越也、左之通郡中・町新開江被相触候旨二而、心得之御移檄出儿也

銀札通用之義者御定相場有之候処、昨夏以来札場両替御取捨相成候付而八、於下
方内々相对相場を以高直二取扱候由相聞、心得違之事二候、依之此度十ヶ年之間
二銀札御引替之趣法を以、来月朔日方左之通り於札場日々御引替被下候間、混雜
致狼成義無之様引替可申候

広島 一日 (人数廿人) 尾道 一日 (人数十人)
吉人江五両 吉人江右同断

但両二付七十式刃 但右同断

三次 一日 (人数五人)
吉人江右同断

但右同断

一此度上方表之振合毛有之、於御国毛金札御出来相成、通用被仰出候筈二候、於札場正金二御引替被下候事

但通用日限之義者追而被仰出候事

一米札者於下方通用不便利之趣二付、追々金札二御引替被下二付、夫迄八無差支通用可致候、悉皆御引替相濟候上御廢止相成候事

右之通被仰出候条、万一心得違之者有之候得者、屹度可被及御沙汰候事

五月廿九日

六月 小

朔日、丁未、晴、朝之内曇、炎暑、尤午間者有清風、朝之内宅二而御用相務、巳鼓前出勤、午鼓退、今朝来諸色之価大二引下、凡五割一方三割一位迄、品二依猶毛下引候毛有之、尤米価者九百匁与上方被仰出候二付、酒・醬油等之類者格別多分之下落二者不至候由也、夕御素読江出

二日、戊申、晴朝之内曇、炎熱、朝右近様(浅野)・主水様江暑氣御機嫌窺二罷出、御用人中江毛不残見舞、坪内・深町・久留を訪、丹羽二而酒出儿、藤田敬次郎殿を毛訪

一井嘉内殿江此間為知之歡二行、同方二而祝酒出儿、夕方岡田八太郎配意二而中島对馬屋清八郎裏茶製之御場所見物二行、清八郎出、致案内、城州宇治方茶製師久保喜八郎与申者職人男女八人連来製入、昨方御始二相成、異人江交易二回り御引合二相成候由、清八郎悉皆引受之由也、申鼓後帰掛西向寺墳墓へ詣也、岡本主

141 六月

〔七日夜、内記様方守之進
様御拝領被遊候由二而、
豆腐索麵一器御分賜被仰
付也〕

〔四日〕

大暑

今晚九時

馬殿暑氣問安來儀

三日、己酉、晴、熱甚、〔朝素読所講釈江出、夫方出勤、午鼓退、夕又御素読江出ル、

木野謙造方今日御用召二而御兒小姓被仰付候旨為來、水谷八十郎方(知脱方)も同断、御用人

見習被仰付候由為知來、尤貢与改名之由也、木野江者敬次郎歎二遣入、水谷へも木

野二而様子を聞、歸り掛歎二寄候由也、貢者下地御用人本役三人、見習一人之上江

又御増二而被仰付候由、同人当年廿四歳、規模之事也

四日、庚戌、晴、炎熱、〔朝之内於宅御用向相勤、已鼓前出勤、午鼓退、〔深町鴻作暑

氣問安并此間之返旁入來、夕御素読二罷出

五日、辛亥、晴、炎熱滋甚、〔朝高橋太右衛門殿江先達而御取立之歎二行、下瀬へ見

舞、菅復元濟老を訪、妙慶院へ參、河瀬極人を訪、木野・水谷江歎二行、両家二而酒

出、午後帰宅、夕御素読二出ル、藤田敬次郎殿・山村静登問安來儀

六日、壬子、朝後晴、炎熱強、〔朝宅二而御用相勤、已鼓出勤、未鼓退、〔此御方様

・主水様今日四時被為召候旨二而御登城被成候処、若殿様御前二而殿様方御先靈様

方始惣寺社江之御代參是迄御年寄へ被仰付來候分、御並様方へ被仰付候旨御意被為

蒙候之由也、夕御素読江罷出、今朝三町目浜江首級一ツ曝有之、草津町向屋七兵

衛与申者首之由、常々米杯買縮(締方)、不正之利を射候事を心掛、諸人之備を不顧姦物二

而、諸人嫉三居候者之由、隊中之者之所為之趣也、〔崎田恪衛問安入來

七日、癸丑、朝曇、微雨、熱者依然也、〔朝之内宅二而御用相勤、已鼓出勤、午時退、

〔西向寺江代參申付

十一日、梅梢院様者温徳院様之御産母、心鏡院様者殿様并内記様・式部様之御産母、北野久松氏當時石本九郎殿之養母妙信院様者大光院様之御産母、奥氏當時奥鉄太郎殿之叔母也

十六日、左之通大坂方申来、同所去ル四日二触達有之候由也

徳川亀之助*

八日、甲寅、晴又曇、炎蒸強、中川慎太郎・丹羽正蔵問安入来、朝素読所会読江出席、阿部主計頭様去月廿八日御卒去被成候二付、今日一日諸事穩便二仕候様二との義、昨日之御移櫛出候也、夕御素読江出ル

九日、乙卯、晴、朝有清風、後熱、朝宅二而御用相勤、巳鼓出勤、午時退、柳久米三郎殿死去、守之進様御実母方之御伯父、半減之御忌服被為受候二付、夕方麻上下着出仕、御次江罷出、御用達迄御機嫌を伺ふ也、飛驒様昨日於若殿様御前、御当職中為御手当、御蔵米七百俵被下置候旨被為蒙仰候由也、杉岡文碩入来之由、一昨夕以来予少々腹合悪敷、昨日薬を乞候二依而也

十日、丙辰、晴午後曇、少有雷鳴、蒸熱強、朝之内宅二而御用相勤、巳鼓前出勤、午鼓退、夕杉岡文碩来診、酒を饗入

十一日、丁巳、曇、午前快一曇、尤炎熱不少減、朝守之進様江罷出、午時退、今日旦那様国泰寺江御名代御勤被遊候様二との義二付而御登城被遊候処、梅梢院様・心鏡院殿上江御引上ケ、御代々様・御前様へ被准、重御崇敬被遊候二付、以後様唱二仕候様被仰出、其義被仰上として之御名代御蒙御勤被遊候由也、右之趣者御移櫛二出尚又妙信院殿是迄之御取扱二而八、大光院様江被对御不本意思召候二付、御引上ケ前段同様被遊候二付、以後様唱、式部様之御奥様此後式部様御同様被遊候二付、此後様唱二仕候様被仰出、且妙信院様御住居此以後西御門外御屋敷与相唱候様二との義被仰出也、夜亦時々雨快降

十二日、戊午、曇、炎熱纒甘、辰鼓出勤、午鼓退、敬次郎、森岡・山村・深町等江

143 六月

駿河国府中城主二被仰付
領知七十万石下賜候旨被
仰出候事

但駿河国一円、其余者

遠江・陸奥両国二於而

下賜り候事

一橋大納言

自今藩屏之列へ被加候旨

被仰出候事

田安中納言

右同断

高家江

高家之輩自今朝臣二被仰

出候事

右之面々夫々之為御礼上

京可致旨被仰出候事

一徳川家来之輩官位之義

自今被止候事

十九日

立秋

昼八時七分

暑氣見舞二行也

十三日、己未、曇、不甚熱、尤時々有蒸氣、午前雨降、朝素読所講釈へ出、予講之

直二出勤、午前退、村田文夫先達而自西洋歸到、業大二上達、此節諸生取立毛始候

由二付、今朝敬次郎中村孟江參、入門之義周旋相頼置候由、今朝本川橋側二生首一

ツ掲し有之、敬次郎見受候由、応変隊之伍長荒木何某与申者之首之由也、未其故を

不聞、夕守之進様江罷出、河瀬極人・木野謙造入来之由也、夜岩崎於よし来

十四日、庚申、晴、午後曇、雷鳴、有過雨、熱甚、中村孟来、村田之方入門之約相

調候由二而、直二同道可致与之事之由二付、敬次郎直二參入門致し、稽古毛致し夕

方歸儿、為束脩銀壹枚織鮮料致持參、外毛凡右之振之由也

十五日、辛酉、晴又曇、夕雷鳴、蒸熱、辰鼓出勤、午鼓退、夕御素読二出儿、夜

家小・敬次郎水主町住吉江詣、桑原吉郎二方へ行、饗二逢候由、兼々之約束也

十六日、壬戌、晴、朝涼後熱、夜復涼、早朝出勤、午時退、夕又御素読江出儿、妙

慶院へ代參申付

十七日、癸亥、晴、朝涼、後熱、蒸氣強、水谷八十郎返礼入来、堀尾勝登暑氣見

舞入来、大島五兵衛御用向二付入来、相濟而兩人共午後迄困暴、森岡時太郎・信槌

昨日来儿、家小夜淡島江參候也、夜涼

十八日、甲子、晴、朝甚涼、素読所会読江出席、午時江過相濟候付、御館江不及出

勤、夕御素読江罷出

十九日、乙丑、晴、涼、午後一時熱、何分清暑也、朝辰鼓出勤、午鼓退、夕御素読

江罷出ル、昨日迄彼是暑氣之問安有之、別二記又

廿日、丙寅、晴、残暑強、朝暮者涼、夕御素読二罷出、来ル廿二日三日梅梢院様御一周忌、於国泰寺御法事有之候付諸事穩便、火之元別而念入候様、并殿様・若殿様竹之丸御住居二付、御城橋御門・中御門共平日切二相成居候処、今日方是迄之通切二不及、尤暮六時後者往来不相成旨、且心鏡院様御供列平日至而御手輕、時二寄権門駕籠へ御召被成候義も可有之、其節八弘・押共御甘々被下候旨等御移檄有之也廿一日、丁卯、晴、残暑酷烈、早朝素読所へ出、諸生素読温習を聴、夫方出勤、午時退、昨朝已鼓前、東方二当大炮之如音殷然鳴動、余響覺不止、只一声二して止、其後無音候付頗怪居候処、今日承候処全地鳴之由、左候得者是迄二不聞大鳴動也、守之進様今晚方石内村江御出二付御供罷越、尤当度者内々相願候而敬次郎を召列ル、山野跋涉を為憤度存候二寄而也、尤家来者森島兵蔵を御供中より御貸被下候付、別二不召列也

廿二日、戊辰、曇時々過雨、白雨之氣あり、蒸熱殊甚、夕晴、風吹、夕調練御見物二御出、御供仕ル、夜風荒吹

廿三日、己巳、晴、熱甚、平明後方下河内治五郎洲辺地理為御見物御出、御供仕ル、夫方白河江御回り河内峠通被為入、利松村二而上田屋才助引請之索麵製所御見物被遊、正十二字御入、途中炎威強也、夕有井原雨池二而御側辺之水術御見物被遊、夕方稍炎威減を覺ふ

廿四日、庚午、晴、朝涼、午後も熱不強、午後貯水塘へ御出、夕御側辺江思召二而

145 六月

御酒被下、予・敬次郎も同様頂戴仕ル、〔昨夕以来眼周覚痛痒、今日者稍甚敷困ル也、〕佐々木猶馬來、予家來堀田新吉を同人妾之縁類御側足輕何某之方へ婿養子二囉度無程出替之期二も近付候得共、些事急二成候二付、季半なから暇を遣し呉可申哉之旨内談申聞、先方も至極宜敷、先方之趣勿論新吉終身之有付之事、願出候得者いつ二而も暇遣し可申旨及答、同人為人之事も委細二尋候二付、是迄之勤向之義委敷咄置也、新吉方も兵藏を以内願申出候付、暇可遣段申置也、〔去ル廿日長州侯方御使者田中兵助与申仁來、水主町御屋敷二於而若殿様脱カ御遇被遊候由、右者長侯此節朝敵之名を御蒙二付、此御方方朝廷向御周旋之義御頼有之候由、土州侯方も御使者來、是又同断、尤土州之分者未虚実難相分、肥後侯も朝敵之御名御蒙与の風聞之由、如何之事二哉、其子細者未聞之、〔夜涼

廿五日、辛未、晴、朝涼、〔平明方廿日市辺江御微行被遊、予者昨夕以来眼傍痛癢轉甚二付、御供御断申上療いたす也、〕夕貯水塘江御出被遊

廿六日、壬申、曇、有蒸氣、〔今日者御出事無之、〕御奥方御見舞二被進候西瓜御披被遊、御分賜被仰付、且敬次郎も同様頂戴仕也、〔夕正五字石内村御立二而被為入、御供仕、七字三步帰宅、己斐峠二而少時晚景御見合被遊也、〕留守中木野嫂氏被來、謙造義一昨夕如常学事稽古二出、夫切二不帰、今朝以來色々相尋候得共行方不相知、甚以当惑心痛被致、卒与為知旁参候与の旨被申、尤御上向江者少哲學問修行致度、依之千日之御暇被下置候様願書差出置、家出致候趣二有之旨も被申候由也、兼々好学篤志之段者感心之事二候得共、一函二養実父母兄弟江も不告、親戚江も不謀して脱

走体之所為者甚以不埒至極之事共也、尤早速二東西へ為探索人者被出候由也

廿七日、癸酉、曇、午前方成雨、涼甚、極朝木野へ見舞二行、謙造行方者未何共手も不付候得共、何分差出置候願書者至極筋立候認方之様子二而、外評者非悪由、聊安心之趣也、辰鼓後出勤、午時後退、新吉義兼而暇願聞届遣候所、今日下宿之義願下ケ遣入、一昨年来実体二相勤候付、為心付白木綿言反、扇子二本添る也、代り者田川権右衛門倅虎三郎(次)与申者を差越、今日一心目見いたし、直二明日方来候筈也廿八日、甲戌、晴、朝涼後熱、朝素読所会読江出、相濟出勤、午時退、夕御素読江罷出

廿九日、乙亥、曇、朝涼、夕蒸熱、朝丹羽正藏を訪候而木野之様子承、西江出し候人者歸り候得共、一円心当り之義も無、東江出候人も昨日中二者歸候筈之処、今以不歸来、何手掛二而も有之、隙入候事共二者無之哉与心待二待居候之由、就而八右人歸り候而も自然行衛も不相分候節者如何取計可申哉之内談も有之、予愚考二而八、一向先不表立、其筋江内実を明し、取計振相談二被及候而八如何候哉与相考候旨申置也、夫江水谷(カネ)へ見舞、八十郎此間以来左迄之事二も無之様子二而引籠被居趣二付、無何相尋、若年二して重役二被仰付候義心中甚不穩、一向退役を願候而、今一際学問出精致可申哉与色々考合中之由二付、予存寄及説諭置也、木野へも見舞、同方二而酒出、午前帰宅、夕堀尾へ時下見舞、暑中并石内行中見舞到来之謝旁二行、酒出、及暮迄及寛話也

147 七月

朔日

近年之振合を以御役料半方相渡、米価石二付七百
刃之相場也

二日

御奥方如例年従三原御到来之西瓜御分賜被仰付也

七月 小

朔日、丙子、曇、蒸熱酷烈、堀尾勝登學問取出し今一際出精試度教授之義頼有之、今朝方被来、小学訓導いたす也、辰鼓後出勤、午鼓退、夕御素読江出ル、夜家小木野へ見舞二参

二日、丁丑、曇、残熱強、夕白雷雨鳴俄(虫撰)涼、朝御裏江出、スヘンセル致点放也

夕丹羽正蔵入来、兼而之木野一件、東江出し候人も帰候得共、一円手懸りも無之二付、最早一応届出之上得斗目度を立相尋候方与被考、尤此間予愚考之趣を以、同勤へ内談二も被及候処、是以一応届出有之候方可然与之考之由被申、於予何之存旨無之旨申置也、寛々被話、酒を出、左之通従上被仰出也

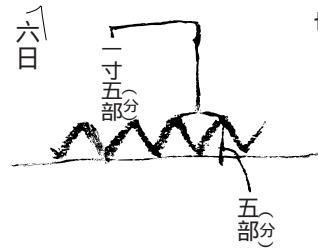
袖印*之義兼而御定者有之候得共、已後八侍中・御步行組江も陣羽織左右腕先きへ幅三步之白三ツ引附候様被仰出候

但物書役以下者当春被仰出候通二候事

陣服之義者兼而御定有之候得共、兵勢变换二寄而者不都合之所も有之候間、爾後者侍中・御步行組共筒袖陣羽織、袴八ずぼん・だん袴之内着用可有之、地合者羅紗・五郎覆輪類之内勝手次第、尤色合者不目立品着用可致旨被仰出候、但(物脱力)書以下上同断

三日、戊寅、晴或曇、雨零、蒸気甚、朝素読所講釈江出勤、夫方出仕、午鼓退、夕御素読へ罷出、東国へ御人数出之義従朝廷被為蒙仰候由二而、今日新整組・銃隊組・侍中子弟組共凡四百人近(虫撰)御出兵相成、御城内江相揃発足之由二付、星野武平次方

〔四日、陣服之儀従上被仰出之趣二付、御家之御印者雁木を羽織之裾へ白絹糸・木綿糸之類擦糸二而、左之通縫付置候様被仰出也



〔六日 処暑 明六時八分

物見へ見物二行、今日者若殿様方頭分江者不残御盃被下、銃卒迄江毛無残八千蔵前二於而御流れを被下候由、極夕二諸隊鼓笛運動二而出立有之粧殊二勇敷相見也、從朝廷御下ケ之御旗、緋繪二白十三葉菊之御紋、全西洋流無横手之御旗也、〔今朝勝登稽古二被来也

〔四日、己卯、曇時々雨、蒸熱強、〔朝勝登被来、〔辰鼓後出勤、午鼓退、〔右近様方先達而飛驒様へ為御歎罷出候御挨拶御使被成下也、如例御用人中江手紙を以御請申出也、〔夕御稽古二出ル、〔夜雨、蒸熱甚

〔五日、庚辰、晴或曇、亦有雨、残暑酷、蒸氣強、〔夕素読所詩会江出、直二御素読二出ル

〔六日、辛巳、曇或晴、残暑酷、蒸氣尤甚、〔朝例刻出勤、午鼓後退、〔夕御素読江出ル、〔早朝勝登被来

〔七日、壬午、曇或晴、残暑尤酷、蒸氣も亦甚、〔早朝麻上下着為御祝詞罷出、如恒御方々様江御目見仕、御祝詞申上ル、〔午後堀尾へ囲幕に被招行、〔夕良之進(若崎)・武左衛門(長束)・吉之進来、祝酒を饗、時太郎も午前来、酒飯を出ス、〔夕家小大島五兵衛方へ舶来之大風琴見物二参、饗二遇候由也

〔八日、癸未、曇、風吹、夕雨一過、炎威少減、〔朝素読所会読江出、帰り大島へ寄風琴を見聞、巧なるもの也、宮浦松五郎方二所持之由、〔夕御素読江出ル

〔九日、甲申、快晴、朝涼後秋暑強、〔早朝例時出勤、午後退、〔昨朝・今朝共勝登被来、〔今日於席月番御用人堀尾勝登方左之通被達、敬次郎へ可申聞(虫撰)、〔即席御請申述

149 七月

儿、且歸毛之上敬次郎へ申聞せ、告于廟

御自分拵介敬次郎洋学修行之義、兼而被仰付置候趣毛有之候処、追々洋学所御取立之趣二付、其節者右御場所江罷出候様可相成候得共、差掛儿処八村田文夫殿方へ自分として入門致、学術相励可申旨被仰出候、就而者入門謝義等者御払出可被下候

夕御素読江罷出儿

十日、乙酉、晴、夜来大二涼、午後者秋熱強、早朝例時出勤、午後退、先達而御人数出之節、望月登殿不快二而急二出張御断被申出候二依而、昨日土格御取上、逼塞被仰付御步行組二御引下ケ、家名者御建可被下二付、相当之人物申出候様二与被仰出、其外御步行組之方十五人許毛出張煩申出候者有之、不残御扶持切米被召上、物書組二御引下ケ、逼塞被仰付、御步行頭松宮木工之介殿御役御免、差扣被仰付候由、右登殿者家内向不締二而、出張用意之品内証二而典物二被致取合難出来、不得已右之次第、御步行組之方者、心得違之輩何^(虫損)不居之廉申建候方右之次第第二至、夫か為御步行組隊者出張御止二相成候由也、夕御素読江罷出、今日出仕中堀尾勝登江昨日被達候趣敬次郎へ申聞、忝仕合奉存候段申述、尤謝義等御払出之義者聊之義二毛有之候間、敬次郎処者自分二相弁申度、其内追々之模様二寄候而者御払出相願候義毛可有之候間、宜相含置可被下旨申述候也、辻清人^(織之丞)入来、盆前差問候二付銀子借用之義頼談有之、三百匁立用いたす也

十一日、丙戌、晴、秋炎強、夕御素読江出、且御前江毛出候而黄昏前退、夜敬次郎

村上家乗 明治元年 150

十三日、奥田政次郎養母
隆玄院義、今日方御家之
御靈二被遊、様唱二被仰
出也

一緒内寺江盆參為致也

十二日、丁亥、晴、秋炎強、朝昏者涼、早朝例時出勤、午後退、夕水谷貢方願之通
御役御免、外様御馬回被仰付候之旨為知手紙来、尤昨日被仰付候由也、夜家小妙慶
院・西向寺・本照寺・興寺等江參詣致入、敬次郎も參ル也、今朝勝登稽古二被来

十三日、戊子、曇、少有蒸氣、已後微雨一過、今日方如恒年御役所廢事也、早朝方
両巨寺并本照寺・興徳寺・西蓮寺江參也、夕御素読江罷出、御並様方は迄御途中二
而往来之諸人を留、土分之外者都而下坐為致御通行被成来、至而御權威之事二而、每
時色々之差纏事も有之候処、近頃朝廷二而も大臣以上途中之喝道、殿上之止喝等被
差止候御振合二被准、右等之義一円御差止、諸士通行同様二而、御通之邪魔二不成
者者御家人末々之無差別御構不被成、仰合二相成候由、尤此御方様二者是迄二も成
丈穩便二御權威ケ間敷義無之様二与毎々御供方へ御示も被為在候得共、外様者左様
二も不被為在由之処、此度右之通二相成候者結構之事也、是二而却而諸人も敬意を
生し可申与被考也、夜涼、夜家来を両巨寺へ燈籠を為持遣、火を為点也
十四日、戊丑、晴夕曇、大二涼、早朝海蔵寺江拜參、六字出宅、九字八分歸候也、
左之通昨日席達二被仰出也

十四日
二百十日
夜、兩寺へ点燈二家来遣
又也

高謙院様御事重く御尊敬被遊、御歴代様之御宇衛様二被准、以後様唱二仕候様
被仰出、并隆玄院事は迄之通り二而者御不本意被思召候二付、今日方御引上ケ、
上々様二被准、様唱二被遊候旨被仰出候事

十五日、庚寅、夜来雨、大二涼、後雨休、大島五兵衛朝之内方来、堀尾勝登午後被

151 七月

十九日、吉藏(吹本)暇遣候代、当度方者小者二いたし、左之者今日方召抱、吉藏近所十軒屋住居百姓之由也

吉平

右二付吉藏者今日致下宿也

廿日、秀山*智英童子、来ル廿六日廿五回忌相当二付、今日妙慶院へ左之通備物為持遣し、同朝輕回向之義頼遣又也

一回向料 金百足

但元銀吉兩之所

一靈供米 精一升

一塔婆料 銀三匁

但元吉匁之所

右当節之物価二応候得者猶員数可相増之処、当半知中二付右之通也

来、森喜久二・星野武平次も来、困暴、森岡時太郎来、皆酒飯を饗十六日、辛卯、晴復曇、午後秋暑復入、家来吹本吉藏并下女当季暇を願出承届也、朝例時出勤、午前退、早朝勝登被来也、妙慶院へ代参申付、夜家小木野江泊掛二参ル也

十七日、壬辰、晴、朝暮涼、午暑、朝調練見物二出ル、夕桑原吉郎二入来、酒を饗、夕方代之下女来ル、当季迄者渡辺二居候由、三原御家来之女也、夜家小従木野帰十八日、癸巳、晴或曇、風吹、有蒸氣、朝素読所会読江出席、御館江も一応出ル

朝辻織之丞入来、夕御素読所へ出、夜慈君從辻御帰被成也、夜涼

十九日、庚午、晴、涼、頗新秋之景也、御用向二付極早朝右近様御館江出、飛驒様江御逢を願、御内々申上義有之、御奥御座敷二而御逢被成、全御表構二而何角之御取引、御家老様之御格二者無之、刀も御逢之御間方三間目迄持込、御側御用人乾左仲差図也、引取之節者北村内人会入、御客対者松本(虫損)次郎也、辰鼓後退、久野秀太郎不快を訪、久留杏造江過日之歎二行也、帰而出勤、午後退、夕御素読へ出

廿日、辛未、晴、清涼也、森岡おたつ来、今日者高木被来候由也、早朝勝登被来、夕御素読江出ル、夜守之進様石内村江御出被遊候付、為御供罷越、当度も如先回

敬次郎を連る也、家来者不連、兵藏(森島)二而済也、十一字二歩二御宿江御着也

廿一日、壬申、晴又曇、熱し、朝夜者涼、朝利松宝仙寺辺迄御出、御供仕ル、山田村江回り被為人也、夕御素読被遊、白露節、夕七時九分

廿二日、癸酉、晴、朝涼、午熱、朝之内製蠟場下辺迄御步行被遊御供仕ル、今日

廿一日 妙心院様三之御丸江御引
移被遊候由

但只今迄者西御門外御
屋敷二被成御坐候也

福山様御使者大森操兵
衛、昨廿一日於三之御丸
若殿様拜謁被仰付候由也

一葉山御社両部被差止

唯一神道二被仰付、依之
左之通被仰出候由

一葉山御社別当職
被差止

明星院

一葉山御社務
專相勤候事

野上陸奥守

制度局被差止、政事堂へ
被属、四局之督被差止

参政・掌議与云御役名二
相成、尤會計督西本清助

殿者参政其儘二而公務人

者大芝二於而出稽古有之旨二而、当村小筒組毛不残出儿也、今日者御素読者御休日
也、手続之御演習被為在也、敬次郎方教授方并御供之面々江酒一陶を贈、世話二成
候を謝入儿也

廿三日、甲戌、曇、涼、後晴、暑、朝御手続被遊、夕御素読、又練兵場江御出被遊、

御供仕儿、從御宇衛様御見舞二被進候由二而鮒少許御頒賜被仰付、敬次郎毛同様御
次二而御餞戴之由也

廿四日、乙亥、朝曇後晴、秋暑酷、朝西榜示合方峰伝二神原江御回り御步行被遊、

御供仕儿、被為人掛八幡前二而小筒組之劍術御見物被遊、夕御素読

廿五日、丙子、曉来時々微雨、涼、午後罷霽、熱、朝御手続並御素読被遊、夕四時_字

三点比石内御出立二而、己斐峠二而晚景御待合、夜七時_字四点被為人、御供二而帰宅
致入也、今日秀山廿五回忌速夜なれ共、当度方者内仏之会向者不相頼候也

廿六日、辛丑、晴、涼、夕微曇、朝堀尾勝登御用向二付被来、秀山法事二付、早朝

敬次郎妙慶院へ為参也、夕御素読江出儿、左之通去儿廿一日被仰出候由也

此度筒袖陣羽織之裾工雁木之御印を付候様被仰出候処、御目付中方心付申出之
義毛有之、就而八外席二者申値、過半同意之趣毛申出有之、一応尤二相聞候得

共、尚御再評之上、裾へ付候義者被差止、自今左之通御定又二相成候間、凡圖

面之通調置、出張之節差図之上襟へ着可申事

一地合者羽織之地合へ類シ候地合方下品者不苦候事

一色合者羽織同色之事

153 七月

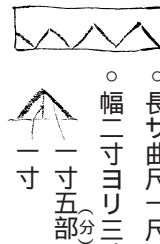
与申御役名二被転候由也

但雁木之縫糸者白絹糸・木綿糸之類、燃糸又者打緒二而毛不苦候事
一裏地者白地二黒、又者紺之雁木を付置、是八臨機之差図二依而相用候事

但衿へ着候義者縫着又者は世留等好次第之事

。長々曲尺一尺五寸ヨリ六七寸之事

。幅二寸ヨリ三寸迄之事



〔從朝廷被仰出金札御製造、列藩之石高二尺二寸し万石二付二万両宛拜借之義付、御藩御添書共御移文有之、長文二付略之

廿七日、戊寅、晴、涼、〔朝勝登被来、〔辰鼓後出勤、午後退、〔今日御家老様始諸士

中登城有之、明日二葉山御社臨時祭被行、若殿様御社參被遊、於神前御誓戒被為在、

一同誓紙被仰付候二付、有志之面々者社參仕候之様二との義御達し有之候由、旦那

様二者御痛所二而御登城不被遊、守之進様御登城被遊、及昏黒御下城、引続主水様

此御方へ御出被成、夜半後御立座被成候由也

廿八日、己卯、晴、涼、〔朝勝登被来、〔辰鼓後出勤、午後退、〔今日旦那様・守之進

様共二葉山江御社參被遊、入夜被為人候由、於神前内記様・式部様始御並様其以下御

直支配之衆迄誓詞有之候由也

廿九日、庚辰、晴、涼、後有蒸氣、〔朝御素読へ罷出、去月迄者今日御休日之処、廿

七日御休日二成、今日者御素読被遊也

八月 大

朔日、乙巳、雨、不涼、朝辰鼓後為御祝詞罷出、御表・御輿共御方々様御目見被仰付、尤今日御城者御差問二而御礼者無之候由也、今日も於二葉山若殿様御社參、去ル廿八日之残土中誓紙被仰付候由也、午後渡辺(雅登)・佐藤(益之丞)・堀尾(勝登)見へ囲幕、大島五兵衛も来ル、跡二而酒を出入、渡辺・佐藤者聊心持有之、噂致入也、慈君夕方御輿へ被為召、御上り被成、如例御懇意御酒御頂被成候之由也

二日、丙午、曇、時々雨降、有風、御用向二而朝之内出仕、大島五兵衛御用向二付度々来、渡辺雅登も被来、早朝佐藤益之丞も被来、小者吉平不居合二而暇を乞候二付暇遣入、代二勘助与云者を抱、当季迄渡辺之方二奉公致居候もの也、夕方过へ行、藤川江も参ル、辻二而酒出、入夜帰ル、夜前塚本芥川屋へ押込賊二類候者四五人入込、正金を無心申度由申聞、厚々問敷申立候付、窃二近所之江戸定府戻之衆有之方へ内通二及、其家来早速参、理談二及候より賊白刃を以乱妨二及、定府之家来大分手疵を負、賊者逃去候之由也

三日、丁未、曇、有蒸気、朝丹羽正蔵不快を訪、去月下旬方快出之由、折柄少々御用向も有之候也、御役所今日方例時出勤二復、已鼓後出勤、直二御素読へも出、夕申鼓後退、先般幕府御廃止二相成候二付而八、唯今迄繁華無比之盛地、不数年して往古之武蔵原二可復与之風説專二有之居候处、此度厚叡旨を以、自今江府を東京与被称、国勢之所帰を以時々御巡幸被遊、於同所東国之御政務を御親裁可被為在之段被仰出、万民厚産業を賞、繁栄を永久二保、活計を不失之策を作候様二与聖諭御懇

155 八月

〔六日、備前二而御虚罪二
逢候者共此節党を結、備
中辺二而専乱妨致候由、
同藩方御通達有之、昨日
火急二同所へ左之通為警
衛御人数出二相成候由也

〔八日

秋分

曉七時一分

達有之候由、〔奥羽・北越之賊徒者益兇暴、容易鎮靜二難至勢二有之由也

四日、戊申、曇、午後雨、曇し、〔例時出勤、夕八時退、〔諸隊列演習御覽有之、為見
物出ル、跡二而御酒被下候由也、何分一同大二練熟二及、鉄炮組之散兵等者中々見
事二出来ル也、〔昨今朝共勝登稽古二被来、昨朝方者未明方始ル也

五日、己酉、曇時々雨降、風毛有之、涼、〔先達而以来竹之御丸御庭へ御祠堂御建立
二相成、御歴代様を御神位二御勸請被遊、今曉丑寅刻御祭式被為在、御鎮座被為済、
御家老様以下御家中物拜礼被仰出候由也、〔守之進様竹之御丸御祠堂江御拜参二付、
御素読御延引也

六日、庚戌、晴、冷氣、〔未明勝登被来、〔例時出勤、夕申鼓前退、〔家来虎次郎、今朝
腹合悪敷、熱強く困ル、金子玄達を乞、診を頼、格別之事二者無之旨二而薬を投、何
分食事も不致、一通り之事二も不被考候二付宿元へ申遣、夜中為迎権右衛門来、駕
籠二而致下宿也

七日、辛亥、晴、涼冷、〔朝丹羽正藏御用向二付入来、謁入、兼而典膳様御復嫡之義
御内伺書御差出二相成居候处、御故障之義も被為在、御内伺御差出不被成以前二被
成候御様子也、実者下地何も御内手心有之、御伺書被差出候之趣二候得共、畢竟御
姑息之御所置二落合候義二付、当时之御新政二相成候而八兼而之御手順二難参、右
様之御様子二相成候之趣、甚御気毒之事也、〔正藏御用済後之話二、木野謙造義去
月七日浪華着、同十四日二同地妻鹿某之方江入塾致候との趣、彼方様同所御屋敷之
方方内々相聞候旨也、右二付此上之所置相談有之、拙考二而者、行先相知れ候上者

村上家乗 明治元年 156

九日早晨
 酢わえ
 油揚
 菖弱
 大根
 木耳
 香たけ
 御皿
 御飯
 御香物
 白わへ
 白みそ
 御汁
 苞豆ふ
 小椎茸
 青味
 御坪
 こん弱
 せんまい
 観世ふ
 椎たけ
 牛房
 人參
 さといも
 わ袖
 御菓子
 焼まん頭
 菓
 巻煎餅

速二呼戻之所置二及候義勿論之事二候得共、一通之逐電杯与者違ひ、願書差出置候而家出致候義、最早表向届出二も相成居候事二付、一応右之趣同姓・吉田・伴辺申出、上之御振合同候上右等之運二相成候方可然与存候段申置也、水谷貢入来、先達而願之通御役御免後遊学之義願出、是又御免二付、来儿十一日発足、浪華へ趣候含之旨申也、過日及説諭置候義も有之候得共、採用も無之様子二付、最早格別議論二も不及程二及挨拶、尚聊警戒を述置也、巳鼓前出勤、夕未鼓後退也

八日、壬子、快晴、涼気深、朝素読会読へ出席、午後済、夫方飯後為御素読御部屋へ罷出、木野方謙造行先知れ候趣為知来候付、敬次郎見舞・歎旁二遣又也、若殿様今日馬木・福田辺江為御遠馬被成御座候处、直二山県郡・佐伯郡近在御巡覽被遊、四五日後被為入候旨、御途中方被仰出候由也、昨夕菅復元济老内室御奥へ被出候由二而被来、有合之酒を出入也

九日、癸丑、快晴、涼気深、慈眼廟御祥月、早晨祭祀如恒規行之、未明勝登被来、例時出勤、夕未下刻退、夕曇、成雨

十日、甲寅、雨、涼、例時出勤、夕未鼓後退、申鼓前方水谷貢を暇乞旁訪、木野江も見回、兩家二而酒出、入夜帰儿、今朝も勝登未明方被来也、今朝久留杏造先日歎之挨拶入来、敬次郎夜村田江会読二參也

十一日、乙卯、雨時々罷或降、涼、昨今豊屋喜右衛門弟子来、豊手入を致又也、今日者御素読御差問二而御延引也

十二日、丙辰、雨善降、涼、夕曇、例時出勤、夕申鼓前退、味爽勝登被来

157 八月

以上

十三日、丁巳、晴、秋気清涼、冷、味爽勝登被来、朝矢野犀右衛門来、御用向也、素読所講釈江出席、夫方出勤、夕未鼓後退、夕野口金兵衛来、去、十日殿様御直筆を以左之通被仰出候由也

御先靈様方を皇国之道を以御祭祀被遊度儀者、御先代様方厚思召も被為在候得共終二不被為果其儀、就而八先年以来御遺志を紹千御祠堂造営之含有之候得共、不得止遷延過來候处、近比王政復古御一新之御場合、第一御祭典を始メ皇国之御旧制二御改、厚御旨趣も被仰出候折柄二付、旁以急二思立、仮之御祠堂を竹之丸内浄地二嘗、御曆代其外御先靈を神位二奉勸請、以往親祭奠を奉シ、寸孝を祖先二追候所存二付、其旨何れも可相心得、於銘々皇国之本体相心得、從來之祭儀相改候様有之度候得共、尚存寄次第二可致、此旨いつれもへ可申聞候

八月

浅野飛騨殿

十四日、戊午、曇、涼、夜無月、午後御素読二付罷出、森岡信樵来、阿部元次郎様先月廿三日從朝廷御用召二而御家来被差出候处、主計頭様御家督無御相違被為蒙仰候由御知世有之候旨、并峯樵様御義亀井隱岐守様へ御養子御願書、去、三日并事官江御進達相成候旨飛騨様方被仰上候由也、從朝廷当五月被仰出之御書付四通与十二通御移達有之、皆御新政二付而府県藩印鑑寸法・駆通作法・賃錢御取捨・金札通用方等種々之義也、略之

十五日、己未、曇、涼、朝赤松精之介入来、午後迄及談話、酒鮓を饗、午後出勤、夕未下刻退、佐藤喜代見・藤川甚吉郎・大島松太郎今晚出船、三原表江英法調練直

〔十六日〕

京都芝山様方例年之通中元為御祝義左之通拝領仕候也

扇子 五本

糍盃 一

〔十九日〕

尹宮様者元青蓮院宮様、後御還俗二而中川宮様与申上候御方、御年者当年四十六位、元来旧幕并会津等へ御荷担之御方也但当时者賀陽宮様与唱候也

伝受与して相越候旨二而為暇乞入来、右者先達而以赤松精之介周旋二而、英国陸軍所教師ブアルクムオールと申夷人三原江参り、英学并練兵之術教導致候由二付、自分与して相願候建二而被遣候也、〔夜月暗〕

十六日、庚申、曇、涼、朝之内雨降、〔妙慶院へ敬次郎為参也、〕例時出勤、二字五点退、〔夜九字後、木野方使を以今夕七時吉田清太郎御用召二而、謙造義学事修行之為千日之御暇願捨二して御免を不待直二出立致候段、上を輕蔑之致方不届二思召、依之知行被召上、都而奉公御構、尤親類通路之義者御免被下候間、家内之者者一類内へ相片付、屋敷早々差上候之様被仰付候旨為知来儿、甚以気毒之義也、早速為見舞参儿、皆々甚当惑也、十二字比帰儿、坪内久米之助・久野源内・樋口静馬等参り居儿也、〔夜十一字後有地震、稍強し、月者暗也〕

十七日、辛酉、曇、涼、朝十字前方丹羽正蔵江木野被仰付之見舞、且何角之義相談旁二行、十一字後迄話、酒飯出儿、木野家内者不残同方江被引受度旨相談有之、於予何も存旨者無之、尤多人数之事故、分而当家江引受候義も如何様共可致段申置也、其外屋敷取片付方之義二付而も相談有之、存旨申述、余者何も任せ置也、〔夜月明也〕十八日、壬戌、晴、涼、朝素読所会読へ出席、相濟而出勤、三字一点退、〔敬次郎実家実母七回忌相当二付本照寺江参、其序木野へ見舞二遣又也、〕夜家小木野へ見舞二行、〔昨夕杉岡文碩入来、酒を出入、予少々風邪之気味有之、今朝薬を乞候二付来診也、〕夜岡島平之進來、御用向也、跡二而深更迄話入、〔今早曉勝登被来〕

十九日、癸亥、晴、涼、例時出勤、夕四時三点退、〔森岡信槌夕方来、〕若殿様在中江

159 八月

廿一日
 尹宮様夜前九時頃宇品へ
 御着艦被成候由也

御出之處、昨日被為入候由、実者^{*}加茂郡志和村江有事節御取籠之御場所為御見合御出被遊候之由、誠二御手輕之事二而、式部様御同道御側其外重立御役人中共十人余下方御供者一円無之、何も御家来同様之御出立、勿論御加籠^(駕)も不參、実二御甲斐く敷御事二而、佐伯郡辺迄御回り被為入候由也、旦那樣夕方急二御用向二而御登城被遊、夜御奥江罷出ル、左之通御移檄出ル也

^{*}尹宮様御事朝譴御蒙、此御方江御預二相成候段、從朝廷御達有之、早急御下向、三之御丸御屋敷御住居二相成候事

右御謀叛之御企及露頭候敷之御様子二相聞候由也

廿日、甲子、晴、暖、朝方木野へ何角手伝として勸助を遣又也、夕御素読二出ル廿一日、乙丑、晴、暖、夕曇、例時出勤、夕二字過退、尹宮様今日御着、夕方三之御丸江被為入候由也兼而相聞候處、急二御様子替り、真鍋通御用屋敷江御住居之御仕構二相成、今日者水主町御屋敷江御上り被成、銃隊環圍警衛有之由也、夜中大御目付石原啓八郎殿相見、尹宮様御事左之通申上有之由、尤暗記也

賀陽宮

兼而御不審筋有之、被止參朝、謹慎被仰付置候處、頃日不軌を謀候趣、全一己之存慮を以徳川慶喜等へ密使を遣し、可内応陰謀及露頭、勅使を以御糾問有之、無相違旨言上、然ル二慶喜二於而八悔悟恭順、愈以謹慎罷在候處、皇族与して不容易^{所為}企、甚以不屈至極二思召、嚴重之御沙汰可被及處、格別之叡旨を以寛大之典被行、親王彈正尹宣旨、二品位記并御養子被召上、御名少将江御預被仰出

村上家乗 明治元年 160

候事

八月十六日

賀陽宮

右被仰出之趣二付、自今朝彦与相称候事

右同日

右当御藩江御預之御趣意者、年来王事御勤勞候処、猶又ケ様之被仰付者御氣毒被思召候得共、御太切之御方、他之藩へ難被仰付、当御藩なれば御粗略之義者有之間敷与御頼思召候二付而之御事之由、右二付当分御手当として金二千両下賜候との御事之由也、夕曇

廿二日、丙寅、晴、暖、夕曇、守之進様今暁七時之御供揃二而石内村江御出二付、為御供罷越、高井越通御回り路二而御出、御宿者恒之通也、巳鼓頃御着被遊、御手続被遊也

廿三日、丁卯、晴、暖、夕稍冷氣、朝水晶山奥百姓某か山江金穴御見物二御出被遊、尤金穴与者申せ共山中二間々有之沙金二類したる物二而珍からず、夫方西ヶ城方半坂江御回り一字過被為人、予者昨今山路之険二苦候故、西ヶ城江者御供不仕、鍛冶計方浄土寺迄帰、同所二而御待申上ル、途二而松茸少々御採被遊候之由也、夕御素読御温習被遊、三宅正伯昨夕御手山之松茸御内々被下候御礼二予か処江来ル、同人方無業を患む、初穂少許御上江差上、余者御次一統江配分いたす也

廿四日、戊辰、晴、涼、能称廟御祥月祭祀者留守江申付置候二付、早晨遙拝、些時静坐罷在也、朝御素読被遊、其後山江御採葦二御出被遊、夕御手続被遊、夫方調練御見物二御出被遊、由良都賀夫内談事有之、謁を乞来、三原江直伝習二参度二付而

161 八月

廿七日

深町鴻作

之義也

廿五日、己巳、晴、暖、日中者暑、朝六時^字四點頃^方地御前^字辺^字迄御步行、宮内江御回
り、一昨年戦争之場所御見物、佐方洞雲寺江御参、夕六字前被為人、今日者凡七里許
之途二候得共、御達者二御步行被遊也

廿六日、庚子、曇、時々雨降、朝御素読被遊、夕五字二点石内御立、己斐石風呂前
二而些時御休、七字三点頃被為人、御供二而帰宅いたす也

廿七日、辛未、晴、暖、深町真喜太方二而、敬次郎外祖母七回忌二付、敬次郎今朝
誓願寺へ参、法事中詰る、昨夕者深町へ非時二被招参候由也、例時出勤、夕四字三
点退、敬次郎養子願之義深考之義七有之、是迄差延置候処、明廿八日就吉辰願書差
出、且惣髮二為致候事二治定致候二付、右案内且盆前之挨拶旁極夕掘尾へ行、達而
被留酒出ル、御奥方松茸・栗拝領被仰付也

廿八日、壬申、晴、暖、今日就吉辰敬次郎養子二仕度願書、御用人月番佐藤益之丞
宅へ持参、左之通差出、同人被受取也

覚

一私儀五十五歳二罷成候処、実子無御坐候付、厄介敬次郎義当年十六歳二罷成候
間、養子二仕、家名相続仕仕度奉存候、此段相叶候様奉願候、以上

八月廿八日

村上彦右衛門無判

渡辺雅登様

佐藤益之丞様

堀尾勝登様

右者半紙豎紙江相調、上包無之、巻上江付紙二而姓名を認ル、是去冬以来御改
二相成如斯也、古例二者あらず

〔朝素読所会読江出席、夫方出勤、夕五字前退、〕今日者於御城坂谷希八郎先生講釈
有之由二而、御西殿様共御登城被遊也、〔御下城後、旦那様御居間江被為召、厄介
敬次郎義養子二仕度段願出之通被仰付候旨御意被為在、願之通被仰付、難有仕合奉
存候段御受申上退、御取合せ者無之、脇指者帯して出ル、於御次御用達永井仲之助
江猶御西殿様江之御請申述、夫方御奥御次江出、老女江謁、御宇衛様江之御吹聴申
上、御用所二而御用人中江御請申述及吹聴、引取掛二御用人三家江御請回勤致又也、
〔歸宅之上慈君奉始皆々江申聞、告于廟、〕敬次郎江ひれ吸物・手付熨斗、礼服二而
一心之祝盃致、慈君・家小も同断、〔夕堀尾嘉善夫婦・大島五兵衛を呼、内祝之意を
述及献酬、其外江者当御時勢柄之義、且当度八真之御上向限之義、本意者引越之節
二何も相済居候故、一円樽二不及候也

廿九日、癸酉、晴、暖、〔木野之方去ル廿二日夜丹羽之方へ引取相済候由二付朝卒与
見舞、丹羽へも何角之挨拶二通ル也、木野者丹羽之表座敷二同居也、〕夕御素読江出、
〔夕堀尾勝登昨日之歡二被来、有合酒出又

卅日、甲戌、晴、暖、〔少々風邪之気味二而悪寒有之二付出勤不致、其段御用人江以
紙面及案内也、〕杉岡文碩来診、〔少々風邪之気も有之候得共、火動之方勝候付、格別
温二過者不宜由申、薬を恵む也、〕渡辺雅登・佐藤益之丞此間之歡入来、〔夕中島屋

163 九月

朔日、三原行被仰付候
面々左之通
御用人練兵掛り
渡辺雅登
御先手頭
三宅益登
銃隊頭
岡島平之進
武内保之進
御先手銃隊頭
八木鉄之丞
洋学掛り
村上敬次郎
三宅八太郎
自分願洋学修行
渡辺吉太郎
平川市太郎

吉兵衛此間從崎陽歸候由二而來、部屋へ呼逢、酒を饗、緩話し歸ル也

九月 小

朔日、乙亥、晴、暄、風邪快、悪寒も止候付致出勤也、夕四字後退、米価此節尚又追々騰貴、石壹貫貳百匁余、金価も壹兩貳百六拾匁いたし、諸色も愈以騰貴之由也二日、丙子、晴、寒、朝佐藤益之丞又大島五兵衛就御用向入来、午後復益之丞被来、其後御用向有之、出仕、夕七時比退、土井笑吾（土居）二初而謁入、昨日御小姓組二御取立被仰付、赤松精之介も同様之由也、渡辺雅登方倅敬次郎義洋学修行与して三原表二於而此度御取立二相成候御場所へ罷越、英人直伝習致候由被仰付候旨被相達也、即席御請申出ル、但此度者守之進様二も御願二而御出被遊候付、其節御供二而罷越候様二との義也、外二も同様二被仰付候面々如頭書、尤右之外二者居残之御供方者無之、塾中二而者外諸生同様之振二被遊候筈也、右之趣帰宅之上敬次郎へ申聞、告于廟、辻織之丞入来

三日、丁丑、晴又曇、寒シ、今朝素読所講釈御用向有之、不出、九時比出勤、夕五字前退、今朝勝登被来、深町真喜（通作）太法事之挨拶入来、土居咲吾（笑力）殿被来、赤松精之介方去月廿五日三原洋学所取締役被仰付候旨為指来（知力）ル、森岡おたつ子供を連来、今晚高木来助方嫁取之由、夜復来泊、今日東講武所二於而、此度奥越二於而戦死之面々招魂祭被仰付、御両殿様御親臨、酒御灌祭被下、其後御家中諸士以下参拜有之候由也、越後口二於而當御藩之兵士毎戦勝利二而、余程賊徒を追込、殊之外

165 九月

八日

霜降

昼九時四分

今日三原江之御供者去
外二御本手之衆左之通被
參、是又海田方御同行被
遊候之由也

藥師寺恒之進殿

藤田敬次郎殿

西本荒太郎殿

沢栄左衛門殿

土居咲吾殿

服部剛八郎殿

吉田伝之進殿

佐々木寛太郎

所へ罷越、入塾修行為致申度、家来共モ修学之者計ニ而、外ニ召仕之者八不相
添、寢食衣服等マテモ外諸生同様ニ而、刻苦勉勵為致申度、然ル時者強而勤学
之奏功を急ニ致候而已ニ者無御坐、從來之弊習を除、広ク衆人之情実ニモ相通
シ、往々御一新之御政体を賛成仕候万分一之微衷モ相達可申哉与奉存候、且守
之進義ニおゐても頻ニ奮発罷越申度趣申聞候間、先百日之間差遣シ置申度、此
段奉願候、宜御執成之義御頼申候 九月二日

夜御奥江被為召罷出、御饞宴之御酒頂戴仕候也

八日、壬午、霽、秋冷深、後晴、今朝六時御供揃ニ而守之進様御立二付、敬次郎者
右時刻二心出立、海田迄御先江罷越、同所方御供仕ル、同行之面々何れモ独歩二付
供を不召列、何れモ一緒ニ參ル也、七字頃為御見立出仕、御居間ニ於而御目見被
仰付、夫方御玄關江罷出、下御式台ニ而御見立申上ル、九字前御立被遊、海田迄並
御步行等之節之御供建ニ而、同所方者此度英法修行被仰付候面々御同行被遊、御
供一式之者御手回り吉人也、実ニ衆人意表之御所置也、御表・御奥共御次迄罷出、
恐悦申上退也、敬次郎出立之節、堀尾嘉善夫婦・大島五兵衛・岩崎良之進・長束吉
之進・沢崎勇三郎等為見立入来、吸物・酒肴兩種ニ而饗スル也、長武左衛門・平川
静一郎来、酒を饗ス、星野武平次モ今朝来候由也、夜風吹
九日、癸未、晴、冷氣、朝八字為御祝詞罷出、御表・御奥共如例御目見被仰付、御
祝詞申上也、大島五兵衛御用向二付入来、午後堀尾へ囲碁ニ被招行、有饗、夜高
橋太右衛門殿御用向二付被来、謁入、夫方出勤、直ニ又高橋江行、十字後帰宅

十日、甲申、晴、暖、十字出勤、二字三点退、夜家小興徳寺江參、夜寒し
 十一日、乙酉、晴、朝寒冷、朝堀尾勝登被来、其後同人復御用向二而被来、五兵衛七来、夫方出勤、十二字前退、久留俊造入来、酒を饗、夕星野貞之助従保田村被帰候御用向二付来、跡二而酒を饗、森岡信槌来、中島屋吉兵衛内々頼事有之来
 儿、夜暖
 十二日、丙戌、晴、朝冷氣後暖、夕晴、朝勝登被来、例時出勤、四字前退、吉丁目筋御屋敷二而彦吉殿御卒去被成候二付、殿様・若殿様吉日御遠慮、式部様并御奥様三日之御遠慮被遊候との旨御移檄有之也、此間守之進様御出立前、御勤向之義二付御手違事有之、依之御差扣可被遊哉之旨御両殿様方昨日御伺二相成候処、不被及其義旨今夕被仰出也、右者此御方二而之御無念者少も無之候処、全大御目付衆手元二而間違有之、且政事堂御步行中之方二も不念有之候由二而不被為得已、右御統合二相成候也
 十三日、丁亥、晴、暖、朝素読所講釈へ出席、十二字出勤、夕四字前退、来ル十四日十五日二葉山御祭礼、当年者思召二而十五日一日之御祭礼二相成、尤十四日十五日共諸人拝参者相成候趣被仰出也、峯槌様来ル十六日津和野江御引越之義兼而被仰出候処、同日御延引二而、十八日御引越之義被仰出候由也、今朝勝登被来
 十四日、戊子、晴、暖、信槌来、午後御用向有之、御奥江出ル、夜前三原方御荷船(森岡)歸り、高木平太郎も一緒二帰候由二而今朝来ル、守之進様益御機嫌克去ル十日夕三原御着被遊、当分木屋利兵衛与申者方二階へ御旅宿、十一日朝ブラックモール江御

167 九月

十八日

龜井茲命様今朝津和野へ御出立足被為在、今晚者廿日市御泊之由也

去ル十六日左之通被仰出候由

高間多須衛

右倅省三奥州広野辺所々遂勇戦、尚又相馬口之役先駆激闘、寡兵を以賊之砲台を乗取、終令忠死之段無比類働、神妙之至、不被為堪御感歎、依而御追贈銃隊頭、省三御扶持方を知行五拾石二御直し、多須衛へ被下候、御感状被下置候

入門被為濟、ブラックモール弟之分も此間来、諸生も追々盛二相成候由、御場所者此節專御取立中二而塾も未仮成之事之由、敬次郎方も書状差越、無事之趣也、夕久野秀太郎江先日願之通隠居、家督邦太郎へ知行無相違被仰付候歡二行、酒出ル、夫方桑原吉郎二江家普請歡旁二行、未皆出来二者不至、瓦屋二而、下地方者余程住居取も好、座上者少々広く成也、同方二而も酒出、及暮帰ル、家来田川虎次郎病氣快、今日方帰ル也、八月六日二下宿以来漸此節快復致候由也、從藤川甚吉郎妻夜前安産、女子出生之旨為知来ル也

十五日、己丑、晴、暖、例時出勤、夕四字前退、今日二葉山江旦那様御宮詰被遊殿様御名代者主水様二御勤被成、若殿様御社參、御親神酒御献備被遊候由也、龜井隠岐守様方峯槌様江御名被進、茲命様与御改被遊候旨御移檄出ル也

十六日、庚寅、晴、朝寒、後暄、曉勝登被来、早朝妙慶院江參、例時出勤、夕三字退、信槌、夕藤川毎登殿御出、三男又三郎義主水様御家中中村尚一方へ婿養子二所望之移合有之候旨二而御相談有之、何之存旨無之旨御答申置也、三原敬次郎江書状出入、慈君夜辻江御出被成也

十七日、辛卯、曇、暖、朝勝登被来、三原二而波多野権祐方去月七日認之書状達入、同人倅四郎義、当春以来大坂江学事修行二參居候処、五月中旬方疫症二取中、其後追々快、七月比方疝症之様二成、七月末帰宅致、其後急水気二成、八月四日衝心二而死去致候之由為知来ル、信槌来

十八日、壬辰、快晴、暄、朝素読所会読二付出席、今日者旦那様御臨坐被遊也、相

廿一日早晨

酢和会

大こむ

油あけ

こんにやく

香たけ

人しん

けむ

白みそ

小椎たけ

苞豆ふ

青味

御飯

御香物

薄

筋湯皮

おろし生姜

濟出勤、夕三字退

十九日、癸巳、晴、暄、例時出勤、夕二字退、昨夕辻織之丞入来、今日祭礼二付何れも参候様噂有之候得共、皆辞入、慈君者此間方御逗留被成也

廿日、甲午、晴或曇、從三原御左右有之、守之進様益御機嫌克被遊御逗留、去ル十四日方御入塾被遊、文学之方專二被遊候之由也、諸生も一同無事之由也、從東京間宮市左衛門殿被帰、会津城去月廿二日方惣攻撃二相成、廿九日城下江押詰、去ル三日及落城候之由、其節者本藩之勢一番乗之趣風説も有之候得共、其義未確証者不相分候由也、左之通從朝廷之被仰出御移達有之也

九月二十二日者、聖上御誕辰相当二付、群臣二酺宴を賜、天長節御執行相成、天下之刑戮被差停候、偏二衆庶与御慶福を共二被遊候思食二候間、於庶民も一同

御嘉節を奉祝候様被仰出候事 八月 行政官

今般御即位御大礼被為濟、先例之通被為改年候、就而八是迄吉凶之象兆随(二脱)屢改号有之候得共、自今御一代一号二被定候、依之改慶心四年可為明治元年旨被

仰出候事 九月 行政官

岡田八太郎来、此間頼候呉浦青盛勝之助方月波楼之詩并外旧作之詩二枚認置候二付遣入、謝与して勝之助方菓子一箱惠也

廿一日、乙未、晴、暄、朝片岡弘夜前東城方帰候趣二而来候二付、御用向承ル、右二付夕一字後出勤、四時後退、森岡信槌来、未明二勝登被来

廿二日、丙申、晴、寒後暖、普照廟御祥月、暁起祭祀如恒規勤之、普觀廟も配祀恒

169 九月

のつへい
 人しむ
 牛房
 やき豆ふ
 御平
 香たけ
 油あけ
 へち柚
 御菓子
 焼まん頭
 かき
 九年甫
 以上
 同日夕
 御茶
 黒豆飯
 廿三日
 立冬
 昼九時

之通、味爽勝登被来、朝丹羽^正庄蔵入来、無屹御用向也、木野謙造去ル朔日出之書
 状来、大ニ悔悟之様子ニ而今更何与申訳も無之次第二候得共、何分益以大憤発致し
 兼而之志業早々相遂、其上ニ而幾重ニも歎願ニ及候所存ニ有之、聊も異志者無之与
 之旨申越候之由也、例時出勤、十二字後退、今日者一昨記之通聖上之御誕辰二付、
 一同早放衛也、今日者御上之処全凡氏祭礼之御振合三付、敬日を不避、吸物・鱈・
 小豆飯ニ而祝也、一字後西向寺江参、楠宗太来、過日以來志和村之神機隊江^{*}仏蘭
 西伝習之練兵教授之義大監察辺方被命、参居候由也、夜御奥江召、今日之御祝しニ
 而御酒頂戴仕ル、御用人も被出也
 廿三日、丁酉、晴、暖、夕少陰、信槌来、家小此間中方眼傍を痛、余腫も有之、
 困候故文碩を呼診を乞、全皿^(血カ)分昇逆方之由申、薬を恵む也、素読所講积江出席、御
 奥江夜前之御礼ニ出ル、柚子此節能色付候二付、例年之如御奥江差出也、今日竹
 之御丸御祠堂ニ於而御歴代様始諸御霊神御祭礼被仰付、主水様御社詰被成候由也、
 夕方佐藤江困暮ニ被招行、堀尾并ニ五兵衛・武平次会、跡ニ而有饗、深更ニ帰ル
 廿四日、戊戌、晴、暖、例時出勤、夕三字退、退後赤松精之介被来、三原之様子
 委敷承之、敬次郎方托し候書状も同人方被達呉、達而留候得共、差急之由ニ而被帰、
 片岡弘を呼、申談義有之、相濟而酒を饗、敬次郎方之来書、替義無之、兄ブラッ
 クモール名レビュール、弟ブラックモール名ゼームス之由申越ス也、朝勝登被来、
 西向寺江代参申付
 廿五日、己亥、晴、朝寒冷後暖、例時出勤、夕三字後退、夕掛御奥天満宮江拝詣ス、

〔今曉勝登被來〕

廿六日、庚子、晴、暄、〔朝山村靜登・丹羽正藏へ先日敬次郎三原行之節入來之挨拶二行、木野へも同人養子願之祝肴被贈候謝二行、同方二而酒出ル、〕夜慈君從辻御歸被成、妹・子供不殘御伴仕、來宿也、〔今昼信槌來〕

廿七日、辛丑、曇雨、寒し、〔例時出勤、夕三字退、〕極夕方赤松精之助殿を訪、及閑話、酒出、入夜歸宅、三原洋字尚又当所へ御引取、江波村二於而御場所御開幸之筈二相成、急二爰元へ遷移御治定二相成、甚御輕率之御所置、且右様相成候得者御費用も不大形義、甚不可然段色々建白周旋も被致候得共、勢不可止、無是非事之由被申、村上豊三郎殿も被參、謁也、〔今日西向寺江者代參申付也、〕今日も東講武所二於而戰死忠死之招魂祭被仰付候由也

廿八日、壬寅、曇、午後暖、〔朝丹羽正藏被來、無屹御用向也、右二付久野秀太郎へ行、謁入、久留杏藏へ先日内祝之謝二寄也、〕十二字出勤、四字前退、例歳今日者氏祭礼前日二付諸役所廢休二候得共、当年方者月二寄休日御取捨二相成、今日者出勤二相成也、〔御医師中不殘還俗被仰付、自今僧形体之服用捨、平服者割羽織袴、有廉節者麻上下着用、名も俗名二相改候様二与被仰出、御本手之方も同様二先達而方相成候由也、〕左之通御移檄出ル

* 先帝御忌日は迄御發喪日を以十二月廿九日与被為定置候処、今般御制度復古之折柄、第一御追孝之思召二而古礼二被為基、以來崩御御正忌之通り十二月廿五日二被為定、一段恭敬至重二御祭典可被為遊旨被仰出候事 九月 行政官

171 十月

別紙之通被仰出候間、御国ニ於みても此以後十二月廿五日鳴物停止之旨被仰出候云々、以下略之

廿九日、癸卯、晴、寒冷稍増、祭礼ニ付辻織之丞入来、饗入、夜妹子供共伴し歸ル、おたけ者止(泊)ル也

十月 大

朔日、甲辰、晴、寒冷、朝勝登被来、又信槌来ル、例時出勤、夕三字退、夜演武所槍場所二而古江村百姓十二神祇舞御透覽被為在、見物ニ参ル、家内も皆々参ル也
 二日、乙巳、晴、朝初而有霜、寒冷強、夕御用向有之、御館江出ル、今日者御二所様共主水様江御出、御宇衛様二者朝方御出、旦那様二者夕方御出被遊、夜半頃被為入候由也、おたけ今夕辻へ歸ル也、信槌今朝来ル也

三日、丙午、曇、寒、午後方雨降、朝片岡弘来、此度御用向相濟東城江引取被仰付候付、明日・明後日之内引取候由申聞、素読講釈江出、十二字頃方出勤、御銀見分有之、四字後退、奥越官軍大勝利之旨者此間之記ニ有之通ニ候得共、尤落城与申者間違ニ而、弥籠城ニ相成、官軍者遠巻ニ而暫時攻撃見合ニ成居候由之所、案外ニ敵方不意を被掛、官軍大ニ敗軍ニ相成、猶又白川(河)迄退陣ニ相成候由也、三原洋学所へ御傭ニ相成候英人フラックモール当所へ御呼寄有之、水主町海軍(操)練所ニ於而洋学練兵直伝習御開ニ相成候旨、右者朝廷江御願之上御傭ニ相成候事ニ候処、当時於朝廷異人御取扱之振合も有之、万一渠へ対シ粗暴之挙動有之、異条等及出来候而八不

輕御国難二も立至候二付、心得違之義無之様二との義御移檄出ル、尤右要旨暗記故本文二者無之候也、今般御即位被為濟、改元被仰出候二付而八、天下之罪人当九月八日迄之犯事、逆罪・故殺并犯状難差免者を除之外総而減^{*}一等被赦候之旨從朝廷被仰出候旨御移達も有之也

四日、丁未、雨、温、夕方霽、飛驒様御直話被成度も被為在候付、今朝五時方罷出候様二との義昨夕崎田恪衛方申来候付、八字頃方罷出、御奥御居間二於而御逢有之、先達而罷出申上置候御用向之御内答也、帰宅直二出勤、夕四時比退出、但本多庫人殿被逢度由二而御館江被出、予并佐藤益之丞・大島五兵衛一緒二謁、御国事之義二付段々内談之趣有之、予等か所関二者無之候得共、聊存寄申述置也、左之通御移達有之也

「此度思召之旨も有之、御家中之輩先大目付以上通称被差止、以来名乗を相唱候様被仰出候、依之名乗江仮名を付可被申出置候事云々

「内記様御通称御止メ、以来御実名、内記様者懋^{トシツク}様、式部様者懋^{トシテル}昭様与可奉称式部様候事云々

五日、戊未^申、晴、暖、朝神田八幡江参詣、加賀守方二而神酒を出ス、信檜読書二来、今朝由良都賀夫從三原帰、守之進様昨夕御乗船、今日者宇品江御入可被為在旨申出也、夕七時過宇品へ御着船之御様子相聞、兼而御迎船者同所迄出居、御船屋敷より御揚り被遊、被為入候二付、入夜為御出迎^{マケ}として罷出、七字比被為入、益御機嫌能被成御坐、奉恐悦、渡辺雅登人御供二而被帰、外之諸生者フラックモール二從ひ、直

173 十月

八日夕
 酒肴
 大盆 井 三はい漬
 八寸 手長たこ
 井 三輪漬
 鉢 みかん
 かまほこ
 さつまいも
 吸物 大蛤
 鉢 花鮓
 かれみ
 いり付
 鉢 ねぶか
 以上
 外二台所取合二而
 後藤鼓
 吸物
 うを
 あら

二水主町御屋敷江上り、帰宅者不出来候之由也、何も三原洋学所塾中其儘之振合二付、右之通之由也、左之通御移檄出ル

御家中之輩通称従来官名并国名を付候義者僭称二相当り、或者東百官之名号を付候義者其謂レ不正、尤左・右衛門并兵衛を始、助・介・丞・允・進・輔・大夫之類を名下へ用ひ候分者先ツ御沙汰二不被及、其余右官名或者文字違唱官名二同じく類者相改、以後付申間敷旨被仰出候云々

浅野飛騨様御通称御廃し、今日方忠様与御名乘被成候由也

六日、己酉、晴、暄、朝未明勝登被来、例時出勤、夕四字前退、今朝守之進様江御目見仕、纒之間二大ニ御丈武二被為成、御見替申上候也、敬次郎午後致帰宅、フラックモール兄弟夜前者揚陸者無之、今日直二八丁馬場旧勘定場、此度洋学所二相成候場所へ御呼入二相成、同所迄一緒二帰候処、未塾割等も不相調、差寄稽古も無之ニ付、諸生何れも一応引取候由也、御西殿様今日方御通称御止、河内様者道興様守之進様者道敏様与御名乘被遊候旨被仰出也、左之通御移檄有之也

御家中之輩、通称従来官名并国名を付候義者僭称二相当り、或者東百官之名号を付候義者其謂レ不正、尤左・右衛門并兵衛を始、助・介・丞・允・進・輔・大夫之類を名下へ用ひ候分者先御沙汰二不被及、其余右官名或者文字違ひ唱官名二同じく類者相改、以後付申間敷旨被仰出候、右之趣相組支配方不洩様可被相触候

七日、庚戌、曇又晴、暖、暁勝登被来、早朝見分事二付六丁目御館江参ル、十一

九日

小雪

夜五時(四)九分

十日、大光公江殿様毎月之御参詣御廢、此後者九月十日御忌日計二相成候之由也

字頃帰宅、直二出勤、夕四字前退、敬次郎今朝洋学所二而マストルへ見舞二参候由也、主水様今日方重美様シメミと御名乗被成候由也

八日、辛亥、曇、午後方寒冷、玄猪ウツ兎ウ之遊戯当年者今日一日二被仰出也、道敏様之御唱今日方道敏様ウと御改被遊候旨被仰出也、夕方山村静登を無屹度招寛話、酒鮓を饗、堀尾勝登をも折柄招、矢野屋右衛門を取持旁二呼、岩崎およしも頼也

九日、壬子、晴、寒冷加、曉勝登被来、朝矢野屋右衛門夜前之謝二来、御用向申談、

例時出勤、夕四字前退

十日、癸丑、晴又曇、寒、例時出勤、夕三字退、今日方洋学所書籍之稽古始り候由二而敬次郎参、尤いまた入塾之義も不極候由、練兵も今日午後方於講武所始り候由也、夕久野秀太郎退隱後何角之挨拶入来、寛々被話、酒を出入、若殿様昨朝方佐伯・山県郡辺江為御巡覽御出被遊、七八日後被為入候筈之由、先達而之振二而極御手輕之御供方之由也、今曉も勝登被来、自今者不尽記

十一日、甲寅、晴、寒冷大二強、夕方藤田敬次郎殿へ此間為知之挨拶歡二行、但御供頭添役次席、勤中知行百石二被成下也、夫方青野英太郎殿方保太郎殿去月廿八日死去之由承候二付吊之、又藤川・辻を訪、両家二而酒出、辻二者緩々話シ、入夜帰ル也、途二而フラックモール講武所江行を見ル、兄弟共騎馬、皆大男也、敬次郎今夕方洋学所へ入塾致ス、ブウツク組書籍也、ズレール組練武也共皆入塾之由也、尤道敏様二者御願いまた御免許無之二付、御入塾者不被遊候也

十二日、乙卯、晴、寒冷強、例時出勤、夕三字退

175 十月

十六日、森仙太郎弟、重
美様御家中栗原直之進倅
定次郎、内々二而御武庫
内二有之玉薬類を取出し
沽却致候義露頭二及ひ、
格禄御取上、御暇、芸備
三ヶ之津住居御構、父直
之進御役御免、御中小姓
末席被仰付候由也

廿日極夕

大吸物

かき
しゐ竹
ゆり根

猪口

かき
せり
わさひみそわへ

鉢盛

焼鳥
九年甫
れん根
新巻牛房
かき串焼

牡蠣飯

掛汁 糸椎茸

十三日、丙辰、晴、寒冷殊強、遥山有雪、水初見氷、朝素読所講積江出席、夫方出
勤、夕四時後退、敬次郎卒与帰ル、夕山村静登此間之謝旁被来、右近様御通称御
廢、忠英様タカヒコ与御名乗被成候由也、上田典膳様ノリノリ此間方節宣様ノリノリ与御名乗被成候由也
十四日、丁巳、晴、朝寒冷甚嚴、有水、十字後道敏様御部屋江罷出、午後寒冷少緩
十五日、戊午、晴、寒冷甚強、例時出勤、夕四字後退、今日・明日於二葉山先達之
残御誓戒有之候由二而旦那様御社詰被遊也

十六日、己未、晴、寒冷強、妙慶院江代参申付ル、例時出勤、夕四字退、敬次郎
*ソソノテイ之由二而朝方帰ル、夕方曇、夜雨降、今日者道敏様二葉山へ御詰被遊也
若殿様佐伯・山県辺江御巡村与して御出被遊候之処、雪深二付夜前一応被為入候
由也

十七日、庚申、曇後晴、寒冷纒甘む、敬次郎洋塾江参ル也、道敏様今日方洋学所
へ御入塾被遊也、朝丹羽正蔵、敬次郎三原方帰候歎与して入来

十八日、辛酉、晴、寒冷聊緩、朝素読所会読江出席、夫方出勤、四字後退

十九日、壬戌、晴又曇、寒冷強、例時出勤、夕四字後退、慈君今午後妙慶院・西向
寺江御参被成、夫方森岡へ御出、御帰り被成也、御上之御振合二被准、此御方様二
も御勘定奉行以上通称を廢、実名を名乗、唱仮名付二して申出候様二与被仰出、右
二付予も今日方通称を廢、裕ユカフ与相名乗候段小書付二して御用人佐藤益之丞迄申出ル、
予是迄実名邦裕ノリノリ二候得共、常々邦字を省、裕字而已文事二用來候付、其儘二而唱を
此度右之如改ル也

かやく
おろし大根
小皿
おろし生か
せり

外二
柚子漬
大根

廿三日

蜜柑 卅五

右之通御奥へ御慰二差
上候也

廿四日

大雪

今暁八時九歩

廿日、癸亥、夜来雨、寒冷緩、夕御両家類役集会当家二而引受候二付、崎田勝文・

山村静登被来、如例軽干饗応二及心、堀尾勝登被会、岩崎良之進取持二出ル

廿一日、甲子、晴時々曇、雨、中島屋吉兵衛此間大坂方帰候由二而昨日来、頼置

候沓一足持参し呉ル、煎茶器を患む、例時出勤、夕五字比退、去ル十五日夜若公

郡中より被為入掛、運上場御着船之節、同所渡舟二而此御方御家来不埒筋有之旨御

取しらへ被仰出候様二与大御目付衆方申来、御調有之候処、名倉部・大崎喜和馬・

山崎隼太・得井勘次郎・同房五郎・土屋秀太郎・由良辰太郎、三滝天満宮江参詣帰

途、渡舟江廿人計之乗組二而御船へ出会、勿論極御忍之事故、御印・御釣燈等七無

之候二付、更二若公与者不相心得、少々酩酊二而辰太郎杯雑言を吐、御供舟方無屹

制止も有之候得共不通氣二而、益高声二論談致候趣二付其段被仰出、御差扣可被遊

哉之旨今夕被仰込候也、何れも不慮之災難也、午後寒し

廿二日、乙丑、晴、寒冷強、有繁霜、暁六時前出火二付出ル、中小姓町算浦万之助

殿屋敷一軒焼、無類焼、例時出勤、夕四時前退、明日洋学所ソソンテイ二付道敏様

今晚方被為入候由也、今朝西向寺江虎次郎代参申付

廿三日、丙寅、晴、寒冷強、尤時々雨飛、午後者暄、敬次郎ソソンテイ二付早朝方帰

ル、御用向有之、九時比道敏様御部屋江出ル、夜御用向有之、佐藤益之丞相見

へ、前記二有之七人之者を呼寄、深更迄及示談也、今日庭前之蜜柑卅五枚、御奥江

御慰二差出又也

廿四日、丁卯、晴、朝冷後暖、宅二而御用向有之、十一字後出勤、夕三字比退、敬

177 十月

次郎今早朝洋学所へ参、西向寺江代参申付、退出後、夜前之七人復来
 廿五日、戊辰、晴、寒冷強、午後暄、例時出勤、夕三字退、昨日妙円廟御祥月之処
 家小誤而御茶を献候事を失念いたす二付、今夕豆飯を献スル也、家小夜木野へ参宿
 奥州官軍愈勝利、九月十七日仙台開城、伊達氏御父子降状を捧而寺院二謹慎、会津
 若松城者堅固二籠城二付、北陸道之官軍一併二相成、同廿二日惣攻撃之御手筈二有
 之処、廿一日二至降旗を建、廿二日朝肥後殿父子熨斗目麻上下二而降伏状を陣門二
 捧、罪状御譴責之上二応歸城、切棒駕籠二而寺院へ被移、直二城御受取二相成候処、
 城中之建物無処不炮痕、諸所二窟穴を鑿、彈丸を避候姿二相見、誠二哀至極成体二
 有之候由也、此度加茂郡志和組之内へ練兵所御建構二相成、諸所へ柵門御出来二相
 成候間、御歩行以上名乗通り、足輕以下者印鑑を以通行可致、右印鑑者御目付・御代
 官方相渡候筈之旨被仰出有之也
 廿六日、己巳、晴、午後暄、午後堀尾誠意被来、算術を授、夕北櫓江登、講武所英
 法教練を觀看也、御家中侍中初、陪臣并銘々屋敷・多門住居之者、男女共八拾歳以
 上書付月中二申出可有之候、又支配之輩者頭支配方二おめて取約可被差出との旨御
 移檄二而被仰出也、先達而以来郡中二而八、若公御巡村之節、八十歳以上者正金貳
 両ツ、被下候由也、家小夜徒木野帰ル、丹羽江も今日参り饗二違候由也
 廿七日、庚午、晴、寒冷緩、例時出勤、夕三字退、西向寺江代参申付、森岡おた
 つ来ル、信槌・お好も来ル也
 廿八日、辛未、晴又曇、風吹寒冷、例時出勤、夕三字後退、昨日若公御泉水江被

成御坐、町新開住居八十歳以上老人、同所御馬見所前江被為召、御側之衆直達二而不残金子二両宛を下賜候之由、御家来内二而者多田野伊八母出候由也、去月廿二日会津降伏之義弥相違も無之趣、本月五日之太政官日誌二始末委細二出有之、君臣子之降伏状如左

臣(松平)容保乍恐謹而奉言上候、拙臣儀京師在職中、蒙朝廷莫大之鴻恩なから万分之微衷も不奉報、其内当止月中於伏見表暴動之一戦旨意行違、不憚近畿奉驚天聴、深奉恐懼候、爾来引続今日迄遂二奉抗敵王師、僻土頑陋之訛誤、今更何与可申上様無御坐候、実二不容天地之大罪、措身に無所、人民塗炭之苦を為受候次第全臣容保之所致二御坐候得者、此上如何様之大刑被仰付候共、聊御恨不申上候、臣父子并家来死生偏二奉仰天朝之聖断、但国民婦女子共二至候而者元来無知無罪之儀二御坐候得者、一統之御赦免被仰出候様代而奉歎訴候、依之從來之諸兵器悉皆奉差上、速二開城、官軍御陣門江降伏奉謝罪候、此上万一も王政御復古出格之御憐愍を以至仁之御寛典於被仰付者冥加之至極、難有奉存候、此段大総督府御執事迄冒万死奉歎願候、誠惶誠恐頓首再拜

慶応四年九月

源容保謹上

亡国之陪臣長修等謹而奉言上候、老寡君容保儀久々京師二於て奉職罷在、寸功もなく蒙無量之天眷、万分之一も未奉報隆恩、剩触天譴、遂二今日之事体二至り、容保父子城地差上、降伏奉謝罪候段、畢竟微臣等頑愚疎暴にして、輔導之道を失ひ候義、今更哀訴仕ルも却而恐多次第二御坐候得共、臣子之情実難堪奉存候間、

179 十月

代而臣等被処敵刑被下置度伏而奉冀候、何卒容保父子蒙聖慈、寛大之御沙汰候様御取成被成下置度、不顧忌諱泣血奉祈願候、臣長修等誠恐誠惶頓首再拜

松平若狭重役

萱野権兵衛

長修

梶原平馬

景武

以下七名略之

右肥後殿、抑京都守護職御勤務以来今日二至ル迄之処置を通觀するに、確乎之志操始終不変、力尽不支之今日二至而尚死(決)城中二快せず、節を折而陣門二降り天裁を仰而士民を保せらるゝ之志、一八重大朝、一者恤衆庶、実二大丈夫与可謂、聊方向之見誤者有之哉も不存候得共、大二薩長杯之陽二大義を唱、陰二不可謂之姦曲あるに者異ル様二被思、君与云臣与云、実為士者之鑑与謂へし、此歎訴状を讀而不覺涙潸々たり、猶明哲之公論あるへし

廿九日、壬申、晴、寒冷、朝御用向二而御勘定奉行伴十郎兵衛殿江行、不快二而不被遇、妙慶院へ參、吉田謙次郎殿江過日養子不縁之為知有之挨拶二行歸ル、右養子者野田七郎右衛門殿方被行候処、家付之女之妹江密通、姉妹兄弟一時二懷孕被致候由也、夜長武左衛門来、今晚道敏様從洋学所被為人候由也
晦日、癸酉、晴、寒冷、朝敬次郎歸ル、例時出勤、夕四字後退、夜敬次郎洋学所

へ参

十一月 大

朔日、甲戌、晴、寒冷、早朝伴十郎兵衛殿江行、謁、山村静遠も表二参被居、二上
 吉太郎殿・森新太郎殿も後方被来、表二而逢ふ也、例時出勤、夕五時前退、例年
 之通今日知行物成相渡、附足輕御切米も受取也、世羅米相場石二付八百七拾匁二建
 候由、此間以来大二下落、金価も壹両二付三四拾匁下落二及候由也、昨日若殿様左
 之通御直書を以被仰出候由也

学問八人の人たる道を学ひ候義二候得者、上下貴賤とも日夜修行、忠孝の大義
 を不忘却様致度事二候、然ルニ学者或者流俗ニ泥ミ技芸者流同様之事二相成、
 甚歎敷事二候、依而此度儒者阪谷希八郎を請招し、我等藩中之者共ニ其教諭を
 受、政教一致之風化を起し度候、一統おめても篤く此意を令体認、勉強講習要
 領を不取失候之様懇望此事二候

右之趣何れ江も可申聞候

十月

浅野忠殿

二日、乙亥、曇、寒冷舒、久野邦太郎過日歎之返礼入来、奥羽出張之御人数、惣司
 二川主税殿引纏昨日凱旋、今日御城二於而御酒頂戴有之候由、度々之苦戦者有之候
 得共、御人数之損者他藩江比スレ八至而寡候之由、分取等者余程有之趣也
 三日、丙子、曇、寒冷、例時出勤、夕四時退、中島屋吉兵衛来、其後之日誌復来ル

181 十一月

〔九日夜、申談事有之、大島正雄を呼、跡方渡辺寛も被来、御用談有之、跡二而有合之酒を饗〕
 〔十一日、木野児名左之通吉槌〕
 〔同日時規師五郎兵衛を呼、オツチ之掃除を申付ル、来ル十七日比迄二調管也、オツチ者袂時計之洋名也〕

〔八日〕
 冬至
 夜五時九分

仙台・庄内之降伏状も出居候、弥奥羽者平定与見ゆる也、〔夜六字後有地震、稍強四日、丁丑、曇、時雨、有風、寒、〕例時出勤、夕三字後退、〔辻政徳入来織之丞事也、〕浅野哲之進様御通称御廢、忠純様与御名乘被成候由也
 五日、戊寅、晴或曇、朝寒冷強、繁霜、〔早朝御用向二而吟味役小鷹狩介之丞殿江行不快二而不被謁、夫方同小林育太郎殿江行、謁又〕
 六日、己卯、晴或曇、朝冷強、〔例時出勤、夕四字前時、〕夜十字後敬次郎歸、道敬様被為人、御供二而帰候之由也、〔初更前東方出火、〕片河町少々焼候由也
 七日、庚辰、晴復曇、時雨之意あり、寒冷強、〔例時出勤、夕五字前退、〕敬次郎極夕洋学所江参
 八日、辛巳、曇、寒冷強、午後雨、〔慈君此間方少々御風氣、御腹合も悪敷御困被成候付、昨日方文碩薬を乞、今夕今夕同人見舞呉る、少々裏二御熱有之候得共、何も為指御事二者無之由申、薬加減し呉る也、〕極夕敬次郎卒与帰ル、打寄冬至之盃を伝ふ
 九日、壬午、晴復曇、夕暖、〔例時出勤、夕四字前退、〕夜木野方お喜代夜前安産、男子出生之由為知来、歡見舞旁使遣入、母子共滞無之由也
 十日、癸未、晴、暖、〔内用有、〕遠野綸郷殿江行、謁、当時洋学所奉行被勤也、十字後歸宅、直二出勤、夕四字前退、〔夜木野へ見舞、今日名を命候由、〕弥無滞肥立也
 十一日、甲申、晴復曇、時々雨、暖也、〔高木来助入来、森岡方之義二付内談事有之、存寄申置也、〕夕杉岡文碩慈君来診、最早御熱も無之由申、既二今日者御頭も御剃被成也、〔家小夜木野へ参、〕弥母子共滞無之由也

村上家乗 明治元年 182

十二日
桜井元憲殿
同日、クライスト、ムア
ツス、デイ之由ニ而敬次
郎朝方帰候也

十二日
末津姫靈神者饒津大明神
之御配、長生大夫人之御
事ならん歟

十二日、乙酉、晴、寒冷薄、例時出勤、夕三字退、赤松精之介一昨夜桜井与四郎殿宅ニ於而思召有之、格式・御扶持御取上ケ、町奉行へ御預け被仰付候由也、何之故与云事者不詳候得共、恐為国家過慮、何そ暴挙之企有之、内密及露頭候様之事なるへし、夜田坂虎之助調を乞来、通し而調、初而逢、敬次郎初洋学生三名之者当所洋覺中之修行ニ而も迎茂果敢々々敷事者出来兼候付、幸不日ニ向井玄同崎陽江参候処、同人者三年来崎陽ニ留学、先達而一心帰省致し何角承候処、当時朝廷之御支配ニ相成、一層学業盛ニ被行候趣故、同人江為伴崎陽へ遊学ニ遣し申間敷哉之旨段々親切ニ申聞ル、段々之厚意辱致感佩候得共、乍去予者兼々之深考も有之候ニ付其意を述及断候処、大二聴服し去ル也、虎之助者近頃御歩行組ニ御取立、洋学所通弁役被仰付候之仁也、未弱年二者候得共、中々才子与見ゆる

十三日、丙戌、雨、温、朝星野貞之助来、森岡之義ニ付同人存寄之趣内々申聞、此間来助示談致候趣も有之候得共、同人ニ於而八甚不同意之由、至極尤之申方也、尚予か考申述置也、例時出勤、夕三字退、夕堀尾へ話ニ参候様申来、行、酒肴を被饗、寛話致ス也、明十四日末津姫靈神竹之御丸御祠堂方二葉山江御遷座被遊、十五日火烧御祭被仰付候ニ付、右両日諸事穩便ニ仕、火之元別而念入候様ニとの被仰出有之也、夜風雨

十四日、丁亥、朝風雨罷、午後霽、ソソナイニ付朝方敬次郎帰ル、大島松太郎入来、フラックモール所持之写真を見せる也、明日二葉山御社詰者重美様御詰切被成候由、旦那様二者殿様御名代御蒙被遊、今夜亥鼓方御社江御詰被遊也、夜甚寒

183 十一月

十五日、戊子、雨、寒、例時出勤、夕四字退、中津屋豊助來宿、夕辻政徳入來、酒を饗、夕方大二寒、日那樣今夕四字前被為入也、忠英様御家來藤井脩之輔・児玉宗秀洋学所通弁二御雇、御雇中三人扶持被下、重美様御家來村上左一郎知郡局記録方二御雇、御雇右同断、昨日被仰付候之由、笙之輔・宗秀者洋学少々致し居、松浜以來英人に付添居、未通弁等出來候程二者無、左一郎者漢学余程出來候者之由、尤先年不首尾二而御暇出候處、近來学問上達二付而御呼戻、御銀被下罷在候由也

十六日、己丑、曇時々雨、寒冷強、今朝豊助歸儿、例時出勤、夕四字後退、信槌來候由、妙慶院江代參申付、家小夜興徳寺江參、妙慶院へも同断、從三原御到來之大浜大根二本、御奥方御頒賜被仰付也

十七日、庚寅、曇或晴、時々雪飛、寒冷強、若殿様明十八日九時揃二而御遠乘被遊候二付、其節此御方御父子様共御手馬二而御供被仰付候旨、入夜御側用人衆方申參、重美様二も御同様之由、誠二珍敷御事也

十八日、辛卯、晴、寒冷強、有堅氷、例時出勤、夕三字後退、今日日那樣二者御痛所二而御供御断被仰出、道敏様御出被遊、重美様初外二大臣衆多人數御供有之、祇園迄御乗切、同所二而御酒御頂戴被遊、夫方被為入、急二忠様江被為成、直二御供二而一応忠様江御出被成候處、少々御風邪二而御頭痛被為在候二付御断被仰上、御先江御歸毛被遊候由也

十九日、壬辰、晴、寒冷強、嚴凝、早朝御用向二付而小鷹狩介之丞殿江行、謁、十字後出勤、夕四字後退、昨夕忠様江者懋績様・懋昭様二毛被成御座候之由也、道敏

廿三日

小寒

昼八時五分

昨日、上田重美様江政事堂之御役方不残御招有之、御奥小姓七兩人被参候由、先日忠様之方二而御直約二而右之通之由也但皆々大乱酒二而有之由風聞也

左之通被仰出候由御移達有之也

惠

紵

晬

右御諱二付、名字等二相申間敷候用候義者勿論、刻本等二者闕画可致候事

十月

行政官

様昨夕之御頭痛者真之御一時之御義二而、今日者大二御快被為入候由也

廿日、癸巳、晴、寒冷強、今日者休日二候得共、とふ歎此御方様江も若殿様・御両方様何時不意二可被為成哉も難計御意味合も有之候付、何角取しらへ御用向有之、例時方出勤、五字後退、夜三原小林彦左衛門入来、酒を出緩々話、終二宿又

廿一日、甲午、晴、寒冷強、例時出勤、日没頃退、敬次郎ソソナイニ付歸ル、午後方マストル江波江遠距離之試放二参候二隨、同所へ行候由二而、夫切二不還、彦左衛門今晚も宿也

廿二日、乙丑、晴、寒冷聊紓、朝例時出勤、夕六字前退、彦左衛門今夕歸り候由、明朝関浦友輔方出立、三原江帰候積之由、元来此間同人從三原爰元へ引越候二付添参候由也、明日竹之丸御屋敷御祠堂二於而御火燒祭被仰付候旨二而、諸事穩便二仕火元別而念入候様二との御移檄出ル也、今朝西向寺江代参申付

廿三日、丙申、晴、寒冷聊紓、今日昼方寒入也、休日二候得共九字後方出勤、夕六字前退、一昨廿一日普觀廟御祥月之所誤而致失念候二付、今夕御茶を献也、今日竹之御丸江此方様御社詰被遊候也

廿四日、丁酉、曇、微雨、寒威薄、朝久留杏蔵入来、此間内々頼遣候義二付而也、午後迄談話、酒を出入、大島正雄会入、其内二久野秀太郎も入来、亦暫被話、皆々内御用向也、二字後出勤、四字後退、当夏以来上之御振合も有之候二付、此御方二於而も右二被准、諸役所之唱并御役名等御取捨之御含も被為在候得共、先左之通御改革被仰出候間、夫々承知可有之旨被仰出也

処事局 但是迄之御用部^所御用部屋之惣名、依之自今御用所者処事局一ノ間与唱候事

総括 但是迄之御家政引受之事

処事局頭取 但是迄御用部屋頭取之事

処事局詰 但是迄御用部屋詰之御小姓組同並之輩之事

処事局書役 但是迄之御用部屋書役并日参之御步行組等之事

制用局 但是迄之御勘定所之事

惣括 但是迄之御米銀引受之事

制用局詰 但是迄御勘定所詰之事

廿五日、戊戌、晴、寒、例時出勤、夕四字後退

廿六日、己亥、晴、寒威緩、午後暖、今日越後江御差向之御人数余程凱旋有之候由也、六百人許之由也

廿七日、庚子、晴、寒威少加、例時出勤、夕五字頃退、^{*}大教廟御祥月、如例牡丹餅を献入、^{*}宗祖速夜二付例年之通煮込を製、初穂を慈君方御奥江御出し被成也、久

野淑人病氣之処、養生不叶死去之由、夜前久野大平方為知来、今朝悔二使遣又也
廿八日、辛丑、朝微雨後晴、寒氣強、日曜日二付敬次郎帰儿、例時出勤、夕五字

退、今日若殿様・懋續様・懋昭様今日加茂郡志和村江御出被遊候由、不相替御供方極御手輕、御駕籠者打垂二而御道具等も無之由、と心歎同所操練場出来二相成候由

風聞也

廿九日、壬卯、^寅晴、寒威緩、渡辺廉之助御用向二而度々来、大島正雄毛来

卅日、癸辰、晴、寒威少進、早朝就御用向郡御奉行石川忠^{タケナリ}殿江行、差問二而不被
謁、直二同御役二而武井幹^{モトノキ}之殿江行、謁入、例時出勤、夕五字前退

十二月 小

朔日、甲辰、晴又曇、寒氣緩、例時出勤、夕五字退、少々風邪之氣味有之、夜中
早臥

二日、乙巳、晴、暖、早梅纒開、杉岡文碩を呼、診を乞、少風氣毛有之候得共、朋
中不旋方之事二有之旨二而薬を投、敬次郎用事有之、帰ル

三日、丙午、晴、寒威緩、例時出勤、夕五字前退

四日、丁未、晴、寒威緩、例時出勤、夕五字前退、道敏様先日以來御風邪御颯破
離与不被遊、御用心二而洋学所へ御出不被遊候二付、今日方暫時御稽古申上候也

五日、戊申、曇、朝微雨後晴、寒氣緩、敬次郎日曜日二付朝方還ル、朝英式教練見
物与して御裏へ出、午後御部屋江罷出ル、今日英人兩人登城御目見被仰付候由也

六日、己酉、晴、寒威聊加、例時出勤、夕三字後退、杉岡文碩来診

七日、庚戌、曇、寒威嚴、朝丹羽正寒氣問安入来、例時稍過出勤、夕四字後退、重
美様之方、六丁目二而河瀬極人屋敷此度御屋敷二相成、節宣様御住居被成、今日御
引移被成候由、極人者木野謙造上り屋敷江替り候由也、西向寺江代参申付也、藤井
音次郎先頃病中見舞遣候謝入来之由也、道敏様今晚方洋学所へ御出被遊候由、昨
夕共御稽古二出ル也

187 十二月

八日

大寒

明六時九分

八日、辛亥、晴、寒威嚴、午後御用向有之、佐藤宅へ會、酒を被出、及黄昏帰宅、朝高木来助入来、内密御用向也、夜桑吉郎(原脱)二人来、酒を饗又

九日、壬子、晴、寒威後甘、例時出勤、夕二字後退、夕文碩来診、腹部大和候快旨申也

十日、癸丑、晴、寒氣緩、例時出勤、夕三字前退

十一日、甲寅、晴、氣候如昨、山村静遠寒氣問安入来、咄合事有之、酒を出入、夜中島屋吉兵衛来、明後十三日上坂致候由二而、銃器類兼而之御注文物当度八是非共取歸り可申旨申出ル、酒鮮を饗シ何角申談、折柄長武左衛門来、又岡島平之進も呼、一緒二申談也

十二日、乙卯、晴、寒氣緩、例時出勤、夕四字後退、敬次郎ソソナイ二付朝方歸ル、夜御奥江召、罷出ル、明日道敏様御誕辰、今晚御祝ひ被遊候由二而、御酒・御吸物等頂戴仕ル也、御家来中御仕向筋之義毎々御苦勞被遊候段者一統承知之通二候処、昨年已来御意外之御減石二相成候付而者、当暮之所者弥以御所存二難被為任御場合二候得共、何れも常々心得宜、去冬被仰出候御改革之御趣意不相背、一致遂精勤候段御備被遊、就而八即今諸物価未曾有二騰貴之折柄、武備筋二当候而も何角与失費之義も不少、一同別而難渋可仕与深く御不愆二被思召、種々御取約彼是御評議之上、此先手御取統方之御商量者差寄せ御度外二被成置、当暮限別段之御判断を以御扶助之員数御取捨有之、去ル文久四年之振合を以御仕向被下、御役料等も右二准御取捨可被下旨被仰出也

村上家乗 明治元年 188

十三日、丙辰、晴、寒氣大ニ緩、昨夕以來風邪之氣味ニ而惡寒有之、用心して今日者出勤不致候也、午時吉兵衛來、弥今晚出船致候由ニ而、代金之義ニ付申出候義有之也

十四日、丁巳、晴、寒氣緩、坪内操寒氣問安入來、折柄御上ケ米一条ニ付内話之趣有之也、午後大島正雄

(以下欠落)

189 注

注

各注の冒頭に掲げた数字は、本文中の箇所を示している。上(アラビア数字)が本文のページ数、下(漢数字)がそのページの行数である。ただし、頭書は行数を示さなかつた。

- 3・五 源慶喜 第一五代將軍徳川慶喜(一八三七―一九一三)。水戸藩主徳川斉昭の七男。弘化四年(一八四七)に一橋家を相続、文久二年(一八六二)に將軍後見職、元治元年(一八六四)に禁裏御守衛総督・摂海防御指揮。慶応二年(一八六六)の將軍家茂の薨去を受けて徳川宗家を相続、十二月に征夷大將軍に就任。幕政改革に努めたが幕府を支えきれず、慶応三年(一八六七)十月大政奉還、慶応四年(一八六八)一月の鳥羽・伏見の戦いに敗れて江戸へ帰り謹慎。
- 3・七 源茂長 第九代広島藩主松平(浅野)安芸守茂長(一八二丁―一八七二)。維新後は名を長訓ながのりに復す。父は七代藩主浅野重晟の六男右京長懋ながし。文政元年(一八一八)浅野家の青山内証分家を継承、安政五年(一八五八)、急逝した広島藩主浅野慶熾ちかひの遺跡を継承し広島藩主。明治二年(一八六九)一月、病気のため致仕。
- 3・九 紀道興 広島藩家老東城浅野家当主、浅野河内道興(一八二五―一八八四)。実父は先々代当主孫左衛門高平。嘉永元年(一八四八)、先代広島藩家老駿河道博から家督を継ぎ家老。勅典、大炊、豊後の後、元治元年に河内と改称。明治元年(一八六八)十月、諱道興を名乗りとする。明治二年七月に、家督を養嗣子守夫(守之進)に譲り隠居。
- 3・頭書 睦仁 明治天皇(一八五三―一九二二)。慶応二年十二月、父孝明天皇の崩御により皇位を継承し、慶応三年一月九日に践祚。慶応四年八月二十七日に即位。明治四十五年九月二十二日に崩御。
- 4・四 慈君 父星右衛門の妾で彦右衛門の義母。妹梅(辻清人妻)の生母。名は仙(一七九〇―一八八一)。上御書翰列故蔵田百太郎姪で、実は家老三原浅野家土吉光軍右衛門の娘。彦右衛門の実母の死後、天保三年(一八三二)十二月に入家。彦右衛門は万延元年(一八六〇)に申し出て養母の身分としている。
- 4・二 堀尾勝登 家老東城浅野家土。堀尾家は与力二家の一つ。勝登は用人見習で、彦右衛門の養子人見習。
- 4・七 御用人中 渡辺雅登・佐藤益之丞・堀尾勝登用

- 敬次郎の実兄。知行高一〇〇石。
- 4・二三 守之進 諱は道敏(一八五五)一八三九。明治元年(一八六八)十月諱を名乗りとする。のち守夫と改名。右京長懋三男内記懋績の六男。父懋績が文久三年(一八六五)に沢家から本家へ復帰後、沢家三六〇〇石を継承、浅野の称号を許される。慶応二年(一八六六)十二月、家老東城浅野家浅野河内道興の嗣子となり、明治二年(一八六九)七月に継承。明治三十三年(一九〇〇)、父道興の功により男爵。
 - 4・二四 旦那様 家老東城浅野家当主浅野河内道興。
 - 4・二五 御宇衛様 浅野道興室。名は於忠。父は上田家先代の家老上田主水安節。安政四年(一八五七)婚姻。
 - 4・二六 清人 家老東城浅野家土辻清人。彦右衛門の異母妹お梅の夫。慶応三年(一八六七)十月に織之丞、翌明治元年(一八六八)十月に政徳と改名。
 - 4・二六 万之進 家老東城浅野家土森岡万之進。名は邦靖(一八三三)一八六八。彦右衛門の同母弟。天保六年(一八三五)、森岡十兵衛の急死により森岡家に養子に入る。中小姓、側詰、目付を経て吟味役となるが、慶応二年四月病気のため辞職。後に中小姓に復職するも、慶応四年(一八六八)月六日に病死。
 - 4・二七 御家老 三原浅野家当主浅野右近忠英三万石、上田家当主上田主水安敦一万七〇〇石、東
- 城浅野家当主浅野河内道興(一万石)。
- 4・二七 御年寄 広島藩では、宝永六年(一七〇九)の職制改革により、家老が政務からはずされ、それまでの加判役が年寄と改称して執政職とされ、人材抜擢によりこれにあてられた。当初は四、五名であったが、寛政年代から七名となり、このうち一名が年寄上座に就任し、政務全般を掌握した。慶応三年の年寄上座は辻将曹、慶応四年五月の藩制改革により廃止。
 - 5・五 山中碩庵 広島藩士。文久三年側医師。
 - 5・七 杉岡文碩 村上家の主治医。
 - 5・二〇 御馬御乗初 この日家老東城浅野家では、早朝に各自馬を連れて麻上下で出仕し、馬場で乗馬姿を当主の観覧に供する行事があった。一時儉約のため、月番一人だけに略式化されていたが、安政七年(一八六〇)に復活した。翌六日は三家老の「御馬御乗始」があり、藩主の観覧に供した。
 - 5・二〇 諸役所出初 慶応二年までは翌六日。
 - 6・四 主上崩御 孝明天皇は慶応二年十二月二十五日に崩御。
 - 6・六 西向寺 城下白神組細工町の浄土真宗本願寺派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
 - 6・六 宗太 楠宗太。慶応二年一月十六日条に「暇申

191 注

- 付」とあるが、「家来惣太」（または宗太）はそれ以降度々見えた。
- 6・九 殿様 広島藩主浅野茂長。
- 6・二 渡辺雅登 家老東城浅野家士。用人役。
- 6・二 備後矢川村稻荷社 備後国安那郡矢川村には稻荷社はない。元治二年（一八六五）には彦右衛門が内命を蒙り矢川村に赴いているが、参詣したのは塩川社である。同社と家老東城浅野氏との関係は不明。同村は福山藩水野家が元禄十一年（一六九八）に断絶した後に幕府領となつたが、嘉永六年（一八五三）に阿部家への加増地として福山藩に加えられた。
- 6・二六 西福院 城下中島組天神町の真言宗御室派寺院。本尊薬師如来、脇土不動明王毘沙門天。家老東城浅野家では正月初寅に毘沙門天に参詣するのが恒例。
- 7・三 辻妹 彦右衛門異母妹お梅、お梅は奥家老東城浅野家先代室勤めの後、嘉永三年（一八五〇）四月十日に東城浅野家士辻清人と婚姻。
- 7・八 森岡故十兵衛 彦右衛門の実弟森岡万之進の養父。天保六年（一八三五）一月十六日死去。享年六十九歳。
- 7・二 西蓮寺 城下白神組細工町の浄土宗鎮西派寺院。
- 7・二 森岡家の菩提寺。
- 7・二 妙慶院 城下中通組新川場町の浄土宗鎮西派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
- 7・三 家小 彦右衛門妻。木野一馬妹お並。天保七年（一八三六）四月に婚姻。
- 7・頭書 下女 彦右衛門は万延二年（一八六一）二月に足輕（家来・若党）三人をつけられているほか、小者・下女若干名を抱えている。これらはいずれも一年季奉公。
- 8・一 近江守 広島藩青山内証分家当主松平（浅野）長厚（一八四三～一八七三）。父は第八代広島藩主浅野齐賢の弟右京長懋の七男内記懋績。長厚はその四男。初名は万五郎、後に為五郎。文久二年（一八六二）、青山内証分家当主であつた従兄弟の浅野長興（茂勲、長勲）が本藩の世子となつたため、同家を継承し、近江守と称す。文久三年（一八六三）十二月、幕府から藩内に帰住することを命じられ、高田郡吉田に移住。明治二年（一八六九）請願して華族の列を退き、内証分家は本藩に合併した。
- 8・二 前將軍 第一四代將軍徳川家茂（一八四六～一八六〇）。父は和歌山藩主徳川斉順。嘉永二年（一八四九）に和歌山藩主、その後將軍継嗣となり、一三代將軍家定の薨去により安政五年（一八五八）將軍に

就任。慶応二年(一八六六)七月二十日に大坂城で薨去。諡号は昭徳院。

8・二 少将様 第九代広島藩主浅野斉肃(一八七〇—一八六八)。天保七年(一八三六)十二月、左少将に叙任。

慶応四年(一八六八)二月十二日死去。諡号は温徳院。室は第一一代將軍徳川家斉の二四女末姫(泰栄院)。

8・四 敬次郎 彦右衛門の養子、村上敬次郎(一八五三—一九二九)。父は堀尾善太夫(嘉善、笑石)。用人見習堀尾勝登は実兄。彦右衛門の実子千代雄槌の死後、文久三年(一八六三)九月に村上家の養子(厄介)となる。慶応二年十一月から江戸遊学、翌年十二月二十二日に帰郷。明治二年(一八六九)二月英国へ留学し、明治七年(一八七四)七月に帰国。広島英語学校の教員を経て、明治九年(一八七六)に海軍省に奉職。少書記官、海軍大臣秘書官、大臣官房主事、経理局第一課長を経て、日清戦争では呉鎮守府監督部長。旅順口海軍根拠地主計部長として功があり、明治三十年(一八九七)に主計總監、その後海軍省経理局長。北清事変・日露戦争の功により、明治四十年(一九〇七)に男爵。

8・五 若党 家臣が抱える奉公人のうち最上級の身分。戦時には戦闘員となり主人側から離れず、槍脇を守る。従って、一年季の出替わり奉公人から採用

されるが武士としての処遇を受ける。

8・五 十軒屋村 安芸郡仁保島村山根地区のことか。

同地区は、元禄五年(一六九二)ごろに宇治から招かれた茶人片岡道仁が、この山麓に家を一〇軒ばかりあれば比治山御茶屋からの景色がよくなると話したことから、第四代藩主浅野綱長が安芸郡浦刈(まがら)浦から一〇世帯を移したことに由来するという。なお若党吹本吉蔵は、翌慶応四年七月まで勤めている。

8・七 堀田新吉 慶応二年八月二日に召抱えた僕。石内村百姓新次郎の二男。十月三十日に若党に取立て堀田新吉と名乗る。慶応四年六月、佐々木猶馬から、その妻の縁類に当たる御側足軽への婿養子に所望され暇を取る。

8・二〇 小前者徒党 賀茂郡竹原には塩田地主や酒造業を兼ねる少数の豪商がある一方で、多数の無高の貧困者があつた。折からの米価高騰から、庄屋や商家への投石事件があり、一月十六日には約一〇〇〇人、十七日には近村の農民も集めて約三〇〇〇人が竹槍で武装し、竹原市中の豪商や近村の豪農の家を打ちこわし、金銀米類を略奪した。

8・二二 百姓一揆 慶応二年、諸物価の高騰と第二次長州征伐は全国的に「世直し」を激化させた。五月に

193 注

- 9・四 小林土佐守 祇園藤之森社神官。
- 9・三 新帝御踐祚 明治天皇(一八五丁一九二)は慶応二年十二月の孝明天皇崩御により、慶応三年一月九日に踐祚式を、慶応四年八月二十七日に即位式を挙げた。
- 8・一九 西洋事情 福沢諭吉が著した日本人による最初の欧米五ヶ国の紹介書。慶応二年(一八六六)に初編、明治元年(一八六八)に外編、明治三年(一八七〇)に二編を刊行した。
- 8・二五 金子元達 広島城下白神二丁目の医師。元徳の子。嘉永五年(一八五二)緒方洪庵の適塾に入門。
- 8・一九 福沢塾 福沢諭吉が中津藩江戸屋敷で安政五年(一八五八)に開設した蘭学塾。藩外の希望者にも門戸を開いたので「福沢塾」と呼ばれた。文久三年(一八六三)から英学塾に転じた。福沢は慶応三年(一八六七)に米国で大量の学校教科書を購入して帰国し、暮に土地を購入して鉄炮洲から芝新銭座に移転、慶応四年(一八六八)四月に慶応義塾として開校した。
- 9・六 岩崎およし 岩崎良之進母。岩崎家は家老東城浅野家土。村上家の親戚筋に当ると思われるが詳細は不明。
- 9・七 宝国 彦右衛門の異母弟庫吉。母は仙慈君。天保八年(一八三七)四月二日生。天保十年(一八三九)一月二十六日に三歳で死去。法名宝国童子。
- 9・八 木屋後室 家老上田家土木野一馬(瑞祥院)の室。おまつ 木野一馬(瑞祥院)の娘。安政二年(一八五五)三月二十四日生。
- 9・二〇 桑原吉郎二 広島藩士。慶応三年五月に歩行格となる。慶応四年三月御船手道具方。村上家四世勇蔵室(信楽院)が桑原家の出身であり、村上家とは親戚筋に当たる。
- 9・二 久野秀太郎 家老三原家用人。明治元年九月に隠居、邦太郎へ家督を譲る。
- 9・二三 当月之集會 在広の三家老(三原浅野家・上田家・東城浅野家)重臣間では、三家持回りで定期的に相互連絡を目的とする集會が開催されるが、行事など諸事情で延期されることもある。慶応三年一月二十八日は三原浅野家の当番であったが同家用人久野秀太郎病気のため延期、四月二十七日に開催。五月二十七日は東城浅野家の村上彦右衛門宅、八月十三日は上田家の河瀬極人宅で開催。十月六日

- は久野秀太郎の当番であったが上田家用人河瀬極人転役のため延期。翌四年(一八六八)は四月十四日に上田家用人山村静登宅、四月二十七日久野秀太郎宅、十月二十日村上彦右衛門宅で開催。
- 9・二六 河瀬極人 家老上田家用人。
- 10・二 附足輕春御貸米切手 村上彦右衛門の給禄は一五〇石、役料銀鍵持料足輕三人御附。家乗では足輕ではなく、家来・若党・僕・小者と記載。足輕給禄は毎年二月一日と六月十五日に支給。本来の支給日は十一月一日で、それ以前に支給されるものが貸米。正米ではなく、切手で支給。
- 10・三 世羅 備後国世羅郡のうち宇賀・吉歩・小童・西上原・田打村が家老東城浅野家の給知。全給知の二八%を占める。
- 10・六 板倉伊賀守 備中国松山藩五万石藩主板倉伊賀守勝静(一八三三～一八八九)。慶応元年(一八六五)十月老中に再任、慶喜の將軍職就任とその後の幕政改革に尽力。慶応四年(一八六八)一月の鳥羽伏見の敗戦後、慶喜に随って江戸へ帰り、世子の勝全と恭順の意を示すが、政府軍の来攻にあい会津へ脱走、箱館五稜郭で抗戦。明治九年(一八七六)東照宮祀官。
- 10・二六 佐藤益之丞 家老東城浅野家士。用人役。佐藤
- 家は与力二家の一つ。知行高一五〇石。
- 10・二七 堀尾嘉善 家老東城浅野家士。堀尾勝登・村上敬次郎の父。旧名善太夫、笑石。慶応元年に嘉善と改名。文久三年(一八六三)に隠居、勝登に家督を譲る。
- 10・二七 木野 彦右衛門の父星右衛門の実父は家老上田家士木野文右衛門で、一馬は星右衛門の兄左守の子、彦右衛門の従兄弟に当たる。また、彦右衛門の室は一馬の妹お並。
- 10・二七 瑞祥院 木野一馬の法号。慶応二年(一八六〇)二月七日死去。
- 11・二 野口金兵衛・佐々木猶馬 いずれも家老東城浅野家士。慶応元年七月十八日、「村方御用時二取申談候様被仰付」。
- 11・三 寺町報専坊 寺町は城下北西部、雲石街道沿いの町で、広瀬組に属す。慶長十四年(一六〇九)、浄土真宗安芸門徒の中心的寺院である仏護寺と、その末寺とされたいわゆる仏護寺二二坊がここに移され、寺町が形成された。報専坊は仏護寺二二坊の一つで、浄土真宗本願寺派寺院。元禄六年(一六九三)に寺町に移住。
- 11・六 惠蘇郡・奴可郡 奴可郡は広島藩領東北部の郡で、東城町を含め家老東城浅野家の給知の約二五

195 注

- 11・八 豪農・富商 一揆勢は神川の家宅破却後、恵蘇郡内を廻り、二二戸以上の富家・村役人から焚出し・兵糧の供給を受ける一方、一〇戸以上を打ち
- 11・七 西城郡府 奴可郡西城町には、元和五年(一六一九)の浅野氏入部にともない代官所が置かれ、一時廃止されることはあつたが、以来奴可・三上両郡の政治上の要地であつた。
- 11・七 神川三太 番組筆頭神川平助のことか。神川は安政元年(一八五四)に恵蘇郡に赴任、郡独自に積み立てていた趣法米の制度を元治元年(一八六四)から改定し、殖産興業の費用や貧民への貸付などに充てようとした。しかし藩がそれを長州征伐のために借り上げたことから、恵蘇郡農民は神川個人の横領と疑い、慶応三年(一八六七)一月二十四日、数千人が蜂起して神川を撃退し、三日市村の同人の家宅を破却した。
- 11・九 備中其外御隣領辺 慶応二年十一月、美作津山藩領で年貢減免などを求める強訴が起こり国内一円に波及している。
- 11・九 小童村 世羅郡小童村は家老東城浅野家の給知。
- 11・三 興徳寺 城下田中町の臨濟宗妙心寺派寺院。木野家の菩提寺。
- 11・二四 長州勢 二月三日、佐伯郡玖波駅屯在の長州藩兵は同郡小方村の郡府出張所まで使者を派遣し、長州兵の領内退去を通報、六日までに完了した。
- 12・二 初午 例年二月初午には広島城下でも稲荷神の祭礼があつた。特に広島城内三之丸西南隅には広大な境内と荘厳な社殿をもつ稲荷社があり、広く領内からの参拝が許され、活況を呈した。
- 12・七 奴可郡川西村 家老東城浅野家の給知。村内の町場部分が東城町として町方支配となつたため、東城町を囲む形となつている。
- 12・二〇 市川齋 名は兼恭(かみかみ)一八二八(一八九九)。通称は齋宮。広島藩医市川文徴の三男。大坂で緒方洪庵、江戸で佐久間象山・杉田成卿に蘭学を学ぶ。嘉永元年(一八四八)に福井藩に召抱えられ、同六年(一八五三)幕府天文方和解御用、安政三年(一八五六)蕃書調所教授手伝、文久二年(一八六二)開成所教授、慶
- %が集中。奴可郡とその西の恵蘇郡の主産業は鉄山稼ぎであつたが、外国鉄の移入により鉄値段は下落し、金銀不融通となつた。また慶応二年(一八六〇)は凶作で米価は高騰、翌年春には飯米も不足した。恵蘇郡では打ちこわしが発生。この騒動は隣郡の奴可郡には波及しなかつたが、生活に苦しむ民衆の間では一触即発の状況にあつた。
- こわした。

- 12・二四 例時 夏季の二ヶ月余は辰刻出勤、午刻退出
 12・二四 衾炉 ことつのこと。
 13・二 例時 夏季の二ヶ月余は辰刻出勤、午刻退出
 13・二 例時 夏季の二ヶ月余は辰刻出勤、午刻退出
 13・六 植田兼山 広島藩士。名は賛、通称賛三郎、号は兼山(一八二〇～一八六七)。安政三年(一八五六)奥詰文久三年(一八六三)病のため致仕。植田家は植田良背(一六五〇～一七三五)以来代々広島藩儒
 13・二〇 新組頭衆 文久三年の兵制改革により、長柄之者(槍隊)と、大筒之者(砲兵)が新組、槍奉行・大筒頭が新組頭と改称した。長州藩兵の退兵にともない、佐伯郡内に駐屯していた天津斎(側足軽頭)・石川直之進(目付)引率の軍勢が帰広した。
 13・二二 主水様 家老上田家当主上田主水安致(一八二〇～一八八八)。父は先々代当主主水安世。安政三年に先代安節から家督を継ぎ家老となり主水と称す。明治元年(一八六八)十月に重美と改名、剃髪後は謙翁と号す。上田家初代重安(宗箇)は、浅野氏が元和五年(一六一九)に芸備両国に入封した際、一
 13・二五 久留杏蔵 家老三原浅野家士。用達所詰頭取、一五石三人扶持。
 14・一 後室 堀尾勝登・村上敬次郎の祖母で、堀尾眠石室。慶応二年(一八六六)二月二十四日死去。法名詮寿院。
 14・一 新庄大芝 沼田郡新庄村は南流する太田川の西岸にあり、対岸は安芸郡牛田村と広島城下新開組(白島村)。大芝は新庄村の北東部。太田川に面し、川土手が草原に覆われたところから呼ばれた。その河原では慶応元年(一八六五)十二月に地雷火・水雷火の爆発実験など軍事演習が行われた。
 14・七 本照寺 城下中通組新川場町の日蓮宗勝劣派寺院。
 14・二四 製蠟場 家老東城浅野家の給知、佐伯郡石内村の製蠟場は元治元年(一八六四)十二月に国産開発を目的に整備された。
 15・三 右近 家老三原浅野家当主、浅野右近忠英(一八二九～一八九七)。父は先々代当主甲斐忠敬。安政三年に先代遠江忠助(飛驒、忠)から家督を継ぎ家老となる。通称は朝負、雅楽の後、安政三年から右近。明治元年十月には忠英と改名。

197 注

- 15・六 洋製世紺度付之時規 秒針つきの西洋時計が輸入された時期は明らかでない。不定時法であった幕末の日本にあつては、秒針は砲術(砲弾飛距離の計算)、医学、練兵、経度測量の目的で活用された。仙台では安政年間に西洋時計の活用書が出版されている。
- 15・三 膝直 嫁の里帰り。
- 15・二七 御並様方 広島藩三家老とその一族のこと。
- 15・頭書 妹 家老東城浅野家用人見習堀尾勝登妹、村上敬次郎姉おちか。
- 15・頭書 大行天皇御葬送 大行天皇は先帝孝明天皇のこと。慶応三年(一八六七)一月二日に山陵が泉山泉涌寺境内と定められ、二十三日にそれは後月輪東山陵と称されることになった。二十七日に大喪が行われ、右大臣以下の朝臣、將軍以下の在京諸侯等が供奉した。
- 15・頭書 大樹公 將軍徳川慶喜。
- 15・頭書 会津侯 陸奥会津藩二八万石藩主松平肥後守容保(一八三五～一八九二)。尾張藩前藩主徳川慶勝の実弟、桑名藩主松平定敬の実兄。文久二年(一八六二)十二月から上京して京都守護職。慶応四年(一八六八)一月の鳥羽伏見の戦いに破れ、慶喜等とともに江戸へ移る。会津で謹慎したが、官軍の攻撃を受けて九月に降伏、鳥取藩池田家に預けられた。明治五年(一八七二)一月に謹慎が解かれる。
- 15・頭書 桑名侯 伊勢桑名藩一十一万石藩主松平定敬(一八四六～一九〇八)。尾張藩前藩主徳川慶勝、会津藩主松平容保の実弟。元治元年(一八六四)四月から京都所司代。慶応四年一月の鳥羽伏見の戦いで敗れ、慶喜等とともに江戸へ移る。一旦は謹慎したが江戸を脱出、柏崎・会津を経て箱館まで転戦。箱館落城前に降伏、明治二十九年(一八九六)に日光東照宮宮司。
- 16・二 御居間 家老東城浅野氏の広島上屋敷御館は、城郭本丸の内濠を挟んで西側の三の丸内、中濠の内側、西御門の北にある。三原浅野家・上田家の両家老上屋敷は三の丸と中濠で隔てられた外側、南御門の南にあつた。このほか東城浅野氏の下屋敷は白島町・白神六丁目・船入村神崎にある。
- 16・二六 沢崎雄三郎 家老東城浅野家士。慶応二年(一八六六)三月二十四日御養子様守之進(御附)。
- 16・頭書 熊谷直彦 広島藩士熊谷直彦(一八二八～一九一三)。通称は兵衛。文久三年(一八六三)に帰国し側詰次席、明治元年(一八六八)に京都留守居役。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄 前編」(『芸藩志』第二〇巻)では側者頭添役次席、京都役人添役江戸留

- 守居加り、定京、一五石三人扶持 四条派の画家
岡本茂彦に学び、弘化元年(一八四四)に広島藩京都
詰衣紋方熊谷左門の養子となる。幕末には尊攘論
者として知られ国事に奔走。版籍奉還後は広島藩
大属。四条派画家としても名声が高く、明治三十
七年(一九〇四)には帝室技芸員に挙げられた。
- 16・頭書
長州御使者 二月二十一日、長州藩使者長松
文輔・中谷茂十郎が来広し、解兵伝達の奉命書と
長防士民の歎願書を提出し、これまでの広島藩領
内借地屯兵について謝罪した。
- 17・一
祇園 沼田郡南下安村祇園町は雲石街道沿いの
沼田郡要地で、郡役所が置かれた。
- 17・一
海蔵寺 家老東城浅野家の給知、佐伯郡古江村
にある曹洞宗寺院。東城浅野家の菩提寺で、境内
には歴代の墓所がある。
- 17・一
江湖 「村上家乗 続編」元治二年(一八六四)五月
二十日条に「同寺去ル七日江湖会執行之由、雲水
僧四十人余参居候趣也」という記事がある。江湖
会は天下の禅僧が集まり修行することで、結制安
居ともいう。
- 17・三
神田社 安芸郡牛田村鎮座の八幡宮。同村と城
下白鳥町の産土神。明治三年(一八七〇)に神田神社
と改称。明治二十二年(一八八九)、社地が軍用地と
なつたため宇品町に移転。
- 17・三
藤川 藤川家は家老東城浅野家士。彦右衛門の
先々代村上家五代(藤次郎(能称院)は藤川武左衛門
四男で、寛政十一年(一七九九)に四代村上勇蔵(常称
院)の養子に入り、文化五年(一八〇八)に相続するが
急死。
- 17・四
吉本恒之丞 家老東城浅野家士。慶応二年(一八
六六)三月二十四日御出頭加。
- 17・六
光明院 城下中島組天神町の真言宗御室派寺院。
文政年間に金毘羅堂を建立。
- 17・二
深町真喜太 久野淑人まではいずれも家老三原
浅野家士。深町家は敬次郎実母の里に当たる。崎
田恪衛(のち勝文と改名)は明治二年(一八六九)七月
「明治維新の際の家臣」(『三原市史』四資料編)で
は用人、三〇〇石。
- 17・三
山村静登 坪内久米之助まではいずれも家老上
田家用人。坪内久米之助の父文治は彦右衛門の父
星右衛門の実兄。
- 17・三
御両家様 三原浅野家と上田家の両家老家(久
野秀太郎は三原浅野家用人、河瀬極人は上田家用人)。
- 17・四
遠藤佐兵衛 広島藩士。文久三年(一八六三)用
人、慶応三年(一八六七)並寄合次席。
- 17・四
植田乙次郎 広島藩士。名は常説(?)一八九三。

199 注

- 17・二七 左義長 毎年一月十四日、広島城下では火祭りの行事、左義長があつた。この日は大きな焚き火を行い、爆竹を鳴らし、広島城内八丁馬場では藩主・諸士の飼馬を集め乗馬演習を行う。夕暮れに、今門から小姓町裏堤(現空鞆橋の東堤)に出て、対岸の空鞆堤で焚く大トンドの火を馬に見せ、戦地の状況に慣らす練習を行うのが恒例であつたが、慶応三年以降諸事省略のため行われなくなった。
- 17・二六 今井小左衛門 広島藩士。明治二年(一八六九)以前「藩士職祿 前編」では用達所物書、書翰方列、二五石三人扶持。
- 17・二六 高橋太右衛門 広島藩士。慶応四年五月十八日の藩政改革で側祐筆、小姓組に取立。明治元年(一八六八)五月「役人帖」(『芸藩輯要』)では側祐筆、三七石三人扶持、天保十四年(一八四三)三月召出し、慶応四年五月取立。
- 17・頭書 吉田兼次郎 広島藩士。慶応二年に使番。明治元年五月「役人帖」では馬廻組浅野造酒当分支配、三六〇石。
- 18・一 先考 彦右衛門の父星右衛門。家老上田家土木野文右衛門政章の第九子。諱は邦韶、字は九成、初名は信度(字君節)、号は南垵。弘化三年(一八四六)三月十六日死去。法名超徳院雲外南垵居士。
- 18・三 両旦寺 西向寺と妙慶院。
- 18・三 白神社 城下白神組尾道町の神社。広島開府前、辺りが海であつた頃に岩礁の上に立てられた神社が、その後城下の総氏神になつたと考えられている。その後氏子を分与し、白神組・中通組の各町と国泰寺村・六丁目村の氏神となつた。乙九日と称し九月二十九日が祭礼。
- 18・三 木野・水谷 彦右衛門の父星右衛門は、上田家土木野又左衛門の子で、「水谷伯母」の夫水谷又左衛門は星右衛門の実兄。
- 18・四 島本広右衛門 広島藩士。慶応元年(一八六五)に銀奉行。
- 18・二〇 松太郎 家老東城浅野家士大島松太郎。慶応二年三月二十四日兒小姓、御養子様(守之進)御附。
- 18・二四 石内村小筒組 佐伯郡石内村は同郡東北端の家老東城浅野家給知村。同村では真武隊・真勇隊・

- 奮果隊といった農兵隊が取り立てられている。
- 18・二六 藤森社 沼田郡北下安村祇園に所在か。
- 19・二 六丁目御屋敷 家老東城浅野家の下屋敷の一つ。六丁目村は城下白神組白神六丁目の南にあり、北半は武家屋敷。東城浅野家下屋敷は西側の元安川沿いにある。なお、家老上田家屋敷も六丁目村東側西堂川沿いにある。
- 19・六 高宮郡玖村円照寺 玖村は高宮郡の南部、太田川が三條川・根谷川と合流する東岸にあたる。明知・給知入交り村。円正寺は浄土真宗本願寺派寺院。
- 19・二四 応変隊 広島藩士西川理三郎・松田昌七郎らが、民間から強壯者を募集して国用に供することを郡府へ建白、慶応元年(一八六五)十月に兩名が臨時農兵隊編成方となり結隊。当初は廿日市の潮音寺を屯所としたが、慶応二年(一八六六)七月に安芸郡牛田村の日通寺、八月には新山村不動院に移した。同年十二月にいったん解散、慶応三年(一八六七)三月に不動院で再招集、その後戊辰戦争で活躍。
- 19・二五 日通寺 安芸国牛田村の法華宗勝劣派寺院。広島藩主浅野家の菩提寺の一つ。太田川の東岸に面し、前面は河原。
- 19・二五 天津村 天津村は存在しない。安芸郡牛田村の
- 19・二九 浅野孫大夫 広島藩士。植木孫六の三男で、林家を継いだ後、慶応二年に浅野守之進が家老東城浅野家の養子に入ったため、浅野家(関家)の家名を継承。関蔵人忠親の外孫。
- 19・頭書 妣廟 彦右衛門の母阿重。彦右衛門の祖父勇吉の娘。文化十年(一八三三)春、藤川保明の養女となり、二月二十五日村上家の養子となった星右衛門に嫁す。文政十三年(一八三〇)三月二十二日死去。法名秀光院釈浄大姉。
- 20・二 白島東中町 白島は城北、東の神田川(京橋川)と西の本川(太田川)に囲まれた武家屋敷が集中する町。家老東城浅野家中の屋敷・多門も多数ある。ほぼ中央の南北筋が白島中町でその東側の筋が白島東中町。
- 20・四 山香平司兵衛 広島藩士。慶応三年奥小姓次席。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では奥小姓次席側方(式部附)、一〇五右、安政六年(一八五九)十月父権介家督。この火事で二八戸延焼。
- 20・六 穢多村 江戸時代、身分の最下層に置かれた「革田」の人々が、犯罪の摘発・捕縛・護送・警固・牢番・刑執行など「盗賊制止」の役を担わされ、広

201 注

- 島藩領内の各村や広島城下東西の出入りに配置されていた。この火事で竈敷一四軒を焼失。
- 20・20 故常介 岩崎よし良之進母の亡夫。文久元年(一八六二)十一月三日死去。法名は一乘院。
- 20・25 田口太郎 広島藩士田口太郎(一八四二〜一九三三)。文久三年(一八六三)に辻将曹に伴われて上京、以後広島藩尊攘派として行動。その頃英国遊学を試みて失敗。江戸に出て開成所に学び、慶応二年(一八六六)には同所教官となる。その関係から広島藩でも子弟五〇名を江戸に遊学させ開成所で学ばせた。明治元年(一八六八)藩校洋学教授となり、二年(一八六九)には村上敬次郎等四名を伴い英国へ留学。帰国後は紙幣寮、太政官、海軍省、司法省の官吏を歴任。なお、敬次郎室は田口太郎の妹ツル(一八五四〜一九二四)。
- 20・26 徳川民部大輔 常陸水戸藩主徳川斉昭の十四男、徳川民部大輔昭武(一八五三〜一九一〇)。元治元年(一八六四)に上京して侍従兼民部大輔に叙任。慶応二年十一月に実兄の將軍徳川慶喜の名代としてパリ万国博覧会に派遣。同月に清水家を相続。パリ万博の後西欧五ヶ国を親善訪問し、パリに留学するが、維新の報を受けて明治元年十一月に帰国、水戸藩主となる。
- 21・1 右近様御下屋敷 家老三原浅野家下屋敷の一つは水主町新開にある。この屋敷には明暦年間(一六五五〜一六五八)に二代目藩主浅野光晟から拝領した庭園万家園ばんかえんがあり、藩主の泉邸せんていの庭園(現縮景園)に次ぐ名園と謳われた。
- 21・1 月次御集會 広島藩三家老の集會。
- 21・3 明信院 城下白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院。東本願寺の掛所で、芸備両国浄土真宗大谷派の触頭。
- 21・3 実心 彦右衛門の四男千代雄槌の法名実心源心童子。安政四年(一八五七)五月二十六日生。文久三年(一八六三)四月三日没。
- 21・5 山炮演式 華盛頓(ワシントン)兵学校著、幕府陸軍所訳の砲術書。元治二年(一八六五)刊行。
- 21・5 万国新聞紙 英国領事館牧師ベアリーが横浜で発行した邦字新聞。慶応三年(一八六七)一月中旬に初集を発行、明治二年二月発行の一五号から『万国新聞』と改題、同年五月の一八号で廃刊。外国船がもたらす欧字新聞から主要な記事を抜粋出し、国別の編集方法をとった。
- 21・5 八十郎 家老三原浅野家土水谷八十郎(一八四六〜?)。彦右衛門父星右衛門の実兄又左衛門の養子。のち貢と改名。家老上田家授臣山口実造修

- 齋に漢籍を学んだ後、慶応二年(一八六〇)十二月村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸に遊学。慶応四年(一八六八)二月の帰国後、大坂の医家妻鹿友樵に学び、明治二年(一八六九)に広島藩の藩学授義。さらに鹿児島造士館で西洋翻訳書・算術等を学び帰国、翻訳書を研究する。遷喬舎・白鳥学校教諭を経て、広島師範学校では開校以来教諭・副校長職にあり、明治十四年(一八八二)に同校長。十七年(一八八四)五月からは広島中学校長を兼任。広島県属、御調郡書記に転じ、さらに明治三十年(一八九七)広島地方幼年学校教授、三十八年(一九〇五)修道中学校教諭となる。
- 21・五 謙蔵 木野謙造は文久二年(一八六二)六月に木野家の養子となる。実父は家老上田家士丹羽庄司。幼名は米槌、同四年(一八六四)二月に謙造と改称。慶応二年十二月村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸に遊学。慶応四年二月の帰国後に出奔
- 21・六 萩原栄吉 漢学者萩原西臈(一八二九〜一八九八)のことか。西臈の通称は英助。漢学者萩原楽亭の長男。叔父の緑野に家学である漢学を学び、その没後に家職を継ぎ、諸生を教える。嘉永年間には林洞海・杉田成卿に洋学を学んだ。
- 21・八 長束清次郎 家老東城浅野家士。元治二年(一八
- 六五)四月一日に勘定所詰、当用方。
- 21・二六 御館 家老東城浅野家上屋敷。
- 22・二 出府 広島に出ること。
- 22・三 三之御丸 広島城内濠の外、三の丸には藩主一族や重臣の屋敷などが多かったが、その後致仕した藩主の屋敷が南西の一隅に置かれ三之丸屋敷と呼ばれた。
- 22・六 内記 広島藩公子浅野内記懋績。第八代広島藩主浅野斉賢の弟右京長懋の七男。初名は尚之丞。藩主浅野斉賢の意思により文政九年(一八二六)に浅野左門昌倫の養子、文政十二年(一八二九)に年寄上座関蔵人忠親の婿養子となり、家督(禄三六〇〇石)を継ぎ関蔵人忠敬と称す。安政三年(一八五五)に年寄役となるが、実兄茂長(長訓)の広島藩襲封にもない、文久三年(一八六三)六月に本家に復し、内記と称す。号は松園。近江守長厚・守之進道敏の父。
- 22・七 小姓町 広島城外郭の西部の武家町。家老東城浅野家上屋敷のある広島城三之丸から西御門を出て内濠を渡ると小姓町。内堀に近い東から表・中・裏小姓町に分けられる。広島城三之丸の間には西御門があった。
- 22・七 八丁馬場 城郭三の丸から南御門を出て中濠を

203 注

- 22・二
芝居 江戸時代、広島城下では芝居興行が禁じられ、近郊の草津・江波・海田市などの祭りや市立
利用された。
- 22・二
渡り家老三原浅野家上屋敷などを過ぎると東西に貫く八丁馬場。八丁馬場の西は小姓町口御門、東は京口御門。
- 22・七
三つの門があり、最も西側の門が一丁目御門。横町 一丁目御門から南下し、猿楽町の南、山陽道に沿った両側町が白神組横町。中央で白神一、二丁目が南北に通り、東横町と西横町に分けられる。城下白神組に所屬。
- 22・八
西寺町徳心寺 横町から山陽道を西へ、元安橋猫屋橋を渡り、堺町三・四丁目から分岐する雲石街道を北進すると寺町。徳心寺は寺町にある仏護寺一二坊の一つで、浄土真宗本願寺派寺院。
- 22・九
高謙院 公家の錦小路頼理女子。家老東城浅野家当主浅野河内道興の先々代浅野高平室。道興は道平の妾腹男子。慶応二年(一八六六)四月十日死去。
- 22・二
草津町 佐伯郡草津村は広島藩領明知。家老東城浅野家給知古江村に囲まれた山陽道沿いの町場村で、東南は瀬戸内海に面する湊がある。石見浜田藩の蔵屋敷があり、藩主参勤交代にはこの湊が利用された。
- 22・頭書
寺西志津登 広島藩士。明治元年に目付、同二年歩行頭。明治元年五月「役人帖」では馬廻組浅野造酒組、六〇〇石。
- 22・頭書
浅野此母 広島藩士。役職などは不明。
- 22・頭書
保田格之助 広島藩士保田覺之助か。慶応元年奥小姓次席。明治元年五月「役人帖」では小姓組浅野八左衛門当分支配、三三石。
- 23・二
此御方御船屋 広島城下新開組船入村のうち本川に臨む神崎は景勝地で、東対岸水主町へは渡船(神崎渡)もあった。水運の利便地でもあったことから、浅野上級武家の下屋敷(船屋敷)が置かれた。
- 22・頭書
松宮奎之助 広島藩士。慶応元年(一八六五)奥小姓、慶応三年歩行頭。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では歩行頭、六六〇石、慶応二年十二月父兵庫家督。慶応四年(一八六八)七月、戊辰戦争で出征を命じられたが、配下の土に虚病を唱えて出陣を躊躇するものが数名あったため、歩行頭罷免、遠慮を命じられた。この時、土気振起の目的で信賞必罰の措置が取られた。

- 幕末には浅野河内家老東城浅野家のほか、上田主水・岡本主馬・近藤仙之助・浅野万之丞・小鷹狩登・二川主税の屋敷が見える。
- 23・三 水主多門 浅野河内船屋敷内に居住する水主の長屋。
- 23・四 浅野万之丞 広島藩士。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄 前編」では馬廻組浅野造酒組、一四〇〇石。なお、同人の船屋敷は浅野河内船屋敷の北隣。
- 23・四 山田勇三郎 広島藩士。慶応二年(一八六六)大目付、明治元年(一八六八)並寄合次席。明治元年五月「役人帖」では並寄合次席、九〇〇石、嘉永二年(一八四九)六月父将監家督。
- 23・二六 東城 元和五年(一六一九)、浅野家が広島に入封した当初は家老亀田高綱が七〇〇〇石を与えられ、備中国との国境の奴可郡東城に配されたが、寛永二年(一六二五)に浅野家を辞した。寛永十八年(一六四二)、浅野高英(東城浅野氏)が八〇〇〇石に与力知として二〇〇〇石を付けられ、一万石・家老として東城を与えられた。東城には東城浅野家屋敷があつたほか、軍事的用務から家臣団が常駐した。
- 23・二七 由良辰太郎 家老東城浅野家士。慶応元年(一八六五)六月十八日に歩行目付、御先供頭取兼帯。
- 24・一 素読所 家老東城浅野家では、広島藩学問所天明年設立、家老上田家講学所(宝暦年間設立)になり、寛政元年(一七八九)、家臣教育機関として屋敷中に蒙養館を設立した。家中子弟は八、九歳で入学し、二一、二歳で退学する。教育過程は素読、訓導、質疑の三段階であつた。学規は藩学問所同様「白鹿洞書院揭示」を用いられた。教授・助教に定員はなく、句読師は子弟中から選ばれた。
- 24・三 一井嘉内 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では側祐筆、二六石三人扶持。文政六年(一八三三)召出、慶応四年五月取立。
- 24・三 岡本主馬 広島藩士。文久三年(一八六三)に新組頭。明治元年五月「役人帖」では馬廻組片岡大記当分支配、三五〇石。
- 24・三 青野保太郎 広島藩士。慶応元年に並寄合次席。下瀬篤之助 広島藩士下瀬徳之助。慶応元年に勘定所吟味役。明治元年五月「役人帖」では吟味役、三五石三人扶持、元治元年(一八六四)九月父孫平家督。
- 24・四 堀田右膳 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では小姓組浅野八左衛門当分支配、二二三石。
- 24・四 堀田助六 広島藩士。文久三年に組頭。明治元年五月「役人帖」では馬廻組浅野造酒当分支配、一

205 注

- 24・五 菅復元精 広島藩土菅復元清。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では合力組(外様儒医)、八人扶持。六五石。
- 24・六 たつ 家老東城浅野家当主浅野道興の先代道博が隠居した後の側女中であつたが、二人の子供を出産し老女格となつた。万延元年(一八六〇)五月の道博死去により御暇が下された。
- 24・八 亡母 辻清人の父辻並次(光観院)室。天保十四年(一八四三)九月死去。
- 24・二五 土佐守 藤森社神官小林土佐守。
- 24・二七 三之御丸稻荷社 六代藩主浅野宗恒は稻荷社に深く帰依し、明和元年(一七六四)、郭内三之丸屋敷の八〇〇坪に及ぶ敷地に社殿を造営した。毎年二月の初午祭礼には、郭内でありながら広く領民の参詣を許し、江戸時代を通じて盛況であつた。廃藩置県後は廃社となつたが、安芸郡府中村^{たけ}多家神社を再興するため、不用となつていた稻荷社の社殿を移築。慶応三年(一八六七)は三月二十二・二十三日、慶応四年(一八六八)は閏四月二十二・二十三日に祭礼を実施。
- 24・二九 誓願寺 広島城中島組下天神町にある浄土宗深草派寺院。
- 25・二 大融廟 村上家三代、法名は大融院積宗念潤誓居士。宝曆十一年(一七六一)閏四月二十一日死去。
- 25・六 大野木昇 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では馬廻組片岡大記組、一八五石。
- 25・七 木原慎一郎 広島藩士。号は桑宅(一八二六、一八八二)。父は医師木原宗林。藩儒坂井虎山に学び、藩主浅野茂長に認められて文久二年(一八六二)に藩校教授に登用、元治元年奥詰(儒者)。明治元年五月「役人帖」では奥詰儒者、二〇石三人扶持。村上敬次郎は元治二年(一八六五)二月に木原慎一郎に入門している。
- 25・三 原十郎二 広島藩士。文久三年(一八六三)に奥小姓次席。明治元年五月「役人帖」では奥小姓次席(側方、式部附頭取、三五石三人扶持、文政九年(一八二六)十月父十大家督。
- 26・四 おたけ 辻清人と彦右衛門の妹お梅との娘。生年不明。
- 26・五 信楽廟 彦右衛門の曾祖父村上家四代勇蔵の妻、名は阿古代。桑原秀蔵娘。法名信楽院貞受大姉。天保三年(一八三二)四月二十七日死去。
- 26・五 常称廟 彦右衛門の曾祖父村上家四代勇蔵。法名常称院誓恩大超居士。文化五年(一八〇八)五月七日死去。

206

- 26・七 岡田重次郎 家老三原浅野家士。明治二年(一八六九)七月「明治維新の際の家臣」では岡田十次郎、中小姓役付無役共、一〇石三人扶持。
- 26・七 御役歎御差留 十月に河瀬極人は病気のため上田家用人を退役している。ここでは退役願が聞き届けられなかった。
- 26・八 式部 広島藩公子浅野式部懋昭。八代藩主浅野齐賢の弟右京長懋の八男。初名は徳三郎。文政十二年(一八二九)に浅野権太夫(忠如)の養子、天保五年(一八三四)番頭沢嶺岐宣喬の婿養子となり、家督(禄二二〇石)を継ぎ沢外衛忠烈と称す。用人、年寄見習などを経て安政三年(一八五五)に中老格となり浅野姓を賜わるが、実兄茂長(長訓)の広島藩襲封にともない、文久三年(一八六三)六月に本家に復し、中務、のち式部と称す。号は松塙。広島藩世子茂勲(長勲)の実父。
- 26・九 豊安丸 原船名はJapan号。慶応二年(一八六六)七月十八日、長崎の英商オールドトから購入した鉄製蒸気外車汽船。長さ三〇間四尺(約五五メートル)。四七三トン、一二六馬力。後に豊安丸と改名。堀江太左衛門 広島藩士。安政六年(一八五九)用人。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では用人、一〇〇石、天保十四年(一八四三)十二月父大進家督。
- 26・一八 涼台院 家老東城浅野家初代浅野内蔵允高英(一六一六六八)六月一日死去。
- 27・六 若殿様 広島藩世子松平(浅野)紀伊守茂勲(一八四一―一九三七)。明治元年十二月に長勲と改称。父は八代藩主浅野齐賢の弟右京長懋の八男懋昭。安政三年に浅野家青山内証分家長訓の養嗣子となる。長訓の広島藩襲封にともない、同家を継承し、さらに文久二年(一八六二)に藩主茂長(長訓)の世子となる。慶応三年(一八六七)十二月の小御所会議で薩長と土佐藩の間に入り会議をまとめる。議定など明治政府の要職を勤めた後、明治二年には家督を継いで第一二代藩主となる。
- 27・七 佐々木群次 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では用達所物書(用達所歩行筆頭)。
- 27・七 池内和左衛門 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では書翰列勘定所詰、一六石、外二人扶持。
- 27・七 高橋太一郎 広島藩士。明治二年以前「藩士職禄 前編」では武具方詰、三人扶持。
- 27・八 木原秀三郎 広島藩士。諱は貞義(一八二六―一九〇一)。賀茂郡檜山村庄屋の子として生まれ、語学や洋式兵術を学ぶ。文久二年に広島藩に登用され勘定書支配足輕、江戸藩邸内応接所の応接方を経て、慶応元年(一八六五)には軍艦方歩行筆頭(一〇石

207 注

- 28・二五 博物新篇 Benjamin Hobson (合信)著。元治元年(一八六四)に第一集、明治五年に第二集、明治七年に第三集に翻刻出版された。第一集は物理学で、地気論・熱論・水質論・光論・電気論について述べる。一般人向けの書物として幕末・明治初期に日本で広く読まれた。
- 27・八 野津信右衛門 広島藩士。明治二年以前「藩士職祿 前編」では勘定所物書役、勘定所詰 八石 二人扶持。
- 27・二三 単語篇 『英吉利単語編』。徳川幕府開成所編、慶応二年(一八六六)刊行の英語単語集。
- 27・二四 訓蒙文典 徳川幕府開成所編、文久三年(一八六三)ころ刊行の『英吉利文典』か。
- 27・二四 ヲルムステート 明治五年(一八七二)刊行の『訓蒙窮理便解』は、望月誠が洋書を参考に著した物理学(力学)の書。その参考図書として、緒言の中で「原書ノ如キ：ニハヲルムステッド氏ノ著ハセルリユヂメンツ、ヨフ、ナチュラル、フィロソフイー、エンド、アストロノミー…ト題セシ窮理書ニシテ：」と述べられている。
- 28・七 松平筑前守 幕府旗本と思われるが、詳細は不明。
- 28・頭書 故市郎右衛門 家老東城浅野家士で、長束清次郎の父。慶応元年(一八六五)五月十日死去。
- 28・頭書 妙風寺 城下中通組東白島町の日蓮宗寺院。
- 29・四 米切手 財政難に苦しむ広島藩が、慶応三年(一八六七)五月に発行した六種の米札(一合・二合・一升・二升・一斗・二斗)。藩は天保、弘化年間に銀札を濫発し、札価の大暴落を招いたため、そのかわりの便法として米札を発行したが、実質的には銀札と同じ性格を持った。金銀銭との交換はできなかつたが銀札との交換は可能で、年貢米収納後の九月、米札一石に対して銀札六百目という交換比率が公定された。
- 29・頭書 山田清記 広島藩士。明治元年五月「役人帖」

208

- では浅馬廻組浅野造酒組、一九五石。
- 29・頭書 市川猪三郎 広島藩士。明治二年(一八六九)後の「藩士職禄 後編」(『芸藩志』第二巻)では俸組のち洋学所の英学科助教。
- 29・頭書 三宅八太郎 家老東城浅野家士。明治二年後の「藩士職禄 後編」では平船附学校係。
- 29・頭書 奥 鉄太郎 広島藩士。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では馬廻組浅野造酒当分支配、二四〇石。
- 29・頭書 正戸豹之介 広島藩士。明治二年後の「藩士職禄 後編」では学校受引。
- 30・五 精鉄四文銭 慶応二年(一八六六)十二月、広島藩は財政難から藩内通用の鉄銭四文銭の鑄造を計画し、幕府の許可を得た。一か年一〇万貫ずつ五年間鑄造し、五%に当たる代金を幕府に上納する建て前であつたが、収支が償わず間もなく中止した。
- 30・一〇 浅野助九郎 広島藩士。安政六年(一八五九)に番頭、明治元年六月御役御免並寄合、明治元年五月「役人帖」では番頭同格、番外、一〇〇〇石、弘化元年四月父次大夫家督。
- 30・二三 星野姪 村上彦右衛門の実弟森岡万之進の娘佐代。慶応二年三月二日に星野貞之助と婚姻。
- 30・二八 星野婦姑 家老東城浅野家士星野貞之助の父幸
- 30・一八 次郎室(幸次郎は慶応二年三月二十四日に目付)。
- 30・一八 武内保之進 家老東城浅野家士。慶応元年(一八六五)閏五月一日に小姓組本格、御次詩。慶応二年三月二十四日に守之進様槍術師役。
- 31・七 伴十郎兵衛 広島藩士。名は資健(すけゆき)一八三五(一八一三)。慶応二年に目付。慶応四年(一八六八)七月二十一日の藩政改革で町奉行格勅定奉行、米銀掛会計局。明治元年五月「役人帖」では町奉行格勅定奉行、一一五石、万延元年(一八六〇)三月父勇次郎家督。慶応四年七月二十一日の藩政改革で郡奉行兼帯。明治二十二年(一八八九)十一月から二十八年(一八九五)十一月まで第二代広島市長。
- 31・二七 森岡信槌 彦右衛門の実弟森岡万之進の子。文久二年(一八六二)十月二十六日生。
- 32・二三 義純 彦右衛門の三男他三郎の法名。他三郎は安政二年(一八五五)五月二十五日生。同年五月二十九日没。
- 32・二四 実山 彦右衛門の二男幾三郎の法名法名実山賢秀童子。幾三郎は嘉永四年(一八五二)七月十四日生。安政二年八月九日没。
- 33・六 船入村鑄造御場所 慶応元年二月二十九日、広島藩は前年八月に江戸から呼び寄せた大砲技師宮浦松五郎のため、船入村神崎に鑄工場を設け、大

209 注

- 33・六 那波列翁大砲 ナポレオン砲は四斤野砲で砲身は青銅製、砲架は木製。砲身に腔綫といわれる螺旋の溝がはられ(施条)、椎形の尖頭弾が使われていた。
- 33・一八 俊太 桑原俊太は広島藩御船手方で、村上家の縁類。広島藩は文久三年(一八六三)五月に軍艦方役所を設置して軍艦・蒸気船を管理するとともに、水主から水火夫を選抜、任命した。俊太も軍艦に乗組む。
- 34・二 夏岳君 法号夏岳妙祐信女。墓所は妙慶院。村上家関係者と思われるが詳細は不明。享和二年(一八〇二)五月二十六日に百回忌を迎えている。
- 34・六 水主町大雁木 広島城下水主町には本川(太田川)に面して藩の船屋敷が設けられ、船入には藩船が係留されていた。その南に大雁木があり、参勤交代で海路をとる場合などに利用された。
- 34・六 宇品島 安芸郡仁保島村西南の広島湾に浮かぶ小島で、江戸時代には広島重要な外港の一つであった。明治二十二年(一八八九)の宇品築港によって陸続きとなる。
- 34・七 御上京 「芸藩志」などによれば、藩主茂長と茂勲は幕府へ大政奉還の建白を行う方針を定め、上京したとする。
- 34・八 万年丸 原船名は「Mitsui」。慶応二年(一八六六)六月に薩摩藩から購入した鉄製蒸気内車汽船。二七〇トン、八〇馬力。薩摩藩は元治元年(一八六四)にグラバー商会から購入。
- 34・八 震天丸 原船名は「リヨン黎明」。文久三年三月六日、横浜で英人ゲレンチから八万九〇〇ドルで購入した鉄製蒸気内車汽船。長さ二五間、一八トン、八〇馬力。
- 34・九 辻源之進 辻清人と彦右衛門の妹お梅との子。安政五年(一八五八)十月十四日生。初名は八十槌。元治元年十一月十一日に源之進と改名。
- 34・頭書 徳永源太郎 広島藩士。安政六年(一八五九)納戸奉行次席、明治元年(一八六八)奥小姓次席。明治元年五月「役人帖」では奥小姓次席、側方、三五石三人扶持、嘉永四年(一八五二)十二月父滝人家督。
- 34・頭書 富三郎 栗田富三郎は広島藩士。明治元年五月「役人帖」では小姓組浅野八左衛門当分支配、二六石。
- 34・頭書 栗田新太郎 広島藩士。元治元年武具奉行。慶応二年十二月、「勤向之義」で自害。
- 35・六 辻将曹 広島藩士。字は維兵(いびく)一八三(一八九四)。ペリー来航後改革派として頭角を表し、浅野茂

- 長(長訓)が藩主となると、文久二年(一八六二)に年寄役に抜擢され、藩政改革を推進。元治元年(一八六四)に年寄上座。慶応三年(一八六七)五月、世子茂勲に陪従上京の予定であったが、財政事務の關係で遅れて上京、土佐藩と大政奉還建白書を幕府に同時提出することを約したが、土佐藩が単独で書を提出したため、後れて建白書を提出した。小御所会議では徳川慶喜の政治参加に反対し、王政復古を成功させる。これらの功績により新政府では参与、続いて内国事務局判事、大津県知事などを歴任、明治二十三年(一八九〇)には男爵となる。明治元年(一八六八)五月、「役人帖」では年寄上座、一三〇〇石、弘化三年(一八四六)五月父豊前家督。
- 35・二 浅野出雲 広島藩士。右京長懋ながとの子。内膳、左、美濃、後に出雲と改称。諱は道砥。文政十二年(一八二九)に浅野権大夫(忠如)の養子となり、さらに浅野主計の養嗣子となる。弘化元年(一八四四)養父主計の跡目知行四八〇石を賜わる。嘉永五年(一八五三)番頭となり知行一〇〇〇石。文久三年(一八六三)中老格。
- 35・頭書 大柿藤太 広島藩士。文久三年に納戸奉行次席。唯次郎 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では小姓組、天野保允組、三三石。
- 36・一 堀田伊三郎 広島藩士。文久三年奥小姓。慶応三年目付。明治元年五月「役人帖」では目付、使番兼役、四〇〇石、元治元年九月父恂之助家督。明治元年戊辰戦争で北陸へ出張、十一月十三日、越後表から凱旋。
- 36・八 右京 七代藩主浅野重晟の六男、浅野右京長懋ながと。号は白杏。文政十三年(一八三〇)八代藩主斉賢逝去の際、若く病弱な世子勝貞(斉肅)よりも、温厚で和漢の学に通じ、英明の誉れ高かった実弟右京を藩主に推す声も高かったが、執政首座閑蔵人の判断で勝吉が九代藩主となった。
- 36・八 浅野権大夫 広島藩士。諱は忠如。文政八年(一八二五)番頭。
- 36・九 浅野主計 広島藩士。文政十年(一八二七)先手者頭。祖は四代藩主浅野綱長の子外記道徳。
- 36・二五 三謀臣 元治元年、禁門の変の責任者として切腹した長州藩三家老(国司信濃・益田右衛門介・福原越後)。
- 36・二七 防州由宇・都豆 周防玖珂郡由宇村は岩国領東南部の瀬戸内海に面する村。通津つ津村は由宇村から一村挟んで北方に位置する沿岸の村。
- 37・二〇 宮島祭礼御供船 広島城下の各町は厳島社管弦祭に御供船を出して参加した。六月十六日に美麗

211 注

- 37・二六 保馬 辻清人と彦右衛門の妹お梅との子。元治元年(一八六四)十一月九日生、慶応三年(一八六七)六月十八日死去。
- 37・二九 高橋桃源 広島藩士(一八七九)。安政六年(一八五九)御側医師並。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では合力儒医並、一三人扶持。廃藩後は開業医師学術研究所の社長などになり、広島地方の衛生に力を尽くした。
- 37・一九 高橋文良 広島藩士。名は信真(一八六七)。佐伯郡草津町西道朴の子で、藩医高橋道悦の養子。長崎に遊学し、阿蘭陀通詞吉雄氏のもとで蘭方外科を修める。天保十五年(一八四四)御側医師。
- 37・頭書 佐藤喜代見 家老東城浅野家士。用人佐藤益之丞倅。佐藤家は与力二家の一つ。知行高一四五石。
- 39・四 嫂氏 村上彦右衛門室(家小)兄木野一馬(瑞祥院)の室。後室、または、一馬は、彦右衛門実父星右衛門の兄左守の子彦右衛門の従兄に当たるため、
- 39・七 名倉求馬 家老東城浅野家士。名倉家は与力二家の一つ。知行高一五〇石
- 39・二〇 江波丁打場 江波新開は船入新開の南、江波島に向けて開かれた新開地。大筒・鉄砲・棒火矢の稽古場が設けられ、嘉永六年(一八五三)十一月には始めて西洋式大砲の試射が行われた。
- 39・二〇 藤田敬次郎 広島藩士。歩行組藤田直助の子。幕府砲術家下曾根甲斐守の高弟であったが、文久三年(一八六三)、広島藩主浅野茂長が小姓組に抜擢し、西洋流砲術の師範役に任じた。元治元年(一八六四)奥詰番外。明治元年五月「役人帖」では奥詰番外、二〇石三人扶持。安政元年(一八五四)十二月十五日召出、文久三年一月四日取立。
- 39・二〇 宮浦松五郎 広島藩銃砲技師宮浦松五郎(一八三五-一八七二)。松五郎は江戸に生まれ、当時江戸深川冬木町で幕府の御用鋳物師などを勤める宮浦家に養子に入った。元治元年広島藩に歩行組格の鋳物師として召抱えられ、広島に移住、船入村神崎に工場を構えて大砲製作に当たった。西洋科学に興味を持ち、電信機・電気地雷火・写真術・測量術・鋳金術等も研究し、硫酸による金銀メッキなどの方法も広島に伝えた。洋服を着用し馬車に乗
- 従嫂とも呼ばれる。

- るなど洋風の生活を好んだため、保守派の反感を
 買い、明治元年(一八六八)通行中に言いがかりをつ
 けられ、拳銃で対抗、即死させたことから罪に問
 われ、明治四年(一八七二)七月三日に切腹。
- 39・二 西本清助 広島藩士。後に正道と改名。慶応二
 年(一八六六)勘定奉行、同年大目付。明治元年五月
 「役人帖」では大目付、一五石、天保九年(一八三八)
 八月父左介家督。
- 39・二 津村龜次郎 広島藩士。慶応元年(一八六五)勘定
 奉行、明治元年五月「役人帖」では大目付、一五
 五石、天保十二年(一八四一)九月父宗左衛門家督。
- 39・二 飯田旗之助 広島藩士。慶応元年船作事奉行次
 席外、明治元年五月「役人帖」では小姓組本多庫
 人組、四五石。
- 39・二 高間多須衛 広島藩士。名は正寛、後に寛八と
 改名。砲術に通じ文久三年(一八六三)に武器奉行。
 長崎に派遣され銃砲を購入。明治元年五月「役人
 帖」では郡廻格、武器奉行、一三〇石、弘化三年
 (一八四六)九月父要人家督。
- 39・二 山本覚兵衛 広島藩士。元治元年(一八六四)勘定
 所吟味役、明治元年納戸奉行次席。同年五月「役
 人帖」では吟味役、四〇石三人扶持、外物書料金
 五両、天保十四年(一八四三)十二月父久之助家督。
- 39・頭書 梅梢院 第九代藩主浅野齊肅(少将様)の生母。
 宮川柔輔女。慶応三年(一八六七)六月二十三日死去。
- 40・六 祇園祭礼 沼田郡北下安村に鎮座する祇園社
 (現安神社)の例祭は六月十四日で、当地では最大
 の行事であった。各家は親戚や近郷の懇意先まで
 招くのが通例であった。
- 40・六 山田清次郎 広島藩士。明治元年五月「役人帖」
 では小姓組本多庫人組、三三石。
- 40・七 多田小先生唯登 広島藩剣術師範多田家の一族
 と思われる。多田家は宝永七年(一七二〇)、円明流
 二刀剣術の達人であった多田源左衛門が剣術・居
 合・柔術指南として三〇人扶持で召抱えられて以
 来、藩の剣術師範をつとめた。
- 40・七 佐久間織衛 広島藩士。明治元年奥詰。明治元
 年五月「役人帖」では奥詰、三八石三人扶持。弘
 化四年(一八四七)父衛門家督。
- 40・八 横川 沼田郡の最南部である楠木村の西部、
 雲石街道沿道の町場。太田川本流から西へ分岐し
 た川に掛かる横川橋を渡ると城下寺町。
- 40・二七 金子徳之助 広島藩士。号は霜山(一七八九)一八
 六五。通称は徳之助。金子家は家老東城浅野家抱
 えの医師であったが、徳之助の祖父楽山(通称源内)
 が安永三年(一七七四)に儒者として藩に召し出され

213 注

- 42・六 おます 彦右衛門の実弟森岡万之進の二女。
- 42・三 味木彦兵衛 広島藩士。慶応二年先手者頭次席。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では馬廻組浅野造酒当分支配、二〇五石。
- 42・二 國泰寺 城下白神組尾道町の曹洞宗寺院。藩主浅野家の菩提寺で、城下曹洞宗寺院の触頭。寺領四〇〇石。
- 41・一九 備中畑木村 備中哲多郡畑木村は、東城町から東城往来を東進した備後奴可郡福代村と国境を接する。
- 41・二九 宮崎 宮崎藤九郎は家老東城浅野家士。宮崎家は与力一一家の一つ。知行高一五〇石。村上家の初代三郎右衛門(慈眼院)は、当初宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足軽に取り立てられた経緯から、村上家は与力家の中でも特に宮崎家と親交がある。
- 41・二八 三宅益登 家老東城浅野家士。慶応二年(一八六〇)二月九日に一人扶持、知行格。
- 41・二一 河瀬喜和馬 家老上田家士。河瀬極人のことか。
- 42・一八 樋口志津磨 家老上田家士。
- 43・一 長安寺 城下金屋町の浄土宗鎮西派寺院。元禄五年(一六九二)、家老東城浅野家の松巖院が境内の延命地藏を寄進したこともあり、同家とは関係が深い。
- 43・一 伝福寺 城下中島組材木町の曹洞宗寺院。
- 43・三 日野大納言 日野権大納言すけもろ資宗(一八二五～一八七九)。慶応三年(一八六七)四月から武家伝奏。同年十二月の王政復古で同役は廃止され、資宗は参朝を留められたが、明治元年一月の天皇元服で大赦を受ける。
- 43・二五 和田村温泉 佐伯郡和田村を流れる水内川みづの左岸の温泉。開湯は大同年間と伝えるが不明。宝永四年(一七〇七)に湯が湧出。寛延三年(一七五〇)広島藩が湯の山明神社と湯治場を建造し、藩主浅野吉長が入湯。以後、湯所役人を置いて庶民に開放した。なお、水内村は寛永十五年(一六三八)ころまでであった村名で、以後も和田村近辺一帯を総称する地名として残った。
- 43・頭書 燈籠 七月十五日は盂蘭盆会で、広島では十日
- て以来、広島藩に仕えた。徳之助は文化八年(一八一)に学問所教授、文久三年(一八六三)には用人並になり、役料を合わせて四〇〇石を受け長年教授の地位にあった。
- 嘉永五年(一八五二)九月二十四日生。慶応四年(一八六八)二月六日の万之進没後に高木来助二男時太郎を婿養子とする。

- 頃より各寺院門前で燈籠を買い墓所に立てた。土族は大型の木製燈籠を作成して台につけ、自家の墓前へ掲げた。
- 44・八 湯川静次郎 広島藩士。慶応二年(一八六六)に大目付。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では大目付、当分学問所へ相勤、一六〇石、文政七年(一八二四)八月父人文左衛門家督
- 45・九 御両方様 家老東城浅野家当主浅野河内道興と養嗣子守之進道敏。
- 45・二六 白砂村十文字 佐伯郡峠村・玖島村方面からの街道と廿日市往還とが合流する交通の要衝。
- 46・二四 御鎮守地藏尊 白島村の真言宗正観寺の地藏尊か。小鷹狩元凱「自慢白島年中行事」によれば、「西塔橋を東に渡り、白神々社の向ひなる、南の角の楠木の、御地藏様の大縁日、七月二十四日の繁盛といへば、広島城下に鳴響きたる所」であったが、同日の正観寺地藏尊の縁日もこれに優るとも劣らぬものであったという。
- 46・頭書 右近様之御奥様 家老三原浅野家当主浅野右近忠英室は東園基敬二女茂代。
- 47・四 藤川毎登 家老東城浅野家士。藤川家は与力一家の一つ。知行高一三〇石。
- 47・八 淡島社 城下中島組天神町の真言宗西福院境内には淡島社がある。この淡島社は紀伊和歌山の加太淡島社から勧請された。淡島社は女性の病氣平癒や安産などの信仰があったが、西福院淡島社は「常に信心賢固なら八其病八云に及八す諸病忽平癒」と信じられた。
- 47・八 吉田鉄翁 広島藩士。吉田家は享保十三年(一七二八)に吉田儀左衛門(小幡勘左衛門次男)が五代藩主浅野吉長に登用されて以来、甲州流兵法を以て仕えた。一一代藩主茂長は、文久二年(一八六二)十二月から軍制改革に着手し、翌三年一月に西洋砲術と隊列訓練を行うことを布達し、吉田流軍師小幡・吉田両家の軍方出仕を免じ、諸流師範役も廃止した。守旧派の旧軍学者・師範家はこれに反発し、軍制改革の推進者である家老浅野遠江(のち飛騨)を襲撃するという噂が立った。新軍制になじまず、それを誹謗した旧砲術師範家井上権之丞は閉門・謹慎を命じられている。
- 48・二 慈眼廟 村上家初代三郎右衛門。法名は慈眼院釈覚性利円居士。家老東城浅野家の居館がある東城に程近い奴可郡未渡村の出身で、当初同家与力の宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足軽に取り立てられたという。宝永二年(一七〇五)八月九日死去。

215 注

- 48・二 慈光廟 村上家初代三郎右衛門(慈眼院)室。法名は慈光院釈智 妙円大姉。享保十年(一七三三)十月二十四日死去。
- 49・一 勝矢幸之助 家老上田家士。
- 49・五 坪内伯母氏 彦右衛門の父星右衛門は家老上田家士木野又左衛門の子で、「坪内伯母氏」の夫坪内文治は星右衛門の実兄。
- 49・二六 竹腰左助 広島藩士。安政三年(一八五六)に先手者頭。明治元年(一八六八)役人帖。では先手者頭、四〇〇石(外鉄砲三六挺)、嘉永七年(一八五四)二月父隼之助家督。
- 50・一 正清院 城下中通組新川場町の浄土宗鎮西派寺院。広島藩主浅野家の菩提寺の一つ。広島藩浅野家初代藩主長晟の室振姫(徳川家康養女)は、広島入国前の元和三年(一六一七)八月二十九日に和歌山で死去した。法名は正清院殿泰興安大禅定尼。長晟は元和七年(一六二二)に振姫の位牌を安置するため広島に正清院を開基した。
- 50・二 池田加賀守 神田社神官。
- 50・三 能称廟 彦右衛門の先々代、村上家五代藤次郎(一七八八)一八〇八)。法名能称院応誓証真居士。文化五年(一八〇八)八月二十四日死去。
- 50・二五 石風呂 海に面した崖に洞穴を掘り、または石を積んで浴室とした風呂。瀬戸内海沿岸に多く作られ、病氣治療や健康増進の場となっていた。己斐村石風呂を病氣治療のため訪れる記事は「村上家乗」にも多く登場する。
- 51・七 清野金左衛門・岡佐五郎 両名とも家老上田家士。
- 51・二 保田村 奴可郡保田村は家老東城浅野家給知。
- 51・三 八王子柿 柿の品種の一つで、筆柿のこと。
- 51・頭書 原市之進 諱は忠成(一八三〇)一八六七)。水戸藩士に生まれ、同藩の藤田東湖、のち昌平黌に学ぶ。文久二年(一八六二)に一橋慶喜に随従して上京して一橋家付用人となり、慶応二年(一八六六)七月、慶喜の徳川宗家相続に尽力して幕府目付に登用。八月十四日朝、幕臣鈴木豊次郎・依田雄太郎・鈴木恒太郎によって暗殺。
- 52・六 御関所 全国の関所は手形なしでは通行できなかったが、文久三年(一八六三)に緩和、女手形の発行や書式が簡略化され、慶応三年(一八六七)八月以降は全く不要となった。
- 52・頭書 梅沢孫太郎 諱は亮(一八一七)一八八二)。水戸藩士に生まれ、文久二年から一橋慶喜に随い、元治元年(一八六四)には一橋家の雇いとなる。慶応二年九月の徳川慶喜の宗家継承にともない幕府目付に

216

- 53・一六 渡辺吉太郎 家老東城浅野家士。用人渡辺雅登
悴。慶応二年(一八六六)一月十八日に小姓組召出、
五人扶持、児小姓。三月二十四日に御養子様守
之進(御附)。
- 53・頭書 石井修理 広島藩士。名は正敏、のち辰作(一八
二〇)一八九二。改革派に属し、浅野茂長(長訓)が
藩主に就任すると、文久三年(一八六三)に年寄役。
明治元年(一八六八)の藩政改革では参政。明治元年
五月「役人帖」では参政、制度督、一二〇〇石、文
久三年十二月父大膳家督。
- 53・頭書 京都之時勢 慶応三年(一八六七)前半の国政の課
題は、兵庫開港と長州処分問題であつたが、幕府
は開港と長州寛大処分で勅許を得るなど主導権を
とつた。島津久光・松平慶永・山内豊信・伊達宗城
らは国事に関する建白書を提出しても採用されな
いことに失望して次々と帰国し、その後は薩摩・
長州を中心とする武力討幕論と土佐藩に代表され
る大政奉還論が交錯する情勢にあつた。八月、薩
摩藩の大久保一蔵から京都出兵を要請された広
島藩の浅野茂勲は、国許へ京都情勢を報知し、臨
時出兵を準備させるため石井修理を帰国させた。
- 53・頭書 野之口中 国学者大國隆正(一七九丁一八七二)。
- 54・一九 木野娘三人 喜代・しげ・まつの三人。
- 55・五 二葉山御祭礼 広島城下新開組明星院村の二葉
山神社は、藩主浅野斉肅が藩祖長政を追悼し、藩
政再建の精神的支柱とするために建立された。天
保六年(一八三五)遷宮。社領は三〇〇石。明星院は
その別当寺。祭礼は、毎年九月十四・十五日の両
日に祭式が行われ、流鏝馬の儀式が十一月十五日
に挙行される。この日は藩主が不在、または在国
であつても参詣できない時、家老が代拝すること
になつていた。明治六年(一八七三)に県社となり、
饒津神社と改称。
- 55・二〇 若殿様御迎 公武合体派の諸侯が帰藩したこと
に失望した浅野茂勲は、今後の帰趨を定めるため、
はじめ今井氏、文政十二年(一八二九)から野之口、
文久二年(一八六二)から大國を姓とする。通称は仲
衛・仲など。津和野藩士として江戸に生まれ、平
田篤胤、昌平黌の古賀精里などに就き、さらに長
崎に遊学して西洋理学を学び梵書を研究した。国
学を京摂の間に講じ、小野藩・姫路藩・福山藩へ
招聘され、津和野藩でも講義、維新後の神祇行政
で活躍する人材を育てた。国学拡張を計画する広
島藩にも招かれ九月七日から「古事記」の講義を
行う。

217 注

- 56・二三 普照廟 村上天二代甚兵衛。法名は普照院釈実道誓円居士。宝曆四年(一七五四)九月二十二日死去。「与楽園記」を著した。
- 56・二 波多野四郎 家老三原浅野家土波多野権祐の子。慶応四年(一八六八)八月四日死去。
- 56・六 大髭山 家老東城浅野家の知行地、佐伯郡古江村にある給主御建山。
- 56・二 水主町御屋敷 七代藩主浅野重晟により、享和元年(一八〇一)から、多年の緊縮財政による藩士の気風萎靡を打開するという名目で水主町に建設された浅野家の別邸。文政八年(一八二五)から建物・庭園に大幅な改修が行われた。庭園は、「与楽園」と呼ばれる名勝で、頼春水が園内の様子を記した「与楽園記」を著した。
- 56・一九 二川主税 広島藩士。元治元年(一八六四)番頭、慶応三年(一八六七)年寄見習、慶応四年年寄、明治元年(一八六八)寄合、明治元年五月「役人帖」では寄合、一〇〇〇石、安政二年八月父清記家督。
- 56・二三 普観廟 村上天二代甚兵衛(普照院)の室。法名は普観院釈受安妙喜大姉。明和四年(一七六七)十一月二十一日死去。
- 57・二 乘切 乗馬の遠出。
- 57・二 古江御山荘 佐伯郡古江村は家老東城浅野家の給知。村内福蔵寺境内など付近一帯が佳景地であったため、十七世紀半ばに組頭浅野勝左衛門が別荘として同家の下屋敷とした。その後、先手物頭辻五郎太夫、年寄望月蔵人と持主が代わり、安永六年(一七八〇)には藩主に献上された。同九年に安芸郡尾長村山屋敷が年寄浅野帯刀から藩主に献上され、「東御山屋敷」と呼ばれるようになったのに対して、古江村の山屋敷は「西御山屋敷」と呼ばれるようになった。
- 57・八 室角峰登 家老東城浅野家土。慶応二年(一八六六)三月二十四日に兎小姓筆頭、御養子様守之進(御附)。
- 57・頭書 明星院 広島城下新開組明星院村の真言宗古義派寺院。領内真言宗一派の触頭。浅野長政と同室。
- 55・二四 十九日例祭 広島城下広瀬組と空鞆町・左官町などの産土神であった広瀬社の祭礼は九月十九日。その他の白神社・黄幡社・空鞆社・碓社・神田社などは九月二十九日が祭礼。
- 56・一九 二川主税 広島藩士。元治元年(一八六四)番頭、慶応三年(一八六七)年寄見習、慶応四年年寄、明治元年(一八六八)寄合、明治元年五月「役人帖」では寄合、一〇〇〇石、安政二年八月父清記家督。

- の位牌を安置する。二葉山神社の別当職を勤めたが、慶応四年(一八六八)に二葉山神社が神仏分離によつて唯一神道になったのにもない、別当職を解任された。
- 58・五 象・虎・駱駝 インド象は文久三年(一八六三)三月に江戸両国橋西詰で、虎は文久元年(一八六二)十月から江戸麹町十三丁目福寿院で、フタコブラクダは文久二年(一八六二)一月から江戸両国橋西詰、四月から浅草奥山で、それぞれ見世物興行が行われている。これらの異獣はその後国内を巡回したものである。
- 58・六 吉弥 家老東城浅野家士辻清人と彦右衛門妹お梅の子、文久二年三月四日生。
- 58・二 有志之面々 世子浅野茂勲の内旨を受け、藩士の士気を鼓舞するため京都から帰藩した小林柔吉は、年寄と相談して、九月三日に強壯有志の藩士を集めて発機隊を結成。発機隊士は広島藩が幕府から嫌疑を受けている事を聞き、夜陰に乗じて万年丸に乗組み、保田太仲率いる応変隊一五三名とともに上京をはかり、藩政府もこれを追認した。京都からの帰国途次に大坂にあった世子茂勲は発機隊士だけ帰国を命じた。
- 58・二三 尾長国前寺 安芸郡尾長村の日蓮宗寺院。自昌
- 山と号す。明暦二年(一六五六)藩主浅野光晟とその夫人自昌院の帰依により浅野家の菩提寺となり、寺領二〇〇石を給された。元禄四年(一六九二)、幕府の同宗不受不施派禁止令により不受不施派の甲州身延山久遠寺配下となったが、自昌院は天台宗に改宗したため寺領を取り上げられ衰退した。
- 59・二五 若殿様御直筆 浅野茂勲は帰藩するや、国家危急の時期に藩内士気が揚がらないことを憂い、九月二十九日、年寄に対して親書を発し士気奨励を命じた。
- 61・二 胡祭 広島城下新町組胡町にある胡社の秋祭礼。十月十七日が宵宮で、十八日から二十日が本祭。秋祭礼は、商家が罪滅ぼしと称して安売りする誓文ちんぼろ払いとあわせて行われる。江戸時代から多数の参詣があり、広島藩ではしばしば夜参詣を禁止している。
- 62・八 伊藤徳之助 家老東城浅野家士。元治二年(一八六五)四月一日に出頭役、歩行組支配。
- 62・頭書 赤松精之介 明治元年(一八六八)八月二十四日、小姓組に登用され、三原洋学所へ出勤を命じられた。禄米は一〇人扶持。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄 前編」では、町方支配、五人扶持。
- 62・頭書 五口糧 五人扶持のこと。一人扶持は毎月一斗

219 注

- 62・頭書 五升の米給付がある。五人扶持はその五倍。
海軍局 水主町海軍所が慶応三年(一八六七)四月二日に設置されている。
- 62・頭書 龍野藩 播磨国龍野藩は五万石余。藩主は脇坂淡路守安斐。
- 63・二 本多庫人 広島藩士。文久三年(一八六三)小姓組番頭。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では小姓組番頭、留守居、二七〇石、嘉永五年(一八五二)六月父武左衛門家督。
- 64・二 中島屋吉兵衛 広島藩の御用達商人。六人扶持慶応二年(一八六六)、広島藩が長崎へ進出するため薩芸交易に深く関与していた船越寿左衛門・小鷹狩介之丞が長崎へ派遣されたとき、御用達商人の豊島屋(桑原)儀三郎と中島屋(中川)吉兵衛が随行している。
- 64・二 西引御堂町 雲石街道沿い、寺町の南にある町。広瀬組に属す。
- 64・三 長門島 江波村の上山(皿山)・下山(江波島)・丸子山は、古くは名原島・石切島・長門島と呼ばれていた。文化八年(一一二二)に江波村が丸子橋で城下と結ばれ、陸路往来が可能となると、船入もできて外港として利便となった。
- 64・六 上之関 周防国熊毛郡熊毛半島に向き合う長島にある良港。江戸時代には朝鮮通信使の寄港地。また北前船が風待ちや潮待ちで寄港した。
- 64・七 室積 周防国熊毛郡室積半島にある良港。北前船の寄港地などとして発展した。
- 64・八 本山澳 長門国舟木宰判にある本山半島の竜王山は開城からも望見できるため、沖を航海する船の目標とされ、「本山」と称された。
- 64・二 英夷来襲 文久三年五月に長州藩が下関から米国商船などに砲撃を加えた事件の報復として、翌元治元年(一八六四)八月、米・英・仏・蘭の四か国艦隊は軍艦一七隻で下関に集結し、長州藩と戦闘の上、三日間で砲台を破壊した。
- 64・二四 内裡 豊前国小倉藩領富野手永手永大里村を中心とする海岸一帯は柳浦といい、源平合戦のとき安徳天皇の行在所となり、内裏・内裡と呼称した。享保五年(一七二〇)に大里と文字を改めた。大里または小倉を起点として肥前長崎までの道筋が長崎街道。
- 64・二四 黒崎 小倉を過ぎ、豊前国と筑前国の国境にある西国橋を渡ると福岡藩領に入り、最初の宿が黒崎宿。黒崎宿には関所が置かれ、通行には通行手形が必要であった。同宿には番所もあり、宿にある代官所に所属していた。
- 64・六 上之関 周防国熊毛郡熊毛半島に向き合う長島

- 65・二 小倉城戦争 慶応二年(一八六六)六月十七日、第二次長州征伐小倉口では、長州藩奇兵隊が田野浦に上陸して以来戦鬪が繰り返されたが、將軍家茂死去を契機に幕府老中小笠原長行や応援の諸藩が小倉を去ったため、八月一日、小倉藩は小倉城を自焼して、田川郡香春方面に撤退した。
- 65・九 木屋之瀬 長崎路黒崎宿の次が木屋瀬宿。宿のほぼ中央に代官所、御茶屋(本陣)・町茶屋(脇本陣)があり、石橋家(薩摩屋)は町茶屋。
- 65・二 内野 長崎街道木屋瀬宿の次が飯塚宿、その次が内野宿。薩摩屋・小倉屋・長崎屋が脇本陣であった。
- 65・二 豊前彦山 豊前と豊後の国境に聳える標高一二〇〇メートルの山。羽黒山・大峰山と並び日本三大修験道場といわれる霊山。古くは日子山、嵯峨天皇の時に彦山となった。享保十四年(一七二九)に霊元法皇から銅鳥居の勅額「英彦山」を下賜され、以後英彦山と書くようになった。
- 65・二四 冷水峠 冷水峠は、内野宿から次の山家宿間にある長崎街道随一の難所。
- 65・二四 田代 長崎街道内野宿から、山家・原田宿を経て肥前国に入り田代宿に至る。田代は対馬藩の飛地で、藩校・上使屋(大名の休憩・宿泊所)・代官所があった。
- 65・二五 神崎 長崎街道田代宿から、佐賀藩領の轟木・中原宿を経て神崎宿に至る。
- 65・二七 播磨守 対馬府中藩藩主宗播磨守義和(一八一八〜一八九〇)。義和の至は第八代広島藩主浅野斉賢の娘信楽院。
- 65・二九 柄崎 長崎街道神崎宿から、境原・高尾・佐賀(佐賀城下)・牛津・小田・北方を経て塚崎宿に至る。塚崎は柄崎、または竹尾・武雄とも記され、武雄鍋島家(佐賀藩の親類同格家)の居館があった。武雄温泉にある武雄鍋島家の御茶屋が本陣。
- 66・一 佐賀 佐賀城下の長崎街道は、城防衛のため、城の北側を大きく迂回して通り、東番所がある構口から西番所がある八戸までの一里は迷路のように複雑に折れ曲がる。
- 66・五 大村 長崎街道塚崎から嬉野宿を経て俵坂を越えると肥前大村藩領に入り、彼杵・松原宿を経て大村宿に至る。
- 66・五 時津 大村から大村湾を舟で横切り時津に渡り、時津街道を南下すると長崎に出た。長崎街道を行くよりも一日旅程が短い。
- 66・六 楠之大木 嬉野宿と彼杵宿との間、彼杵村菅無田郷二ノ瀬に立ち、中が空洞になっている大楠は

221 注

- 66・六 嬭野駅 嬭野宿の中心部は佐賀藩鍋島家支藩の蓮池藩領地。嬭野宿の東構口から西構口までは一〇〇軒余りの人家が並ぶ温泉場であった。中央付近に藩宮浴場があり、大名から一般庶民までが利用していた。
- 66・八 万屋町 長崎外町の一つで、長崎湊に注ぐ中島川下流左岸に位置する南北町。現在では長崎繁華街の中心地。
- 66・九 永昌 長崎街道大村宿の次の宿が永昌宿。佐賀藩の親類同格諫早家領。
- 66・九 諫早 佐賀藩の親類同格諫早家領で同家の屋敷がある。大村氏の番所は存在しない。
- 66・一〇 日見峠 長崎街道永昌宿から矢上宿を過ぎると天領となり、日見宿に至る。日見宿を出ると難所の日見峠があった。この峠は長崎出入要路六ヶ口の一つで、文久三年(一八六三)から明治二年(一八六九)まで関所が置かれ、島原藩が警備を担当した。
- 66・二三 本藩御屋敷 広島藩は、元治元年(一八六四)から豊田郡大崎下島御手洗港に会所を設け、薩摩藩と交易を行っていた(薩芸交易)。慶応二年(一八六六)
- 66・二五 豊後町 長崎内町の一つで、中島川下流右岸にある南北町。
- 66・二五 石津蔵六 明治二年以前「藩士職禄 前編」では生涯五人扶持。
- 66・二五 小谷久之助 広島藩士。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では勘定所詰歩行組。
- 66・二六 国枝与助 広島藩士。学問所の句読師となった後、家督を継ぎ藩の会計吏となる。明治元年五月「役人帖」では勘定所詰(歩行組)。文久三年、薩芸交易の交渉に当たるため薩摩に派遣された武具奉行・勘定奉行格宮田権三郎に、船越寿左衛門らと随行。以後、船越とともに直接薩芸交易の局に当たる。
- 66・二六 桜井広右衛門 広島藩士桜井弘右衛門。明治二年以前「藩士職禄 前編」では勘定所物書役並、勘定所詰、五石五斗二人扶持。
- 66・二六 江戸町 長崎内町の一つで、中島川河口右岸にある。南北に湾曲し、中央部に蘭国商館のある出島町と橋で連絡されていた。このため、蘭人通詞

旅行者には有名で、ケンベルやシーボルトもその旅行記に記した。シーボルトはこの楠木を測定、川原慶賀に描かせている。

嬭野宿の中心部は佐賀藩鍋島家支藩の蓮池藩領地。嬭野宿の東構口から西構口までは一〇〇軒余りの人家が並ぶ温泉場であった。中央付近に藩宮浴場があり、大名から一般庶民までが利用していた。

長崎外町の一つで、長崎湊に注ぐ中島川下流左岸に位置する南北町。現在では長崎繁華街の中心地。

長崎街道大村宿の次の宿が永昌宿。佐賀藩の親類同格諫早家領。

佐賀藩の親類同格諫早家領で同家の屋敷がある。大村氏の番所は存在しない。

長崎街道永昌宿から矢上宿を過ぎると天領となり、日見宿に至る。日見宿を出ると難所の日見峠があった。この峠は長崎出入要路六ヶ口の一つで、文久三年(一八六三)から明治二年(一八六九)まで関所が置かれ、島原藩が警備を担当した。

からは御手洗港だけでの商品授受という形態を脱して積極的に開港場である長崎へ進出し、広島藩の物産を長崎に送り、外国や九州地方の需要に応じようとする計画を立てた。

長崎内町の一つで、中島川下流右岸にある南北町。

明治二年以前「藩士職禄 前編」では生涯五人扶持。

広島藩士。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では勘定所詰歩行組。

広島藩士。学問所の句読師となった後、家督を継ぎ藩の会計吏となる。明治元年五月「役人帖」では勘定所詰(歩行組)。文久三年、薩芸

交易の交渉に当たるため薩摩に派遣された武具奉行・勘定奉行格宮田権三郎に、船越寿左衛門らと随行。以後、船越とともに直接薩芸交易の局に当たる。

広島藩士桜井弘右衛門。明治二年以前「藩士職禄 前編」では勘定所物書役並、勘定所詰、五石五斗二人扶持。

長崎内町の一つで、中島川河口右岸にある。南北に湾曲し、中央部に蘭国商館のある出島町と橋で連絡されていた。このため、蘭人通詞

- の邸宅など蘭国貿易に関係する施設や家が多かつた。
- 66・二六 出島蘭館 出島町は長崎外町の一つで、中島川河口右岸にある扇型の島。寛永十八年(一六四二)に平戸から蘭国東インド会社日本出張所(蘭国商館)が出島に移転し、蘭人居留地となった。鎖国下で日本唯一のヨーロッパへの窓口。出島町は慶応二年(一八六六)から明治三十二年(一八九九)まで外国人居留地に編入され、プロシア・フランス人も入居した。
- 66・二七 シヤールレ 『長崎居留地外国人名簿』によれば、慶応元年(一八六五)ごろ、長崎居留地南山手七番地英人「ミツチエル」借地住居人に仏人「シヤールピニヤテル」(Charles Pigatel)の名前が確認できる。
- 66・二八 島谷武兵衛 広島藩の長崎御用達商人。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄 前編」では、合力組一〇扶持。
- 67・一 丸山娼楼 丸山町は長崎外町の一つで、長崎湊に注ぐ中島川下流左岸に位置する。寛永年代に寄合町とともに遊女屋が集められ、傾城町となった。安政六年(一八五九)には遊女屋が六軒、遊女数は一六六人。
- 67・六 本下夕町 長崎内町の一つで、長崎湊に注ぐ中島川河口右岸に位置する東西町。西は江戸町に隣接する。
- 67・八 大浦 大浦は「雄浦夕照」「大浦落雁」などの題で長崎八景の一つにも数えられた名所。安政四年(一八五七)までは大村藩領であったが、幕府領となり、大浦とその付近の海岸を埋立て、慶応二年までに約一一万坪に及ぶ居留地が完成した。英商グラバーなど英米人が中心に住居するとともに、製茶工場が建設された。
- 67・二〇 唐人屋敷 出島の南東に位置する。元禄二年(一六八九)に完成。密貿易防止や風紀上の問題から、それまで長崎町内に雑居していた中国人を移住、集住させた。周囲には練堀と竹矢来で二重に囲まれ、番所が六棟あった。
- 67・二五 ソンデイ 陰暦慶応三年十一月六日は陽暦一八六七年十二月一日、日曜日にあたる。
- 67・二七 西浜町 長崎外町の一つで、長崎湊に注ぐ中島川下流左岸に位置する南北町。万屋町の西方に当たる。
- 67・二七 平戸町 長崎内町の中でも成立の早い六カ町の一つで、長崎湊に注ぐ中島川下流右岸に位置する東西町。

223 注

- 67・一八 長崎料理 中国料理と和食・南蛮食がまざりあい発展した、いわゆる卓袱料理。和食では各人単位に膳が出されていたが、一つのテーブルを囲んで大皿で食べるという中国の形式は物珍しく、卓袱料理と呼ばれるようになった。卓袱とは食卓を覆う布、または四本足の朱塗りの食卓。
- 67・一九 得能市之允 広島藩士。文久元年(一八六一)勘定所吟味役。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では吟味役同格、講武所へ出勤、四〇石三人扶持、天保五年(一八三四)六月父八十六家督。
- 67・二九 得能音次郎 広島藩士。詳細は不明。
- 67・二九 田中助左衛門 広島藩士。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄 前編」では勘定所物書役並、勘定所詰、五石三斗二人扶持。
- 68・一 京都丸 旧名はKato号、慶応三年(一八六七)に英商・オールドトから三万四六六ドルで購入した鉄製蒸気外車汽船。一六〇万トン。後に平安丸と改名。
- 68・ハ フレガット軍艦 フリゲート(Frigate)軍艦。艦種の一つであるが、当時の軍艦の類別は厳密ではなく、蘭国では大きい順に戦列艦、フリゲート艦、コルベット艦、スクナー艦、ブリッグ艦と呼び、フリゲート艦は二〇〇〇〜三〇〇〇トン、二〇〇
- 68・二 五〇門程度の砲数であった。
- 68・二 オールドト オールドト(William John Alt)は安政三年(一八五〇)八月に初めて長崎に来航したという。大浦居留地七番地にオールドト商会を開き、船舶・銃砲・反物などを諸藩に売込むとともに、同一九番地に製茶所を設けて茶を輸出した。広島藩に対しては、慶応二年(一八六〇)に二二斤のアイムストロング大砲と豊安丸を、翌三年には蒸気船京都丸を売却している。
- 68・二四 スペンセル スペンサー(Spenser)銃。小型の後装式ライフル銃。七連発が可能。一八六〇年に発明され、米国の南北戦争で活躍した。
- 68・二五 スター スタールカービン(Starr Carbine)銃。後装式。カービン銃は銃身が短く軽い滑腔。外観はスペンサー銃に類似するが、撃発機が独立していた。
- 68・二六 シルトエンピール エンフィールド(Enfield)銃。ミニエー銃の改良型で前装式。英国軍が採用。使用弾丸はブリチエツト弾と呼ばれ、木栓を用いず、弾丸の裾がガス圧のみで自然に拡張するよう薄くなっているのが特徴。幕末日本ではミニエー銃と混用されていた。シルトは盾のことか。
- 69・二 幕府製鉄所 幕府は安政二年(一八五五)の長崎海

- 軍伝習所の開設にともない、蒸気船修理などを行う施設が必要となり、蘭国から機械類を購入して、長崎浦の西岸稲佐郷の南方、飽あきの浦に製鉄所を起工し、文久元年(一八六一)四月に落成した。
- 69・二 スナイトル スナイダー(Snyder)銃。前装式のエンフィールド銃を後装式に米國で改良したタイプ。前装銃を後装銃に改造するのに最も適した範式であったため、多くのミニエー銃がこれに改造された。
- 69・二四 ヒコ 日本名は浜田彦威(一八三七～一八九七)。播磨國に生まれ、嘉永三年(一八五〇)、十三歳のとき航海の途中で難破、米國船に救助されて米國に渡り、帰化してジョセフ・ヒコ(Joseph Heko)と称す。安政六年(一八五九)に米國領事館付きの通訳生として帰國。万延元年(一八六〇)に貿易商館を開き、元治元年(一八六四)に横浜で日本初の新聞「新聞誌」(のち「海外新聞」)を発刊。慶応二年(一八六六)十二月長崎に渡り、英商グラバーと佐賀藩との間を仲介して高島炭坑の共同経営を成立させるなどしている。
- 69・一八 半知 二度にわたる長州征伐などで広島藩財政は困窮し、また今後も軍事費増大をはかる必要があるため、十月二十六日、藩主浅野茂長と世子茂
- 70・二〇 銅座 東浜町の南西、長崎湊に注ぐ中島川河口左岸の一区画。享保十年(一七三五)貿易品の棹銅鑄造のため銅吹所が設置され、元文三年(一七三八)に廃止された後も地名として残った。
- 70・二 新大工町 長崎外町の一つで、長崎湊に注ぐ中島川下流右岸、同川堂門川が合流する付近に位置する。
- 70・二三 諏訪大神 上西山町に鎮座。諏訪大明神・森崎大権現・住吉大明神を前身とし、鎮西大社と称えられる長崎の総氏神。キリシタンによって破却されたが、元和年間に再興。慶安元年(一六四八)には朱印地を得て荘厳な社殿を造営。安政四年(一八五三)の火災で焼失したが、孝明天皇の勅命により、明治二年(一八六九)までに再興された。
- 70・二四 伊地知莊之丞 薩摩藩士伊地知壯之丞(一八二六
- 70・二〇 勲は、年寄等に対して経費節減を命じた。その内容は、冗官を省くこと、奢美を禁じること、藩主父子が三の丸の竹館へ移住すること、城中新築建造物を破壊すること、別荘等を廃止することなどであった。また同時に家中の知行の借上げ(半知)を申し渡した(切米もこれに準じる)、ただし予告もなく減少しては困難をきたすため、当年は三つ物成とし、翌年からは半知とすることを命じた。

225 注

- 71・二七 平戸助港 潮流の速い平戸瀬戸は難所で、田助港は潮待・風待港として機能した。
- 71・二七 平戸助港 潮流の速い平戸瀬戸は難所で、田助港は潮待・風待港として機能した。
- 71・二四 鬼塚惣介 薩芸交易で薩摩藩の管掌者となったのは、薩摩藩土市采正右衛門・伊地知莊之丞と商人柿本彦左衛門・鬼塚助右衛門らであった。彦左衛門は鬼塚莊助の弟、薩州の豪商にして鉄買入の藩用を達する(小鷹狩元凱『弘洲雨屋虫干集』)助右衛門は莊助の子に当たる。
- 71・二四 野坂為之進 広島藩士。詳細は不明。
- 71・二四 鬼塚惣介 薩芸交易で薩摩藩の管掌者となったのは、薩摩藩土市采正右衛門・伊地知莊之丞と商人柿本彦左衛門・鬼塚助右衛門らであった。彦左衛門は鬼塚莊助の弟、薩州の豪商にして鉄買入の藩用を達する(小鷹狩元凱『弘洲雨屋虫干集』)助右衛門は莊助の子に当たる。
- 71・二三 児玉政之進 広島藩士。明治二年以前「藩士職禄、前編」では軍艦附、三人扶持。
- 71・二六 高木隆平 広島藩士。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄、前編」では軍艦附、三人扶持。
- 71・二六 長尾十右衛門 家老三原浅野家士。明治二年七月「明治維新の際の家臣」では中小姓役付無役共、一二石三人扶持。
- 70・二六 高木隆平 広島藩士。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄、前編」では軍艦附、三人扶持。
- 70・二五 玉川亭 安政二年(一八五五)、藤井利平によつて長崎西上町で始められた川魚料理を仕出した料理店。
- 71・一八 平戸城 肥前国平戸は松浦氏の六万一五〇〇石の城下町。平戸城は平戸瀬戸に望む龜岡山上に築城。
- 71・一八 九十九島 佐世保湾入口から北松浦郡沿岸はリアス式海岸で、二〇八の島々が点在し、九十九島と呼ばれる。
- 72・一八 櫓下 広島城郭南の外濠に沿つた白神組猿楽町の西端で、藩の御米蔵がある。
- 72・二〇 御上京 大政奉還が成立すると、朝廷は新たな公議政体を創設するため、徳川家勢力からの徳川慶勝と松平慶永、薩摩藩の島津久光、土佐藩の山内豊信、宇和島藩の伊達宗城、広島藩の浅野茂長、肥前藩の鍋島直正、岡山藩の池田茂政(慶喜の美弟)ら諸藩に上洛を命じた。
- 72・一八 御解崩し 広島藩士の邸宅は、家禄の多寡を基準にその広狭が定められ支給されていた。十月二十九日、経費節減と土気鼓舞をはかる広島藩は、広大な邸宅のうち不要箇所を除去するよう命じた。竹之丸御屋敷 広島城本丸東御門から内濠を渡り三之丸に出ると正面にあるのが講武所。学問所を挟んで南にある建物竹之丸御屋敷。十一月五日、藩主父子は本丸御殿から竹之丸屋敷へ移住し、それにもない浅野式部懋昭は竹之丸から泉水邸

226

- 74・二九 へ移住した。
 十三日 十月三日、土佐藩が將軍徳川慶喜に大政奉還の建白書を提出した(広島藩も同六日に提出)。十三日、慶喜は四〇数藩の重臣を二条城に招集して朝廷への政権返還について諮問、翌十四日に朝廷へ上奏文を提出した。翌十五日、朝廷はその上奏文を許可するとともに一〇万石以上三三諸侯(二十二日にはさらに一万石以上)を招集し、諸侯会議に新政権構想を委ねようとした。
- 78・二七 毛利大膳 長州藩三六万石藩主毛利大膳敬親(一八一九-一八七二)。十月晦日、浅野茂勲は周防新湊で長州藩世子毛利広封と会合し、両藩の懇親を図った。十一月十八日に長州藩使者篠川誘らが来広、登城、答礼したことにより両藩の懇親関係が成立した。
- 79・二 菅勸解由 広島藩士。安政三年(一八五六)用人。安政五年(一八五八)年寄、明治元年(一八六八)寄合。明治元年五月「役人帖」では寄合、一三〇〇石。天保十二年(一八四一)一月父調左衛門家督。
- 79・八 米原岩之助 家老東城浅野家士。慶応二年(一八六六)三月二十四日に小姓組並取立。
- 80・二七 石田岡右衛門 明治二年(一八六九)以前、藩士職。禄「前編」では、馬中次、二人扶持。
- 80・頭書 今村文之助 広島藩士、文久四年(一八六四)用人。明治元年並寄合次席。明治元年五月「役人帖」では並寄合次席、三〇〇石、天保元年(一八三〇)九月父平次郎家督。
- 81・四 湯浅海蔵 家老三原浅野家士。明治二年七月「明治維新の際の家臣」では「湯浅借蔵」、知行取並知行並子弟、現米二〇俵。
- 81・二 御参内 十二月八日の朝議では、長州藩士父子の官位復帰と入京の許可、岩倉具視ら勅勅の堂上公卿の蟄居赦免と還俗、五卿の赦免などが決められた。九日朝、摂政二条斉敬ら公家が退出しても、徳川慶勝・松平慶永・浅野茂勲らは宮中に留まり、薩摩・広島など五藩の軍勢が京都御所の九門を固め、二条摂政や朝彦親王などの参内を禁止した。その中で、赦免されたばかりの岩倉具視らが参内し、御所内で明治天皇臨席のもと王政復古の大号令が下された。これにより、摂政・関白、幕府など旧制度が廃止される一方、新たに総裁(有栖川宮織仁親王)、議定(仁和寺宮嘉彰親王・山階宮晃親王・中山忠能・正親町三条実愛・中御門経之・徳川慶勝・松平慶永・浅野茂勲・山内豊信・島津忠義)、参与(大原重徳・万里小路博房・長谷信篤・岩倉具視・橋本実梁と尾・越・芸・土・薩藩士各三名)の三職が置かれ、天皇による

227 注

- 新政府が成立した。
- 81・二四 尾州公 尾張名古屋藩六一万九五〇〇石前藩主
徳川大納言慶勝(一八二四～一八八三)。
- 81・二四 薩州侯 薩摩鹿児島藩七万石余藩主島津茂久
(一八四〇～一八九七)。維新後忠義と改名。
- 81・二四 越前侯 越前福井藩二万石前藩主松平大蔵大
輔慶永(一八二八～一八九〇)。春嶽と称す。
- 81・二四 土州侯 土佐国高知藩四万石前藩主山内豊信
(一八二七～一八七二)。容堂と称す。
- 81・二六 五卿 文久三年(一八六三)の八・一八政変によつ
て京都から長州藩に脱走し、官位を剥奪された七
名の尊攘派公卿のうち、死去した錦小路頼徳・沢
宣嘉を除く、三条実美・三条西季知・東久世通禧・
四条隆詞・壬生基修の五卿に対して復位入京の勅
許が下り、大宰府から十二月二十七日に帰京した。
- 83・四 世直り躍り 東海地方から始まったといわれる、
いわゆる「ええじゃないか」騒動。天からお札が
降り、それを祭壇に祭り、参詣に訪れた人々に酒
食をふるまう、気分が盛り上がった人たちが女装・
男装して踊りながら練り歩く現象が江戸から山陽
地方まで及んだ。広島藩領内では十一月二十九日
に尾道で始まり、十二月に入ると竹原・三原・忠
海でも行われた。
- 83・五 堀川 広島城下新町組堀川町は、広島城の東南
山陽道沿いの東西町。
- 83・二三 金価 藩の公定価格は金一両につき銀札七二匁。
83・二九 平川静一郎 家老東城浅野家士。慶応二年(一八
六〇)三月二十四日に歩行組本格、代官添役、書役
其儘兼帯。
- 84・一 四日市 山陽道の宿駅。広島から東へ海田宿安
芸郡を経て四日市(賀茂郡)に至る。
- 84・六 黒龍丸 幕府軍艦。原船名は「コムシン」。文
久三年に越前藩が長崎で米国から二万五〇〇〇
ドルで購入した木製蒸気スクリュー船、一〇〇馬
力。翌元治元年(一八六四)七月に幕府へ売却。
- 89・九 御本手衆 広島藩士のこと。
- 90・五 御三方様 家老東城浅野家当主浅野河内道興夫
妻と養嗣子守之進道敏。
- 91・三 大垣 美濃大垣藩一〇万石の藩主は戸田氏共
(一八五四～一九三六)。鳥羽・伏見の戦いでは、会津・
桑名藩が先鋒で、姫路・高松・松山・大垣・浜田・
忍・笠岡藩等がこれに続いた。大垣藩は小原兵部
以下の軍勢が鳥羽街道で新政府軍と奮戦したが敗
れ、戦死者も出した。
- 91・四 淀城 山城国淀藩一〇万二〇〇〇石藩主、幕府
老中稲葉正邦(一八三四～一八九八)の居城。正邦は慶

- 91・五 兵庫辺 一月四日早暁、兵庫港を出航した薩摩藩軍艦春日と運送船翔鳳を、榎本武揚率いる旧幕府軍艦隊開陽が発見追撃し、砲戦を交えた。速力に優る春日は敗走し、逃げ切れなかつた翔鳳は阿波の由岐浦に乗り上げ、自焼した。
- 91・七 尾道 広島藩は片岡大記が一大隊を率いて十二月一日から尾道に駐屯、長州藩も家老堅田大和が歩兵二大隊・砲兵一隊を率いて到着し、市内の各寺院に駐屯した。
- 91・七 内府公 前將軍徳川慶喜。
- 91・八 西之丸炎上 幕府兵が上京すると、薩摩藩が江戸で召募した浪士が江戸内外で横行して治安を脅かした。このため、浪士たちが市中に火を放つて江戸城を襲い、輪王寺宮・静寛院宮・天璋院を擁して薩摩などに赴くという風評が立った。十二月二十三日に偶然、天璋院が暮らす江戸城二の丸が全焼したため、薩摩藩士が天璋院を奪おうとして放火したという噂が広まった。西之丸は誤り。
- 91・九 天璋院 第二三代將軍徳川家定夫人篤姫(一八三六〜一八八三)。薩摩藩主島津斉彬に養われ、安政元年(一八五四)右大臣近衛忠熙の養女となつて將軍家定室に入る。家定の没後は落飾して天璋院と称す。慶応四年(一八六八)に戊辰戦争が起きると、家茂夫人静観院宮とともに徳川家の家名存続に尽くし、その後は一橋邸で徳川家の家名を相続した田安亀之助(徳川家達)の養育に専念。
- 91・九 家慶公 家慶は誤りで、実際には一三代將軍徳川家定。
- 91・二六 山本百吉郎 広島藩士。明治二年(一八六九)以前「藩士職祿 前編」では歩行組、用達所物書、一七石三人扶持。
- 91・一八 御室仁和寺宮 嘉祿親王(一八四六〜一九〇三)。伏見宮邦家親王の三男で仁和寺宮を相続。新政府の議定となり、戊辰戦争が起ると軍事総裁に補せられ征討大將軍を命じられた。六月には会津征討越後口総督として北越地方に出陣。明治三年(一八七〇)東伏見宮と改め、さらに明治十五年(一八八二)には小松宮と改称、名を彰仁と改めた。
- 91・二九 四条殿 四条隆調(一八二八〜一八九八)。尊攘派堂
- 91・八 西之丸炎上 幕府兵が上京すると、薩摩藩が江戸で召募した浪士が江戸内外で横行して治安を脅かした。このため、浪士たちが市中に火を放つて江戸城を襲い、輪王寺宮・静寛院宮・天璋院を擁して薩摩などに赴くという風評が立った。十二月二十三日に偶然、天璋院が暮らす江戸城二の丸が

229 注

- 92・七 大坂薩州蔵屋敷 薩摩藩大坂蔵屋敷は土佐堀二
 上の一員として活動し、文久三年（一八六三）八月十
 八日の政変で、三条実美らと長州藩に走る。慶応
 三年（一八六七）十二月に官位を復されて上京し、慶
 応四年（一八六八）一月四日、征討大將軍嘉彰親王に
 従い、錦旗奉行として進発した。
- 92・六 花房吉之丞 「芸藩志」では「花房勝之進」。同
 人は広島藩士。明治元年（一八六八）五月、役人帖で
 は奥小姓、紀伊守茂勲附、一四〇石、文久三年八
 月父清之丞家督。
- 92・六 紀州公 紀伊国和歌山藩五万五〇〇石藩主
 徳川中納言茂承（一八四四～一九〇六）。鳥羽・伏見の
 戦いに出兵したこと、新政府から紀州藩に向けた
 使者を一時拘留したこと、旧幕府兵が和歌山に逃
 れたことを理由に疑惑の目を向けられたため、東
 海道進軍の先鋒を願い出るなど新政府に忠誠を示
 した。他藩諸侯は四月には京都から帰国が許され
 たが、茂承だけは十二月まで京都で人質の状態に
 置かれた。
- 92・六 彦根侯 近江国彦根藩二五万石藩主井伊掃部頭
 直憲（一八四八～一九〇四）。譜代大名の筆頭であつた
 が、鳥羽・伏見の戦いで公然と新政府側につき、
 ほかの譜代諸藩の動向にも影響を与えた。
- 92・七 伏見稲荷街道 一月三日、薩摩・長州・土佐・
 広島四藩に対して伏見防禦の命が下り、広島藩は
 岸九兵衛に一大隊（三九九名）を率いて出張させた。
 岸は軽率に先頭に加わらないよう命じられていた
 ため、薩摩・土佐藩への応援を躊躇し、戦闘に加
 わることができなかった。
- 92・八 片岡大記 広島藩士。慶応二年（一八六六）に小姓
 組番頭、慶応三年に番頭。明治元年五月、役人帖
 では番頭、一〇〇〇石、天保十三年（一八四二）十一
 月父雅楽家督。鳥羽・伏見の戦いの一報は尾道に
 伝わり、協議の結果、長州藩は福山へ向かい、片
 岡隊一大隊は海路上京することになった。九日に
 尾道を発した片岡隊は、途中で姫路・龍野などの
 諸藩の向背を問ひ、姫路藩から帰順書を提出させ、
 大坂到着後ただちに大坂警備を命じられた。
- 92・九 三原右御人数 長州藩の攻撃に対して福山藩が
 抗戦することも考えられたため、国境警備のため
 十日、家老浅野右近に命じて尾道へ出兵させた。
- 92・二五 尾道御人数 家老東城浅野家軍勢が戊辰戦争に

230

- どのように関わったかは不明。
- 93・八 寺川文之丞 広島藩士。文久三年(一八六三)に奥詰、明治元年(一八六八)に京都役人、同年町奉行。明治元年五月「役人帖」では京都役人目付兼役、一五石、外役料切米九〇石、慶応三年(一八六七)十二月父直衛家督。
- 93・九 八幡 五日、岸九兵衛隊への応援を命じられた南部健介率いる応変隊一四九名は淀へ向かった。山崎関門守衛に回った岸隊と別れた応変隊は、六日の八幡山攻撃に加わることになり、山頂の旧幕府軍を攻撃して占拠し、さらに山頂から八幡の町へ打ち込んで市街地を炎上させた。また退却する敵兵を追撃して大勝利をあげた。
- 93・二六 福山 尾道から福山へ向かった堅田大和を総督とする長州藩兵は、九日に福山城を包囲した。和平交渉は成功せず攻撃が始まったが、福山藩からの危険を冒した和平交渉が成立し、長州藩兵の大部分は十一日に尾道へ引き返した。なお、奇兵隊は三日の鳥羽・伏見の戦い加わっている。
- 93・一八 君侯 備後国福山藩一萬石第九代藩主阿部主計頭正方(一八四八～一八六七)。第六代藩主正寧の三男に生まれ、第八代藩主の兄正教早世により文久元年(一八六〇)五月に藩主となる。慶応二年(一八六六)第二次長州征伐で石州口の先鋒を命じられ益田に出張するが敗戦。戦いの最中に病に倒れ、帰城して療養に努めたが慶応三年十一月二十一日に死去。福山藩は喪を秘して長州藩と講和し、広島藩主浅野茂長の甥元次郎(正桓)の襲封決定後の慶応四年(一八六八)五月二十八日にその死去を発表。
- 94・一八 備前藩士 慶応四年一月十一日、西宮を守備していた岡山藩家老日置帯刀の部隊が神戸を行進していた際、外国人が部隊の前を横切ったことを契機に藩兵が外国人に発砲、負傷者を出した。英・米・仏の諸国は港内の諸藩の艦船を抑留し、神戸居留地を軍事的に占領した。旧幕府に対抗するため外国の支持を得たい新政府はその要求をすべて承諾し、岡山藩側の責任者として滝善三郎が神戸永福寺で、各国代表団の前で切腹した。
- 94・六 中西元楨 広島藩士中西元禎。文久二年側医師並、明治元年五月「役人帖」では合力組側医並(三〇石(外薬種料銀十枚))。
- 95・一 覚道院 七代藩主浅野重晟の六男右京長懋。号は白杏。藩主浅野長訓の父、世子長勲と家老東城浅野家養嗣子守之進の祖父にあたる。天保七年(一八三六)二月十九日に死去。
- 95・六 錦御旗 一月十一日、広島藩は備中河辺川(高梁

231 注

- 96・二二 南部健助 広島藩士。心変隊長として戊辰戦争に参加。八幡山の戦いで戦功をあげる。六月二十日に入城した。
- 95・八 岩倉前中将 副総裁兼議定右倉具視(一八五〇-一八八三)。文久元年(一八六一)、公武合体派として和宮降嫁に尽力。文久二年(一八六二)五月には左近衛権中将に進んだが、八月に辞官・塾居を命じられる。慶応三年(一八六七)二月に入洛を許された後は薩摩藩士らと倒幕の計画を練る。十二月九日に参内を許され、王政復古を主導した。新政府では参内から議定に進み、慶応四年一月には三奈実美とともに副総裁となった。二月には従三位・右兵衛督に官位が進んだ。
- 97・三 松山 備中松山藩五万石。藩主は幕府老中板倉勝静(一八三二-一八八九)。
- 97・四 伊木長門 岡山藩筆頭家老伊木若狭忠澄(一八一八-一八八六)。通称長門、若狭。一月十一日に松山藩征伐と、河辺川以東の幕府領没収を命じられた岡山藩は、伊木若狭を鎮撫使兼総督に七七五名の軍勢が出陣、十四日に浅尾陣屋に到着した。松山藩は交渉の結果、十八日に備中松山藩は城を明け渡した。
- 97・四 岡田 備中岡田藩二万石。藩主は伊東長詮。
- 97・四 庭瀬 備中庭瀬藩二万石。藩主は板倉勝弘。
- 97・四 新見 備中新見藩一万八〇〇石。藩主は関長克(一八四〇-一八七七)。
- 97・四 蒔田 備中浅尾藩二万石。藩主は蒔田広孝(一八四九-一九一八)。
- 97・三 志和村心変隊 志和地方は賀茂郡北西部。「心変隊」は「神機隊」の誤り。慶応三年九月、賀茂郡檜山村出身の木原秀三郎(適処)らが尽力して民間有志壮丁を集め、長州藩奇兵隊に所属していた木本壮平を教師に、志和の西蓮寺を屯所として軍

一日に新隊頭に着任。明治元年五月「役人帖」では奥詰、一五石三人扶持、慶応四年三月召出、父平一。

備中松山藩五万石。藩主は幕府老中板倉勝静(一八三二-一八八九)。

岡山藩筆頭家老伊木若狭忠澄(一八一八-一八八六)。通称長門、若狭。一月十一日に松山藩征伐と、河辺川以東の幕府領没収を命じられた岡山藩は、伊木若狭を鎮撫使兼総督に七七五名の軍勢が出陣、十四日に浅尾陣屋に到着した。松山藩は交渉の結果、十八日に備中松山藩は城を明け渡した。

備中岡田藩二万石。藩主は伊東長詮。

備中庭瀬藩二万石。藩主は板倉勝弘。

備中新見藩一万八〇〇石。藩主は関長克(一八四〇-一八七七)。

備中浅尾藩二万石。藩主は蒔田広孝(一八四九-一九一八)。

志和地方は賀茂郡北西部。「心変隊」は「神機隊」の誤り。慶応三年九月、賀茂郡檜山村出身の木原秀三郎(適処)らが尽力して民間有志壮丁を集め、長州藩奇兵隊に所属していた木本壮平を教師に、志和の西蓮寺を屯所として軍

- 100・二四 業師坊 修験者と思われる。
- 100・三 少将様御尊骸 齊肅の遺骸は、居住していた三之丸屋敷を出て、三之丸内を北上、家老東城浅野家上屋敷前を左折して西御門から中濠を渡り、表小姓町を北上して白島口御門から城外へ出た。本川筋御材木場を過ぎて松原裏通を東へ折れた後、白島中ノ町からさらに北上、多門が集中する一本木から一筋西の御厩町を通り、神田川と本川合流地点から船で牛田村へ渡り、土手道を日通寺へ向かった。
- 97・二六 蒲生司書 広島藩士。文久二年(一八六二)に年寄。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では年寄、一〇〇〇石、天保四年(一八三三)三月父莊大夫家督。備後・備中幕領鎮撫隊の総裁として錦旗とともに一月二十四日に広島を出発、尾道から福山、備中南部、同北部へ陣を進め、上下を経由して二月十四日に帰広した。慶応四年(一八六八)五月二十四日、年寄の廃止にともない参政。
- 100・頭書 浅野秀之丞 広島藩士。元治元年(一八六四)側用達役、明治元年並寄合次席、同年大目付。明治元年五月「役人帖」では大目附、一六〇石、嘉永元年二月父仙三郎家督。
- 100・頭書 町野源八郎 広島藩士。文久二年目付。明治元年五月「役人帖」では目付使番兼役、一七五石、嘉永四年(一八五二)十二月父三郎右衛門家督。
- 100・頭書 仙石志摩 広島藩士。文久三年(一八六三)に年寄。明治元年五月「役人帖」では年寄、一一〇〇石、安政六年(一八五九)七月父右中家督。
- 101・五 喜連良成 広島藩士。慶応二年側医師並。明治元年五月「役人帖」では合力組儒医並、二五石。
- 101・五 西山元齋 広島藩士。慶応元年側医師並。明治元年五月「役人帖」では合力組儒医並、一〇人扶持。
- 101・二九 山中十兵衛 家老東城浅野家士。慶応二年三月
- 100・頭書 甲權大夫 広島藩士。三之丸御用向兼用人。明治元年五月「役人帖」では用人、三〇〇石、天保九年(一八三八)八月父平八郎家督。
- 100・頭書 野村清記 広島藩士。慶応元年(一八六五)側用達役、慶応二年(一八六六)大小姓頭。明治元年五月「役人帖」では側用人、二〇〇石、嘉永元年(一八四八)十月母幾浦家督。
- 100・頭書 事訓練を始め、神機隊と名づけた。用達所詰小姓黒田益之丞とほか一四名は、備後・備中幕領鎮撫隊の先駆隊として出張を命じられ、神機隊三〇〇名を率いて二十三日夜に宇品港から豊安号に乘船して出発、二十四日に尾道に到着した。

233 注

- 103・一
小浜 若狭小浜藩一〇万三三〇〇石。藩主は酒井忠氏(一八三五〜一八七六)。鳥羽伏見の戦いに幕府軍として参陣し、敗走中に降伏したが朝敵として入京を禁じられた。

104・一
鳥羽 志摩鳥羽藩三万石。藩主は稻垣長行(一八五〇〜一八六八)。鳥羽伏見の戦いが起きたときには藩主は江戸にあつたが、国元から出兵し幕軍に加わるうとしたときに鳥羽伏見の戦いが起き、朝敵として入京を禁じられた。
- 103・二九
両松山 備前松山藩五万石と伊予松山藩一五万石。伊予松山藩の藩主は松平定昭(一八四五〜一八七〇)。慶応三年九月に老中に就任、十月に辞任。鳥羽伏見の戦いで態度が朝敵に当たるとして入京を禁じられ、追討の対象となった。

104・二
軍事参謀 一月四日、茂勲は軍事参謀に任じられたが辞退。
- 103・二八
大田喜 上総大多喜藩二万七〇〇〇石。藩主は松平正質(一八四四〜一九〇〇)。正質は慶応三年(一八六七)十二月に大坂で老中格に昇進し、鳥羽伏見の戦いでは、交戦派として鳥羽口の指揮をとった。このため戦後通塞を命じられた。

104・三
軍事参謀 一月四日、茂勲は軍事参謀に任じられたが辞退。
- 103・二七
高松 讃岐高松藩二万石。藩主は松平頼聡(一八三四〜一九〇三)。高松藩は鳥羽・伏見の戦いで徳川方の後陣にあつて戦いに参加した。

104・一
延岡 日向国延岡藩七万石。藩主は内藤政拳(一八五二〜一九二七)。鳥羽伏見の戦いで京都郊外野田口を守備したため、朝敵の嫌疑をかけられ入京を禁じられた。
- 103・三
防州吉川氏 岩国吉川家六万石。当主は吉川経幹(一八二九〜一八六九)。

104・一
宮津 丹後国宮津藩七万石。藩主は本庄宗武(一八四六〜一八九三)。鳥羽伏見の戦いでは八幡の警備に当たっていた宮津藩士から官軍に対して発砲があり、入京を禁じられる。
- 103102・一
囉 「もろろ」と読む。

104・一
鳥羽 志摩鳥羽藩三万石。藩主は稻垣長行(一八五〇〜一八六八)。鳥羽伏見の戦いが起きたときには藩主は江戸にあつたが、国元から出兵し幕軍に加わるうとしたときに鳥羽伏見の戦いが起き、朝敵として入京を禁じられた。
- 103102・三
百々三郎助 広島藩士。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では馬廻組野村帯刀組、一三三五石。

104・一
鳥羽 志摩鳥羽藩三万石。藩主は稻垣長行(一八五〇〜一八六八)。鳥羽伏見の戦いが起きたときには藩主は江戸にあつたが、国元から出兵し幕軍に加わるうとしたときに鳥羽伏見の戦いが起き、朝敵として入京を禁じられた。

- 105・六 徴士 一月十七日の三職七科制で新設され、各科の事務掛などに任じられた。広島藩からは辻将曹が徴士を命じられ、内国事務掛に補せられた。
- 105・七 市中取締 一月十二日、広島藩は薩長両藩とともに大坂市中取締を命じられた。三月十三日に免じられ、さらに市中巡邏を命じられるが、八月にこれも免じられた。
- 105・二九 豊屋町 広島城下広瀬組西土手町の南、東は本川、西は広瀬町、南は船入村の町地河原町に接する。西地方町とも称す。
- 106・二五 東叡山 江戸にある天台宗の関東総本山寛永寺。山号は東叡山。
- 107・三 山田養吉 広島藩士。名は浩、号は十竹一八三三（一九〇一）。十六歳で藩の句読師に抜擢。慶応二年（一八六六）、藩命により江戸藩邸講学所に出仕するも、第二次長州征伐のためいったん帰国、洋学研究の必要性を藩主に建言して認められ、十一月取締となって洋学生を率いて再び出府。明治元年（一八六八）小姓組に抜擢されて二〇石を与えられ、修道館と改称した藩学問所の寄宿寮塾の塾頭となり、藩士子弟教育に意を注ぐ。その後、広島初の新聞『日注雑記』の編集者を経て、浅野学校から改組された修道校の初代校長などを勤めた。
- 107・八 本種院 堀尾嘉善の後妻かね。己斐村神主山田市正養女、実は家老東城浅野家士長東市郎右衛門娘。慶応二年二月二十四日死去。
- 107・九 随心院 堀尾嘉善の先妻深町氏。文久二年（一八六二）八月十八日に癩乱症のため死去。堀尾勝登・村上敬次郎の実母。
- 108・七 貢士 二月十一日、下の議事所を構成する貢士の人員が定められ、大藩からは三名、中藩からは二名、小藩からは一名が議事に参加することとなった。三月八日、広島藩からは石川直之進・三宅万太夫の両名が派遣された。
- 108・二五 山陽道取調 一月十四日、広島・岡山両藩は朝廷から山陽道旧幕領と諸藩の状況調査を命じられた。二月八日、この調査事務を播備諸藩へ命じる旨が達せられたが、広島・岡山両藩は協議の上、これら諸藩の民心不安定を理由に調査継続を願い出。三月五日に許可された。
- 108・二六 赤穂 播磨国赤穂藩二万石。藩主は森美作守忠典。
- 110・九 尾州宮 尾州宮は熱田神宮の門前町で、東海道の宿駅。伊勢国桑名とは海上七里の渡しで結ばれる。東海道を東へ進む東海総督府は、一月二十三日に桑名を開城させた後兵力を整え、二月十三日

235 注

- 110・二五 に桑名を出発、その日のうちに名古屋に入った。
石本九郎 広島藩士。藩主浅野茂長の生母心鏡院(京都北野天満宮社人久松能桂妹)の養子。実は広島藩士宮田鉄之丞三男。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では奥小姓次席側方(内記附)、一四〇石、天保九年(一八三八)二月四日召出す。慶応四年(一八六八)七月二十一日の藩政改革で祭祀奉行。
- 111・二 会計事務局補 二月三日、明治新政府の職制は三職八局制となり、総裁局及び神祇・内国・外国・軍備・会計・刑法・制度の七局が置かれた。二十日に総裁以下の人事が行われ、浅野茂勲は議定職兼会計事務局輔、辻将曹は参与職兼内国事務局判事に任じられた。閏四月二十一日に政体書が発表されて三職八局制は廃止された。
- 111・五 御祝詞 五節句のうち上巳の儀式を行うべきであつたが、浅野斎肅(温徳公)の中陰中であつたため取止めとなつた。
- 112・二 和宮 仁孝天皇の第八皇女で孝明天皇の妹。名は親子(一八四六～一八七七)。文久元年(一八六一)に將軍徳川家茂に降嫁。慶応二年(一八六六)七月に家茂が大坂城で薨去すると雑髪して静寛院宮と称した。
- 112・五 浜御屋敷 江戸浜離宮。ただし、徳川慶喜がここで謹慎した事実はない。
- 112・六 女使 和宮は外家にあたる橋本実麗(まねあき)父子への書などを持たせ、上臈土御門藤子を派遣している。
- 112・七 紀伊大納言 和歌山藩主徳川茂承(もろむね)は大納言ではなく中納言。また、慶喜は天璋院に朝廷への謝罪周旋を依頼するに当たり、相続人として田安龜之助(後の徳川家達)の名前を挙げている。
- 113・三 集議所 元治元年(一八六四)、広島藩は国産の振興をはかるため小姓町に集議所を設置し、また勸定所に生産方を置いて資金貸与や技術指導を行い、生産増強をはかった。
- 113・八 泉州堺湊 二月十五日、仏国水兵二〇名が開港していない堺に上陸し不遜な行為に及んだため、堺警衛を命じられていた土佐藩士が出動、仏人水兵一名が死亡した。仏国公使ロツシュの抗議に対して、政府は賠償金一五万円支払いと暴行者処刑という要求を呑んだ。二月二十三日、堺の妙国寺で仏人水兵を射殺した土佐藩士二〇人の処刑が行われたが、立ち会った仏軍艦長が途中で中止を要請し、九人が助命された。
- 113・二 肥後侯 肥後熊本藩五万石世子細川右京大夫護久(一八三九～一八九三)。
- 113・二六 大橋繁太郎 広島藩士、明治元年五月「役人帖」では先手者頭、九〇〇石、文久三年(一八六三)十二

237 注

- を相続した。明治元年（一八六八）五月「役人帖」では並寄合、一一〇〇石。
- 117・二 峯樵 のち鴻雪年（一八六一―一九三六）。実父は浅野式部懋昭。世子浅野茂勲の弟。浅野家に引き上げられて藩主浅野長訓の養子（二男）となり、津和野藩主亀井家を相続し茲命と改名するが、のち離縁、鴻雪爪の養子となる。
- 118・八 石津角馬 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では吟味役、知郡局へ出勤、二〇石一人扶持。外物書料金五両。弘化三年（一八四六）十二月父左助家督。
- 118・二五 水晶山 石内村のほぼ中央にある水晶ヶ山城跡は、戦国時代は大内氏の出城。
- 118・二六 三宅正伯 家老東城浅野家の給地佐伯郡石内村の医師か。
- 119・三 宝仙寺 法専寺は佐伯郡石内村の南西、利松村にある浄土真宗本願寺派寺院。
- 119・三 山田村 家老東城浅野家給地の佐伯郡古江村西北、鬼ヶ城山の北麓にある山間の小村。
- 119・九 東山道戦争 東山道を江戸に向かう新政府軍は信州本山駅で二手に分れ、板垣退助率いる一隊は三月六日、甲府盆地東方の勝沼で陣を敷く元新撰組隊長近藤勇らの率いる甲陽鎮撫隊と戦いこれを破り、十四日に新宿に達した。一方、伊地知正治らが率いる本隊は碓氷峠から下野に進出、九日、梁田で古屋佐久左衛門率いる旧幕府軍を退け、十三日に板橋へ達した。
- 119・二五 洋学館 四月に村田文夫が英国から帰国し、広島藩の洋学所設立もようやく軌道に乗り、城内の旧勘定所を修繕して教室その他を設備した。六月二十四日、村田文夫と田口太郎に英学、福永謙三に仏学、田中寛太郎に数学教授を命じた。城内八丁馬場洋学所の工事は明治二年（一八六九）三月十五日に落成。後に英学科は山田貢一郎と市川猪三郎が、仏学科は鈴木進吾（上総国）と宮村春治（越後国）が洋学所助教に就任している。
- 120・二 おつち 森岡万之進とたつの第五女お樵は元治二年（一八六五）九月十日に死去している。安政四年（一八五七）六月十二日生。ここはお好の誤りか。
- 120・五 滝戸幸蔵 広島藩士。嘉永五年（一八五〇）勘定所吟味役、明治元年川口番所請。明治元年五月「役人帖」では小姓組本多庫人組、三三石。
- 120・二三 洞春寺河原 洞春寺は、毛利元就の三回忌に当たる天正元年（一五七三）、毛利家の菩提寺として高田郡吉田に孫輝元によって創建された臨濟宗寺院。輝元が吉田の郡山城から広島城に移る際に

- 洞春寺も広島への移転した。さらに慶長五年（一六〇〇）には毛利氏の防長移封にともない萩へ移ったが、天満川に沿う広瀬村の河原が「洞春寺河原」と呼ばれて後世まで名前が残った。
- 120・二四 野村帯刀 広島藩士。字は景（一八一四～一八七〇）。改革派に属し、浅野茂長（長訓）が藩主に就任すると、文久元年（一八六一）に年寄役に抜擢され、藩政改革を推進した。明治元年（一八六八）に番頭。明治元年五月「役人帖」では番頭、一〇〇〇石、文政九年（一八二〇）十月父次郎右衛門家督。
- 120・二五 浅野造酒 広島藩士。文久三年（一八六三）側足輕頭、慶応三年（一八六七）組頭、明治元年五月「役人帖」では番頭、一〇〇〇石、安政三年（一八五〇）六月父若狭家督。
- 121・一 蔵田庫之進 広島藩士。明治二年（一八六九）以前「藩士職禄 前編」では歩行組、左右歩行小姓、一丸石三人扶持。
- 121・九 当役成 家老東城浅野氏家司役。東城浅野家には、当主の下、家司一名、用人三名（または四名）、出頭三名、用達三名という上部組織がある。村上彦右衛門は、万延二年二月（一八六一）、用人から家司に就任した。
- 122・一七 寺西匠作 広島藩士。前名雅楽。嘉永七年（一八三三）
- 123・五 江戶定府之御家中 明治新政府から家中などの江戶引払いまたは居残りについて、四月十二日まで内国事務局まで届け出るよう通達があり、同日、先月その迎えのため蒸気船を派遣したことを回答している。
- 123・一九 野田七郎右衛門 広島藩士。元治元年（一八六四）蔵奉行、慶応三年郡廻り、明治元年五月「役人帖」では郡廻・山奉行・宗旨改兼役、一三五石、弘化四年（一八四七）十一月父滝之助家督。屋敷は文久三年七月の絵図によれば、白島東町の一筋北の松原裏通南側、円光寺西にある。
- 124・二 福永助左衛門 広島藩士。慶応二年（一八六六）若年寄、明治元年並寄合次席。明治元年五月「役人帖」では並寄合次席、八五〇石、安政三年九月父助左衛門家督。
- 124・八 御差止 朝廷は、近江守は自家の「予備」であり、公務にもつき、位階もあることを理由に、他家の養嗣子となるのは適当でないとして許可しなかった。
- 124・頭書 筑前侯 筑前国福岡藩五二万石余藩主黒田美濃守齊連（一八一〇～一八八七）。
- 125・一 大政官日誌 明治新政府が決定事項を諸藩に令

239 注

- 125・三 泰栄様御迎 泰栄院、故浅野斎肅室末姫、第一代將軍徳川家斉(四女)は二月に一旦は江戸から広島への帰国を決意したが、去ることができなかった。四月七日、朝廷は在江戸の諸侯家族の帰国を命じた。そこで、藩主茂長は帰国説得のため番頭野村帯刀を汽船豊安号とともに江戸へ派遣した。しかし泰栄院はそれに応じず、翌明治二年(一八六九)五月十一日になって初めて広島へ到着した。
- 125・二〇 お幸 森岡万之進とたつの娘お好。慶応元年(一八六五)八月二十四日生。
- 126・二六 桃井保衛 家老上田家士。
- 126・二七 由良都賀夫 家老東城浅野家士。由良家は与力一一家の一つ。知行高一五〇石。
- 126・二八 鳥屋町 広島城下白神組に所属する町。白神二丁目の一本西側にあたる南北筋。西には元安川、北は山陽道が走る横町西側。
- 126・二九 厳島弥山 厳島神社の裏山で、標高五二九メートル。山頂近くには巨岩が連なり、古くから山岳信仰の対象とされた。空海が開いたという伝承も残る。
- 126・二九 三鬼坊 厳島弥山に祀られている天狗で、密教系祈禱秘教『天狗経』にある全国四八天狗にも数えられている。三鬼とは仏法で言う時屠鬼神、追帳鬼神、魔羅鬼神。
- 126・頭書 夏明遠 夏珪ともいう。十三世紀、中国南宋後期に活躍した画家。銭塘の人。字は禹玉。寧宗の画院で待詔となり、金帯を賜わった。滋潤な墨を用いて山水を描き、李唐以来その右に出る者はいないと称される。真正な遺品は少ない。
- 126・頭書 伊川院 狩野栄信(一七五―一八二八)。木挽町狩野家第六代の画家。養川院惟信の子。近世狩野派の名手で、水墨に金泥を施す技法が特徴。文化十三年(一八一六)法印に叙せられ伊川院と称す。
- 127・二〇 英医 「芸藩志」によると、英公使代「ミツポ―ルト」の通弁により、在阪英医「ロウリ」が診察。
- 127・一八 大野村滝 佐伯郡大野村にある毛保川上流の滝。「芸藩通志」には「雌雄滝 大野村に在り、雄は六丈三尺、其水壮なり、雌は廿七丈余にて、長けれど婉なり、奇観幽賞、近方類まれなり」と記す。現在では「妹背の滝」とよばれる。
- 128・五 御帰国 天皇の親征にともない在坂中の浅野長
- 126・二九 信仰の対象とされた。空海が開いたという伝承も残る。

- 128・九 猶又御移達 四月十二日、新政府は諸藩に対して、旧習因循を打破し、時世に適さない制度を改廃して人材を抜擢し、改革政治を断行するよう求めた。広島藩ではこれに閏四月十二日付けの副書をつけて、藩政改革への決意を藩内に表明した。
- 129・九 御袖留 武士の元服儀礼には袖留・改名・前髪取がある。袖留はそれまで着ていた振袖の脇をふさぐこと。
- 129・三 水主町海軍所 慶応三年(一八六七)四月二日に設置された(水主町操練所)。十一月一日に南講武所と改称。
- 129・四 槊杖 銃に弾を込め、腔内の手入れに用いる細長い金属棒のこと。
- 129・八 本川塚本町 広島城下広瀬組に所属する町。山陽道が通る猫屋橋(本川橋)の西詰付近と、それより北に伸びる南北筋が町域。
- 129・九 異変 心変隊に所属する隊員には城下や郷里の村などで権威がましい振舞いをする者があり、その所業を戒める書付が出されている。心変隊は長州征伐に際し、農民・浮過・村役人・僧社人・医師など身分を選ばず義氣を有する者から募集され、統制が取れていない側面があり、戊辰戦争でも失態があった。
- 130・八 御使番 広島藩では閏四月十二日に側用達が、十五日にはさらに旗奉行と使番が廃止された。
- 130・一〇 御所お御使 浅野茂勲に対して皇室より使番内藤帯刀が派遣され、慰問の菓子を賜っている。
- 130・四 島末源太 広島藩士で槍術佐分利流師範。安政四年(一八五七)奥詰。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では奥詰番外、四二石三人扶持、嘉永二年(一八四九)三月父雄祐家督。なお、この時広島藩の槍術は佐分利流に統一され、小谷武左衛門(疋田流)・佐久間栄(宝蔵院流)・太田三兵衛(兵法流)・田辺幾衛(清剛流)の師家は解職された。
- 130・四 細六郎 広島藩士で剣術貫心流師範。明治元年五月役人帖「では奥詰番外、二〇石三人扶持、嘉永七年(一八五四)八月父六郎家督、文久三年(一八六三)六月八日取立。なお、この時広島藩の剣術は貫心流に統一され、多田源左衛門(多田円明流)・関元之丞(新陰流)らの師家は解職された。
- 130・頭書 鷹匠町 広瀬村の北東部の武家町。本川西岸の南北筋で、北は新開組空鞘町、南は広瀬組鍛冶屋町。
- 129・九 異変 心変隊に所属する隊員には城下や郷里の村などで権威がましい振舞いをする者があり、その所業を戒める書付が出されている。心変隊は長州征伐に際し、農民・浮過・村役人・僧社人・医師な

241 注

- 130・頭書 今田幾之助 広島藩士。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では馬廻組浅野造酒当分支配、一五〇石。久留俊蔵 家老三原浅野家士。明治二年(一八六九)七月「明治維新の際の家臣」では中小姓役付無役共、一二俵。
- 131・二四 英国船御借入 浅野長勲は、閏四月十九日に英人「カラバ」所有の商船を雇い、大阪一の洲から帰国の途に就いた。
- 132・一 潤廟 村上家三代彦兵衛(大融院)のこと。文久元年(一八六一)に院号をつけ大融院釈宗念潤誓信士となった。
- 132・六 休廟 村上家三代彦兵衛(大融院)室のこと。大融院同様文久元年に院号をつけ、大教院釈休誓妙順大姉となった。
- 132・七 六丁目 城下白神組白神六丁目は広島城から南へ城下町の基線をなす通りの南部。東は尾道町で、西は元安川、南は新開組六丁目村。
- 132・二六 大田植 飾り立てた牛に代掻きをさせた後、囃しに合わせて早乙女たちが田植え唄を唄いながら賑やかに田植えを行なう行事。現在では山県郡など中国山地沿いの約一〇地区で行なわれるだけであるが、江戸時代には広島藩領内各地で広く行なわれた。
- 132・二七 飯田六郎 広島藩士。文久元年奥詰。明治元年五月「役人帖」では奥詰、一七五石、弘化三年(一八四〇)父次兵衛家督。飯田家は井口家とともに歴代大坪流馬術師範。このほか藩の既には乗方という役があり、上月・若林・恵美家らが藩主家だけでなく藩士の馬を調教していた。西洋流騎馬隊の採用と同時に在来の大坪流馬術は衰退し、慶応四年(一八六八)閏四月には、飯田六郎を除き井口庫ら九名が出勤に及ばずとされた。
- 132・二九 上月辰之丞 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では書翰方列馬方、一八石。
- 132・二九 山下喜三太 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では書翰方列馬方、一九石。
- 132・二九 藤岡八蔵 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では書翰方列馬方、一九石。
- 133・頭書 吉田 広島藩支封家青山浅野家三万石は定江戸で、屋敷は青山穂田であったが、文久二年(一八六二)の幕政改革によつて翌三年に江戸を引払い、本藩領内に帰住となった。当初の住居は広島の水主町屋敷であったが、高田郡郡山城麓に陣屋が新築され、移住した。
- 134・二 典膳 家老上田家先代の主水安節五男。幼名亀之助、諱は安靖(一八四九-一九〇七)。後に節宣、亀

- 次郎と改名。主水安敦の嗣子となるが、慶応元年（一八六五）に病弱のため廃嫡。上田家は、明治三年（一八七〇）に安敦の養子重遠（浅野長祚二男）が継承するも、同九年（一八七〇）に病弱のため家督を辞し、重美（安敦）が再度継承。翌十年（一八七七）に亀次郎（安靖）が継ぐことになった。
- 134・頭書 亀井隠岐守 石見国津和野藩四万三〇〇〇石藩主亀井隠岐守茲監（一八二五～一八八五）。
- 135・二 飛驒 家老三原浅野家隠居浅野飛驒（一八一七～一八九二）。初名忠助、忠厚、のち忠と改名。父は藩主浅野重晟の六男で先々代当主遠江忠順（忠修、修）。天保十四年（一八四三）に先代甲斐忠敬から家督を継ぎ家老となり、遠江と称す。その前は主殿大和、隠居後は飛驒と称す。嘉永六年（一八五三）のペリー来航を機に、年寄今中大学らを批判して一部藩士と藩政改革を企て、上田主水・浅野豊後の一家老とともに建白書を藩主斉肅に提出。今中罷免には成功するも、改革には失敗、安政三年（一八五〇）に隠居。明治元年（一八六八）五月の藩政改革で政事堂副総督になり、廃藩置県後の明治五年（一八七二）には蔵島宮司となる。
- 135・三 元次郎 浅野式部式部懋昭の第三子で、諱は忠貞。世子浅野茂勲の実弟に当たる。当時は家老浅野右近忠英「厄介」の扱いであったが、浅野家に引取られ、福山藩阿部正方の養子（正弘の六女寿子を配す）として同家を相続し、正桓と改名。
- 135・五 右近様御屋敷 家老三原浅野家の上屋敷は三の丸と中濠を隔てた外、南御門を出て西にあった。外濠一丁目御門から北へ八丁馬場突き当たり。
- 135・七 式部様御屋敷 慶応三年（一八六七）十一月五日、藩主父子の本丸御殿から竹之丸屋敷への移住にもない、浅野式部懋昭は竹之丸から泉水邸へ移住している。この屋敷はもと沢（浅野）家屋敷であった一丁目筋屋敷のことと思われる。
- 135・三 野州宇都宮城 四月、下総市川に集まった土方歳三ら旧新撰組や、大鳥圭介率いる旧幕府軍約二〇〇〇名が日光をめざして進軍、結城城を落とし、さらに四月十九日には宇都宮城を奪取した。しかし、二十三日に北上した新政府軍によって宇都宮城は落城し、東北へ落ち延びた。
- 135・三 信州松代 古屋佐久左衛門率いる旧幕府軍衝鋒隊が三月二十五日に会津を出発、越後諸藩を遊説しつつ高田から南下して信濃に入り、飯山を経て松代に迫った。松代藩（一〇万石、藩主真田幸教）は尾張藩や信州諸藩と協力して四月二十五日に衝鋒隊と交戦、敗走させた。

243 注

- 135・二四
- 賊徒大敗軍** 譜代藩の越後高田藩一五万石、藩主榑原政敬では佐幕論が根強く、古屋佐久左衛門ら衝鋒隊を歓待して一旦は通過させたが、衝鋒隊が松代で敗れ引き返してくると、四月二十六日の夜中にこれを急襲して四散させた。

- 135・二五
- 板倉伊賀父子** 前老中で備中松山藩主の板倉勝静と世子勝全は、日光山南照院で恭順の意を表していたが、旧幕府兵に誘われて宇都宮城奪取を図って失敗し、四月九日に彦根藩兵に降伏し、宇都宮英厳寺に幽閉された。十九日に大鳥圭介らが宇都宮城を奪取したため救出され、父子は会津方面に逃れた。

- 135・二六
- 結城之城** 下総結城藩一萬八〇〇〇石、藩主水野勝知は、藩内が佐幕・恭順の二派に分裂、佐幕派の藩主水野勝知が彰義隊土らと恭順派の籠城する結城城を攻撃して、三月二十六日に入城した。その後四月五日には新政府軍によって奪還された。

- 135・二六
- 近藤勇** 元新撰組隊長近藤勇(一八三四―一八六八)は旧幕府兵の一隊を率いて下総流山に屯集し、再起を図ったが、新政府軍の東山道先鋒軍に包囲されて出頭、捕縛され、四月二十五日、板橋で斬罪に処せられ、京都三条河原で梟首された。

- 135・一
- 笹里之製薬所** 石内村笹里は八幡川と合流する

- 136・一
- 石内川の支流の一つ、笹里川流域にあり、水利に恵まれた土地柄。広島藩は二月十六日に水車を利用した砲薬製造所を石内川の西方佐伯郡寺田村に設置し、その原料となる鼠土の掘取に力を入れた。東城浅野家もこれに触発され製薬所を設置したと思われる。

- 136・二
- 八幡社** 石内川の白山八幡社。

- 136・三
- 小深川・上下河内** 小深川村は石内川の西に位置し、北の上小深川と南の下小深川に分かれる。上下河内村はさらにその西、河内(八幡)川上流にあり、北の上河内、南の下河内村に分かれる。

- 136・四
- 郡橋** 郡は石内村南部の同村飛郷で、河内八幡川に架かる郡橋は交通の要地であった。

- 136・五
- 河内川** 佐伯郡白砂・上伏谷両村、標高八〇〇メートル内外の連山に源を發し、東流しながら中流部に至り、上河内村から南に流れを変え、最大の支流である石内川と合流した後、瀬戸内海・広島湾に注ぐ。八幡川ともいう。

- 136・六
- 鍛冶計谷の大塚** 鍛冶計谷は石内村北部の峡谷で、その北は沼田郡伴村。大塚村はその東南に当たる。

- 136・七
- 殿様御直筆** 藩主浅野長訓は病気を理由に藩政を世子長勲に委任して藩政改革を担当させ、内

- 記懋績・式部懋昭の両公子に輔弼させることとし、五月九日年寄にこれを発表した。
- 136・頭書 副総督 五月十八日、藩政改革の第一弾が発表された。これまで藩庁の中核であった用達所と、政務を統括していた年寄役が廃止され、かわりに藩政を総裁する政事堂と、それに付属して制度・軍事・郡政(六月より知郡局)・会計の四局が置かれた。浅野飛騨が副総督として総裁を輔弼し、各局の督を兼任する参政には石井修理(制度局)・原新五兵衛(軍事局)・桜井与四郎(郡政局)が任命された。
- 136・頭書 宮田権三郎 広島藩士。名は正経、後真津根と改称。武具奉行・勘定奉行等を経て慶応二年(一八六〇)に大目付、慶応三年(一八六七)に側用達役。慶応四年(一八六八)五月十八日の藩政改革で側用人同格顧問、七月二十一日の藩政改革では顧問兼判事祭祀掛。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では側用人同格顧問祭祀兼務、二一〇石、文政十年(一八二七)六月父和多理家督。
- 136・頭書 黒田弥五左衛門 広島藩士。元治元年(一八六四)に側詰次席、慶応四年五月十八日の藩政改革で大目付。七月二十一日の藩政改革では大目付兼判事。明治元年五月「役人帖」では大目付、政事堂へ出勤、一三〇石、天保八年(一八三七)八月父弥五衛門家督。
- 136・頭書 松村乙次郎 広島藩士。文久三年(一八六三)に奥小姓。慶応四年五月十八日の藩政改革で大目付、七月二十一日の藩政改革では大目付兼判事。明治元年五月「役人帖」では大目付、政事堂へ出勤、二一〇石、安政六年(一八五九)九月父喜和馬家督。
- 136・頭書 木谷弥太郎 広島藩士。文久三年に勘定所吟味役、慶応三年に用達所詰。慶応四年五月十八日の藩政改革で側祐筆、小姓組に取立。明治元年五月「役人帖」では側祐筆、二四石三人扶持、安政三年(一八五六)五月父三左衛門家督。
- 137・頭書 奥田久兵衛 広島藩士。元治二年(一八六五)側詰膳番兼、慶応四年五月十八日の藩政改革で歩行頭次席、刑法掛。明治元年五月「役人帖」では歩行頭次席、刑法掛、一五〇石、安政二年(一八五五)二月父本大家督。七月二十一日藩政改革では政事堂掛。
- 137・頭書 津田完助 広島藩士。安政六年用達所詰、慶応三年納戸奉行上席。慶応四年五月十八日の藩政改革で蔵奉行次席、制度掛。明治元年五月「役人帖」では蔵奉行次席、制度掛、一三〇石、嘉永三年(一八五二)十二月取立、安政四年(一八五七)五月父左源二家督。七月二十一日藩政改革では政事堂掛。

245 注

- 137・頭書 原新五兵衛 広島藩士。慶応元年(一八六五)に番頭。慶応四年(一八六八)五月十八日の藩政改革で参政、軍事局督。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では参政、軍事督、一〇〇〇石、天保四年(一八三三)八月父多喜登家督。七月二十一日藩政改革で参政兼掌議。
- 137・頭書 岡田喜太郎 広島藩士。文久三年(一八六三)に用達所詰、慶応元年に奥詰、慶応三年(一八六七)側詰次席。慶応四年五月十八日の藩政改革で歩行頭次席、軍事掛。明治元年五月「役人帖」では歩行頭次席、軍事掛、三二五石、慶応四年五月父直之助家督。七月二十一日藩政改革では軍事奉行。
- 137・頭書 黒田益之丞 広島藩士。のち益男(一八七〇、一八七二)と改名。槍術師範黒田弥五右衛門の弟。ペリー来航後改革派に属し、文久三年に用達所小姓組となり、諸藩との交渉に当った。慶応三年、神機隊の設立に際しては資金調達に尽力。慶応四年五月十八日の藩政改革で蔵奉行次席、勘定奉行添役、米銀掛会計局、軍事掛兼勤。明治元年五月「役人帖」でも同役、三〇石三人扶持、文久三年二月晦日召出し。明治元年の戊辰戦争では神機隊の統括者として奥州を転戦。月には勘定奉行となつた。
- 138・二 加賀中納言様之御前様 金沢藩の前藩主前田斉泰やすの室は將軍徳川家斉の二女容姫で、泰栄院未姫あひめの姉。寿操院(利姫)の父徳川齊荘なりたかは家斉の一人男なので、寿操院の叔母に当たる。
- 138・二 寿操院 第八代広島藩主浅野慶熾室、尾張徳川大納言齊荘女利姫。
- 138・二八 勘解由小路右中弁宰相 勘解由小路資生かでのこうじすけなり(一八二七-一八九三)。文久二年(一八六二)に国事御用掛となり活動。明治元年閏四月に弁事となる。
- 138・頭書 桜井与四郎 広島藩士。名は元憲(一八六九)。文久三年用人。慶応三年に世子茂勲に従つて上京し、十二月十二日辻将曹・久保田平司とともに参与に任じられ、慶応四年三月二日に罷免。明治元年五月十八日の藩政改革で参政、郡制局のち知郡局督。明治元年五月「役人帖」では参政、知郡督、三五〇石、慶応二年(一八六六)三月父織部家督。七月二十一日の藩政改革で参政兼掌議。
- 138・頭書 石井惣兵衛 広島藩士。元治二年(一八六五)郡廻り、明治元年郡奉行、町奉行上席。慶応四年五月十八日の藩政改革で郡奉行、町奉行上席(郡制局)。明治元年五月「役人帖」でも同役、二二五石。弘化四年(一八四七)五月父貞次郎家督。
- 138・頭書 武井群司 広島藩士。のち幹之と改名。慶応三

138・頭書

年(一八六七)目付、慶応四年(一八六八)五月十八日の藩政改革で郡奉行、町奉行上席(郡制局)。七月二十一日藩政改革では勘定奉行兼帯。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では同役、二二〇石、弘化三年(一八四六)六月父万三郎家督。

138・頭書

小鷹狩介之丞 広島藩士。諱は元弼(一八一八-一八七九)。のち正作と改名。ペリー来航後改革派に属し、慶応二年(一八六六)には長崎で船越寿左衛門とともに汽船や銃器の調達を行う。また豪商からの献金を斡旋、慶応三年(一八六七)の発機隊編成では資金面から援助を行なう。明治元年五月「役人帖」では吟味役、二二五石三人扶持、天保八年(一八三七)十二月召出し、慶応四年五月取立て。慶応四年七月二十一日の藩政改革で蔵奉行次席、知郡局吟味役、会計局吟味役兼帯。

船越寿左衛門 広島藩士。諱は昌隆(一八二丁-一八八六)。のち八百十郎と改名。理財家として知られる。薩芸交易に深く関与し、慶応二年には長崎で小鷹狩介之丞とともに汽船や銃器の調達を行った。慶応三年の神機隊設置では資金面で尽力した。明治元年五月「役人帖」では吟味役、二〇石三人扶持、天保三年(一八三二)六月召出し、慶応四年五月取立て。

139・二 森岡松寿院 家老東城浅野家士故森岡十兵衛室。文久二年(一八六二)五月二十八日死去。

139・二 銀札 広島藩では銀札や米札を濫発したため札価が下落し、金一両を銀札七二匁とする藩公定価格が、金一両が銀札二百数十匁までになっていた。藩ではこれによって生じた金銀不融通、諸物価高騰の事態に対処するため、銀札を公定価格の一両につき七二匁で正金に兌換することとした。ただし財政困難から兌換総額を広島は一〇〇両、尾道は五〇両、三次は二五両、一人につき一両までと制限した。札場には兌換希望者が殺到し、藩では番号札を渡して順次兌換に応じた。

140・二七 久保喜八郎 天保十三年(一八四二)、宇治の茶商久保喜八郎は広島に移住して、茶の宇治風炉製法を始めた。慶応元年(一八六五)、広島藩は久保喜八郎を集議所に登用して、領内の豪商を選んで製法の伝習を行わせ、製茶業の普及と振興をはかった。三町目 城下白神組白神三丁目白神二町目の南。東は塩屋町で、西は元安川。

141・二七 隊中之者之所為 この事件の直後に広島藩は、隊中を騙って物価の引下げを強要する行為を禁止している。

142・四 一柳久米三郎 広島藩士。明治元年五月「役人

247 注

- 142・二 帖」では馬廻組浅野造酒当分支配組、二五〇石。
心鏡院 広島藩主浅野茂長及び内記戀續・式部
戀昭両公子の実母。京都北野天満宮社人久松能桂
の姉。
- 142・二五 妙信院 第八代広島藩主浅野慶熾の生母で、広
島藩主奥弥三兵衛典雅の娘清川。
- 142・二五 大光院 第八代広島藩主浅野慶熾(一八三六〜一八
五八)。
- 142・二六 式部様之御奥様 広島藩世子浅野茂勲の実母で、
広島藩士沢左仲義質の娘勇。
- 142・頭書 奥鉄太郎 広島藩士。明治元年(一八六八)五月
「役人帖」では馬廻組浅野造酒当分支配、二四〇石。
徳川亀之助 のち徳川宗家第一六代徳川家達
(一八三二〜一九四〇)。父は田安(徳川)慶頼。慶応元
年(一八六五)に兄寿千代天折の後を受けて田安徳川
家を継承。徳川慶喜が鳥羽伏見の戦い後に江戸寛
永寺で謹慎すると、静寛院宮らが尽力し、亀之助
に徳川家の家名相続が許された。亀之助には駿河
国一円と遠江・陸奥(のち三河に変更)のうちで七〇
万石を賜り、駿河国府中に移封された。
- 143・三 村田文夫 広島藩士村田文夫(一八三六〜一八九一)
は、広島藩の眼科医野村家に生まれ、藩医村田家
へ養子に入る。大坂で緒方洪庵に入門、藩命によ
- 143・二 里航海術修行と艦船購入のため長崎へ派遣される
が慶応元年に英国へ脱出密航、慶応四年(一八六八)
四月に帰国した。藩校修道館洋学伝習所の英語教
授となり、二〇人扶持。自宅にも家塾を開き英語
を教授した。明治二年(一八六九)に、西洋見聞録を
著し、明治三年(一八七〇)に上京、民武省へ出仕。辞
官後の明治十年(一八七七)、団々社を設立、絵入図
解の諷刺新聞「団々珍聞」、「驥尾団子」を創刊。こ
の時野村家へ復した。
- 143・四 中村孟 広島出身の医師。村上敬次郎らと慶応
二年の江戸遊学生に選ばれて、市川塾などで学ぶ。
明治二年、敬次郎とともに広島藩の留学生として
英国に渡る。その後パリに移り、明治十八年(一八
八五)一月に帰朝し、海軍省に奉職。
- 143・四 本川橋 本川(太田川)に架かる山陽道の橋で、
東の中島組中島本町と西の広瀬組塚本町とを渡す。
当時は猫屋橋と呼ばれた。
- 143・二 水主町住吉 水主町は東に元安川、西に本川太
田川)に挟まれる。藩府の船屋敷があり、船入には
藩船が係留され、船蔵や船作事所が置かれていた。
本川に面して立つ住吉社は、船府一統の守護神と
して社殿が整備された。
- 143・頭書 一橋大納言 一橋(徳川)家第一〇代当主茂宗

- 144・四 橋御門 広島城本丸の南、二之丸の西側にある門。橋御門を出て内濠を渡ると三之丸へ出る。
- 143・頭書 高家 江戸時代には名家の末流で、儀式や典礼を司ることにより江戸幕府に仕えた。公家、足利氏一門、旧守護などの家柄の者が選ばれ、代々その職を継承した。明治元年、高家の称を廃し、中大夫とされた。
- 143・頭書 田安中納言 田安(徳川)家第五代当主慶頼(一八二八-一八七六)。文久三年(一八六三)に寿千代に家督を譲るが早世、その跡を継いだ寿千代の弟龜之助も徳川宗家を継いだため、慶応四年五月に田安家を再承。同月藩屏に列し、明治三年三月に家禄三一四八石を賜る。安政五年(一八五八)に権大納言となったが、文久三年正月に、將軍家茂への後見不行届をもって官位一等を辞退し中納言。
- 144・二六 白河 次郎五郎淵からさらに八幡川沿いになると、下河内村白河(白川)に至る。白河は草津方面から砂谷・水内村方面へ至る道が通る。
- 144・二六 河内峠 白河から草津方面へ下るためには急峻な河内峠を通る。
- 144・二六 利松村 佐伯郡石内村の南西、河内川の左岸にある明知・給知入交り村。
- 144・二七 有井原雨池 石内村「国郡志下調書出帳」に有井池水溜畝数一反一畝が見える。
- 145・三 出替之期 正月十六日ごろと七月十六日ごろ。
- 145・六 長州侯御使者 六月十九日、長州藩主毛利敬親と世子元徳からの使者が来広し御客屋で応接している。使者の目的は茂勲の帰国祝いや時候見舞いで、長州藩が朝禮を蒙った事実はない。また、同月、熊本藩主細川慶順の嫡子護久が帰国した旨の知らせが届いている。土佐藩からの使者について
- 144・四 中御門 広島城本丸の南側にある門。中御門を出て内濠を渡ると二之丸へ出る。
- 144・二五 下河内治五郎淵 慶応二年九月二十七日条の「次五郎淵」と同じか。石内村の西部、佐伯郡上河内村、八幡川の上流にある。上河内村の「国郡志御用二付下しらへ書出帳」では「次郎五郎が淵」とある。
- (一八三三-一八八四)。尾張藩前藩主徳川慶勝の実弟、会津藩主松平容保、桑名藩主松平定敬の実兄。実家の美濃高須藩主、尾張名古屋藩主を経て、徳川宗家を相続して將軍となった慶喜の跡をうけて一橋家を相続。慶応四年(一八六八)五月に藩屏に列し、明治三年(一八七〇)閏十月に家禄三八〇五石を賜る。尾張藩主であった文久元年(一八六二)十二月に権大納言。

249 注

- 145・二五 己斐峠 石内村から広島へ出るには、石内村原田から己斐峠、己斐村を経るのが最短だが、悪路であった。
- 147・二〇 袖印 広島藩の肩章・袖章は三画龍(三つ引)であった。西洋流軍制が導入されると陣服が改められて窄袖・洋袴となり、肩章は廃止された。これにかわり歩行組以上は新たに袖先に三画龍をつけることとした。
- 147・二八 新整組 文久三年(一八六三)六月に足軽やその子弟、あるいは陪臣から選抜して新設された浮組足軽は、六月十一日に新整組と改称され、一隊一〇〇名ごとに組頭が置かれた。また数組で一大隊を編制し、大隊長に当たる新整組奉行がこれを束ねた。
- 147・二九 御出兵 関東応援のため三〇〇名の出兵を命じられた広島藩は、銃隊足軽一中隊一小隊と新整組二中隊(砲二門を携え砲兵を兼ねる)で混成一大隊を編成し、これに士族子弟を募集して編隊した遊撃一小隊を附属させた(総勢五七六名、北陸道従軍第二隊)。総司は寺西盛登(中小姓番頭同格)。この隊は実際には海路北陸に向かい、新発田・新潟・米沢を経て会津攻撃に参加した(北陸道従軍第二隊)。
- 148・一 八千蔵 広島城本丸東南にある米蔵。
- 148・二五 大風琴 オルガンまたはピアノのこと。
- 149・八 望月登 広島藩士。慶応元年(一八六五)奥小姓次席。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では奥小姓次席側方(式部附)、一五石三人扶持、嘉永五年(一八五二)二月父弥五郎家督。
- 149・二 松宮木工之介 広島藩士。慶応元年奥小姓、慶応三年(一八六七)歩行頭。明治元年五月「役人帖」では歩行頭、六六〇石、慶応二年(一八六六)十二月父兵庫家督。松宮は出征を命じられたが、配下の士に虚病を唱えて出陣を躊躇するものが数名あったため、歩行頭御免、遠慮を命じられた。この時、士気振起の目的で信賞必罰の措置が取られた。
- 150・八 喝道 貴人の先払い。新政府は閏四月二十四日、宮・大臣の喝道を止め、また宮・公卿が藩士を私的に雇い衛士とすることを禁止している。
- 151・二 乾左仲 家老三原浅野家士。明治二年(一八六九)七月「明治維新の際の家臣」では「乾直義」、側用人、一四〇石。
- 151・三 北村内人 家老三原浅野家士。明治二年七月「明治維新の際の家臣」では「喜多村内外」、用人見習、一三〇石。
- 151・三 松本次郎 家老三原浅野家士。明治二年七月

- 「明治維新の際の家臣」では「松本謙允」、客対、一〇〇石。
- 151・頭書 秀山智英童子 彦右衛門の長男正介の法名。正介は天保十五年(一八四四)七月二十六日に三歳で没した。生年は天保十三年(一八四二)であるが、この年は「村上家乗」に欠落があり、誕生日は不明。
- 152・七 神原 石内村平岩から北へ、鍛冶^{かじけ}計谷、神原、栗木峠を越えると沼田郡伴村奥畑に至る。伴村との村境を峰伝いに回ったものか。
- 152・頭書 大森操兵衛 福山藩士大森操兵衛(一八二四―一八七五)は、藩主阿部正弘の信任厚く、嘉永五年(一八五二)の文武館創設に当たり文武掛となり、子弟の教育に当たる。尊皇攘夷派として京都で長州藩のために奔走したため慶応元年(一八六五)に隠居。慶応四年(一八六八)一月、福山が長州藩兵によって包囲されたときには和議のために力を尽くした。
- 152152・頭書 野上陸奥守 城下白神組尾道町白神社神主。制度局 制度局は、五月十八日の改革で、軍事・郡制(知郡局)・会計局とともに政事堂の下に置かれたが、七月二十一日、制度局の事務は政事堂の一分掌として行っほうが簡便であるとして廃止された。また、各局の督も廃止されてかわりに掌議がおかれ、参政がこれを兼任した。新たに桜井与
- 153・二 四郎・原新五兵衛・神田金之助が参政兼掌議に任じられた。西本清介は参政兼貢士(公務人)として京都に派遣され貢士対策所に出仕した。
- 154・二〇 二葉山御社臨時祭 藩士中には藩政改革の趣旨を理解せず、旧習に拘泥する者があり、改革の実効があがらない傾向にあつたため、二十七日、藩主父子は家老以下を登城させて親論し、さらに翌二十八日には二葉山神社臨時祭を執行して、藩政改革の成功を神前に誓約するとともに、家老以下の藩士からも連署の上誓文を提出させた。
- 155・一八 塚本芥川屋 広島城下初期からの有力商家。塚本町が所属する白神組など城下五組の大年寄役を歴代勤める。
- 155・五 御祠堂 浅野家では常々先祖歴世の霊を祀りたいと考えていたが、果たせずにいた。明治政府は王政復古にあたって祭政一致の方針を示したため、浅野家でも三の丸内竹館内庭の清浄地に仮祠堂を建て、八月四日に歴代聖霊の神位勧請式を行い、五日に祭典を施行した。副総督浅野飛驒は同日にこれを藩内に布達した。
- 155・一八 妻鹿某 大阪の医家妻鹿友樵(一八二六―一八九六)か。本業の医・薬字は父や錦小路頼易に学んだほか、武芸や儒学・書画なども広く学んだ。江戸か

251 注

- 155・頭書
備中辺 八月四日夜、広島藩は銃隊頭三好栄之進率いる一部隊を備中国小田郡江原へ派遣している。広島藩が鎮撫に当たった同地域のほとんどは旧一橋領で、五月十六日には倉敷県となった。五月二十四日に一橋茂栄が諸侯に列したことから、旧一橋領の村々が一橋藩への復帰を強く望み、そして広島藩の鎮撫方が、並の庄屋よりも高い格付けの新しい役職を定め、人選を一新しようとしたことに対して反対運動がおきているが、「芸藩志」が記すような「兇徒闖入して所々暴動を為し且沿海に出没し乱妨する」事件は発生していない。
- 156・四 遊学 水谷貢も大阪の医家妻鹿友樵に学び、翌明治二年に帰郷している。
- 156・九 御遠馬 「芸藩志」によれば、浅野長勲は、八月九日から当初は「遠馬」と称して、実の叔父にあたる内記懋績とともに民情視察に出ている。広島近郊の高宮郡馬木・福田村を始めとして、賀茂郡志和村で建設中の練兵場を視察し、さらに沼田・山県・佐伯郡と回り、十六日に帰城している。
- 158・二 ブアツクムオール 英国士官ジョン・ブラックモール(John Blackmore)。神戸在住の英国士官であったが、家老浅野右近から、三原東野村松浜に新設される英学所で家士に英語・英式練兵を教授するために雇聘された。
- 158・二五 敬次郎実家実母 堀尾嘉善の先妻深町氏(随心院)。文久二年八月十八日に癩乱症のため死去。
- 159・一 加茂郡志和村 藩主浅野長訓は広島が軍備には適さないと考え、四方が山に囲まれ、敵が容易には侵入できない賀茂郡志和村に練兵場を設け、非常時に供用するため別館の建設を企図した。この作業は七月二十五日に着手された。長勲はこの計画を直接指揮するため志和村に赴いた。これ以降、長訓等も視察のため志和村に赴くが、明治二年十二月に至って工事は中止される。
- 159・六 尹宮 朝彦親王(一八二四～一八九一)。父は伏見宮邦家親王。天保七年(一八三六)に仁孝天皇の養子となり一乗院門主、嘉永元年(一八四八)二品に叙され、嘉永五年(一八五二)青蓮院門跡を相続した。孝明天皇の信任厚く、文久二年に国事御用掛を命じられて還俗、中川宮と称し、文久三年(一八六三)には薩摩・会津二藩と協力して急進尊攘派の一掃に成功し、弾正尹に任じられ、名を朝彦と改め、元治元

253 注

- 163・二五 三原洋学所 家老浅野右近(忠英)は家土教育のため、神戸に在留する英国士官、ジョン・フラック五人扶持。
- 163・六 土井笑吾 尾道町医士居笑吾。慶応四年八月二十四日、小姓組に登用され三原洋学所へ出勤を命じられた。禄米は一〇人扶持。明治二年以前、藩士職禄「前編」では、尾道町住、尾道町奉行支配。五人扶持。
- 162・四 坂谷希八郎 漢学者阪谷朗廬(一八三丁一八八一)。諱は素、希八郎と称す。備中国川上郡九名村の大庄屋の子として生まれ、大坂で奥野小山・大塩中斎らに学ぶ。嘉永元年(一八四八)に帰郷し、同六年には興讓館館長。慶応四年(一八六八)一月に広島藩の備中鎮撫の際に行った交渉・談判が縁で広島藩校教授に招かれ、合力米三〇〇俵を給される。明治二年(一八六九)四月には顧問心得として上京、廃藩後は政府に出仕。
- 163・一八 越後口 七月三日に広島を発した北陸道従軍第二隊は、万年丸・達観丸に分乗して海路北陸に向かい、新発田・新潟・米沢を経て会津攻撃に参加した。戦死者三名、病死者二名、負傷者一三名を出して十月二十五日に宇品港に凱旋。
- 163・一 奥州広野駅 広島藩士黒田益之丞らは鳥羽・伏見の戦いでの「藩名回復」のため、神機隊三〇〇名ら総勢三二五名で三月十六日に宇品を出発。関東戦後、奥州出張の命を受けて七月五日に江戸を出発、銚子・鹿島・平潟を経て奥州太平洋岸を北上した。広島藩を先鋒とする新政府軍は七月二十三日から二十六日にかけて奥州広野で仙台・中村
- 161・九 敬次郎養子願 彦右衛門は、娘が生まれた場合敬次郎を婿養子とするため、文久二年(一八六二)八月に「厄介」の名目で堀尾家からもらいうけることを願い出、許可された。ここで正式に養子として願い出ることにした。
- 163・二七 招魂祭 政府が京都東山に一社を建設し、鳥羽・伏見の戦い以降の戦死者の霊魂を祀ったことを受けて、九月三日、広島藩でも城内東講武所に招魂場を設けて奥羽越での戦死者など一一名を神位に列し、招魂祭を執行了。九月二十七日、十一月二十五日にも藩主茂長が招魂祭を執り行い、世子茂勲以下諸藩士が参列した。
- か。この時期はコレラが流行し、広島でも多数の死者が出ている。
- モール(John Blackmore)を教師として雇い、三原東野村松浜に英学所を建設した。英学所は八月五日に開業し、英語と英式練兵の教育が行われた。

- 藩と激戦を繰り広げ、四日間で四名の戦死者、四〇名の負傷者を出しながら広野を占領し、敵兵を撃退した。
- 164・八 御増兵 この日、越後への出張を命じられた士分三〇人と、小人・町夫ら五五人が登城し、士分は藩主茂長から盃を下され、その他は御酒を下されている。十二日に京都徴兵として二宮百蔵・田原忠八郎率いる藩兵一三五人が、十五日に東京警衛のため野村清記率いる一隊が広島を出発しているが、越後応援兵の出張は明らかでない。
- 165・頭書 薬師寺恒之進 広島藩士。慶応二年(一八六六)奥小姓、慶応三年(一八六七)奥詰。なお、明治元年(一八六八)五月「役人帖」には薬師寺恒之丞(馬廻組野村帯刀組、一〇五石)の存在を確認できる。なお「芸藩志」によれば、この時英式練兵伝習のため三原へ派遣された藩士は藤田敬次郎、沢栄左衛門、多羅尾勝次郎、名井敬之進、佐野真次郎、満田八之丞、野村清磨、奥鉄太郎、藤田平三、佐々木寛太郎の一〇名。
- 165・頭書 沢栄左衛門 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では小姓組本多藏人組、四〇石。
- 165・頭書 服部剛八郎 広島藩士。明治二年(一八六九)版籍奉還後の「職員録」では無役大隊長二川千尋請引、二五石。
- 165・頭書 吉田伝之進 広島藩士と思われるが、藩士名簿に見えず不明。
- 165・頭書 佐々木寛太郎 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では歩行組、貝太鼓役、三人扶持。
- 166・七 彦吉 浅野式部懋昭(しむねあき)の末子。藩主茂長の甥、世子茂勲の実弟、守之進(しゆん)の従弟にあたる。
- 167・一 ブラックモール弟 ジェームス・ブラックモール(James Blackmore)。
- 167・二五 波多野権祐 家老三原浅野家士。明治二年七月「明治維新の際の家臣」では中小姓役付無役共、四一俵。
- 167・頭書 廿日市 佐伯郡廿日市町の東端には津和野藩船屋敷があり、藩主亀井家の参勤交代では、津和野街道を廿日市まで南下して一泊し、海路東へ向かうのを通例とした。
- 167・頭書 省三 広島藩士高間省三(一八四八―一八六八)。父多須衛は砲術家。仙台口従軍第一隊として神機隊を率い、江戸彰義隊の残党討伐、甲府出張の後、奥州広野・富岡・新山など激戦の中を転戦、七月二十四日には、砲隊長として兵を率いて敵の砲台に切り込みをかけ、白兵戦の結果敵を広野から撤退させ、二十八日には手岡原で中心となって切り込

255 注

- 167・頭書
相馬口 広野、手岡原に続く、八月二日の浪江の戦いで、広島藩神機隊は高瀬川をはさんで正面から中村藩兵を攻撃、長州・津藩は下流から渡河して側面をつき、長州・岩国兵は敵の背後に回って攻撃した。この攻撃で中村藩の兵力は壊滅状態となり、八月六日、中村藩六万石、藩主相馬誠胤は降伏した。
- 168・五
間宮市左衛門 間宮一左衛門は広島藩士。文久三年(一八六三)奥詰、明治元年(一八六八)目付。明治元年五月「役人帖」では目付使番兼役、一五〇石、嘉永四年(一八五二)十一月父一左衛門家督。
- 168・六
会津城 新政府軍の会津攻撃は八月二十日から始まり、二十一日の母成峠の戦いで会津藩兵を破った後、二十三日に会津若松城下へ突入、城下町に放火し、武士以外の町民に対してまで略奪、虐殺の限りを尽くした。その後も籠城、抵抗を続けた、降伏開城したのは九月二十二日。広島藩は六月六日に宇品から出陣した二川主税率いる応変隊三二九名(日光口従軍隊)が九月十四日よりの会津若松城総攻撃に参加している。
- 168・九
天長節 八月二十六日の太政官布告により、九月二十二日の明治天皇誕生日を国家として祝うこととなった。明治六年(一八七三)に太陽暦が採用されると十一月三日に変更された。
- 168・三
明治元年 八月二十七日、紫宸殿で明治天皇の即位の礼が行われ、九月六日、八日からの明治改元が布告された。八日の改元の詔において天皇一代につき一つの元号とする、「一世一元」を定めた。
- 168・二五
吳浦青盛勝之助方月波楼 安芸郡宮原庄屋を歴代勤めた青盛家第二五代当主が勝之助敬篤(一八四〇-一九一九)。月波楼は青盛家の屋敷があつた塔之岡に建造された楼閣様の建造物。幕末には藩主のほか数々の文人が立寄り、その絶景に感歎した詩文を残している。明治十九年(一八八六)に海軍省が鎮守府建設のため一帯を買い取り、姿を消した。
- 168・二七
片岡弘 家老東城浅野家士。片岡家は与力二家の一つ。知行高一五〇石。
- 169・六
仏蘭西伝習 神機隊の訓練は当初新旧流、甲州流にオランダ式撤兵戦術を採り入れたもので行われ、明治元年十月、藩が英国士官ブラックモール兄弟を招聘すると英式となった。明治三年(一八七〇)に政府が仏式軍制を採用するよう布告したため、広島藩でも仏式へ移行した。

- 170・六 御場所御開キ 広島藩では、ブラックモール兄弟を広島に呼び寄せ、水主町海軍操練所で洋学英式練兵教育を行う計画であったが、「事故ありて」広島城内八丁馬場元勘定所跡に改められた。
- 170・七 先帝御忌日 孝明天皇が崩御した十二月二十五日は、陽暦が採用されると一月三十日となり、明治六年（一八七三）十月には祝祭日の一つと定められた。
- 171・七 十二神祇舞 沼田郡から佐伯郡にかけての安芸国南西部に伝わる神楽である。二神祇は、一二の演目を奉納することが名前の由来という。
- 171・二五 白川迄退陣 新政府軍が八月二十三日に会津若松城下に突入し、九月二十二日に降伏開城するまで、新政府軍が敗戦によって白河まで退陣した事実はない。閏四月二十日に会津藩が白河城を占領し、閏四月二十四日から翌日の戦いで一旦は新政府軍の攻撃を撃退している。
- 171・二六 水主町海軍操練所 十一月一日に南講武所と改称され、船頭・水主などに海軍に関する技術を教授することになる。
- 172・三 減一等 九月八日に行政官より達せられ、広島藩でも九月二十一日にこの旨を諸郡代官に下した。
- 173・三 東百官 左門・数馬・伊織・左膳・典膳など、令
- 173・二〇 八丁馬場旧勘定場 東西にのびる八丁馬場の西詰南側の屋敷。
- 174・一 マスター ブラックモールのこと。
- 174・三 玄猪 広島城下では十月上亥日に亥子祭と称し、高提燈を供え、石に十数本の縄をつけ子どもたちが地面をついて回り、仮装行列をして、夜昼となく歌い踊って戯れ遊ぶ風習があり、大人たちの間では暴行をとまなうこともあった。この行き過ぎを町奉行は繰り返し禁止した。この年は朝彦親王預かりという事情もあり、鳴物は一日だけとし、夜中に高提燈を燈すような不風俗の遊戯をすることのないよう戒めた。
- 174・二四 青野英太郎 広島藩士。明治元年（一八六八）五月「役人帖」では「青野瑛太郎」、馬廻組浅野造酒組、一六〇石。
- 175・八 ソンデイ 陰暦明治元年十月十六日は陽暦一八六八年十一月二十九日、日曜日にあたる。
- 176・五 運上場 城下中通組に属する西白鳥町の西方、太田川河岸にある藩の材木場のこと。正徳五年（一七一五）以前は運上場役所と称されていた。
- 176・七 三滝天満宮 三滝観音として著名な真言宗龍泉寺（現三滝寺）のことか。平安時代に制作された木

257 注

- 176・二 箕浦万之助 広島藩士。慶応三年(一八六七)奥詰同年奥小姓、明治元年(一八六八)奥詰。明治元年五月「役人帖」では奥詰、一〇〇石、文久二年(一八六二)八月父只登家督。
- 177・二 妙円廟 村上家初代三郎右衛門(慈眼院)室のこと。慈眼院同様に文久元年(一八六一)に院号をつけ、慈光院釈智。妙円大姉となった。享保十年(一七二五)十月二十四日死去。
- 177・四 仙台開城 中村藩の降伏により、奥羽越列藩同盟の諸藩のうち、太平洋岸でなおも抗戦するのは同盟の盟主であった仙台藩だけとなった。新政府軍は二〇〇名で仙台藩と戦い、八月十一日から駒ヶ峰の戦いで五〇名以上の戦死者を出しながら、広島藩は二六名の負傷者のみ勝利を収め、仙台城は九月十五日に降伏、十七日に開城した。
- 177・四 伊達氏御父子 陸奥仙台六二万石藩主伊達慶邦(一八三五～一八七四)とその養子宗敦(一八五二～一九一一)。宗敦は伊予宇和島藩主伊達宗城の五男で、慶応四年(一八六八)三月に伊達慶邦の養子となった。
- 177・四 会津若松城 会津藩は八月二十三日の新政府軍による若松城下占領後も若松城に拠って抵抗を続けたが、七月二十九日に長岡について新潟を平定した新政府軍は、北陸の兵力を東北に投入、米沢藩と仙台藩が九月四日と十五日に降伏して、奥羽越列藩同盟が壊滅状態になったことから、総攻撃を前に二十二日に降伏、開城した。
- 177・二五 肥後殿父子 会津藩前藩主松平容保とその養子で同藩主喜徳。
- 177・二五 八十歳以上 七月六日、太政官は養老の典を挙行するため、八十八歳以上の者へは毎年二人扶持百歳以上には三人扶持を下賜するよう達した。これをうけて、広島藩では十月二十四日、八十歳以上の者の調査、報告を命じている。
- 177・二九 御泉水 広島城東方の武家屋敷町である上流川町の北部にある庭園で、泉水屋敷・御泉邸とも呼ばれた。初代藩主浅野長晟の入国翌年の元和六年(一六二〇)から造営が始められ、歴代の藩主、特に五代吉長、七代重晟、八代斉賢の時代に整備された。
- 179178・三 太政官日誌 第一〇二号。
- 179178・三 松平若狭 陸奥会津藩二八万石藩主松平若狭守喜徳(一八五五～一八九一)。水戸藩主徳川斉昭の一九男、徳川慶喜の実弟。慶応二年(一八六六)十二月に幕命により会津藩主松平容保の養嗣子となった。慶応四年二月に容保が致仕したため、会津藩主と

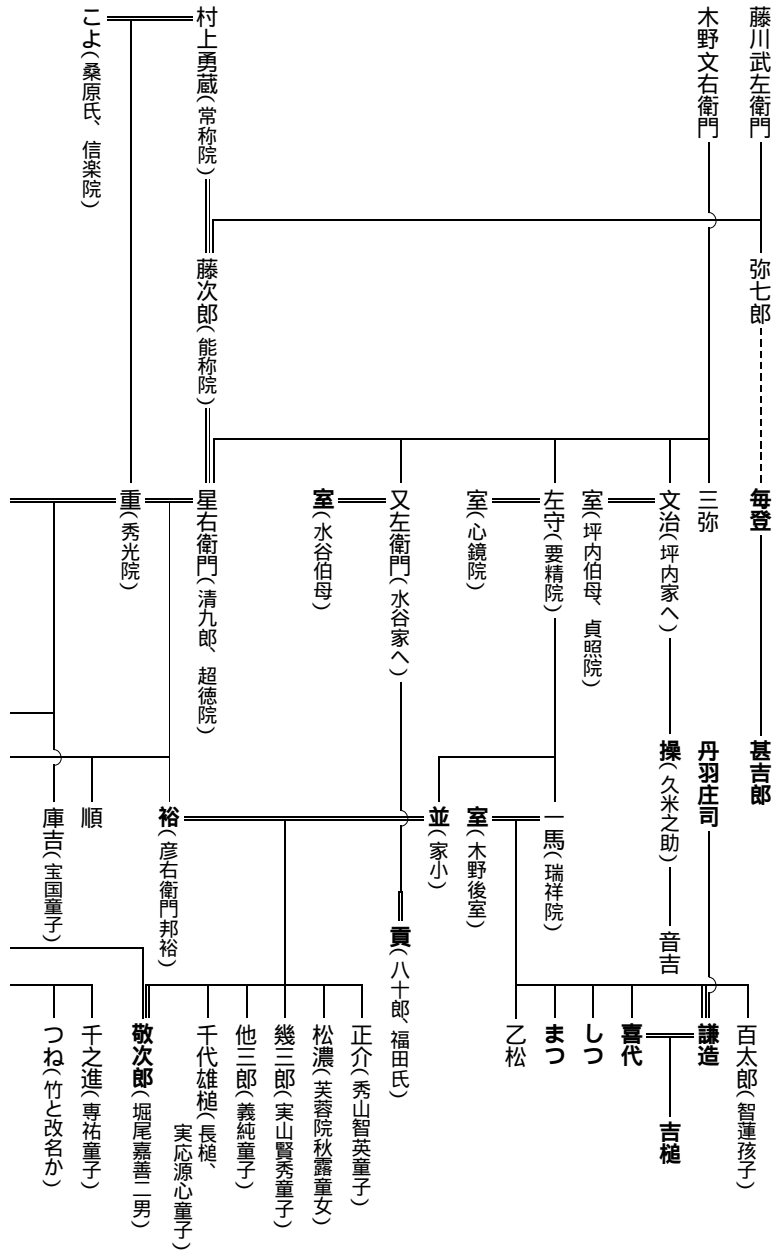
- なり若狭守に叙任された。会津開城後は有馬慶頼に永預となり、明治二年(一八六九)九月に赦免。明治六年(一八七三)八月に水戸支藩旧守山藩主松平頼之の後嗣となる。
- 179・四 萱野権兵衛 会津藩家老萱野権兵衛長修(ながのぶ)一八三〇(一八六九)。慶応元年(一八六五)に家老となり藩主容保に従って上京。会津城が落城すると梶原平馬らと連署して、容保父子に代わり自ら敵刑に処せられるよう政府軍に歎願した。戦乱の責任者として進んで罪を負い、明治二年五月に自刃。
- 179・六 梶原平馬 会津藩家老梶原平馬景武。慶応二年(一八六六)に家老となる。会津城が落城すると萱野権兵衛らと連署して、容保父子に代わり自ら敵刑に処せられるよう政府軍に歎願した。
- 180・三 二上吉太郎 広島藩士。安政五年(一八五八)勘定所吟味役、明治元年(一八六八)納戸奉行上席。明治元年五月「役人帖」では吟味役、四二石三人扶持、文政十三年(一八三〇)五月父每登家督。
- 180・四 森新太郎 広島藩士。安政六年(一八五九)勘定所吟味役。明治元年五月「役人帖」では吟味役、三〇石三人扶持、弘化元年(一八四四)三月父孫一家督。芸を習得する如く感じる者が多く、実用をなさないことを痛嘆し、学生の気風一新のため、副総督浅野忠を通じて親書を発するとともに、阪谷希八郎(朗廬)を招聘した。
- 180・七 御人数之損 広島藩の戊辰戦争への出兵総人員は二二七二人で、死者は藩士五六人、小人・家来七人、夫卒一五人、計七八人、負傷者は藩士一〇七人、小人・家来三人、夫卒八人、計一一八人。其後之日誌 『太政官日誌』第二二二号。
- 181180・一 庄内 東北諸藩で最後まで抵抗した庄内藩の降伏は九月二十四日。
- 181・三 浅野哲之進 家老三原浅野家当主浅野右近忠英の長男。明治元年十一月に忠純(たかたか)のち哲吉と改名。明治九年(一八七六)に三原浅野家を継承。明治三十三年(一九〇〇)九月、父の維新の功により男爵の爵位を受ける。
- 181・五 小林育太郎 広島藩士。文久三年(一八六三)勘定所吟味役。明治元年五月「役人帖」では吟味役、二八石三人扶持、弘化三年(一八四六)八月父唯次郎家督。
- 181・七 片河町 城下への東の入口にあたる尾長村の山陽道沿いの町場。
- 181・三 お喜代 木野(馬瑞祥院)の娘。慶応二年九月二十七日に婚礼を挙げているが嫁ぎ先は不明。

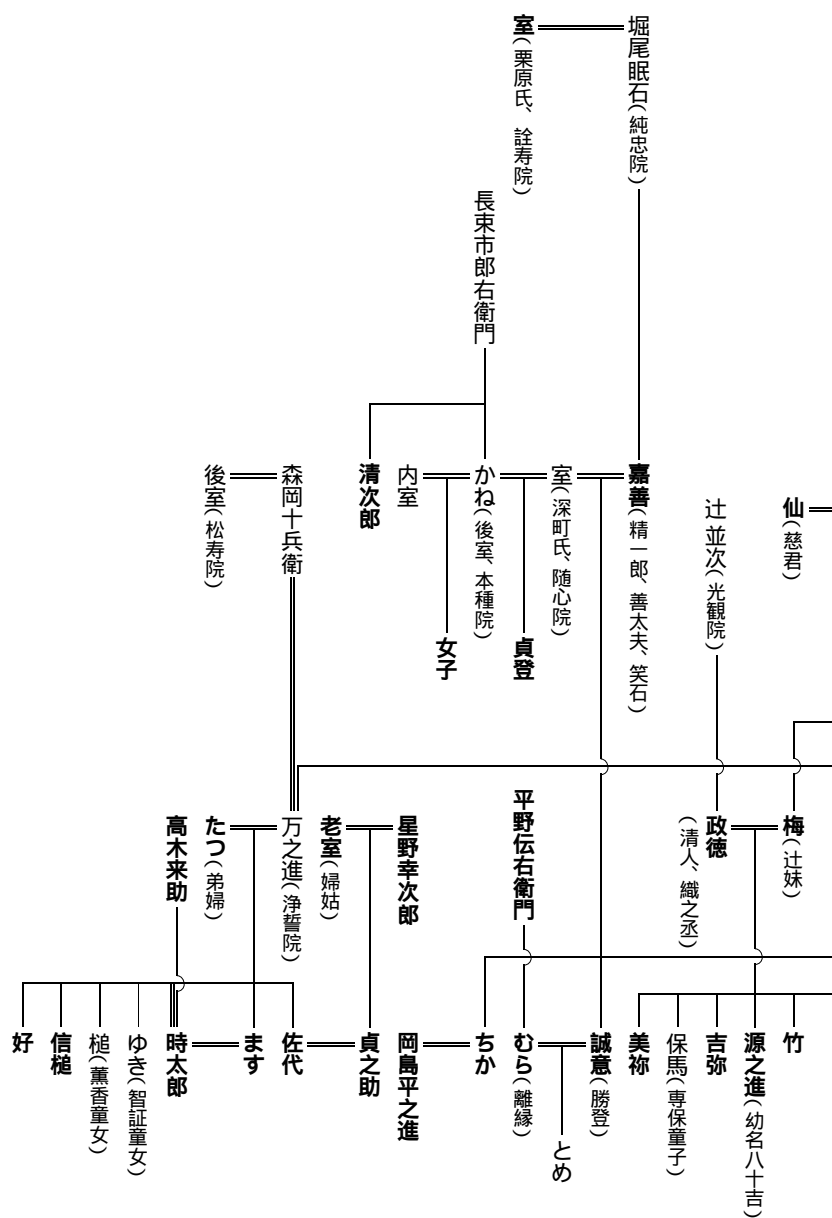
259 注

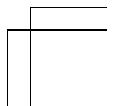
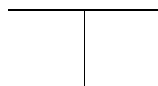
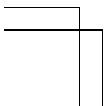
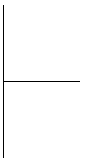
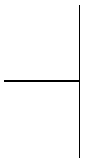
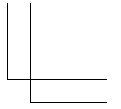
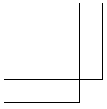
- 181・二五 遠野倫郷 広島藩士遠野倫郷。旧名は弥。慶応二年(一八六六)郡奉行、慶応三年(一八六七)町奉行上席、同年先手者頭次席。明治元年(一八六八)五月、役人帖^しでは先手者頭次席、近江守用達役、一七〇石、安政五年(一八五八)二月父弥右衛門家督。
- 182・四 田坂虎之助 のち西川虎之助(一八五五-一九二九)。慶応二年十二月村上敬次郎等とともに藩の留學生として江戸に遊学。帰郷後は広島藩学校通弁方。明治二年(一八六九)敬次郎らと英国へ留学、応用化学を学ぶ。明治十二年(一八七九)帰国後は大蔵省印刷局技師。のち化学技師として活躍し、大阪アルカリや大日本人造肥料の技師長や重役を歴任した。
- 182・五 向井玄同 広島藩士。嘉永四年(一八五二)側医師並。
- 182・頭書 クライスト、ムアッス、デイ 陰曆十一月十二日は陽曆の十二月二十五日で、クリスマスに当たる。
- 182・頭書 末津姫豊神 浅野長政室末津姫(一五五七-一六一六)の靈。末津姫の前名は良々で、織田信長家臣浅野長勝の養女。豊臣秀吉室の北政所(禰々)は義姉妹に当たる。法号は長生院一宝宗玉大姉。明治元年十一月十四日に二葉山社に摂祭された。
- 182・頭書 饒津大明神 浅野家の太祖浅野長政(一五四七-一六二二)の靈。天保六年(一八三五)十一月、藩主浅野斉肅は藩祖長政追悼のため二葉山社を建立し、長政の神靈(饒津大明神)を神位に勧請した。
- 185・三 大教廟 村上家三代彦兵衛(大融院)の妻。法名大教院积休誓妙順大姉。宝曆七年(一七五七)十一月二十七日死去。
- 185・三 宗祖遠夜 十一月二十八日は浄土真宗の宗祖親鸞入寂前日(御遠夜)に当たる。「安芸門徒」の各家では煮込や牡丹餅を作るのが風習。
- 182・頭書 饒津大明神 浅野家の太祖浅野長政(一五四七-

関係系図 17

村上家乗関係系図(分明のみ) コシックは明治元年末の生存者







33~36, 43, 55, 56, 58~
60, 72, 73, 81, 83, 92, 93,
95, 104, 105, 111, 116,
127, 128, 130~132, 134,
137~139, 141, 142, 144,
145, 148, 152~154, 156,
158, 166, 167, 174~177,
180, 183~185

浅野紀伊守,此御方様

若松屋市之助(柄崎宿) 65

渡辺

吉太郎 53, 57, 82, 84, 163

雅登(寛) 6~9, 19, 21, 39, 50,
51, 55, 61, 83, 89, 90,
103, 119, 121, 122, 124,
126, 133, 137, 154, 161
~163, 172, 181

雅登室 18

廉之助 12, 23, 28, 37, 45, 50, 63,
185

渡部 競 113

人名・寺社名索引 13

- 143, 148, 151
高木時太郎
- 信槌 31, 46, 101, 120, 125,
143, 157, 158, 166~172,
177, 183
- ます 42, 81, 84, 101, 102
- 万之進〔弟〕 4, 7, 11~13, 16, 18,
21, 22, 24, 25, 27, 28, 30
~32, 34, 39, 42, 43, 45
~47, 51, 54, 59, 63, 72,
73, 79, 81, 83, 84, 99~
102, 108, 117 浄誓院
- 森島
- 伊丹 115, 135
- 兵蔵 9, 83, 144, 145, 151
- 兵蔵妻 9
- 米蔵 23
- や
- 矢川村稻荷社〔矢川社〕 6, 8
- 八木鉄之丞 23, 119, 163
- 薬師寺恒之進 165
- 薬師坊 100
- 安井多賀祐 96
- 保田格(覚)之助 22
- 矢野犀右衛門 16, 80, 83, 89, 92, 120,
124, 157, 174
- 山香平司兵衛 20
- 山川久左衛門 10, 23
- 山崎
- 右内 42, 49, 120
- 隼太 37, 57, 118, 119, 176
- 山下喜三太 132
- 山田
- 猪太郎 40
- 清記 29
- 清次郎 40
- 多喜登 50
- 勇三郎 23
- 養吉 107, 110
- 山田屋清七(長崎本下町) 67, 71
- 山中
- 市之進 54
- 十兵衛 101
- 碩庵 5
- 山村静登〔静遠〕 17, 40, 50, 53, 62,
81, 85, 88, 89, 99, 113,
119, 138, 141, 164, 170,
174~176, 180, 187
- 山本
- 円之助 28
- 覚兵衛 39
- 百吉郎 91
- ゆ
- 湯 舍人 136
- 湯浅海蔵 81, 84
- 湯川静次郎 44
- 由良
- 辰太郎 23, 38, 176
- 都賀夫 126, 160, 172
- よ
- 吉岡甚助(大工) 35, 37
- 吉田
- 兼次郎 17, 49, 55, 179
- 清太郎 158
- 鉄翁 47
- 伝之進 165
- 吉本
- 後室 31
- 春悦 48
- 恒之丞 17, 80, 83
- 米原岩之助 79
- り
- 利三郎〔村上彦右衛門僕〕〔理三郎〕 37,
45, 94
- 理助(原田熊槌小人) 69, 72
- 隆玄院 150
- 涼台院(浅野高英) 26
- わ
- 若殿様(浅野茂勲,長勲)〔若公〕 27, 30,

12

- 容保〔肥後殿〕 178 会津侯,肥後殿,松平容保
茂長 浅野茂長,長訓) 3, 87 殿様,御名少将
慶喜(徳川慶喜) 3 公方様,大樹,徳川慶喜
箕浦万之助 176
御牧弥三郎 113
三村梶助大夫(伊勢御師) 80
宮浦松五郎 39, 46, 105, 106, 133, 148
三宅
鶴翁 25
蔵太郎 40
正伯 118, 136, 160
内外 31, 53, 112
内外妻〔家内,室〕 31, 55, 133
八太郎 29, 84, 92, 115, 117, 124, 125, 163
益登 41, 57, 60, 118, 163
良之助 40
宮崎藤九郎 46, 118~120, 123
宮嶋屋鹿助(長崎広島藩屋敷) 66
宮田権三郎 136, 137
妙円庵(村上家初代三郎右衛門室) 177 慈光廟
妙慶院 7, 9, 13, 18, 21, 22, 24, 32~35, 37, 41, 44, 45, 49, 52~55, 58, 59, 61, 62, 81, 82, 84, 88, 94, 106, 110, 114, 122, 123, 130, 137, 141, 143, 150~152, 158, 167, 175, 179, 183
明星院 57, 152
妙信院(浅野慶熾生母) 142, 152
明信院 21
妙風寺 28
三好岩之丞 21
む
向井玄同 182
向屋七兵衛 141
睦仁(明治天皇) 3, 87 新帝,聖上
村井虎次郎 93
村上
敬次郎 8, 12, 14, 20, 21, 24, 27, 29, 31, 34, 35, 37~39, 44, 47, 49, 53, 55, 56, 62, 80, 82~84, 89~93, 95, 97, 99, 102, 103, 106, 107, 109, 110, 113~117, 119, 122~126, 129, 133~135, 138, 141~145, 148~152, 156, 158, 161~165, 167, 169, 170, 173~176, 179, 181, 182, 184~187
敬次郎姉 62 岡島家内,堀尾妹
左一郎 183
豊三郎 63, 170
村田文夫 143, 149, 156
室角峰登 57
め
妻鹿 某 155
も
毛利大膳(敬親) 78, 82 長州侯
望月 登 149
桃井保衛 126
森
喜久二 10, 37, 44, 47, 57, 151
新太郎 180
仙太郎 10, 16, 17, 19, 21, 22, 30, 32, 42, 45, 62, 79, 80, 89, 124, 131, 134, 175
森岡
弟婦〔たつ〕 7, 30, 63, 101, 102, 120, 125, 151, 163, 164, 177
好〔幸〕 125, 177
十兵衛 7, 102
つち 120
時太郎 117, 124~127, 133, 134,

人名・寺社名索引 11

二川主税 56, 57, 110, 132, 135,
137, 180
二葉山(社) 55, 152~154, 166, 167,
175, 182
船越寿右(左)衛門 138
ブラックモール兄弟 158, 166, 169,
171~174, 182

ほ

宝国(村上彦右衛門亡弟庫吉) 9
宝仙寺(宝尊寺) 151
報専坊 11
星野
幸次郎 31, 51, 61, 101, 102, 126,
134
貞之助 117, 166, 182
武平次 17, 147, 151, 165, 169
姪(さよ) 30, 31, 103, 117, 126
姉姑(老室) 30, 31
細 六郎 130
堀田
伊三郎 36, 50
右膳 24, 27
新吉(村上彦右衛門僕) 8, 11, 13,
18, 20, 21, 24, 25, 33, 36
~38, 45, 48, 55, 62, 80,
82, 94, 106, 117, 132,
133, 145, 146
助六 24
堀江太左衛門 26, 126
堀尾
妹(ちか) 15
岡島家内(村上敬次郎姉
嘉善 10, 23, 32, 46, 50, 53, 62,
104, 118, 122, 162, 165
勝登(誠意) 4, 7, 8, 12, 26, 28, 33,
34, 39, 40, 42, 44, 45, 47,
51, 53, 54, 57, 62, 72, 81,
83, 84, 88, 89, 91, 97, 102,
110, 120~122, 124, 130,
143, 147~158, 162~164,
166~171, 173, 174, 176,

177

後室(内室,老室) 7, 9, 79, 80

後室 14 註寿院

本種院(堀尾嘉善後室かね) 107

本照寺 14, 150, 158

本多

英太郎 63

庫人 63, 79, 172

ま

真木小右衛門(村上彦右衛門変名) 63
まさ(村上家下女) 44, 45
正戸豹之介 29
増原栄次郎 35
町野源八郎 100
松尾角左衛門 93
松平
近江守(長厚) 8, 22, 26, 60
浅野近江守
大蔵大輔(春嶽) 96
越前公(越公)
容保(肥後殿) 177~179
会津侯,源容保
筑前守 28
若狭(喜徳) 179
松宮
空之助 22, 149
松村乙次郎 136
松本
元郁 37
富次郎 151
間宮市左衛門 168
万年屋平助(己斐村石風呂亭主) 54

み

水谷

伯母(又左衛門室) 54, 126

八十郎(真) 21, 35, 106, 109, 134,
141, 143, 146, 150, 156

三滝天満宮 176

三津井滝次郎 53

源

10

は

梅梢院(浅野齐肃生母) 39, 41, 42, 45,
50, 142, 144
萩原栄吉 21
波多野
権祐 167
四郎 56, 57, 167
八幡社(白山八幡社) 136, 152
服部刚八郎 165
花房吉之丞 92
羽根宗右衛門(神埼宿脇本陣) 65
原
市之進 51, 52
十郎次 25
新五兵衛 137
原田
儀一郎 69
熊槌 69
伴 十郎兵衛 31, 110, 138, 179, 180

ひ

東本願寺 114
樋口
静馬(静磨,志津磨) 42, 52, 59,
158
ヒコ(ジョセフ彦蔵) 69
肥後侯(細川護久) 113, 145
彦根侯(井伊直憲) 92
久留
杏蔵 13, 17, 60, 88, 151, 156,
170, 184
俊蔵 131, 166
毘沙門天 6, 90
尾州公(徳川慶勝〔尾侯〕 81, 92
尾張大納言
秀吉(石内村庄屋同格) 118
秀ノ一〔秀一〕 7, 9
一井嘉内 24, 89, 139, 140
一橋大納言(茂栄) 143
日野大納言(資宗) 43, 75, 76
妣廟(村上彦右衛門実母) 19
先妣廟

姫君(浅野齐肃室) 116 泰栄院
白道(雲州僧) 17
平川
市太郎 84, 92, 163
静一郎 12, 14, 20, 27, 82, 83,
165
平野
伝右衛門 126
百蔵 23
広浜唯一 35, 49
ピンヤトル シヤール(長崎仏商) 66,
67

ふ

深町真喜太(鴻作) 17, 42, 50, 81, 88,
138, 141, 161, 163, 164
普観廟(村上家二代甚兵衛室) 56, 168,
184
吹本吉蔵(村上彦右衛門家来) 8, 14,
32, 38, 39, 52, 151
福永
助左衛門 124
友五郎 39
福永屋千兵衛(長崎広島藩人參製御用聞)
70
武作(小回り) 21
藤井
音次郎 186
静雄 29
笙之輔 183
藤岡八蔵 132
藤川
栄吉 34, 55
甚吉郎 37, 38, 48, 51, 84, 97,
123, 127, 157
甚吉郎妻 167
每登 47, 55, 127, 133, 167
又三郎 34, 167
藤田敬次郎 39, 89, 133, 140, 141,
165, 174
藤(之)森社 18, 24, 116
普照廟(村上家二代甚兵衛) 56, 168

人名・寺社名索引 9

- 徳永源太郎 34
 得能
 市之允 67, 70, 71, 81
 音次郎 67
 時規師五郎兵衛 181
 土州侯(山内豊信) 81, 145
 百々三郎助 103
 殿様(浅野茂長,長訓) 6, 8, 36, 41, 42,
 89, 99, 110, 123, 128, 135,
 136, 141, 142, 144, 157,
 166, 167, 174, 182
 御名少将,源茂長
 富永源五郎 93
 問屋五郎兵衛(広島江波,龍野藩御用聞)
 64
- な**
- なか(村上家下女) 45, 94
 永井仲之助 50, 121, 162
 長尾十右衛門 71
 中川慎太郎 17, 88, 122, 134, 142
 長崎屋猪三郎(内野宿本陣) 65
 中島小弥太 29
 中島屋吉兵衛(広島西引御堂町,龍野藩
 御用達) 64, 65, 67~71,
 162, 166, 176, 180, 187,
 188
 長束
 市郎右衛門 28
 吉之進 14, 22, 28, 31, 61, 63, 73,
 84, 122, 148, 165
 吉之進家内 19
 清次郎 21, 23, 28, 30, 32, 37, 38,
 41, 53, 72, 79, 84, 97
 中津屋
 後家 13
 豊助 183
 中西元楨(元禎) 94
 中村
 孟 143
 尚一 167
 名倉
- 求馬 39, 57
 部 176
 南部健助 96
- に**
- 二上吉太郎 180
 饒津大明神(浅野長政) 182
 西本願寺 114
 西本
 荒太郎 165
 清助 39, 79, 152
 西山元斎 101
 日通寺 19, 24, 98~100, 103,
 114
 丹羽
 しけ 54
 正藏(正) 33, 35, 40, 49, 50, 54,
 58, 59, 61, 73, 79, 84, 88,
 89, 112, 114, 126, 133,
 142, 146, 147, 154, 155,
 158, 169, 170, 175, 186
 正藏室 119
 友輔 54 神田友輔
 仁和寺宮(嘉彰親王) 91, 103
- ね**
- 根津信右衛門 39
- の**
- 能称(村上家五代藤次郎) 50, 160
 野上陸奥守 152
 野口金兵衛 11, 14, 23, 55, 99, 114,
 134, 157
 野坂為之進 71
 野田七郎右衛門 123, 179
 野津信右衛門 27
 野之口(中(大口隆正)) 53, 54
 野原八右衛門 22
 野村
 清記 100
 帯刀 120, 122, 125

8

竹腰左助 49
 田坂虎之助 182
 多田唯登 40
 多田野伊八母 178
 豊屋喜右衛門 156
 田中
 源之助 64, 65, 68~70
 実五郎 28, 43, 44
 助左衛門 67, 71
 兵助 145
 谷本島之助 49
 田安中納言(慶頼) 143
 旦那様(浅野道興) 4, 19, 27, 34, 58,
 95, 96, 122, 126, 142, 153,
 159, 162, 167, 171, 175,
 182, 183 浅野河内,
 紀道興,此御方様

ち

長
 久米之介 82, 84, 119
 武左衛門 7, 11, 13, 14, 16, 18,
 20~23, 27, 32, 35, 43, 45,
 46, 50, 51, 53, 54, 58, 61,
 84, 95, 107, 115, 122, 148,
 164, 165, 179, 187
 長安寺 43
 長州侯(長侯) 145 毛利大膳
 千代漣(東城浅野家老女) 7, 39

つ

辻
 妹(辻清人室,村上彦右衛門妹)梅)
 7, 12, 30, 31, 58, 73, 97,
 103, 123, 170, 171
 吉弥 58
 清人(織之丞,政徳) 4, 12, 24, 25,
 28, 31, 33, 37~40, 42,
 46~48, 51, 53, 55, 58,
 61, 72, 83, 84, 125, 133,
 134, 149, 151, 163, 168,
 171, 181, 183

源之進 34, 58
 将曹 35, 95, 105
 たけ 26, 28, 31, 42, 58, 133,
 171
 美祢 97
 保馬 37, 38 専保童子

对馬屋清八郎 140
 津田完助 137
 土屋秀太郎 54, 176
 坪内
 音助 42
 伯母 49, 50, 52, 53
 貞照院
 久米之助(操) 17, 42, 43, 49, 52,
 53, 59, 88, 158, 188
 津村亀次郎 39

て

貞照院 53 坪内伯母
 摘玄(妙慶院弟子) 34
 寺川文之丞 93
 寺西
 志津登 22
 匠作 122
 天璋院(徳川家定室) 91, 112
 伝福寺 43
 天満宮 34, 169

と

土居笑吾 163, 165
 洞雲寺 161
 遠野(倫)郷 181
 得井
 勘次郎 176
 房五郎 176
 徳応寺 22
 徳川
 亀之助(家達) 142
 民部大輔(昭武) 20
 慶喜(内府公) 91, 93, 95~97,
 103, 106, 107, 112, 159
 公方様,大樹,源慶喜

人名・寺社名索引 7

昭徳院(徳川家茂) 8, 49
 浄土寺 160
 白神社 18, 58, 90
 心鏡院(浅野茂長生母) 142, 144
 新帝(明治天皇) 9 聖上, 睦仁
 信楽廟(村上家四代勇蔵室) 26, 125

す

瑞祥院(木野一馬) 10, 99
 随心院(堀尾嘉善先妻深町氏) 107
 末津姫(浅野長政室) 182
 菅復
 元精(元济) 24, 28, 41, 46, 47,
 61, 125, 134, 141
 たつ(菅復元济内室) 24, 156
 杉岡文碩(文碩) 5~12, 18, 25, 28, 36
 ~38, 46, 48, 50, 81, 94,
 99~101, 117, 142, 158,
 162, 169, 181, 186, 187
 杉本儀兵衛 136
 住吉(社) 143
 諏訪明神(長崎) 70

せ

誓願寺 24, 38, 39, 161
 聖上(明治天皇) 168, 169
 新帝, 睦仁
 清野金左衛門 13, 51
 関浦友輔 184
 瀬野屋 某(鳥屋町) 126
 先考(村上彦右衛門父星右衛門) 18,
 114
 仙石志摩 100, 125
 詮寿院 19 堀尾後室
 先帝 108, 170 孝明天皇,
 主上, 大行天皇
 先妣廟(村上彦右衛門実母) 115
 妣廟
 専保童子 38, 48 辻 保馬

そ

宗 播磨守(義和)之御前櫛 浅野齐賢娘

信楽院) 65

添田伊作 126
 曾根直之進 29, 122

た

泰栄院(浅野齐肃室) 116, 117, 123,
 125, 138 姫君
 大教廟(村上家三代彦兵衛室) 185
 休廟
 大光院(浅野慶熾) 142, 174
 大行天皇 15, 17
 孝明天皇, 主上, 先帝
 大樹(公) 15, 81, 82, 89 公方様,
 徳川慶喜, 源慶喜
 大融廟(村上家三代彦兵衛) 25
 潤廟

高木

時太郎 101, 102 森岡時太郎
 平太郎 61, 101, 118, 133, 166
 来助 32, 37, 42, 44, 45, 81, 83,
 84, 100~103, 106, 108,
 116, 133, 163, 164, 181,
 182, 187
 隆平 70, 71

高橋

太一郎 27, 39
 太右衛門 17, 136, 141, 165
 桃源 37, 94
 文良 37

高間

省三 167
 多須衛 39, 167

田川

権右衛門 146, 155
 虎次郎(村上彦右衛門家来) 146,
 155, 167, 176

滝戸幸蔵 120

田口太郎 20, 119

武井群司(幹之) 138, 186

竹内何某 132

武内保之進 30, 57, 163

竹之御丸御祠堂 155, 169, 182, 184

6

- 117, 119, 122, 124, 125,
127, 132, 133, 135, 138
~141, 150, 169, 170,
175~177, 184, 186
- 西福院 6
西蓮寺 7, 102, 103, 114, 116,
125, 150
- 坂谷希八郎 162, 180
- 崎田恪衛〔勝文〕 17, 26, 40, 42, 82,
88, 133, 141, 172, 176
- 佐久間
織衛 40
静馬 40
藤吉郎 118
- 桜井
広右衛門 66, 70
与四郎〔元憲〕 138, 182
- 座光寺 糺 64, 65, 68~70
- 佐々木
覚太郎 165
郡〔群〕次 27
是平 23
猶馬 11, 14, 22, 23, 45, 94, 145
平太 32
- 薩州侯〔島津茂久〕〔薩侯〕 81, 114
- 佐藤
喜代見 37, 41, 57, 119, 157
益之丞 10, 19, 22, 23, 25, 33, 38,
43, 44, 51, 55, 63, 79, 89,
125, 139, 154, 161~163,
172, 175, 176
益之丞娘 21
- 沢 栄左衛門 165
- 沢崎雄三郎 16, 31, 84, 122, 165
- 三鬼坊 126, 132
- 三次〔小人〕 7
- 三之丸稻荷社 24
- し
- 慈眼廟〔村上家初代三郎右衛門〕 48, 156
慈君〔村上彦右衛門継母〕 4, 7, 10, 15,
16, 20~24, 26, 32, 33,
37~39, 44, 46~48, 55,
56, 58, 59, 73, 79, 80, 88,
90, 94, 102, 122, 123, 125,
132, 151, 154, 162, 164,
167, 168, 170, 175, 181,
185
- 慈光廟〔村上家初代三郎右衛門室〕 48
妙円廟
- 四条隆調 91
- 地藏尊 46
- 実応童子〔村上彦右衛門亡子千代雄槌〕
21
- 実山童子〔村上彦右衛門亡子幾三郎〕
33, 48
- 品川一郎 133
- 芝屋彦七〔黒崎宿〕 65
- 芝山 113, 158
- 島末源太 130
- 島谷武兵衛〔長崎御用達〕 66, 70, 71
- 島本広右衛門 18, 90
- 下石満蔵 28, 127, 131, 138
- 下瀬
橘象 20
篤〔徳〕之助 24, 55, 61, 110, 113,
118~120, 124, 141
- 秀山智英童子〔村上彦右衛門亡子正介〕
151, 152
- 主上〔孝明天皇〕 6 孝明天皇, 先帝,
大行天皇
- 寿操院〔浅野慶熾室〕 138
- 潤廟〔村上家三代彦兵衛〕 132
大融廟
- 庄次〔下番〕 8
- 松寿院〔森岡十兵衛室〕 139
- 少将様〔浅野斉肃〕 8, 26, 39, 41, 42,
93, 94, 97~101
温徳院
- 常称廟〔村上家四代勇蔵〕 26, 28, 125,
135
- 浄誓院〔森岡万之進〕 101, 103, 114,
116
- 正清院 50

人名・寺社名索引 5

- 木村伊太郎 120
 極屋源三郎(大村宿本陣) 66
 木屋利兵衛(浅野守之進三原宿) 166
 休庵(村上家三代彦兵衛室) 132
 大教廟
 御名少将(浅野茂長,長訓) 159
 殿様,源茂長
- く
- 楠 宗太 6~9, 28, 169
 国枝与助 66, 70
 久野
 邦太郎 167, 180
 源内 158
 大平 185
 秀太郎 9, 17, 25, 26, 34, 41, 42,
 49, 54, 59, 60, 73, 82, 84,
 88, 110, 119, 122, 126,
 133, 138, 151, 167, 170,
 174, 184
 淑人 17, 82, 88, 185
 久保喜八郎(宇治製茶師) 140
 公方様(徳川慶喜) 75, 76
 大樹,徳川慶喜,源慶喜
 熊谷直彦 16
 蔵田庫之進 21, 121
 栗田
 新太郎 34
 富三郎 34
 栗原
 定次郎 175
 直之進 175
 黒田
 孫四郎 49
 益之丞 137, 138
 弥五左衛門 136
 桑名侯(松平定敬) 15, 81, 89
 桑原
 吉郎二 9, 13, 24, 26, 30, 33, 35,
 47, 73, 84, 90, 91, 103,
 115, 143, 151, 167, 187
 俊太 33~35, 44, 56, 84, 91,
 92, 122
 藤之丞 92, 109
- こ
- 高謙院(浅野高平室) 22, 150
 合信(B. ホブソン) 28
 恒助(木野使) 99
 上月辰之丞 132
 興徳寺 11, 102, 114, 150, 166,
 183
 光明院 17
 孝明天皇 17
 主上,先帝,大行天皇
 国前寺 58
 国泰寺 42, 95, 142, 144
 梧月(朝鮮漂流人) 69
 小島左源太 19, 50
 小鷹狩介之丞 138, 181, 183
 小谷久之助 66, 70, 71
 児玉
 政之進 71
 宗秀 183
 此御方様(浅野茂勲,長勲) 113
 此御方様(此方様,此御方)〔浅野道興〕
 19, 22, 50, 55, 81, 99,
 141, 153, 183, 184
 浅野河内,紀道興,旦那様
- 小林
 育太郎 181
 大右衛門 36
 土佐守 9, 24
 彦左衛門 184
 六郎 62 赤松精之介
 近藤 勇 135
 金毘羅 17
- さ
- 西向寺 8, 9, 11, 13, 14, 18, 19,
 21, 25, 26, 28, 32~34, 36,
 38, 39, 44~48, 50, 56,
 57, 60, 79, 82, 84, 88, 90,
 97, 103, 107, 114, 115,

4

小野秀平 40
 帯屋孫兵衛(小倉宿) 65
 尾張大納言(徳川慶勝) 96 尾州公
 温徳院(浅野齊肅) 101, 103, 104, 114,
 126, 142 少将様

か

海蔵寺 17, 18, 22, 27, 32, 44, 45,
 89, 119, 150
 加賀中納言室(前田齊泰室) 138
 夏岳君 34
 覚道院(浅野長懋) 95 浅野右京
 家小(村上彦右衛門室,並) 7, 9, 15,
 17~19, 21, 23, 25, 31,
 37, 39, 43~45, 47, 58,
 59, 73, 80, 90, 97, 101,
 103, 110, 114, 123, 125,
 126, 143, 147, 148, 150,
 151, 158, 162, 166, 169,
 177, 181, 183
 梶原平馬 179
 和宮(徳川家茂室) 112
 片岡
 大記 92
 弘 168, 169, 171
 勝矢幸之助 49, 122
 勘解由小路右中弁宰相(資生) 138
 金子
 元達 8, 32, 33, 101, 155
 徳之助 40
 利吉(長崎時計師) 70
 樺山平左衛門 71
 甲 権大夫 100
 神川三太(平助) 11
 亀井
 隠岐守(茲監) 134, 136, 157, 167
 茲命 167 浅野峯槌
 夏明遠 126
 蒲生司書 97, 104
 萱野権兵衛 178, 179
 賀陽宮(青蓮院宮・中川宮〔朝彦親王〕
 158~160 尹宮

河瀬

極人 9, 17, 26, 34, 48, 59, 60,
 82, 97, 110, 141, 143,
 186
 喜和馬 41
 菅 勘解由 79, 98, 100, 115, 134~
 137
 勘助(村上彦右衛門小者) 154, 159
 神田郡治 54
 神田社(神田八幡) 17, 124, 172
 勘兵衛(馬医) 19

き

喜久(菊〔東城浅野家老女〕 79, 80, 90,
 129
 紀州公(徳川茂承〔紀伊大〔中〕納言〕
 92, 112
 義純童子(村上彦右衛門亡子他三郎)
 32, 33
 木谷弥太郎 136
 北野久松 142
 北村
 内人 151
 源兵衛 49
 吉右衛門(十軒屋村百姓) 8
 吉平(村上彦右衛門小者) 151, 154
 喜連良成 101
 紀 道興(浅野道興) 3, 87 浅野河
 内,此御方様,旦那様
 木野
 喜代 181
 謙蔵 21, 35, 106, 110, 113, 114,
 120, 123, 135, 141, 143,
 145, 146, 155, 156, 158,
 169, 186
 後室(嫂,従嫂) 9, 39, 41, 55, 145
 まつ 9
 吉槌 181
 木原
 慎一郎 25, 90, 119
 徳蔵 11
 秀三郎 27

人名・寺社名索引 3

- 57, 60, 84, 94, 123, 134,
148, 165, 176
良之進妻 31, 37
尹宮〔青蓮院宮・中川宮〕〔朝彦親王〕
158, 159 賀陽宮
- う
- 上田
典膳〔節宣〕 134, 155, 175, 186
主水〔安敦〕〔重美〕 13, 19, 21, 22,
39, 42, 49, 50, 55, 58, 62,
79, 82, 88, 106, 140, 141,
153, 167, 169, 171, 174,
182~184, 186
- 植田
乙次郎 17, 26, 30
兼山 13
上田屋才助〔利松村索麵製所引請〕 144
上野吉次郎 53, 61, 94, 128, 130
宇佐美栄之進 23, 38
宇都宮常松 56
梅沢孫太郎 52
- え
- 越前侯〔松平慶永〕〔越侯〕 81, 92
松平大蔵大輔
- 円照〔正〕寺 19
遠藤佐兵衛 17, 30
- お
- 御宇衛様〔浅野道興室〕 4, 7, 16, 32,
77, 88, 116, 119, 120,
122, 129, 132, 133, 152,
162, 171
- 大柿
唯次郎 35
藤太 35, 61, 62
大崎喜和馬 176
- 大島
五兵衛〔正雄〕 6, 9~12, 14, 16,
18, 20, 26~28, 32~34,
38, 44, 46, 47, 53~55,
- 60, 62, 63, 72, 80, 84, 89,
90, 92, 94, 99, 104, 113~
115, 119, 120, 122~124,
126, 129, 131, 133~135,
137, 143, 148, 150, 154,
162~166, 169, 172, 181,
184, 185, 188
- 五兵衛家内 120
松太郎 18, 23, 26, 46, 60, 63,
119, 131, 157, 182
- 大杉屋忠右衛門 63
大野木
昇 25
保次郎 54
大橋繁太郎 113
大森操兵衛 152
オールト〔長崎英商〕 69, 70
岡 佐五郎 51, 62, 63
岡島
平之進 15, 16, 21, 25, 30, 32, 51,
57, 61~63, 67~71, 73,
79, 82~84, 89, 92, 115,
123, 124, 133, 137, 158,
163, 187
平之進室〔家内〕 15, 133
堀尾妹, 村上敬次郎姉
- 岡田
喜太郎 137
七五三槌 84
重次郎 26, 133
八十太郎 140, 168
岡村豊吉 110
岡本主馬 24, 40, 89, 140
小河直之進 62
沖 進 56
沖村弥三 21
奥 鉄太郎 29, 142
奥田
久兵衛 137
政次郎 49, 50, 101, 150
越智 某 71
鬼塚惣介〔薩摩藩御用達〕 71

- 彦吉 166
 飛驒〔忠〕 135 ~ 138, 142, 148,
 151, 157, 172, 173, 180,
 183, 184
 秀之丞 100
 孫大夫 19, 53, 122
 万之丞 23
 造酒 120
 鞆槌 117, 123, 134, 136, 157,
 166, 167 亀井茲命
 守之進〔道敏〕 4, 16, 19, 21, 22,
 28, 31, 35 ~ 37, 39, 42,
 54, 57, 72, 80, 95, 106,
 109 ~ 120, 122, 123, 126,
 129, 132 ~ 135, 138, 141
 ~ 144, 151, 153, 155, 160,
 163 ~ 166, 168, 172 ~ 176,
 179, 181, 183, 186, 187
 味木彦兵衛 42
 阿部
 主計頭〔正方〕 112, 115, 124, 126,
 135, 137, 142, 157
 元次郎〔正桓〕 137, 157
 浅野元次郎
 荒木何某 143
 淡島〔社〕 47, 143
- い
 飯田
 旗之助 39
 六郎 132
 伊木長門 97
 生田英之進 113
 井口雅槌 118
 池内和左衛門 27
 池田加賀守〔神田社神官〕 50, 172
 石井
 寿兵衛 36, 39, 42, 53, 54
 修理 53, 59, 100, 116, 137
 惣兵衛 138
 正之助 106
 石川直之進〔忠矣〕 95, 137, 186
- 石崎騏一郎 70, 71
 石田
 岡右衛門 80
 直太郎 53
 石津
 角馬 118, 120, 122
 蔵六 66, 70, 71
 石橋甚之助〔木屋瀬宿本陣〕 65
 石原啓八郎 159
 石本九郎 110, 142
 泉屋市郎右衛門 20
 伊川院〔狩野栄信〕 126
 伊蔵〔左官〕 46
 板倉伊賀守〔勝静〕〔板倉侯〕 10, 51, 74,
 75, 97, 135
 板原市之祐 29
 市川
 猪三郎 29, 110
 斎宮 12, 35, 47
 伊地知莊之丞 70, 71
 一柳久米三郎 142
 巖島〔社〕 26, 33, 137
 伊藤
 乙三郎 62
 勘次郎 164
 徳之助 62, 124
 稲葉侯〔正邦〕 91, 92
 乾 左仲 151
 井上庄蔵 9
 今井小左衛門 17
 今田幾之助 130
 今村文之助 80
 岩倉前中將〔具視〕〔岩倉右兵衛督〕 95,
 111
 岩崎
 瀬平 27
 潜龍 36, 37, 57, 58, 107, 134
 常介 20
 よし〔芳, 良之進母〕 9, 13, 14, 20,
 54, 72, 94, 122, 125, 143,
 174
 良之進 13, 14, 16, 18, 38, 53, 54,

人名・寺社名索引

凡 例

算用数字はページ数を示す。

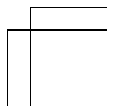
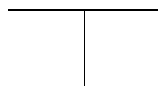
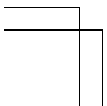
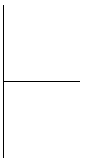
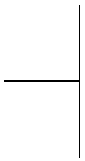
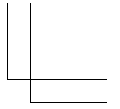
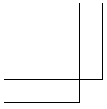
配列は五十音順とした。なお、読み方については、通例と思われる呼び方にしたがった。読み方が分からない人名については、原則として音読で配列した。

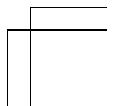
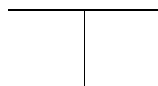
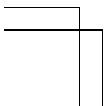
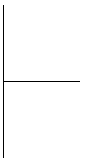
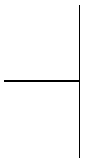
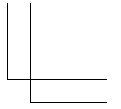
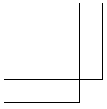
原則として原文のまま収録し、名前しか分からない人名や、院号、諸侯名、誤字もそのまま収録した。その場合、正しい名前、俗名、著者との関係、所属村名、職名などを()で補うようつとめた。同一人物で2つ以上の呼称がある場合、[]で示したり、で参照できるようにした。

女性名の「於」「お」字は省略した。

採録に当たっては、検索項目が分かりやすいように体裁を変えた場合がある。

- | | | | | |
|----------------|---|-------|------------|---|
| あ | | | 128, 133 | 松平近江守 |
| 会津侯 | 15, 81, 89 | 松平容保, | 嘉吉 | 117 |
| | | 源容保 | 主計 | 36 |
| 青野 | | | 河内〔道興〕 | 173 紀道興,此御方様,旦那様 |
| 英太郎 | 174 | | 紀伊守(茂勲,長勲) | 136, 137 此御方様,若殿様 |
| 保太郎 | 24, 89, 174 | | 邦(浅野守之進実妹) | 19 |
| 青盛勝之助 | 168 | | 元次郎 | 135~137 阿部元次郎 |
| 赤松精之介 | 62~71, 79, 115, 131, 133, 134, 157, 158, 163, 169, 170, 182 | 小林六郎 | 此母 | 22 |
| 秋塚屋茂三郎(長崎万屋町宿) | 66 | | 権大夫 | 36 |
| 浅野 | | | 式部(懋昭) | 26, 36, 72, 115, 117, 135, 136, 142, 153, 159, 166, 172, 183, 185 |
| 出雲(道砥) | 35, 36 | | 助九郎 | 30, 89, 120, 122 |
| 右京(長懋) | 36 | 覚道院 | 哲之進(忠純) | 181 |
| 右近(忠英) | 15, 18, 19, 22, 42, 51, 88, 126, 135, 137, 138, 140, 148, 175 | | 内記(懋績) | 22, 26, 36, 38, 42, 54, 115, 136, 141, 142, 153, 172, 183, 185 |
| 右近奥様 | 46 | | | |
| 近江守(長厚) | 112, 115, 124, 126, | | | |





むらかみ かじょう けいおうさんねん めいじ がんねん 広島県立文書館資料集 4
村上家乗 慶応三年・明治元年

平成 18 年(2006)3 月 31 日 発行

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052
広島市中区千田町三丁目 7-47
TEL (082)245-8444

印刷 創元社

〒733-0861
広島市西区草津東一丁目 7-32
TEL (082)274-5656

